

平成28年第3回

香美市議会定例会会議録

平成28年9月 7日 開 会
平成28年9月23日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 8 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 8 年 9 月 7 日 水曜日

平成28年第3回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成27年9月7日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月7日水曜日（会期第1日） 午前 9時03分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	小 松 紀 夫	18番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	19番	島 岡 信 彦
11番	門 脇 二三夫	20番	石 川 彰 宏

欠席の議員

2番 小 松 孝

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課収納担当参事	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福祉事務所長	西 本 恭 久
企画財政課長	山 中 俊 明	産業振興課長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由香理	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	岡 本 博 章	支 所 長	野 島 惠 一
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	舟 谷 益 夫
税務収納課長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	小 松 美 公	生涯学習振興課長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

代表監査委員 三 木 象 二

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里
議会事務局書記 一圓 まどか

市長提出議案の題目

- 議案第 50号 平成27年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 51号 平成27年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 52号 平成27年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 53号 平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 54号 平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 55号 平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 56号 平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 57号 平成27年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58号 平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59号 平成27年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60号 平成27年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 61号 平成27年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 62号 平成28年度香美市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第 63号 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 64号 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 65号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 66号 平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 67号 香美市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 68号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

議案第 69号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 70号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 71号 高知縣市町村総合事務組合理約の変更について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成28年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成28年9月7日(水) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告

3. 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告

4. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第 8号 損害賠償の額の決定及び和解について

(2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく報告について

報告第 9号 平成27年度香美市健全化判断比率の報告について

報告第10号 平成27年度香美市資金不足比率の報告について

(3) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 議案第 50号 平成27年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第 51号 平成27年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 議案第 52号 平成27年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 議案第 53号 平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第 54号 平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 議案第 55号 平成27年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第 56号 平成27年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳

入歳出決算の認定について

- 日程第11 議案第 57号 平成27年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第 58号 平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第 59号 平成27年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第 60号 平成27年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第 61号 平成27年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第 62号 平成28年度香美市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第 63号 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第 64号 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第 65号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第 66号 平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第 67号 香美市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第 68号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第 69号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第 70号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第 71号 高知縣市町村総合事務組合規約の変更について

会議録署名議員

1番、甲藤邦廣君、3番、利根健二君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時03分 開会 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから平成28年第3回香美市議会定例会を開会します。

議事日程に入る前に報告いたします。2番、小松 孝君は、病気のため欠席という連絡がありました。

まず、平成28年第3回香美市議会定例会開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

さきのころ、皆様方のご協力により、平成28年熊本地震に対する義援金は総額1億3,488万3,053円になり、うち1億2,139万4,748円を熊本県市議会議長会に、1,348万8,305円を大分県市議会議長会に贈呈したと、全国市議会議長会第204回理事会で、岡下会長より報告がありましたことをおつなぎしておきます。

本年7月、8月は高温の暑さが続き、皆さん大変でございましたが、香美市の三大祭りでございます川上様夏祭り、土佐山田まつり、奥物部湖湖水祭と大勢の人出でにぎわいました。また、合併1周年ということでもあり今までにないにぎわいで、事故もなく無事終了することができました。これも関係いたしました職員の皆様方の努力のたまものだと思います。まことにご苦労でございました。地域活性化のためにも、来年度もさらににぎわうことを期待するものでございます。

四国には直接関係ございませんでしたが、8月には台風が4個も日本に上陸したことは、1962年以来のことでございます。その中で、台風10号は東北地方に上陸いたしました。この東北地方に上陸することは初めてのことで、岩手県や北海道に甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた方、いまだに行方のわからない方、被災され1週間がたち、いまだに孤立している方など、大勢おいでになられます。亡くなられた方々にはご冥福をお祈りし、行方のわからない方々の早期の発見、そして、一日でも早く孤立の解消と復旧・復興を願うものでございます。熊本県の地震、そして今回の台風と、自然災害の恐ろしさがひしひしと伝わってまいります。

議員各位におかれましては、それぞれ毎日ご多忙のところ、本議会定例会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本日の議会定例会に市長から提出されております案件は、報告3件、議案22件であります。また、最終日に追加議案があると伺っております。後ほど市長より提案理由の説明がありますので、それぞれの議案等に対し適切な議決を賜りますようお願いいたします。

また、円滑な議事運営に格段のご努力を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たり私のご挨拶とさせていただきます。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて1番、甲藤邦廣君、3番、利根健二君の両君を指名します。両君にはよろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件については、9月2日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。

本日招集されました平成28年第3回香美市議会定例会の運営につきまして、去る9月2日に議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議（審査）の予定表のとおり進めることに決定し、本日から9月23日までの17日間といたしました。なお、会議が順調に進んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合につきましては、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までとします。

会期2日目の8日から会期6日目の12日までは、休日及び議案精査のため休会といたします。

会期7日目の13日から会期9日目の15日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期10日目の16日は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会へ付託となります。引き続き、議案第62号について、連合審査を行います。連合審査終了後、総務常任委員会において議案審査となります。

会期11日目の17日から会期13日目の19日までは、休日及び祝日並びに議案精査のため休会といたします。

会期14日目の20日は、午前9時より教育厚生常任委員会において議案審査となります。同日、午後1時から、産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期15日目の21日と会期16日目の22日までは、祝日及び議案審査整理のため休会といたします。

会期17日目の最終日23日は、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加案件がありますので、委員会への付託を省略をして本会議で採決まで行います。

また、全ての案件の審議が終了した後に、組織会を予定しております。

次に、一般質問の通告は、会期2日目の8日木曜日午前10時までと決定しました。一般質問の通告内容ではありますが、質問の要旨が十分にわかるよう具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

次に、請願・陳情、発議、意見書案等の議案について協議を行いました。請願・陳情、発議、決議案につきましては案件がなく、意見書案が5件ございます。

意見書案 9 号から第 13 号までの意見書案につきましては、5 件ともに書式等が整っていますので、会派代表者会議において各会派が意見書に対する調整を行い、提出者が署名を整えて最終日に追加案件として提案することになりました。

その他の協議結果につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおりでございます。議員各位の格段のご協力をよろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から 9 月 23 日までの 17 日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から 9 月 23 日までの 17 日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりです。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第 3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

平成 28 年第 2 回香美市議会定例会において可決されました核兵器なき世界に向けて政府の主体的行動を求める意見書及び地方財政の拡充を求める意見書については、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣へそれぞれ送付いたしました。

次に、市長から地方自治法第 180 条第 1 項の規定による、報告第 8 号の専決処分事項の報告及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定による、報告第 9 号及び第 10 号の報告がありました。また、監査委員から、例月出納検査報告書、平成 27 年度香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書、平成 27 年度香美市水道事業会計決算審査意見書、平成 27 年度香美市工業用水道事業会計決算審査意見書、平成 27 年度財政健全化判断比率の審査意見並びに平成 27 年度資金不足比率の審査意見が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりです。

これから、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、爲近初男君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（爲近初男君） おはようございます。9 番、爲近です。

6 月議会以降、7 月 15 日、8 月 3 日に行財政改革推進特別委員会を開催しましたので報告をいたします。

本特別委員会は、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況の審査を初めとして、各案件につき継続して所管課より現状報告を受け審査を行い、その都度、事務改善、取り組

み強化等も求めてきたところであります。議員改選以降2年が経過し、取りまとめを行いました。

住宅新築資金等貸付金及び市営住宅使用料等の滞納整理の状況については、一定の整理された事務遂行がなされていますが、新たに指定管理の状況等について、審査を継続すべき案件も多々見受けられます。よって、委員の総意として、行財政改革推進特別委員会を今後の議会においても、継続しての設置の必要があるとの結論であります。

本特別委員会の取りまとめ事項としまして、1、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況について、平成26年6月の提言に沿い善処されてきたところであります。しかしながら、現状、滞納繰越額は3億3,500万円であり、さらなる努力を要する。困難案件も精査してきたが、強制的な回収業務が可能な案件は皆無の状況である。平成33年の償還最終年度をめどに、展望のない債権については結論を出す時期に来ているが、内容を精査し、公平性を担保しつつ事務を進めること。また、償還推進助成事業の活用も積極的に進めること。

2、市営住宅使用料等の滞納整理の状況について、現年滞納をふやさない取り組みは成果が出ている。滞納繰越分については、滞納者の状況把握に努め改善を図ること。また、滞納を大きくしないため、早期に連帯保証人につなぐこと。契約者死亡後に、入居ルールを逸脱して近親者が居住しているケースがある。明け渡し請求等で毅然と対応すること。期間を定めての契約更新については、先進例を検討すること。空き室は早期に貸し出せるよう対策を講じること。

3、保育料の滞納整理の状況について、平成27年5月に提言を行ったが、状況改善には至っていない。原課との連携も含め対策、改善を求める。

4、香美市観光協会の現状について、べふ峡温泉の経営状況は改善。また、観光協会職員の待遇改善、新規雇用、事務所の課題、また施設修繕も自力でできる等前進している。観光協会本来の事業展開、新たな企画等に期待する。

5、指定管理の状況について、今回から新たなテーマとして審査を行っている。まず集会所の指定管理については、諸条件が整えば地域に返すべきとの見解。児童クラブの指定管理は、指導員の雇用状況等統一性がなく現状でいいのか、行政のかかわりが弱い等危惧する意見が多い。今後の審査にて提言をしていく方向である。

以上、5項目について取りまとめを行いました。議長と市長のほうへ報告、提言をいたします。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、定住人口増加促進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から

報告を求めます。定住人口増加促進特別委員会委員長、山崎眞幹君。

○定住人口増加促進特別委員会委員長（山崎眞幹君） それでは報告を行います。

定住人口増加促進特別委員会では、7月21日と8月24日に特別委員会を開催しましたので、審査の経過と結果について報告をさせていただきます。

7月21日の委員会では、香美市移住定住交流センターの進捗状況について、香美市移住定住促進計画アクションプランについてを議題とし、それぞれ担当課等より説明を受けた後、質疑、意見交換等を行いました。

香美市移住定住交流センターの進捗状況についてでは、センター業務を委託しているNPO法人いなかみの近藤代表理事より、いなかみが関与して実現させる移住の目標を平成27年度は年間10組としていたが、11組18名の移住実績があったこと。そして、年間目標達成に向けて掲げていた5つの方針とそれぞれの進捗状況、成果、また5つの方針以外の取り組み実績、香美市移住定住推進協議会関係者との連携、平成28年度の取り組み、解決に向けて動きたい課題等の説明を受け、質疑、意見交換等を行いました。

次に、香美市移住定住促進計画アクションプランについてでは、このプランの計画期間、計画の位置づけ、実績及び評価、次期アクションプランの目標等について、また、平成28年6月28日に開催された第1回香美市移住定住推進協議会で使われた香美市の移住定住の推進についてという資料をもとに、定住推進課として取り組んでいる移住定住推進の主な取り組み、平成27年度の目標と実績、移住実績の推移（平成25年度から平成27年度）、移住相談154組の詳細、移住者23組の詳細、空き家バンク物件の詳細（登録済みが42件）、移住希望者の傾向等について説明を受け、質疑、意見交換等を行いました。

次に、8月24日の委員会では、委員会の取りまとめについてを議題とし、委員会活動全般にわたる取りまとめを行いました。

以上で定住人口増加促進特別委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第50号、平成27年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第25、議案第71号、高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてまで、以上22件を一括議題とします。

行政の報告及び議案第50号から議案第71号までの提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 皆さんおはようございます。

本日ここに平成28年第3回香美市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様

はご多忙の中ご出席を賜り本当にありがとうございます。衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて、まとまった雨をもたらした台風12号につきましては、発生時から予想進路上に四国が入っており、北海道、東北に甚大な被害をもたらした台風10号の直後でございましたので、対策の備えをいたしておりましたけれども北にそれ、ほどなく低気圧となり目立った被害もなくほっといたしました。ほっとする間もなく新たな台風が発生し、ただいま北上しております。天災は忘れたころにやってくるとは、郷土の偉大な物理学者の言であります。また、最近では、災害は想定外に起こるとも言われております。決して油断はならず、備えを怠ってはなりません。

8月30日、物部川流域の自治体や国土交通省四国整備局などで構成する物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会が、物部川の減災に係る取り組み方針を取りまとめました。今後、逃げおくれゼロ、社会経済被害の最小化のための取り組みを計画的に推進することとなりました。この中で、暫定版の物部川洪水浸水想定区域図が示され、10月には、さらに精度を上げた想定図ができるとの説明がありました。大変重要な情報であることから、国土河川事務所などのご協力もいただき、浸水想定地域の住民の皆さんを対象に説明会を行い、避難対策など必要な対策を急いでまいりたいというふうに考えております。

現在、進めております防災行政無線の整備、消防署香北分署の建設検討は、市民の皆さんの安心安全、防災減災に係る重要な事業、取り組みでございます。肝に銘じて気を引き締め、着実に事業の推進を図ってまいりたいと存じますので、議員の皆様には一層のお力添えを賜りますようよろしくお願いをいたします。

それでは、諸般の報告、各課関連の行政報告をさせていただきます。

まず初めに、企画財政課。

1、「香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてであります。8月24日、平成28年度第1回香美市振興計画・総合戦略審議会を開催し、平成28年度9月改訂版「香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

次に、管財課。

1、大柝郵便局について、大柝郵便局新築工事が物部町大柝字前芝の市有地において着工され、平成29年3月に開局予定でございます。

次に、防災対策課でございます。

1、物部川大規模氾濫に関する減災対策について、8月30日に4市（高知市・南国市・香南市・香美市）、高知県、高知地方气象台及び国土交通省による物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会が開催され、物部川の減災対策に係る取り組み方針を取りまとめました。そこで、今後の減災対策としましては、本年度に国土交通省が浸水想定区域の見直しを実施しますので、区域内の地元説明会、ハザードマップの更新及び防災行政無線の戸別受信機の整備等を行い、取り組み方針の目標である逃げおくれゼロなどに

に対する施策を実施してまいります。

2、県内一斉の避難訓練について、9月4日に県内一斉の避難訓練が8市町で実施されました。台風12号の影響により時折強い雨が降る中、香美市では朝9時の消防サイレンを合図に72の自主防災組織2,477名が参加し、初期消火や炊き出し訓練などを行いました。

定住推進課。

1、移住定住促進について、7月にお試し移住体験住宅を1部屋増設し、現在5部屋全て入居中です。7月30日に特定非営利活動法人いなかみ主催による第1回移住体験ツアーを開催し、東北・関東地方から参加した子育て世帯6組16人に対し、子育て環境や支援体制を積極的に紹介した結果、4組が本市への移住検討の意向を示しました。

2、姉妹都市交流について、6月10日から13日までの4日間、姉妹都市である積丹町を総勢35名が訪問し、前夜祭では香美市と積丹町のYOSAKOIソーラン合同チームの華麗な踊りを披露するとともに、山田太鼓7名による勇壮な太鼓の演奏を行いました。翌日からの2日間は、札幌市で開催された第25回YOSAKOIソーラン祭りへ合同チームで参加し、より一層交流が深められました。

6月25日から27日までの3日間、積丹町を11名が訪問し、第11回積丹ソーラン味覚祭りに参加しました。訪問団は会場で香美市の地場産品である土佐打刃物やユズ関連商品、高知県の味覚を代表する鯉のタタキを販売し、大変盛り上がりました。

8月5日から7日までの3日間、積丹町の訪問団3名が来市し、翌日に開催された第48回土佐山田まつりにヤーレンソーラン積丹町&香美市チームで参加し、大きな拍手と声援を受けました。

3、ふるさと納税について、8月31日現在で寄附件数1,661件、寄附金額2,204万円になっており、今後は返礼品の充実とPRの強化を進めていき、今年度の目標額である5,000万円を達成したいと考えています。

産業振興課。

1、有害鳥獣について、8月25日現在、有害鳥獣捕獲数は鹿644頭、イノシシ154頭（後に「145頭」と訂正あり）、猿11頭です。また、自衛隊との連携による三嶺鹿捕獲は、10月2日、日曜日を予定しており、今後も引き続き香美猟友会の皆様にご協力をいただきながら、捕獲圧を継続していきます。

2、林業について、木材住宅支援事業は本年度10件を予定しており、事業の周知に加え、新聞広告による宣伝効果により8月末で10件の申請をいただきました。なお、予算残額に伴い、10月下旬には再度、新聞広告を掲載し、一層の事業展開を図っていきます。

繁藤ストックヤードの木材選別機は10月に導入予定であり、これにより木材選別能力が飛躍的に向上することが期待されます。

3、観光について、高知県観光活性化ファンドが（株）香北ふるさと公社の株式買受

に向けた最終調整に入り、本議会でホテル改修関連の補正予算を提案しております。

ファンドでは株式買受の前提として、ピースフルセレネをアンパンマン関連のコンテンツを活用した集客・滞在施設とする計画をしており、現在、フレーベル館や日本テレビ音楽等の著作権者等と施設整備や商品企画に関する協議を行っており、アンパンマンミュージアムは計画検討にご協力をいただいております。来年の夏休み前のリニューアルオープンを目標にしています。

建設課。

1、公共土木施設関係について、がけくずれ住家防災対策事業で1次要望を行った7件は、契約を完了し現在工事施工中です。1次要望後に申請のあった2件は、8月上旬の2次要望にて県に申請を行い、現在入札準備中です。

公共土木施設災害復旧事業は昨年度からの繰越が15件あり、8月末までに13件完了し、残り2件は現在施工中です。また、本年度の豪雨等により11件の災害が発生し、うち6件は国の査定を終え現在工事を施工中です。残り5件は9月以降に国の査定を予定しています。

交付金関係道路整備は県からの交付決定等もあり、年度内完成に向け順次着手しています。あわせて国からの追加補正もあり、一部事業計画の見直しを行います。

2、農業用施設等災害復旧事業について、農業用施設等災害復旧事業は昨年度からの繰り越しが10件あり、8月末までに6件完了し、残り4件は早期完成に向けて現在工事中です。

3、林道関係について、災害復旧事業は昨年度からの繰り越しが6件ありましたが、全て完了しました。

また、本年度の豪雨等により8件の災害が発生し、内1件は国の査定を終え、現在工事を施工中です。残り7件は9月以降に国の査定を予定しています。

改良・開設は、昨年度からの繰越2件は完了し、本年度事業は、年度内完成に向け順次、着手しています。

4、都市計画関係について、都市計画道路新町西町線は、用地等買収及びJRとの踏切拡幅電気設備詳細設計委託協定等の準備を進めています。また、JR踏切安全対策として、八王子踏切支障通報装置新設工事の協定を締結しました。

昨年度からの繰越分（あけぼの街道からの進入部工事）は完成し、本年度事業分（小学校前踏切部工事）は、現在入札等準備をしています。

5、地籍調査について、本年度の調査地区、物部町大栃・安丸の各一部、香北町谷相の一部、土佐山田町西又の一部において地権者等への説明会を行い、現地立会等作業に向けた準備を進めています。

6、県営工事について、国道195号（山田バイパス楠目～杉田間）は、起点部楠目工区の詳細設計及び用地取得と佐野工区の概略設計及び物件調査を行っております。

また、大栃橋架け替え工事では、下部工工事に着手します。

県道等の他路線についても地域との連絡を密とし、事業のスムーズな進捗に向け現在準備を進めています。

7、国道195号及び各県道の事業促進について、各路線について8月までに総会を開催し、県議を初めとする関係者と意見調整を行い、早期の事業完了等の確認を行いました。

また、国道195号について、あけぼの街道の4車線化・山田バイパス・大栃橋などの事業促進要望を県土木部等へ10月に予定しています。

8、地方道路（市町村道）整備について、高知県市町村道整備促進協議会に当市も参加し、交付金事業の予算確保等について7月7日に高知県土木部へ、7月11日に国土交通省四国地方整備局へ、8月8日に地元選出国會議員及び国土交通省・財務省に要望活動を行いました。

9、河川整備について、STEP UP ものべ推進協議会を通じ、四国治水期成同盟連合会・四国河川協議会合同で8月2日、3日に地元選出国會議員及び国土交通省・財務省・総務省・内閣府に要望活動を行いました。

環境上下水道課。

1、上水道事業について、6月13日に請負契約を締結した平成28年度上水道水源地3号井築造工事は、井戸本体の築造は完了し、9月より孔内洗浄及び揚水試験を実施しています。

2、簡易水道事業について、昨年12月に請負契約を締結し繰越事業として実施していました平成27年度山田堰簡易水道基幹改良工事は、8月末に完成しました。引き続き、同工事の平成28年度分について発注に向けた準備を進めています。

ふれあい交流センター。

1、香美市男女共同参画計画（思いやりプラン）第2回改訂版について、性別に関係なく市民の個性と能力を生かし、一人一人が自分らしく生き生きと暮らせるような社会づくりを基本理念として、これまでのプランの進捗を整理検証し、市民の男女共同参画に対する意識の変化や意見を反映するため市民アンケートを実施し、本市の実情に即した施策を展開するべく、香美市男女共同参画計画（思いやりプラン）第2回改訂版を平成28年6月に策定しました。

物部支所。

1、物部支所庁舎建設の進捗について、庁舎本体、防火水槽や合併浄化槽の設置が完了し、現在、玄関周辺の附帯施設や排水溝等の外溝工事を進めています。建築主体工事の工期である11月20日までに県の完了検査後、市の完成検査を行い受け取りとなります。その後、LANの整備や震度計、衛星電話、行政無線の移設や引っ越しに着手しつつ、12月22日まで現庁舎で業務を行い、12月26日より新庁舎で業務開始となります。ついては、本議会で支所の位置を改正する条例の制定について議案を提出しています。

生涯学習振興課。

1、人権啓発映画の上映について、「部落差別をなくする運動」強調旬間の7月16日に、人権にかかわる群像劇の「きみはいい子」を上映しました。当日は話題の映画であったことから398名の参加があり、人権意識の高揚が図られました。

2、図書館まつりについて、8月7日に香美市合併10周年事業の一環として、「3館合同、図書館まつりスペシャル」を開催しました。図書館マスコット・キャラクターの発表、読み聞かせ・子ども司書によるパネルシアター・プラネタリウムの上映等催しを実施して、図書への興味と読書活動の推進を図りました。

3、図書館及び美術館収蔵庫建設事業について、この建設工事は、市民の要望する機能が重視され、設計者は基本設計書（後に「基本計画書」と訂正あり）を的確に反映して、適正予算での設計図書の作成が必須となります。また、工事の監督業務等に係る補完、建設マネジメントの最適化を担保するため、設計・発注・施工の各段階で市が実施している業務の全部または一部を行う、CM（コンストラクション・マネジャー）方式を導入した建設を検討しています。

教育振興課。

1、姉妹都市交流事業について、香美市の小学校5・6年生7名が、姉妹都市との友好交流発展のため8月18日から21日まで積丹町を訪問しました。ウニむきなど高知ではできない体験やホームステイ、そして美国小学校での交流会などを通して、香美市と積丹町のいろいろな違いを学ぶことができました。また、積丹町の方の優しさにも触れ、たくさんの友達もつくることができ、大変実りある交流事業になりました。

消防課。

1、平成28年1月1日から7月31日までの火災、救急及び救助出動件数について、昨年同期と比較して、火災件数は5件、救急出動は93件、救助出動は5件の増となっています。詳細については表をごらんください。

2、香美市消防団の活動について、7月31日に香北方面隊が夏季訓練を実施しました。

3、香北分署の建設について、老朽化した消防署香北分署の改築に当たり、運用開始から42年が経過した現在、人口分布を初め社会環境が大きく変化していることから、改めて建設地について検討するため、自治会長、市議会議員、関係団体及び有識者らで構成される香美市消防署香北分署建設地検討委員会を設置し、第1回検討委員会を8月3日に開催しました。検討委員会は全部で3回開催の予定です。

続きまして、今期定例会に上程します議案について、提案及び説明を申し上げます。

まずは、専決処分事項の報告です。

報告第8号は、損害賠償の額の決定及び和解です。

報告第9号は、平成27年度香美市健全化判断比率の報告です。

報告第10号は、平成27年度香美市資金不足比率の報告です。

議案第50号は、平成27年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定です。

議案第51号は、平成27年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第52号は、平成27年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第53号は、平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第54号は、平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第55号は、平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定です。

議案第56号は、平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定です。

議案第57号は、平成27年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定です。

議案第58号は、平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第59号は、平成27年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第60号は、平成27年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定です。

議案第61号は、平成27年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定です。

議案第62号は、平成28年度香美市一般会計補正予算（第3号）であり、本案はピースフルセネ改修工事の追加、7月の豪雨災害等に係る公共土木施設災害復旧費及び農林水産業施設災害復旧費の追加のほか、債務負担行為及び地方債の補正を行うものがございます。

議案第63号は、平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）です。

議案第64号は、平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）です。

議案第65号は、平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）です。

議案第66号は、平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）です。

議案第67号は、香美市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第68号は、香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第69号は、香美市税条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第70号は、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第71号は、高知縣市町村総合事務組合格約の変更です。

以上、報告3件、議案22件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書をご参照くださいますようお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 報告の中で一部訂正をさせていただきます。

各課の行政報告の中、3ページの産業振興課の1の有害鳥獣についての中で、有害鳥獣捕獲数につきまして、イノシシにつきまして、私「145頭」と申し上げるべきところを、「154頭」というふうに誤って報告したようでございますので、訂正をよろしくお願いいたします。

6ページのほうの生涯学習振興課のほうの3の図書館及び美術館収蔵庫建設事業についての中の1行目の終わりのほうですけれども、「基本計画書」と言うべきところを「基本設計書」と私誤って申し上げたようでございますので、その2点について訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これより、報告第8号の質疑を行います。質疑はありますか。

17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 依光です。この事故を見ると、民間の賃貸アパートの駐車場でということですが、これ公務でここの駐車場へ行かれたときの事故でしょうか。

○議長（石川彰宏君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

事故の詳細についてご説明いたします。6月17日金曜日午後1時25分ごろ、当課所属の臨時職員が、水道の閉栓業務のため当課所管の公用車でアパート駐車場内へ後方走行で侵入したところ、駐車場に設置されていましたが高さ70センチ、直径10センチのアルミ製ポールに車両後部を接触させ、ポール及び車両バンパーを損傷いたしました。

車両バンパーにつきましては、損傷が軽微であり使用上に問題がないため、修理は行っておりません。公用車における安全運転の徹底につきましては、環境、上水道、下水道と幅広い業務で運転する機会が多いことから、運転前の安全運転の声かけ、余裕を持った移動時間の確保など、日常からの事故防止並びに安全運転意識の高揚に努めてまいりましたが、今回の件を受け、課員には再度通知をするとともに、一層の安全運転と法令遵守の徹底に努めてまいります。よろしく申し上げます。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 詳細がよくわかりました。事故が起こった後、課員にも徹底させてということは非常に大事なことだと思います。昨年からの事故のこの件数がふえてる、本当にちょっとした不注意、昨年なんか車を当てたにもかかわらず、普通だったら当てたらバックして再度やり直すのに、そのまま抜けたために前から後ろまで車を

傷めただとか、バックをするのに後ろを見なかったためというような不祥事がありました。議会へ出てくる件数は少ないけれど、これ以上のことが起きていると思うがです。そうしたときに、後の対策、今環境上下水道課の課長は、課員には徹底したということですが、その課だけでなく全体へ、この事故がたびたび起こるとき、全体へどうするかという徹底をさせていくべきだと思いますが、その辺はどんなになさってますか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 事故につきましては、起こる都度、所管課等から報告をし、課長会で注意喚起を促しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 課長会でおろされているということで、よく理解できました。ただ、その課長会でおろされたときに、各課が課員に必ずおろしているのでしょうか。今回久しぶりに出てきたんですが、ここ数年少し事故件数が多くなっているように思うので、その辺の徹底をお願いいたします。答弁よろしいです。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

ここで休憩いたします。

（午前 9時59分 休憩）

（午前10時10分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、議案第50号から議案第61号までの各案件は、平成27年度の香美市一般会計、各特別会計及び各事業会計の歳入歳出決算の認定であります。

これから、議案第50号から議案第61号までの監査委員の決算審査意見書並びに平成27年度財政健全化判断比率及び平成27年度資金不足比率の審査意見についての説明を求めます。代表監査委員、三木象二君。

○代表監査委員（三木象二君） おはようございます。代表監査委員の三木です。よろしく願いをいたします。

市長より、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成27年度の香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算について審査し、意見書を提出しましたので、その概要について説明させていただきます。

次をめくってください。よろしいですかね。香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書、この用紙でございます。

次をめくっていただきますと、左の下に注記ということで記載をしてありますので、

見ておいていただきたいと思います。

そして、右側のページに目次を記載しております。この目次の順に進めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

次のページ、1ページをごらんください。

平成27年度香美市各会計歳入歳出決算審査意見。

第1、審査の概要。1、審査の対象、平成27年度香美市各会計歳入歳出決算。2、審査の期間、平成28年8月8日から8月25日のうちの4日間。3、審査の手続、
(1)各会計に関する会計処理は、関係法令の規定に従い適正に行われているか。また、決算書及び政令で定める書類等も、適正に調製されているかを確認した。(形式審査)
(2)予算の計画的かつ効率的な執行が図られ、所期の目的達成に向け努力されたかを確認するとともに、決算計数の分析を行い、財政運営の健全性について考察、検討した。(実質審査)
(3)審査においては、各会計歳入歳出決算書及び政令で定める書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取その他必要と認める監査手続を実施した。なお、証拠書類については、例月現金出納検査において精査している。
(4)一般会計歳入歳出決算における歳入歳出決算額には、新制度への移行に伴い、公立保育所の個人給付及び法定代理受領に係る歳入歳出決算額を計上したことにより、実際の歳入歳出決算規模より拡大しているが、本意見書では新制度における施設型給付費に関する歳入歳出決算額は考慮しないものとする。

第2、審査の結果。審査に付された各会計の歳入歳出決算書は政令で定める書類は、いずれも関係法令に従い作成されており、これらの計数も関係書類と符合し、正確であると認められた。また、決算の内容についてはおおむね適正であった。なお、詳細は後述のとおりであります。

2ページをごらんください。

審査の結果の詳細につきましては、事前に資料を見ていただいていると思いますので、時間の都合もありますので、要点のみの説明とさせていただきます。

1、決算の総括、(1)決算規模、一般会計及び特別会計の決算額は次のとおりであります。

下表をごらんください。

歳入におきましての決算額合計は273億3,600万円、重複控除額が15億7,700万円、純計決算額が257億5,800万円となっております。歳出につきましては、決算額が257億9,400万円、重複控除額が15億7,700万円、純計決算額が242億1,700万円となっております。歳入歳出差引につきましては、純計決算額が合計額で15億4,100万円となっております。詳細につきましては3ページで説明をさせていただきますと存じます。

次に、下段の一般会計及び特別会計の地方財政法施行令第46条に規定する公営企業会計の純計決算額を地方公営企業繰出金について(総務省自治財政局長通知)に基づい

て算出された基準内繰入金で調製した額は、次のとおりとなっております。歳入では、簡易水道事業に基準内繰入金8,300万円等々となっております。歳出につきましては、一般会計から3億9,400万円の繰り出しを行っております。繰り出し、繰り入れの関係につきましては、財務省財政局長通知、この関係について、一般会計から水道事業に繰り出しが認められているものということになっております。

次のページをめくってください。

(2) 決算収支。27年度総計決算における歳入総額は、先ほども申しましたが27億3,600万円、歳出総額は257億9,400万円、実質収支は11億2,500万円で、26年度の繰越金を控除した単年度収支は6億4,500万円の黒字となっている。27年度実質収支が26年度と比較して上記黒字額率にして119.3%増加したのは、歳入の増加が6,600万円に対し、歳出については2億700万円の減少となったことによります。詳細については下表をごらんください。

(3) 市債の状況です。27年度末残高は、26年度末残高と比較して2億1,200万円、1%増加しています。下表のとおりでございます。

次に4ページをごらんください。

2、一般会計(1) 決算収支の状況につきましては、27年度の決算状況は歳入総額は180億5,175万1,000円、歳出総額は165億9,933万9,000円で、実質収支は10億3,884万円の黒字となっております。うち5億1,942万円を財政調整基金へ積み立てております。

次に(2) 歳入。ア、歳入の構成でございますけれども、自主財源は26年度と比較しまして、市税3,573万7,000円、1.4%、財産収入6,372万8,000円、64.5%が減少し、その他の収入では2,090万4,000円、1.3%増加しております。依存財源では、地方交付税、国庫支出金、市債が減少し、県支出金、その他の収入が増加しております。詳細については、下表のとおりでございます。

次に5ページをごらんください。

イとして、科目(款)別歳入決算状況、歳入予算の科目(款)別決算状況を下表のとおり取りまとめておりますので、見ておいていただきたいと思っております。

ウといたしまして、款別歳入増減表、27年度決算から平成26年度決算を差し引いたものでございまして、27年度歳入は総額180億5,175万1,000円で、26年度と比較して2億4,293万6,000円、率にして1.3%減少しています。これは主に市債が大幅に減少したことによります。また、表のほうを見ておいていただきたいと思っております。

次に7ページでございます。

エ、収入実績でございますけれども、主なもののみ説明をさせていただきます。

1款、市税でございます。市税の徴収率は微増傾向にあります。27年度の香美市の徴収率は95.9%となっております。27年度の県内市町村の徴収率の平均は9

5.7%で速報値でございます。今後とも税の公平性に向け、効率的で確実な徴収努力の継続を期待しております。下表のとおり、徴収率は年々向上はしておりますけれども、なお一層の努力が必要ということになっております。

6款、地方消費税交付金でございます。地方消費税交付金、26年度と比較して2億1,409万円、71.6%増加をしております。収入済額としては5億1,293万7,000円となっております。

10款、地方交付税でございますけれども、26年度と比較して3,663万2,000円、0.5%減少しております。下表で収入済額としましては、73億8,850万2,000円ということになっております。

8ページ、9ページにつきましては、時間の関係もございまして省略をさせていただきますが、中身については見ておいていただきたいと思います。

10ページをごらんください。

21款、市債でございます。市債の中で支所建設事業債でございますが、26年度と比較して4億5,640万円、率にして966.9%、大幅に増加しております。これは主に香北支所庁舎、物部支所庁舎建設工事等によるものでございます。収入済額としては、5億360万円ということになっております。

次に、市債の公共土木施設災害復旧事業債、この関係につきましては、26年度と比較して8,110万円、275.9%大幅に増加しております。収入済額は1億1,050万円ということになっております。

次に、11ページをごらんください。

(3)歳出でございます。一般会計のア、歳出の構成でございますが、性質別経費の状況といたしまして、26年度と比較して投資的経費が4億9,735万円、率にして14.6%減少しました。これは学校給食センター建設工事及び光ケーブル設置負担事業等の事業が終了し、普通建設事業費が減少したことによります。なお、義務的経費、その他経費については大きな変動はありません。

次のページ、12ページでございますが、イ、科目(款)別歳出決算状況を掲載しております。参考にしていただきたいと思います。

次に、ウ、支出内訳でございます。2款、総務費、総務管理費の委託料でございます。26年度と比較して5,057万4,000円、率にして169.0%、大幅に増加しております。これは主にサーバの入れかえなどの情報システム最適化に係る経費が増加したことによるものであります。支出済額は8,050万4,000円ということになっております。

総務管理費、工事請負費でございます。これは香北支所庁舎建設工事に係る費用で、26年度と比較して3億1,694万2,000円、率にして936.9%増加しております。支出済額は3億5,077万円ということになっております。

総務管理費、負担金、補助及び交付金、これは主にプレミアム付商品券発行事業補助

金や林業後継者育成支援、住宅リフォーム補助金等によるもので、原資の一部は地方創生のための国庫支出金であります。支出済額は1億2,186万9,000円となっております。

次に14ページはちょっと省略させていただきたいと思いますので、次のページ、15ページを開いてください。

10款、教育費、中学校費、26年度と比較して1,265万3,000円、率にして245.7%大幅に増加している。これは鏡野中学校武道館・プール施設等の建設に伴う設計及び地質調査の委託によるものであります。支出済額1,780万2,000円ということになっております。

次に、社会教育費でございますが、工事請負費、これはやなせたかし記念館改修に係る費用でございます。支出済額は9,504万円ということになっております。

次に11款、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費でございますが、26年度と比較して2億371万2,000円、率にして283.0%大幅に増加している。27年度も災害が多かったことによるものであります。

一般会計の歳入歳出決算状況を説明させていただきました。

続きまして、特別会計の決算について説明をさせていただきます。16ページをごらんください。

3、簡易水道事業特別会計でございますが、決算収支の状況につきまして、27年度の歳入総額は4億1,450万4,000円、歳出総額は4億1,423万6,000円、実質収支は16万4,000円であります。なお、一般会計からの基準外繰入金1億731万2,000円を除くと、1億714万8,000円の赤字決算となっております。基準外繰入金とは、総務省通達の繰り出し基準内の繰入金を除く一般会計からの繰入金であります。詳細は下表をごらんいただきたいと思います。

次に17ページで、4、公共下水道事業特別会計、決算収支の状況につきまして、27年度の歳入総額は5億1,325万7,000円、歳出総額は5億1,013万6,000円、実質収支は48万円となっております。なお、一般会計からの基準外繰入金3,419万1,000円を除きますと、3,371万1,000円の赤字決算となっております。

続きまして、18ページ、5の特定環境保全公共下水道事業特別会計でございますけれども、決算収支の状況は、27年度の歳入総額は1億5,666万5,000円、歳出総額は1億5,656万2,000円、実質収支は10万3,000円ということになっております。なお、一般会計からの基準外繰入金424万1,000円を除きますと、413万8,000円の赤字決算となっております。

次に、19ページ、6の農業集落排水事業特別会計でございます。決算収支の状況でございますが、27年度の歳入総額は3,688万5,000円で、歳出総額は3,687万4,000円でございます。実質収支は1万円ということになっております。なお、

一般会計からの基準外繰入金1,048万4,000円を除きますと、1,047万4,000円の赤字決算となっております。

次に、20ページ、7の国民健康保険特別会計でございます。決算収支の状況でございますが、27年度の歳入総額は44億3,921万8,000円、歳出総額は44億3,631万3,000円、実質収支は290万5,000円であります。なお、国民健康保険財政調整基金からの繰入金1,300万円を除きますと、1,009万5,000円の赤字決算となっております。

続きまして、22ページをごらんください。8、介護保険特別会計でございます。決算収支の状況でございますが、27年度の歳入総額は32億6,699万4,000円、歳出総額は31億9,525万4,000円、実質収支は7,174万円となっております。

次に、23ページをごらんください。9、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）でございます。決算収支の状況につきましては、27年度の歳入・歳出総額はともに1,715万5,000円で、実質収支はゼロ円ということになっております。

次に、24ページ、10、後期高齢者医療特別会計でございます。決算収支の状況につきましては、27年度の歳入総額は4億3,842万6,000円、歳出総額は4億2,771万2,000円、実質収支は1,071万3,000円ということになっております。

次のページをめくってください。ここで、10の香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計となっておりますが、「10」を「11」に訂正をお願いいたします。申しわけございません。決算収支の状況でございますが、新たな特別会計でございますけれども、27年度の歳入・歳出総額はともに65万7,000円で、実質収支はゼロ円となっております。

次に、26ページの第3、財政構造の弾力性等ということをごさしまして、主要財務比率の年度別推移は次の表のとおり取りまとめております。25年度、26年度、27年度となっております。それぞれ表の右に説明を入れておりますので、考察いただけたらというふうに思います。財政構造の弱さが示された状況となっております。

次に、決算審査のむすびといたしまして、27ページに、平成27年度は、本年3月1日に合併10周年の節目を迎えた。消防庁舎、香北支所庁舎の建設が竣工し、物部支所庁舎の建設も順次進められている。平成27年度の一般会計と特別会計を合わせた決算額は歳入総額273億3,600万円、歳出総額257億9,400万円、実質収支は11億2,500万円、平成26年度の繰越金を控除した単年度収支の額は6億4,500万円の黒字決算となっております。今後の行政運営に当たっては、香美市振興計画及び香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略に留意しつつ、住民福祉の向上を目指し、緊急性・重要性等を見きわめた上で、積極的な施策の実施に努められたい。最後に、市民が安心して暮らせるまちづくりと、香美市の発展を期待してむすびといたします。

次に、香美市水道事業会計の説明を行わせていただきます。

平成27年度香美市水道事業会計決算報告書の20ページの次のページを開いてください。20ページの次のページが監査1のページとなっております。

平成27年度香美市水道事業会計決算審査意見書、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成27年度香美市水道事業会計の決算審査を実施したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

第1、審査の概要、1、審査の対象、平成27年度香美市水道事業会計決算報告書。
2、審査の期日または期間、平成28年7月13日、14日の2日間となっております。
3、審査の場所、香美市役所監査委員事務局。4、審査の内容でございますが、決算審査に当たっては、決算書類が関係法令に定められた様式に準じて作成され、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に示しているか等の形式審査と、経営分析及び内容が適正か等の実質審査を行った。また、公営企業の経営の基本原則である企業の経済性と公共性の福祉の増進については特に留意をして審査をしました。

次のページ、第2、審査の結果でございますが、1、形式審査、決算書類は関係法令に定められた様式に準じて作成されており、経営成績や財政状況を適正に示しているものと認められる。

2、実質審査、(1)年度比較分析、ア、対前年度比較(以下、平成27年度決算と平成26年度決算の比較)でございます。A、比較損益計算書、後ろに参考資料を掲載しておりますので見ていただきたいと思います。a、収益、収益に関しては大きな変動はなく、長期前受金戻入の減少とその他の営業収益の減少により微減となっております。bといたしまして費用でございますが、費用に関しては、その他特別損失272万9,691円、率にして100%減少が大きく変動しております。これは平成26年度期末勤勉手当のうち、平成25年12月から平成26年3月分をその他特別損失として計上しているが、平成27年度については前年度の引当金を使用しており、その他特別損失は計上していないためでございます。また、原水及び浄水費514万7,905円、率にして15.63%の減少、配水及び給水費733万9,776円、率にして27.71%の増加は、水源地や浄水施設等の修繕費は減少傾向でありましたが、配水施設から各家庭の量水器までの維持管理費が増加したためでございます。c、経常利益・純利益・各種指標につきましては、営業収益は微増したものの、営業費用が増加したことにより数値が減少しております。

以上のことから、収益は前年度と同程度であり、また営業費用の増加はあるものの、おおむね健全な水準を維持しております。

比較貸借対照表、Bでございますが、そこから次のページの直近5年間の推移まで、内容は大体同じ状況になっておりますので後ろの資料を見ておいていただいて、説明は省略させていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、監査4の3のむすびでございますけれども、新会計制度のもと、前年度と比べ

営業費用がコスト増となり、純利益は2,588万242円で対前年度155万9,576円で、5.68%の減益となった。昭和25年創設から水道施設の現状は更新されてはいるものの、老朽施設の整備や耐震化、経年劣化に伴う修繕、水道設備の維持管理などの費用は今後も増加すると予想される。収益に関しても、給水人口が減少する中、大幅な収益の増加は見込めないものと思われる。引き続き厳しい経営環境ではあるが、新水源地の確保なども控えており、安全で良質な水の安定供給の維持に努められたい。

以上で水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成27年度工業用水道事業会計決算報告書のほうを見ていただきたいと思います。16ページの次の監査1を開いていただきたいと思います。

平成27年度香美市工業用水道事業会計決算審査意見書、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成27年度香美市工業用水道事業会計決算について審査を実施したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

第1、審査の概要、1、審査の対象、平成27年度香美市工業用水道事業会計決算報告書。2、審査の期日または期間、平成28年7月13日、14日。3、審査の場所、香美市役所監査委員事務局。4の審査の手続でございますが、この決算審査に当たっては、審査に付された決算書類が関係法令に準じて作成され、工業用水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係職員の説明を求めるとともに、会計帳簿の証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施した。

次のページ、第2、審査の結果でございますが、1、決算諸表につきましては、審査に付された決算諸表は、工業用水道事業の財政状態を適正にし表示しているものと認められる。

2、むすびといたしまして、高知テクノパーク工業団地は、県内外企業を誘致し、新たな産業の育成を図る役割を担っているが、工業用水の利用については、平成19年度以降実績がない。今後は企業誘致の状況を考慮しながら、工業用水の利活用について思い切った方向性を検討していく必要があると思われれます。

以上、工業用水道事業決算の報告とさせていただきます。

続きまして、1枚物の文書でございますが、平成27年度財政健全化判断比率の審査意見について説明を行います。文書裏面をごらんください。

平成27年度財政健全化判断比率の審査意見。

1、審査の対象、平成27年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）。2、審査の期間、平成28年8月19日。3、審査の概要、市長から提出された健全化判断比率及び算定基礎書類が適正に作成されているかどうか主眼を置いて実施した。4、審査の結果、審査に付された下記の健全化判断比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。また、全ての比率は早期健全化基準未達となっております。

続きまして、次の文書でございますが、平成27年度資金不足比率の審査意見について説明を行います。文書の裏面をごらんください。

平成27年度資金不足比率の審査意見。

1、審査の対象、平成27年度の各公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）。2、審査の期間、平成28年8月19日。3、審査の概要、市長から提出された資金不足比率及び算定基礎書類が適正に作成されているかどうかの主眼を置いて実施した。4、審査の結果、審査に付された下記の資金不足比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。また、全ての比率は早期健全化基準未満となっております。下表の資金不足比率の欄はハイフンということになっておりまして、剰余が生じていることを示しております。

以上をもちまして、各会計の決算審査意見書の説明を終わらせていただきます。

お聞き苦しい点もあったと思いますけれども、ご静聴ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 監査委員の説明が終わりました。

以上、複雑多岐にわたる一般会計、特別会計及び事業会計の歳入歳出決算審査意見書並びに財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について説明をしていただきました。そのご苦勞に対しまして一同にかわり敬意を表します。ありがとうございました。

これで本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は9月13日火曜日の午前9時から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

（午前10時47分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 8 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 8 年 9 月 1 3 日 火曜日

平成28年第3回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成28年9月7日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月13日火曜日（会期第7日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	山 本 芳 男
8番	小 松 紀 夫	19番	島 岡 信 彦
9番	爲 近 初 男	20番	石 川 彰 宏
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課収納担当参事	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福祉事務所長	西 本 恭 久
企画財政課長	山 中 俊 明	産業振興課長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由香理	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	岡 本 博 章	支 所 長	野 島 惠 一
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	舟 谷 益 夫
税務収納課長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	小 松 美 公	生涯学習振興課長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

選挙管理委員長 松尾 禎之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里

議会事務局書記 一圓 まどか

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成28年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成28年9月13日(火) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 12番 山崎 晃子
- ② 17番 依光 美代子
- ③ 13番 山崎 龍太郎
- ④ 5番 森田 雄介
- ⑤ 9番 爲近 初男
- ⑥ 6番 濱田 百合子
- ⑦ 7番 村田 珠美
- ⑧ 16番 比与森 光俊
- ⑨ 4番 山崎 眞幹
- ⑩ 15番 織田 秀幸
- ⑪ 19番 島岡 信彦
- ⑫ 14番 大岸 眞弓

会議録署名議員

1番、甲藤邦廣君、3番、利根健二君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。執行部から提出議案の一部訂正の申し出がありましたので、これを許します。企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） おはようございます。議案の62-40でございますが、地方債の前々年度末並びに前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございますが、数字の修正が、数カ所間違っているところがございます。お手元に差しかえ用の修正したものをお配りしておりますので、それと差しかえていただくようお願いしたいと思います。申しわけありませんが、よろしくお願いたします。

○議長（石川彰宏君） お諮りします。ただいま申し出のありました、議案第62号の訂正を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号の訂正を許可することに決定しました。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） おはようございます。12番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、介護保険に関して、療養病床に関して、健康パスポートに関して、林業に関しての4項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、介護保険に関してお伺いいたします。

2000年にスタートした介護保険制度は3年ごとに見直しが行われています。2015年実施の改定では、要支援1・2の訪問介護、通所介護を介護保険から外し、市町村が行う地域支援事業に移行されることになりました。一定所得以上の方の自己負担が2割に引き上げられました。特別養護老人ホームへの入所は原則的に要介護3以上の方に限られました。低所得の施設入所者であっても、一定の預貯金がある場合は食費、部屋代に対する補助要件が厳しくなりました。

そして、現在、社会保障審議会介護保険部会では、2018年度の次期改定に向けての審議が行われています。その内容は、現在1割負担の介護サービス利用料を2割に引

き上げることや、利用料の自己負担の上限を医療保険の現役並み所得者と同水準である4万4,400円に引き上げることにも検討されています。さらに、特別養護老人ホームなどの入所者に対する食費、居住費を補助する補足給付については、一定の預貯金がある場合に限らず、不動産などを保有している場合についても、補助要件から外すことが提起されています。また、国庫補助削減のために、40歳からの介護保険料の徴収年齢を引き下げることや、総報酬割を導入し、健康保険組合や共済加入者の負担をふやすことが提起されています。

以上のように、審議されている内容が実施されれば、多くの方々に影響を及ぼすことは必至です。そこで、質問に移ります。

審議会では、要介護1・2の人が受けている訪問介護の生活援助サービスを保険給付から外し原則自己負担とすることや、自治体の裁量と予算で行う地域支援事業に通所介護とともに移すことが提起されています。しかし、生活援助は単なる家事援助ではなく、ヘルパーと利用者の共同を通じた自立支援です。これらが保険給付から外されると、専門職による利用者の状態変化に合わせたケアはできなくなる危険性があります。そうすると、症状の重度化が進行する可能性があり、自立支援という目的にも逆行する結果を招くことになりはしないかと危惧しますが、担当課としては導入された場合の影響をどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） おはようございます。山崎議員の質問にお答えいたします。

現在、今後の介護保険制度については、社会保障審議会の介護保険部会により審議され、年内には結論が出される予定となっております。

香美市では、平成28年5月分の訪問介護サービスの利用は316件となっており、介護サービス利用者の33.6%が訪問介護を利用しています。要支援1から要介護2の方の訪問介護サービス利用は316件中250件、79.1%が利用しています。全体の訪問介護サービス給付費は911万5,194円となっており、このうち要支援1から要介護2の方が607万9,600円、66.7%を利用しています。今年4月より開始された総合事業での訪問介護サービス給付費の5月分は26件、42万6,785円となっていますので、総合事業と要支援1から要介護2を合わせた5月分の訪問介護利用ケースは276件、給付費は650万6,385円でした。単純に現行どおりのサービスを介護2までの方に提供するための予算を考えると、年間7,800万円以上が必要と見込まれます。現在の総合事業については地域支援事業の中に位置づけられていますが、要介護1・2についてどのようになっていくかは、今後国の動向に注意しなければならないと思っております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 訪問介護の利用者は結構おいでというふうに思います。この方々が自己負担ということになった場合には、そのまま自己負担で利用するかどうかっていうのは、そのまま自己負担でも利用していくかといったら、なかなか年金なんかは、低所得の方なんかは難しいかと思えます。やっぱり、この生活援助、要介護1・2の方っていうのは、認知症の初期の方であったりっていう方なんかも入ってるわけですので、そういった意味では在宅生活を支える大きなサービスだと思います。国の動向に注視していくということですが、こうした方々が利用できないということにならないように、ぜひ香美市の実態を把握していただいて、県を通じて国へ上げていただくとかっていうことも考えていただきたいと思います。その点についてお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 社会保障審議会介護保険部会委員の中にも訪問介護は身体介護と生活援助を一体として提供するサービスである、生活援助においても自立支援や重度化予防の視点でのサービスとしての必要性があるとの意見もあり、在宅では生活援助を必要とされる方がいます。介護度が低くても認知症の在宅の方もいます。今後、先ほど言いましたけど国の動向の状況に応じ、必要な方へのサービス低下にならないように考えていきたいと考えてます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） サービスの低下にならないようにしていくというご答弁をいただきましたので、次の質問に移ります。

②です。要介護2以下の方への住宅改修への補助が全額自己負担になることや、ベッドや車椅子など、要介護者には必需品である福祉用具についても、貸与サービスを原則自己負担にすることが提起されています。住宅改修や福祉用具貸与は、本人だけでなく家族やヘルパーの負担軽減としても重要な役割を担っています。これらが自己負担となれば、その影響で必要な住宅改修や福祉用具が使用できず、自立した生活が困難になったり、症状が重度化することもあり得ます。これらのことに関する見解と、本市の利用者に及ぼす影響をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えいたします。

福祉用具の貸与の利用は、香美市としては平成28年5月分の要支援1、要介護2の方は309件、給付費は218万241円で、福祉用具の購入は12件で給付額は31万5,683円、住宅改修は8件で給付費は49万8,454円となっています。改正が行われればこの給付額は全額自己負担となり、生活を圧迫することは明白です。そのため、買い控えなどによる要支援者の事故の多発による症状の重度化や、介護職員への負担の増大を招く危険性などが指摘されており、人的サービスの利用が増大し、結果と

して給付費の抑制という目的に反して、逆に給付費用の増大を招きかねないと非常に懸念されるところであります。まだ国は審議中であるため、今後は国の動向を注視しながら、実態に即した適切なサービスの提供を考えていきたいと考えています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） この住宅改修、福祉用具、介護に関する費用、この福祉用具なんかはすごく高いですね。それを、先ほども言いましたけど国民年金で細々と生活されてる方、これが全額自己負担になると、本当に言われたように、それを購入するか、あるいは手すり1本でも結構金額がかかりますので、それをつけるかということになったときには、やっぱり生活のほうを考えて本当に買い控えてということが出てくると私も危惧しております。そうすると、やっぱり重度化を招いていくということになりますので、これは大変大きな問題だと思います。ですので、しっかりとその辺は県を通じて、国へもぜひ、そういうことのないように声を上げていただきたいと思いますが、その点、どっかでお話しできる場所がありますか。また、国で意見を聞いたりということが、県を通じてあるのかどうかちょっとわかりませんが、そのあたり、ぜひ声を上げていただきたいというふうに思いますが、その点お聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 先ほども言いましたけど、要支援者の事故の多発による症状の重度化、それから、介護職員への負担というのがかなり影響が出てくるというふうに考えております。

制度としては必要な制度として見ておりますので、県のほうに機会がありましたらお伝えし、相談し、また、連携をして国のほうに伝えていくという形をとりたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それでは、次の③の質問に移ります。

特別養護老人ホームなど介護保険の施設に入所している低所得高齢者の一部で、新たに8月1日から食費と部屋代がふえた方がいます。これは2014年に成立した法改正に基づくもので、負担軽減額を決定するときに、これまで収入額に含まれていなかった遺族年金や障害年金が収入として算入され、これらの年金収入と所得の合計が年間80万円を超える方は、従来に比べ軽減額が縮小されています。食費に関しては、1日当たり390円から650円に倍増し、月平均でおよそ8,000円の値上がりとなりました。部屋代は施設や種類によって異なりますが、老健と療養病床の個室では、月に最大約2万5,000円の負担がふえるケースがあると聞きます。本市の影響等をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 8月1日から利用者の負担の公平性を確保する観点から、非課税年金の収入を算入することになりました。8月1日に更新申請受付時点で、昨年の負担段階と比較して、第2段階から第3段階へ上がった人は83名います。8月1日以降も随時更新申請を受け付けており、その数は100名を超えています。これにより、施設等の入所の場合、一月で2万円から3万円の自己負担がふえることが想定されます。また、9月8日現在で負担段階が上がったことにより、施設等への支払いが困難という相談は3件上がってきました。利用者の家族には制度についての説明を行ってきました。今後も理解していただくために窓口で十分な説明を行い、適切な対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 施設等の支払いが困難な方がおいでるということをお聞きしました。私もどうかなというふうに思ったんですが、例えば施設の支払いの中でおやつはもう食わずに、それをやめて施設の支払いに充てるというような、本当にぎりぎりの中で施設を利用しておられる方もおいでるっていうふうなお話を聞きましたので、この方々が施設を出てってということになりはしないかということをお大変危惧をしておるわけですが、施設の支払いが困難な方ってというのは、施設の退所とかそういうことまでいかれるような状況でしょうか。また、何か手だてというものがありますか。そうしたところの相談窓口ですね、十分そういう相談に対応していける窓口、そういったものも必要かと思いますが、その点お聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 相談窓口ですね。確かにこういった相談があって、負担がかかるということで。うちの健康介護支援課の社会長寿班、地域包括支援センターのほうで相談のほうは受けてます。ただ、今3名の方につきましては後追いでしません。どんな形でっていうことはちょっとわかりませんが、退所という話では多分ないと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 後追いをしていないということで詳しいことがわからないということですが、こうした制度が導入されて困る方が出てくるということですので、制度が新たに導入されたり変わったりしてしたときに、どういった影響が出てくるのかっていうところは、やっぱり担当課としても、各施設に問い合わせをすることは必要じゃないかと思います。どうしたらえいかっていうことに困ってっていうことで、私どものほうにも相談に来る方もおいでますけれども、やっぱり担当課として、制度が変わったけれどもどうかなって、困りゆう方はおいでないかなっていうことを常に気を配って

いただけたらというふうに思いますが、そうした調査なども市のほうから問い合わせをするなど、今後そういったこともしていただきたいと思います。その点についてお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） そうですね。施設のほうへも問い合わせということは確かに必要かと思えます。引き続き利用者の方には理解をしていただくような形の説明と、また施設のほうにも確認をとっていきたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それでは、次の質問に移ります。

④です。全ての高齢者から保険料を徴収しながら、要支援1・2に続いて、要介護1・2まで保険給付から外すことが検討されておるわけですけれども、このことに対して、「何のために介護保険料を支払っているのか」、「自分が要介護になったとき本当に必要なサービスが利用できるのか」、「このままでいくと、寝たきりの状態にならない限りサービスが利用できないということになりはしないか」など、不安の声をたくさん聞いています。また、専門家の間では、軽度者の給付切り捨ては重症化を招くという指摘もあります。利用者の声や専門家の指摘などをどのように受けとめておられるか、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 国の審議の動向によりますが、ご指摘の施策につきましては、ふえ続ける介護保険の財源確保のための国の施策であり、香美市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画にありますとおり、元気な高齢期を迎えるための介護予防の充実、医療・介護の連携体制、地域ケア会議の実施、認知症理解の推進とケア力の向上、地域での見守り、小規模多機能居宅介護施設や高齢者向け住宅の創設など、今後も住みなれた地域で最後まで住み続けることができるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるような、地域包括ケアシステムの構築を進めていく必要が一層求められると考えています。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 財源確保のためっていうことで言われましたけれども、それは介護保険制度を維持していくために財源確保をしていくということ、利用者の利用制限という、対象者を減らしてっていうことについてということだと思います。そうして財源確保をしていくために、そういうことであれば介護保険制度というその枠、そういったものはそれで残るでしょう。しかし私たちの生活、高齢になっても体が不自由になっても、安心して介護が受けられるっていうものになるのでしょうか。また、地域包括ケアっていうことで言われてますけれども、実際、在宅で生活をするっていうことは、今の段階ではまだ非常に厳しい状態にあります。それがだんだん、地域間、自治体

間の格差というか、自治体によって、その取り組み方によっても違いが出てくるわけですので、そのあたり財源確保のために、やむを得んじやないかっていうことのないようにお願いしたいと思いますし、それから、これは介護保険料を払っている方にしたら、サービスが利用できないっていうことになるのと、ちょっと表現がどうかわかりませんが、掛け捨て感というか、払っても利用ができないっていう気持ちが強くなってきて、ますます介護保険制度に関しての理解っていうものも、市民の方の理解っていうのも後退してくるのではないかと思います、その点についてお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） この件につきましては、これまで以上に市民の方へのご理解とご協力も願いたい部分もあります。先ほども言いましたけど、国の動向の状況に応じて、必要な方へのサービス低下にならないようには考えていきたいと思っています。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） そしたら、私も介護のほうについては、これからもまた質問をさせていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。療養病床に関してお伺いいたします。

県は地域医療構想策定のため、昨年12月に県内89の病院・診療所、計6,773床の入院患者5,374人について、望ましい療養環境を医療機関と患者・家族の双方に調査をしています。それによりますと、医療機関側が望ましいと回答した回答では、療養病床3,405人（63.4%）、特養ホーム539人（10%）、自宅299人（5.6%）、老健施設180人（3.3%）、グループホーム、一般病床などを合わせると、療養病床以外が望ましいが24.8%、不明・未記入が11.8%となっています。ここでは約6割は療養病床で入院が望ましいとなっています。患者側が希望する療養環境は、療養病床4,081人（75.9%）、特養ホーム290人（5.4%）、自宅285人（5.3%）、老健施設97人（1.8%）となっています。ここでも圧倒的に施設療養、介護が望ましいとなっており、両回答とも自宅はわずか5%にすぎません。

また、患者の家庭環境、所得状況の分析では、約半数がひとり暮らしか高齢夫婦のみの世帯であり、8割近くは日中・夜間とも介護してくれる人が不在となっています。低所得層も6割前後となっています。

低所得者やひとり暮らしの高齢者の多さ、また中山間地域が多く訪問サービスに限界があるなど、高知県の実態が現在の病床数となっていることを示したものと言えます。このような現状の中で、介護療養と医療療養病床の約13万7,000床は、2018年3月末に廃止される予定と聞いています。本市で影響を受ける病床数と入院患者数、あわせてどのような影響が予測されるのかお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

香美市の介護療養型医療施設は土佐山田圏域で12床、香北・物部圏域で59床あり、香美市として71床あります。香美市民の利用者は、他市町村の施設の利用者も含め、8月1日現在で100名います。医療療養病床につきましては、香美市では288床あります。患者数は調査ができてなく不明です。この件につきましても、現在も国で審議されているところです。

高知県でも地域医療構想を今年度中に策定することになっていますが、その中でも急激な転換でも、患者の行き場がなくならないよう経過措置が必要、転換に際して既存病床を活用できることが重要などが留意事項に上げられています。

今後、国や県の動向や医療機関の転換の予定と現状を注視しながら、医療としての課題だけでなく、低所得者や中山間地の抱える課題など、さまざまな問題が重なり合った大変難しい問題です。これにつきましては、県が中心となり取り組みを進めていますので、香美市も県と一体となって連携していきたいと考えています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 香美市も中山間地域が多くて、なかなか在宅へ帰るっていうことは難しい地域です。今お聞きしたら、かなり多くの方が入院療養をされているということです。これが廃止されるようなことになったら、本当に大変大きな問題になると思います。県と連携をしてということですが、またそういうことになったら、対策ということで担当課のほうで特別チームなんかをつくって、そういう対策を考えていくということも必要かと思いますが、その点について、市の取り組みとしてはどういうふうにご考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） まだ市としては取り組みは考えていませんが、県の中央東福祉保健所ともやはり連携をして、中央広域ですかね、近隣の市町村もありますので、それとも連携をして取り組んでいきたいと考えてます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それでは、次の質問に移ります。

②です。国の療養病床の在り方等に関する検討会は、新たな選択肢の整理案で受け皿として新たな2類型が提示されました。それは長期療養に対応したプライバシーの尊重など、住まいの機能を強化しつつ医療機能を内包した施設系サービスと、医療を外から提供する居住スペースと医療機関の併設の2類型が柱となっています。前者は施設内に医師や看護職員が常駐する特養ホームのイメージで、後者は住宅と病院等が同じ敷地内にあるイメージと説明されています。医療機関が移行先を判断することになりますが、これが国が提示した方向に移行できて、行き場のない人が生まれぬのか危惧をされま

す。本市においても影響は大きいと考えるところですが、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

介護療養病床の廃止・転換期限を平成29年度末に迎えるに当たり、また、医療保険制度改革を受け、国の療養病床の在り方等に関する検討会から、現行の療養病床が提供している機能を担うための選択肢案が提示されています。介護保険給付への位置づけが必要となる内容も示されていますが、まずは選択肢案の制度化がどうなるのか、また、実際医療機関がどのような選択を検討されるのかといったこと等について、国の動向や県からの情報に注意しなければならないと思います。

香美市内外で療養病床を利用されている市民は介護療養だけでも100名おられ、医療区分1の患者が療養病床で半数近くを占める状況の中で、受け皿が整わなければ大変な事態となりますが、これは香美市だけで解決できる課題ではありません。次にいただく予定の質問とも重なりますが、医療については現在、県地域医療構想策定の検討も進められています。療養病床については、医療と介護を一体的に考えていかなければならず、県や近隣市町村と情報交換を行いながら、十分な検討が必要と思います。今後も国の動向に注意し、県の指導を仰ぎながら進めていかなければならない課題でもあると考えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） これが実施されると影響が大変大きいということになりますが、医療機関が移行先をどういうふうにするかということにもなってきますが、そうしたことに关してはもう県とのやりとりということで、それを受けて市がそれを知るといふ形になるのでしょうか、その点を確認します。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

医療機関がどう転換するかというのは、まだはっきりと市のほうでは把握できてません。医療機関のほうもどうするのかということも、まだ出てない部分もあります。県と医療機関が調整して、どのような形であるかということをおの審議会と、病床数とか介護療養者数と、そういった形の部分を決定するのではないかなと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それでは、次の質問に移ります。

③です。新類型は医療区分1を中心とした利用者像を想定していますが、今年1月の厚生労働省の資料によりますと、現在の利用実態は、医療区分2・3の患者が医療療養で56.4%、介護療養で20%前後となっています。これらの患者の大半を20対1

の医療療養で対応するとなると、大量の看護職員の確保が必要になります。医療区分2・3というのは、経管栄養とか褥瘡など医療の必要度の高い方ということになります。

一方、国は地域医療構想との整合性を確保するとして、医療供給を抑制する方向で検討しており、施設の整備が抑制され、行き場がなくなることが懸念されます。検討会では、日本医師会など移行先となり得る選択肢の拡大は必要とする一方、あくまで現行制度の存続を第一選択肢として検討すべきと強調しています。現行制度の存続も視野に入れておかないと医療・介護難民が出る危険性があると考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。先ほど申し上げたとおり、医療機関がどのような選択を検討されるのかといったこと等について国の動向に注視し、県からの情報や指導を仰ぎながら、医療難民・介護難民が出ることのないように進めていかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） これ、実施されますと本当に大きな問題になります。こういう医療・介護難民が出るということはあってはいけないというふうに考えますので、ぜひ担当課のほうでも県と連携して、そういうことのないように取り組んでいただきたいということを申し上げまして、次の質問に移ります。

健康パスポートに関してお伺いいたします。

健診を受けたり健康イベントに参加したりしてヘルシーポイントをため、飲食店や温泉など県内の協力店で割引などのサービスが受けられる。そんな仕組みを取り入れた高知家健康パスポートが9月1日から発行されました。県の事業で20歳以上の県民が対象となっています。旅行券などが当たる抽せん会もあり、レジャー、娯楽を楽しみながら健康づくりをという試みは意義のある取り組みではないかと思っています。

ポイントを得るためには特定健診やがん検診などを受けたり、健康まつりへの参加、特定保健指導や献血への参加、プールやスポーツジムの利用などによってポイントが付与される仕組みです。これらに参加するごとに1枚1ポイントのシールが1枚から2枚付与され、シールを2種類以上3枚集めるとパスポートの申請ができるそうです。

私はこれまでの議会質問の中で、ポイント集めをきっかけとして、自分の健康に関心が持てるよう意識づけする対策の一つとして健康ポイントや介護ポイントの導入を提案してきましたが、残念ながら実現には至っていませんでした。しかし、今回、県がこのような取り組みを実施してくれたことに大きな期待を寄せているところです。全国で初めての試みだと聞きました。健康パスポート事業に関して見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 山崎議員の健康パスポートについてにお答えします。

高知県では働き盛りの男性の死亡率が全国に比べ高いということもあり、第3期日本一の健康長寿県構想の中に壮年期の死亡率の改善を大きな目標に上げているところです。

平成24年度実施の県民世論調査では、健康づくりに取り組む必要性を感じている人は9割いるものの、取り組んでいない人が約4割という結果が出ており、各自で運動したり野菜を摂取する等の健康的な保健行動をとる県民が増加していないという状況があります。健康づくりに取り組むきっかけづくりが必要との見解が示されました。

また、平成27年5月施行の医療保険制度改革において、保健者が加入者に対してインセンティブを提供する取り組みが努力義務として位置づけられています。今回、高知県が県全体の事業として実施することになり、県下市町村も参加することになりました。健康づくり担当課としては、市民一人一人に健康意識を持ってもらい、自分自身や家族みんなで健康に関心のない人も巻き込んで、健康づくりを楽しみながら取り組んでもらうきっかけとして利用していただけたらと考えています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） きっかけづくりの取り組みになるということでお聞きをいたしました。なかなか健康づくり、思っても何かきっかけがないとなかなかできなかったりと、これはポイントを集めていろいろ割引などがあるという、楽しみながらということになりますので、もっと参加しやすいとか、やりやすいっていうところも出てくるんじゃないかと思います。

それでは、②の質問に移ります。

この健康パスポートについてですが、これは新聞とか9月の広報等に掲載されていますが、「実際にはどのような手順になるのかよくわからない」との声を聞きました。健康パスポートの入手手順等、取り組み状況とあわせて、本市の対応はどのようになっているのかお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

健康パスポートを入手する手順としましては、まずヘルシーポイントシールを2種類以上、種類は3種類あります。合計3枚集めていただくところから始まります。物部・香北支所でも、健康パスポートの申請用はがきをお渡しできます。また、県に登録されている協力店、施設等に置いてますのでご利用ください。健康パスポートののぼりがありますので、目印として確認してください。

ヘルシーポイントシールは特定健診や各種がん検診を受診したり、特定保健指導や健康まつり等の高知県内の健康に関するイベントや、講演会への参加でもらうことができ

ます。香美市では健康センターセレネのプールや土佐山田ゴルフ倶楽部等の運動施設利用でももらうことができます。ヘルシーポイントシールは3種類の色があり、健診関係はピンク、イベントや講演会等への参加はグリーン、運動施設の利用がブルーとなっております。

パスポートの申請方法は、集めたヘルシーポイントシール3枚を申請はがきに張って郵送で申請する、香美市役所健康介護支援課、本庁の2階の7番窓口の健康づくり班になりますが、で申請はがきをもって申請する、そして、インターネットでヘルシーポイントシールに書かれてあるシリアルナンバーを入力して申請するという、3つの方法のいずれかを選んでいただければ健康パスポートを入手できます。市役所の申請では、その場で健康パスポートをお渡しすることができます。郵送とインターネットの申請では、後日郵送にて健康パスポートが送られることとなります。詳しいことにつきましては、県の広報紙やホームページ、香美市の広報紙、ホームページでお知らせしています。また、ポイント提供施設や健康介護支援課健康づくり班で対応をしていきます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 私もこの健康パスポートのチラシを見せていただきましたけれども、この中でポイント、先ほど言われました香美市では健康まつりやセレネ、それから、ゴルフ場の利用とかっていうことでもありますけれども、ひょっとこれ以外にもこのポイントがもらえるというものもあるのかどうか、これだけなのかっていうことの確認をまずしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 現在この書かれている事業者になりますけれど、随時これがふえていきます。そのときには、県のホームページで確認しますと、利用施設等の提供一覧表というのが多分出てきます。送られると思います、ペーパーで。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 今のところはこれだけということですか、香美市の。どこの自治体の健診を受ける、参加するとかっていうところ、楽しく動くとかっていうのは、香美市内の施設に限らず、ここに掲載されているところを利用したらポイントがいただけるということになっていきますけれども。例えば、私はこれ以外にも、各地域で自主活動としていきいき体操なんかもされてますよね、そういったことも対象にしていったらどうかなというふうに思うわけですが。これはそのあたりの検討なんかはされていないのか、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） ポイント提供につきましては、今現在は健康介

護支援課の事業で主に行っていますが、各課で行う健康に関するイベントも県へ登録ということになりますので、順次ポイント提供できる事業所をふやしていきたいと、そういった地域での活動ということになりますと、県のほうに相談をしてどうなのかということも検討していきたいと、進めていきたいなと思います。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 恐らく県のほうもそうした各市町村の取り組みを支援するという形だと思いますので、ぜひそういった各地域で取り組んでいるいきいき体操なんかも、対象に入れていただきたいということを申し上げたいと思います。

それと、この健康パスポートの中で市町村等が実施する事業での特典というところもあるわけですが、こうした取り組みは先日、南国市のほうでは独自に取り組んでいくということが新聞報道にもありましたけれども、南国市さんの場合には南国市で独自のポイントがもらえる事業がありまして、それも含めてこのポイントを集めた場合に5ポイントが1口で、2口までと、賞品はQ U Oカード1人1,000円進呈ということで、200名の予定ということで予算を組んでいるということでお聞きをいたしましたけれども、こうした香美市独自のポイントっていうものも必要に思うわけですが、この点についての、そうしたことを課内でも検討されているのか、そのことについてお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 今のところ、香美市内の独自のポイントというのは考えておりません。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 今のところ考えていないということですが、ぜひこれ市町村が実施する事業での特典というところでもありますので、今からそういった検討もしていただきたいというふうに思いますけれども、今は検討していないということですが今後検討していただけるでしょうか、お聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 独自ポイントというのはまだ考えていませんが、平成29年度からの実施に向けて、インセンティブについては考えていきたいということとは検討しております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 平成29年度のインセンティブというのはどういうものでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） ポイントを集めて賞品というのを一応、検討段階ですけど今考えております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） そしたら、平成29年度からポイントを集めてということを検討していくということですね。どういう形になるのかちょっとわかりませんが、29年度から本市でもそうした、県とは違うものでポイントを集めてということに取り組んでいくということでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 今回、県のほうで賞品が当たるキャンペーンというのがあります。それらのポイントを集めて応募すると賞品が当たるというのがあるんですが、この県で使っているこのヘルシーポイントを香美市でポイントを集めてもらったら、何か当たるという部分を検討しているということです。

わかりますかね、以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） そしたら、何か南国市のような形でしょうかね。ちょっと、県は県でして、市独自で何か当たるというようなことをしていくと、平成29年度からはそうしていきたいという、検討をしているということによろしいですかね。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 今現在、施設に参加したりするとポイントがもらえます。それをパスポートへ張るのではなくて、香美市独自の申請書にポイントを張って集めていただければ、何か当たるという形をとりたいなど。県のほうのキャンペーンはがきというのがこれパスポートを申請するとももらえます。その中で10枚コース、5枚コースというのがあるんですが、それをパスポートでなくて応募用紙に張っていくと、それを送ったら当たるという形のもので、香美市もそういった形の新たな応募用紙を香美市として発行して、行いたいというのは検討中です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） わかりました。そしたら、検討していただいて、多くの方が健康づくりに参加していただけたらというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

林業に関して伺います。先日、私たち森林・林業・林産業活性化推進香美市議会議員連盟では、愛媛県久万高原町に視察研修にお伺いし、久万林業活性化センター及び久万林業活性化プロジェクトについて勉強させていただきました。その取り組みについて少し紹介させていただきます。

久万高原町は平成16年8月1日に1町3村が合併、人口約9,500人で高齢化率は45%、総面積が584平方キロメートルで、その90%を山林が占めています。平成2年に林業担い会社、株式会社いぶきを設立し、平成10年には久万広域森林組合を設立。平成17年7月1日に久万林業活性化センターを久万広域森林組合内に設立し、

愛媛県や久万高原町とも連携し、行政参画による提案型集約化事業を行っています。この活性化センターへの行政が参画することのメリットに情報の充実や信頼、相談などを挙げていました。

久万林業活性化プロジェクトでは、除間伐を進める仕組みづくりとして、町・県補助金を活用して森林所有者の負担ゼロで間伐を実施、不足分は森林組合が負担しているそうです。間伐材を搬出して収入を上げる仕組みづくりとして、森林所有者へ提示するプラン書で収入保証をする。また、森林施業ガイドラインを策定して、施業の外注による林業担い手の確保育成を行うことを基本に取り組んでいるとお聞きしました。そして、事業の推進に当たって調査・営業・管理部門にプランナーを配置して、効率的に取り組んでいるとのことでした。

父野川事業所では製材の工程を見学させていただきました。私は林業関係の専門ではありませんので専門的なことや技術的なことはよくわかりませんが、林業活性化に積極的に取り組んでいると感心しました。

本市も森林組合などと連携して林業政策に取り組んでいますが、久万高原町の取り組みは本市として参考になることがあるのではないかと感じましたが、研修と一緒に参加されました担当課長の所感をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 山崎晃子議員のご質問にお答えいたします。

久万高原町につきまして、林業を基幹産業とした施策を展開されておると、非常に充実した取り組みがなされておると感じたところでございます。ただ、建設会社等による民間企業や自伐林家を中心とした林業が基幹をなすものでありまして、高知県のように森林組合による森林整備がその大半を占め、民間による大規模な製材所の建設や木質バイオマス発電所等の関連施設の建築を含め、林業に関する産業構造が異なるものと感じたところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 産業構造が異なるってということでお聞きをしました。私はちょっと専門ではありませんので、ただ、何か調査とか営業・管理部門にプランナーを配置して効率的に取り組んでいるってということでしたので、この集約化を図ってっていうことで取り組んでおられるということ、本市にもそういったことが参考になるのではないかというふうに感じましたので、お聞きをしたところです。

それでは、②の質問に移ります。

昼食に立ち寄った久万高原町の道の駅の横に、久万杉で建築、展示されていたモデルハウスが目を見ました。その日は休業日とのことパンフレットをいただいて帰ってきたところですが、本市でもこのようなモデルハウスを建築して、積極的に香美市産材

をPRしてはどうかとの思いで質問します。

久万高原の家モデルハウスは、久万材を生かせる新しい住宅開発を目的に、産官学で結成された久万高原の家設計・開発委員会が計画を策定し、実現のために久万材の家づくり推進協議会が結成され、平成23年度愛媛県森林そ生緊急対策事業に採択され、平成24年春に完成しています。現在は町有展示施設として木と住まいの相談窓口も設置され、推進協議会との連携を図りながら、久万材の拡販と地域産業の育成に向けて取り組まれているとのことでした。この相談窓口は町が直営で行っています。久万材の家づくり推進協議会とは製材、林家、大工・工務店、アドバイザー、久万高原町で構成されています。この推進協議会を設立するに当たってはさまざまな苦勞もあったようですが、久万材の活性化に向けて、関係機関の連携に関しては町が主導して組織してきたとお聞きしました。

このような地元材を活用したモデル住宅によるPR方法は、資料や言葉だけでなく、町を訪れた方々が目で見て実現できるものとしてPR効果があるのではないかと考えます。本市でも市産材を活用したモデルハウスを建築して、積極的に市産材をPRしてはいかがでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

議会で市産材によるモデルハウスのご提案ということをお願いしたことがございます。そのときにはまだ県内の林業に光が差し始めたばかりで、施策の中心である森林整備、そちらへの予算投入が最重要課題であると、まだそういうモデルハウス等の時期にはきてないのではないかと答弁をさせていただいた記憶がございます。その後少しずつではございますけれども、林業を取り巻く環境の向上によりまして、森林整備も本格化をしてきておるところでございます。また昨年度、香美市が立ち上げました香美市木材住宅支援事業、こちらにつきましても戸数が伸びてきておるといふような現状でございます。

山崎議員のご質問にありましたように、林業の積極的なPR活動に、このモデルハウスの建築というものは非常に有効な手段の一つと考えるところがございます。ただ、うちは産業振興課でございます。せっかくなのであれば、林業のみではなく多くの方に見ていただける場所に建築をすることが必須ではないかと。そこでは、やはり農業・商業の地場産品の直売所や観光を含めた香美市産業振興の拠点施設としたエリアを整備し、そこに市産材を使ったメインの建築物とともに、このモデルハウスを建築することがアピールとしては最も望ましいものではないかと考えておるところでございます。過去にもこのような形で答弁をさせていただいたと記憶するところがございますけれども、その実現に向けて実施時期を含め、事業面や予算面等多方面から検討し、上申をしてきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 課長もよく言われますように、やっとう山に光が差し始めてきたということで、その機運に乗って、この市産材の積極的なPRっていうことで私はモデルハウスということを出しましたが、課長のほうはもっとこう大きなスケールの中で市産材をPRしていきたいということで、上申をしていきたいというお言葉をいただきました。ぜひ実現をしていただきたい、実現ができればということをお願いします。それでは、③の質問に移ります。

本市も久万高原町に負けないほどの面積と森林率を誇っています。50年前で言えば見渡せば宝の山といったところでしたが、木材の輸入化とともに林業が衰退し、今は宝の持ち腐れといった状態という声を聞きます。しかし、昨年からは木材の活用、林業の活性化に向けて、地元木材を活用した木材住宅支援事業が開始され、今年2年目を迎えました。昨年は8件の実績だったと聞いています。今年度は新築だけでなく増改築にも対象が拡大され、8月末で10件の申請があったと聞きました。木材住宅支援事業のこれまでの申請内容、同事業が及ぼす波及効果等をお聞かせください。あわせて、もし課題があるならば、対応策も含めてお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 木材住宅支援事業について、お答えいたします。

平成27年度の実績8件、この中では市外から転入された方が1件、残りは市内の方でございました。

平成27年度の市木材の使用量は117立方メートル、補助金で749万5,000円でした。今年度8月末現在で10件申請をいただいております。市外からの転入が2分の1の5件ございます。市木材の使用量は165立方メートル、補助金で894万2,000円の申請が現在されておるところでございます。

これから先につきましては、木材住宅支援事業の委員会で検討をするときの資料から引用させていただきますが、例えば2,000万円の住宅を香美市に建築した場合、波及効果といたしまして年間の効果額につきまして、施主さんが香美市民の場合は固定資産税約10万円程度ということでございますけれども、これが市外からの転入者であった場合は、これに地方交付税や消費効果等を含めまして、年間270万円という効果が生まれるところでございます。また、施工業者によります効果につきましては、例えば補助がないままで市外のハウスメーカー、有名なハウスメーカー等が建築されておりますけれども、その場合の市内の還元額は170万円程度になるに對しまして、市内の工務店で全て施工した場合の還元額は1,700万円、約10倍になるというふうな試算がされております。これに経済波及効果といたしまして、間接効果額として約900万程度が加わり、合計2,600万円程度の総効果額となると試算をされておるところでございます。波及効果の全てが香美市内で誘発されるわけではございませんけれども、

また、その後の市の負担ということも当然発生いたしますが、その経済効果は極めて大きくなるものと想定されておるところでございます。

現時点での、この木材住宅支援事業に対しましての課題ということでございますけれども、2つ大きくございます。1つ目は木材供給の安定化でございます。また、2つ目は、将来に向けた事業の継続という、この2つでございます。

まず、1つ目でございますけれども、木材供給の安定化でございますが、先ほどのご質問でいただきましたように、森林整備がほとんどなされてなかった香美市におきまして、ここ数年前からやっと光が差し始めて、森林整備にも本格的な稼働が行われておるといふうなことに伴いましてですが、木材供給がなかなか難しいと、困難であると。これにつきましても徐々に改善をされつつありますけれども、やはり住宅を建築されるときってというのは工期に定めがございます。年回りとかいろいろなこともございまして、いつまでに建ててほしいという場合がございますけれども、その工期の中で基本部位を含めた補助対象である木材全てを、市産材でそろえるということがいまだになかなか困難な状況でございます。ここを解消するには、やはり将来に向けて、森林整備の安定化が最も必要なおところであろうと考えるところでございます。

もう一つの事業の継続でございますけれども、本事業につきましましては、5カ年事業で総額1億円というふうな形で計画を立てておるところでございます。ただ、建てられた方からの反響も非常に大きくなってきておりまして、将来に向けこの事業を継続していただきたいと、また工務店のほうからもそういうふうな事業継続を望む声が、高まりつつあるというふうな現状でございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 木材住宅支援事業、昨年に比べて申請も伸びてきているということで、課題も今ご答弁がありました。しかし、これを利用して建築された方などからは大変反響があつて、継続をしていただきたいというようなお話もいただきました。やっと森林に、木材に光が当たって、香美市は本当に山が多いですのでそれが活用されて、地域経済が回っていくということは本当にいいことだと思いますので、これに私自身は大変期待をしておるわけですが、最後に市長に、林業の活性化に向けての取り組みに関して、見解をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えをします。

林業についてのお尋ねですが、農林業は私たち香美市にとりましては、とっても大きな重要な産業でございます。この産業がしっかりと元気であるかということが、市の状況に大きく影響してまいります。今お尋ねの林業につきましましては、課長のほうから今進めている住宅政策については、継続をすることの重要性、また、求められる木材

が市内から安定的に供給できるかどうかということが問われているということでありました。そして、我々がこれまでに最も対応していたところは、それに加えて供給をするためにはやはり、それに従事をする後継者、技術者が育っていくかどうかということでありました。この点については、県とともに力を合わせながら林業学校の誘致をしてまいりましたし、そして、後継者を育てるための支援策といったものもできまして、事業所には非常に歓迎をされています。こうしたことは少しずつ前進をしていますけれども、さらに今後、オリンピックなど2020年に開催されるということで、メインスタジアムが木材が使われるということになりますと、もっともっと国民の木材に対する関心も高まってくるのではないかというふうに考えておりますので、そういうふうなことも考えながら、市としてできる施策をしっかりと力強く進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

次に、17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 17番、依光美代子です。通告に従って、3項目について質問を行います。

最初に、簡易水道についてお尋ねをいたします。

香美市内には簡易水道が15施設あります。その施設はおおむね昭和40年後半以降に創設され、約四十数年経過し、経年劣化に伴う修繕が必要となってきました。現在、計画的に改修を進めております。管理者である市には、市民に将来にわたって安心して衛生的で文化的生活を送れるように、安全で安定的な水道水の供給が求められています。そこでお尋ねをいたします。

この簡易水道の水質検査はどのように行われておりますか、お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 依光美代子議員のご質問にお答えいたします。

水質検査は水道法に基づきまして、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、その計画により毎日検査、毎月検査、3カ月検査、並びに年1回の原水と給水の検査を実施しています。また、毎年度当初にホームページにおきまして、当年度の水質検査計画と前年度の水質検査結果を公表しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 毎日、毎月、3カ月、年というように行われているということで、それで、大雨のときとか工事の後などに濁りが発生することがありますよね、そんなときにも水質検査を行うものではないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

濁水とか災害等の発生のときにおいては、臨時的に水質、濁水、色度、残留塩素等の検査を実施しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） そういった水質の濁りや異常というのは、水道監視システムがありますよね、そういうものに出てくるものでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

残念ながら、これにつきましては職員が直接現場に行きまして、調査をするという方法になっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） そしたら、市民から何らかの通報があつて、その場所へ職員が行ってするという事になっているということで、今までにこういう濁水とか異常値が出たことがありますか。それがあれば、どんな状況であつたかお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

状況はさまざまありますが、特に水道管を他の工事で破損した場合、濁水の発生等が起こっております。それにつきましては、現地において調査を行い、指示を行っておるという状況です。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 次の質問に移ります。

市は管理者として水道水を良好な状況において適正な管理運営を行わなければなりません。この配水池は長年使用しているとふたの劣化や損傷による異物混入などはないのでしょうか。また、配水池の中に長年使用していると、おりがたまったりはしないかと心配をします。配水池の安全点検や清掃は定期的に行うのか。それとも、何かが発生したときに対応するのかをお尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

配水池は直接飲料水に接する重要な施設です。香北・物部地区につきましては、本年度から施設管理を民間委託し、計画的に巡回点検を行っております。また、土佐山田地区につきましては、職員及び清掃委託業者によりまして、点検を計画的に行っております。

す。

また、清掃につきましてですが、これにつきましては法的に義務づけられてはおりませんが、日本水道協会発行の水道維持管理指針では2年に1回程度の清掃が望ましいとなっております。香美市では平成22年度から23年度にかけて、香美市管内にある全ての配水池の清掃を実施しております。現在は各施設の状況を見ながら、適時実施しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 配水池の上にふたっていうんだらうか、その名称が的確でないかもわかりませんがありますよね、それには鍵がかかっておりますか。今回、全部ではないですが一部の箇所を見てきました。例えば談議所の中継所などは、すぐ中へ入れる状態ですよね。フェンスが前はあるけど、横を通ったらきれいに中へ入れる。そしてまた、ふたには鍵がないので、簡単にあけることができるのではないかと思います。何者かがふたをあけ、何か薬物でも放り込まれたら大変なこととなるのではないかと、何らかの対策は必要ではないかと心配をします。また、香長簡易水道は、入り口の柵が低いので簡単に中へ入れます。中へ入ると、また外に出てくるために、ちょうどフェンスのところに内側からはしごを立てかけてあるんですよね、それを使うと簡単に外へ出てくることもできます。とても心配をしますが、何らかの対策が必要ではないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） ご指摘いただきました施設につきましては、早急に確認をし対処したいと思います。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） それでは、次の質問に移ります。

食料備蓄について、お尋ねをいたします。

本市では、災害発生時の避難生活に必要な食料などの備蓄を毎年計画的に整備しております。その食料備蓄は、災害時の被害想定に基づく避難者供給対象者数を8,600人として、おおむねその方々の1日3食3日分ということで約7万7,000食の備蓄を目標に、備蓄体制を整備していると思います。その備蓄は分散備蓄をしていると思いますが、現在、食料備蓄はどこへ何を、どれだけの量を備蓄しておりますか、お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 依光議員のご質問にお答えします。

現在、香美市の備蓄食料は、5カ所に合計7万7,760食を分散備蓄しております。その内訳は、香美市防災備蓄倉庫に防災食ラーメンを1万5,100食、アレルゲンフ

リーのご飯類を1万4,650食、クラッカー及びチキンと野菜のシチューを1万8,380食、アルファ米を4,050食、そのほかに乾燥野菜・ヒートレスカレー・サツマイモのレモン煮などを2万2,930食、合わせて7万5,110食分。次に、繁藤出張所にはアルファ米を150食分、香北支所にはクラッカーを540食、チキンシチューを同じく540食分、雑炊を120食、合わせて1,200食分。物部支所にはクラッカーを480食、チキンシチューを同じく480食、そのほかにアルファ米・雑炊などを240食、合わせて1,200食分。別府農林漁業体験実習館には、アルファ米を100食分備蓄しています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 先ほど答弁の中にございました備蓄品のサツマイモのレモン煮、乾燥野菜の賞味期限ってというのは何年でしょうか。また、乾燥野菜とはどのような種類でどういう利用法などがあるのか、あわせてお聞かせをください。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

賞味期限は5年です。乾燥野菜の中身はちょっと確認しておりません（後に「ヤーコン、大根、ニンジン、タマネギ、ブロッコリー、トマトの6種類」と答弁あり）。済みません。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） また、これについては後ほどでも結構です。また教えていただけたらと思います。

それでは、次の質問に移ります。

地域防災計画の43ページ、備蓄品目の缶詰とございますが、この缶詰とはどのようなものでしょうか。また、どれだけ備蓄しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

地域防災計画に基づき、缶詰の備蓄を平成21年度から順次進めており、現在、香美市防災備蓄倉庫にクラッカー及びチキンと野菜のシチューが入った缶詰1万8,380食を備蓄しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 災害時には、どうしてもそのおにぎりとかラーメンなどの炭水化物が多くなります。食事が偏りがちで栄養バランスを欠いたために、この二次災害、健康被害を引き起こす人が多く出ております。

高齢者や要支援者、小さい子どもさんなど配慮の必要な方も多くなるでしょう。災害

救助従事者などを含め、毎日おにぎりやラーメンのみでは体力がもちません。カレーやシチューもありますが、ぜひ栄養バランスのとれた新たな缶詰を備蓄品として備えることができないかという観点でお尋ねをいたします。

先ほど答弁のございました備蓄品のサツマイモのレモン煮、乾燥野菜、この缶詰もおかずとして非常に有効かと思えます。けどこれは、どちらかというと栄養というよりこの内容物を考えたときに、繊維質を摂取することにより腸内環境を整える、そういう働きのために選ばれたのではないかなとも思います。その辺で違ってたらまたお聞かせください。

ほんで、こういった災害時にバランスのとれた缶詰が必要だということで、災害対応の備蓄品として黒潮町ではつくられております。黒潮町では缶詰のこの開発に当たっては、東日本大震災の被災地へ伺い、被災者の方々に避難生活の食事情の聞き取り調査をして開発を行っております。小麦や卵など食物アレルギーを引き起こす原材料を使わず、誰でも食べられる非常食を目指してつくられております。

この缶詰のことは、産経新聞でもこのように紹介をされております（資料を示しながら説明）。防災缶詰がこの熊本の震災へデビューをしたということが大々的に取り上げられてます。

そしてまた、熊本の震災時に向こうからも問い合わせがあって、体の弱いお年寄り、子どもたち、それからアレルギーの方とかあって、そこに対して黒潮町が提供したということで、西日本新聞や高知新聞にも載ってますので（資料を示しながら説明）、ちょうど須崎市は阿蘇市と提携をしまして、その自分ところが備蓄品として備えているこの黒潮町の缶詰を提供したという記事も掲載をされております。

それで、この缶詰について少し説明をさせていただきます。日ごろは家庭用として、こういった6缶がセットで売り出しをされております（缶詰を見せながら説明）。

こういうようにお肉、豚肉と牛肉の2種類のお肉を使用して甘辛いすき焼き風に、ご飯にぶっかければすき焼き丼というような形で食べれます。

そして、次にこれは「野菜とひじきのあまから煮」、これは野菜とひじきということで、不足がちなミネラル分の摂取にも役立つということで、男女かかわらずどなたも好むということです。

そして、これは「つぶつぶコーンと10種類の野菜スープ」ということで、食品をやわらかく煮込んでいるので、野菜の穏やかな味がとても食べやすいということです。皆さんの気持ちをホッとさすという効果もあるそうです。

それから、これは「野菜のあまから煮シイラ入り」ということで5種類の野菜とお魚をベースに甘辛く煮込んだ野菜の缶詰でございます。お魚からそのたんぱく質の確保ができるということです。

これは「お魚のパテ」ということで細かくミキシングしてありまして、離乳食のお子

さんから高齢者まで幅広く食べることができるということで、とってもその震災時に好評であったというお話も聞いております。

それから、これは「栗ぜんざい」ですが、被災地で皆さんに聞き取り調査したときに、やっぱり甘いものが食べたいと、甘いものを食べることで疲れ切った心と体を癒やす、ホッとすると、そういう大きな役割もあるし、またカロリー摂取の観点からも、この甘みってということが大事ということで一応こういったものを、ほかにも何種類かあります。

この缶詰は7大アレルゲンフリーでありますので、アレルギーの方が食べても大丈夫です。熊本でもアレルギーショック症状が出た事例が何件かあったと聞いています、新聞報道にもありましたよね。

こういう栄養バランスのとれた缶詰を備蓄品として備えることができないか、お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

貴重な品物の紹介、またご意見等々ありがとうございます。今後備蓄食料を購入するに際しましては、議員のご意見も参考にさせていただきます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 次の質問に移ります。

食料備蓄品には賞味期限があり、無駄にしないようにローリングをさせ活用していると思います。本市ではどのようにローリングをさせていますか、お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

備蓄食料の購入に当たりましては、5年以上の品質保証期間があるものを選定しておりますが、賞味期限が切れる食料も当然出てまいりますので、ローリングをする必要があります。

香美市では、賞味期限が切れる前にそれらの数量相当分の食料を新たに購入し、目標数量である7万7,400食以上を常に確保するように取り組んでおります。

平成26年度に5万食を超える食料の賞味期限が切れるという事例がございました。当時、処分に数十万円かかるという情報を得ましたので、賞味期限が切れる前に広報等で呼びかけを行い、住民の皆様や自主防災組織の方々に提供をさせていただきました。しかしながら、提供後も約3万食が残りましたので、香美市社会福祉協議会を通じまして、社会福祉施設等の団体を支援しているフードバンク高知に提供しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 広報で呼びかけて市民への提供、そしてまたフードバン

ク高知というようにローリングをされたということでございます。

きっと前回というかそのローリングのときに、期間が短いではなかったかなと思います。備蓄のローリングを半年や1年では、なかなか使い切るのは難しいと思います。きっと前は時間もなかったこともあったかと思いますが、そうして消費できないものをフードバンクへ回して利用してもらったということで、そこでまたね、生活に困ってる方、いろんな方に利用されたこととは思います。

しかしながら、せっかくの備蓄品ですので、もっと幅広く市民全体を対象にした使い方を考えるべきではないでしょうか。

今お聞きすると賞味期限がその5年もんということであれば、半年や1年前でなく3年目ごろから事前に計画を立てて、約3分の1ぐらいを少しずつ、毎年いろんな場面での活用を考えてローリングさせる、そんなことをされたらどうでしょうか。

例えばですが、地区の初会で防災の話をして参加者に試食をしてもらい、また、健康まつりで参加者に災害備蓄品を試食をもらい。

私は今回、一斉避難訓練で初めて備蓄品のアルファ米とヒートカレーを試食しましたがとても味がよく、試食しながら参加者の皆さんと防災について話が弾みました。試食をすることによって防災について理解も進み、いい機会になりました。

また、他の市町村ですが、芸西村でございますが、毎年恒例の9月に行われる観月会、そこで竹の照明をしています。そうしたところ、その竹の照明づくりに参加をしているボランティアの方に、帰りにお礼を込めて、その備蓄のビスケットを配布をして活用しております。そういったように、この備蓄品を試食することが生かされる活用方法を考えていってはどうでしょうか。

またもう1点として、学校で防災訓練をしますよね、そういったときにその日の給食に使うというような、そういったことをすればかなりの量が定期的にローリングができていけるのではないかと思います。そういったローリング方法を検討してはいかがでしょうか、課長の見解をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

賞味期限切れとなる備蓄食料が学校給食等として活用が図れるか図れないかにつきましては、学校給食センター及び関係部局と検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 関係機関とも相談をしてくださるということですが。

それで教育長にお尋ねをいたしますが、学校でも防災訓練をやっていますよね、これは他の町村で取り組んでるんですが、うちの場合は防災訓練の日はこうばらばらだけど、その同じ日にその開催する、全校でなくとも幾つかの学校が開催し、そしてその日の

給食のメニューに1品それを加えるというような、そんなことができないものでしょうか。

子どもたちにとっては、その防災訓練とあわせて災害時のこの栄養補給の仕方や食の大切さを学ぶこともできるし、また、やっぱりその小さいころから日常の中へその災害への意識づけ、そういったこともできるのではないかと思います。

給食のその資材として使うという点で、その金額まではよう聞き取りをしなかったんですが、県内では黒潮町がやっています。県外でも何か所かあるようですが、黒潮町では、この給食センターがその備蓄品を給食費の資材として、それを購入する。そして、その購入費でまたこう循環さすというような、ローリングをさせているってというようなこともお聞きをしましたが、こういった取り組みを学校側として小中で、そういったところで給食に、また保育の給食に、そんなことを検討できないものでしょうか。教育長の見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

給食そのものには今使うことをしていません。以前、もう何年か前になるんですけども、防災訓練をしたときに、ちょうど賞味期限内っていかもう少し残っているというようなものを、炊き出しの訓練とかいうときに一緒にみんなで食べたというような経験とかがあります。それから、一緒に訓練をしていたおうちの方々に、子どもたちがもう一緒に持って帰っておうちでこうつくってもらうことで、一度こう経験をすることをしたことはあります。

済みません。ごく最近のことをちょっと聞いてなくて申しわけないですけども、いろんな形でそういうものを一度試食する経験はしていると思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 過去にも何回か経験しているということで、こういうことをぜひ、その備蓄品のローリングという観点と、やっぱり防災に関心をという2つの観点から、子どもたちへということでもぜひ継続して、できることを期待を申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

3番目の質問に入ります。公共施設の周辺管理について、お尋ねをいたします。

本市には市が管理する多くの施設があります。今年の夏は近年にない異常気象で、猛暑が続き、公共施設の周辺や駐車場などの雑草管理には大変ご苦労が多かったことと思います。その管理は、手入れが行き届いたところ、行き届いていないところと千差万別でした。

資料をごらんください。全ての写真をつけたわけではありません。一部ではございますが、今回、本庁舎周辺は大変きれいでございました。以前は南側の植え込みの中にち

りが入ったり、そして、なかなか目が行き届かないから植木が枯れたりとか、いろんな状況がございました。今回はとても整備されて、皆さん方が来所しても気持ちよく来れる状況でございました。

そして、①でございます。これ西庁舎のフェンス部分、北側の部分です。このフェンス、駐車場の縁のほうに草がこういう状況でございます。これは北のみならず、南側もこういう状況があります。

②はプラザ八王子でございます。これは入り口のところの花壇の中に、ここにはカヤが生えて、本当にこのカヤが生えだすと大変な手間というか、かかるのではないかと思います。

このプラザ八王子の駐車場として、⑤にあります。ちょうど駐車場の入り口にはこういったオオクサが生えております。これ以外にも、ほかの部署にも生えて、このプラザ八王子は社会福祉協議会使用している建物ですが、このプラザ八王子はいろんな健診であったり、そして、体操教室、いろんな行事が行われます。そして、美術館が併設をされておりますが、多くのお客さんが、市民以外の方も、市内外からの来客、来場者がありますので、挙げられてもらいました。

次に、③でございますが香北支所、香北支所はとってもプランターをきれいに、お花を入れたり、それから南っかわの花壇も手入れがよく行き届いておりました。その隣接する基幹集落センターですが、センターのちょうど西っかわになります。道路沿いですがやはりここも、やっぱり人目につきにくいというか裏っかわになるので、こういうことになってるんだと思いますが草が生えてます。また、駐車場のほうにも草が生えてるような状況です。

④として、物部支所の玄関口がこのような状況でございます。

裏面にひっくり返してもらいまして、⑥香北保健福祉センター、この入り口のところの花壇の植え込み、その植え込みの縁にこういう雑草の状況があります。そして、駐車場にもたくさん草が生えており、また東っかわにも雑草が生えているという状況があります。

下段に行きまして⑦ですが、職員駐車場にもこういった、この手前っかわの草はもう暑さにやられて、枯れて倒れているっていうような状況でございます。

⑧の写真が、この北庁舎の前の駐車場の入り口部分です。

こういった状況がございました。今回は特に市民の出入りが多い施設と人通りの多い道路に接した施設について管理をどのようにしているのか、次の施設についてお尋ねをいたします。

イ、本庁舎周辺と北庁舎駐車場も含めてでございます。ロ、西庁舎、ハ、職員駐車場、ニ、プラザ八王子、駐車場も含め。ホとして、各支所で香北支所、物部支所、そして、最後にへ、保健福祉センター香北、その管理はどのようになっているのでしょうか、お尋

ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 依光議員の公共施設の周辺管理についてというご質問にお答えいたします。

まず、本庁舎、西庁舎、職員駐車場及び公用車駐車場の敷地につきましては、管財課が管理をしております。

また、雑草の草刈りににつきましては、管財課職員が業務中に時間を割いて、草刈り等を行っております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） プラザ八王子の管理について、お答えいたします。

プラザ八王子の管理につきましては、社会福祉協議会にお願いしてございまして、草等につきましては、施設管理担当職員が多忙なため、時間があいたときにやっているというのを聞いております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長、野島恵一君。

○香北支所長（野島恵一君） 香北支所周辺の管理について、お答えします。

香北支所周辺の除草等の管理については、香北支所の所管業務として委託業者や支所職員による草引き、草刈り、雑草の剪定を随時行っております。

指摘を受けました基幹集落センターの西側ですが、ここは施設清掃委託業者の業務の一環として、年3回の除草をお願いしています。5月末に1回目を、今月中に2回目をとということで、そういう状況で現在行っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 物部支所長、舟谷益夫君。

○物部支所長（舟谷益夫君） 物部支所につきましては、支所の玄関両側にありますユズの木とか駐車場につきましては、支所の管理業務としております。

人や車両の通行に支障とならないよう草刈り、剪定等を職員または小規模事業者登録者に依頼して、適時実施しているような状況でございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 香美市立保健福祉センター香北の管理につきましては、健康介護支援課が管理しています。

剪定と草刈りの業務につきましては、シルバー人材センターに委託しており、草刈りは年4回、建物周辺の樹木剪定は年に1回行っております。

以上です。

- 議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。
- 17番（依光美代子君） 先ほどの答弁で西庁舎の答弁が抜けておりますけれど。
- 議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。
- 管財課長（柳本隆司君） 西庁舎も管財課が管理しております。
- 議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。
- 17番（依光美代子君） それぞれの管理をどこがしているということがよくわかりました。皆さん方のご苦勞の様子もよくわかりました。やっぱり合併後、人員削減がなされて、限られたこの人員の中でのこの管理のやりくり、そういう大変な状況もよく理解ができました。

そこでなんですが、職員全員でこれを対応することを考えることができないものでしょうか。

以前、合併前ですが、旧土佐山田町の時代に、庁舎の周辺整備を就業時間前に各課から当番制で月に1回だったか2回、そこの辺はきちっと覚えてないんですが時々出て、周辺の草引きや清掃をしておりました。それでも十分にはできないところは、その管財課であったり、業者の方をお願いしてすればいいと思います。

やっぱり庁舎っていうのは、その町の顔です。皆さんが本当にねえ、事業者に頼んだり職員をお願いしてやりゆうけど、その限られた中でご苦勞をしながらやっている様子もよくわかったけど、やっぱり、その玄関口、その周辺というのは、やっぱりその町の顔ですので、その庁舎を職員みずから動ききれいにする、そんな活動が広がれば、美しいまちづくりにもつながっていくと思います。月に一度、職員による施設周辺の草引きや清掃活動ができないものでしょうか。

市長のほうにお尋ねいたします。どうしてお考えでしょうか、お聞かせをください。

- 議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。
- 市長（法光院晶一君） 依光議員のお尋ねにお答えしたいと思います。

やはり職員が清掃することの大事さというものを、ご質問を受けながら改めて感じていたところであります。職員にも自分たちが仕事をしている周辺を美しくするというところにかかわらず、やっぱりきめ細かくいろんなものを考えていく上では、そういう気持ちを内発的にやっぱり起こすことが大事だというふうに思いますので、私も率先してやってまいりたいと思います。

ただ、私も市の職員には感心をしたこともございます。庁舎に入ってくるときに、月曜日でありますけれども、よく日曜市の周辺にはいろんなものが飛んでおります。これを拾って庁舎に持ち込んで、ごみの処理をしている職員をよく見かけます。そういうところもありますので、そういう気持ちを持っている職員に私のほうから、私のほうが動けば、また感じていただいくんじゃないかと、これを命令的なことではなくて内発的なものでやっていきたいというふうに思いますので、よろしくご理解いただきたいと

思います。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 本当に職員さんがちりを拾われてというのを私も見ました。やっぱりそういう姿勢を見ると町民も本当に、あっ、自分たちも気をつけないとという、ひとつお手本という形にもなろうと思います。

本当にこういったことは、挨拶だとかこういったちりひらいだとか、強制すべきものではないけど、市長の言われたように内発的に取り組みができること、やっぱり自分たちの町を自分たちできれいにする、そういう意識が皆さんの中に育っていくことを願ひまして、私の質問を終わります。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 依光美代子君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問をいたします。一問一答であります。

最初に、土地の所有者不明化について、伺ってまいります。

地方から人が減り地価の下落傾向が続く中、所有者の居所や生死が直ちに判明しない、いわゆる所有者不明の土地が災害復旧や耕作放棄地の解消、空き家対策など、公益上の支障となる事例が顕在化してきております。

昨今、公益財団法人が自治体アンケートを行ったところ、本市は回答したかは不明ですが、結果、土地の所有者が特定できないことで、具体的には固定資産税の徴収が難しくなったとの回答が最も多く、ほか老朽空き家や土地の荒廃の問題が課題として挙げられたとのことであります。

大半の自治体は、こうした問題を認識しつつも、実態把握や対策に乗り出すまでには至っていないとのことでもあります。しかし、私は本市においても何らかの手だてを打つ必要性も感じつつ、質問を行うところです。

①に、相続未登記のため死亡者課税を続けたり、課税自体を一時保留したり、さまざまなケースがあるかと思いますが、課税できていないケースについて、内容、件数等をお示しく下さい。

○議長（石川彰宏君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 山崎龍太郎議員の土地所有者不明化についてのご質

問にお答えいたします。

所有者が不明ということで課税できていない客体となりますと、所有者が死亡者の場合等において相続者全員が相続放棄しており相続人がいない場合、相続人自体がいない場合等の理由により、課税保留という形をとらせていただいています。

その件数が、平成28年度23件でして、死亡所有の相続放棄の件数が12件、相続人不存在3件、法人所有の破産清算人解散2件、実質所有者等不明が6件、計23件であります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 答弁いただきました。

相続放棄で相続人がいないとか破産法人での滞納案件、納税義務者の死亡等、相続人不存在で徴収困難な案件に対してこうした措置、課税保留を行うということですが。

地方税法上の根拠はないという認識をしておりますけど、実際、こう課税保留するということが予算としては私どもには上がってこないの、議会としてはそれについては見えてこないということですが、それについて見解をちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（石川彰宏君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 歳入の予算には、当然、課税保留の形をとらせていただいているので上がってきません。

税法上、課税保留という形はないのでございますが、実質上その課税をする相手がないということで、現在のところいたし方ないかなとは思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。②です。

固定資産課税台帳上の所有者情報は、基本的に法務局から届く不動産登記情報に基づき更新されておりますが、権利登記は任意のため、未登記事案に関しては担当者が個別に相続人を調査し、納税義務者を変更しなければなりません。

しかしながら、この事務は税務課サイドでは大変と考えるところです。死亡者課税等の問題から来る課税はしていても、徴収困難な案件の現状についてお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） お答えいたします。

所有者が死亡され、市が相続人代表者を指定して納税通知書を送る場合があります。

指定させていただいた相続人代表者からのクレーム等は今のところございません。

市としましては、通常の納税通知書の送達と同様と考えておりまして、トラブル等もなく、今のところ徴収困難な事例はありません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） クレーム等はないということでございますが、結局、困難案件は課税保留していると、いたし方ないということでありまして。ただ、課税の公平性からいえば本来あってはならないのかなとも思うんですが、実際そのことは置いときまして。

保留しないと課税と不納欠損を繰り返すから、結果的にこのような運用をしているというふうに思いますが。これってもう永久的に続くということなんでしょうか。その点を確認します。

○議長（石川彰宏君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 課税保留の形をとっている所有者不明の土地等については、将来的に増加となる可能性が否めません。現在の保留といった形以外の方策が課題であり、解決策についても、これから模索していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

③ですが、これらの要因から来る不納欠損額について、ちょっと聞き方は正しいかわかりませんが、実際、徴収困難な案検等は現状ないということでありましたけれども、欠損額があるのかなのか、そのことも踏まえて答弁いただきます。

○議長（石川彰宏君） 収納担当参事、近藤浩伸君。

○税務収納課収納担当参事（近藤浩伸君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えします。

所有者不明の固定資産税の不納欠損状況ですが、納税義務者死亡後、相続人が相続放棄したことで所有者不明となった固定資産税については、収納金を徴収することができないことが明らかであるため、徴収金を納付し、または納入する義務を直ちに消滅させます。

なお、平成27年度は期別で44期、納税義務者数で6名、不納欠損額14万円となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） わかりました。

死亡されて、放棄されて、相続人がおらずともすぐ落としてしまうという、欠損してしまうということで、14万円ということで額的にどうかという部分がありますが。実際これは、次からはもう課税保留という手法になっていくのか、その点をお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 死亡者所有の相続人が相続放棄した場合等については、もうかける先がないということで、自動的に課税保留の形をとらざるを得ないと考

えております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そういう手法で、課長の答弁では、この方法で今後どうしていくか模索していくということも言われていたわけですが。現時点では、全体の中では割合は少ないというふうに感じます。

ただ、先ほど来言っているように、今後増加していく可能性をアンケートも指摘しますし、本市も微増していくって、対応策がなければね、そういう状況になると思います。それについてどうお考えなのかをお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 先ほどもお答えいたしましたように、ふえる可能性がこれからはあるということで、解決策も今のところ、具体的なことは考えてないんですが、そういった状況もあることを鑑みまして、今後対処していきたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） この件については後でも聞きますけれども、国のほうの対応も大事というふうには思いますが、次に移ります。④です。

土地の所有者不明化問題に関連して実態をつかむことは大切と考えますが、現状できることは、担当課としては相続人調査や相続登記を進めるなどでしょうけれども、先ほど来言ったこととは別に、今後、本来事務は粛々と進めていると思いますが、本市の対策についてはいかにやっていくのか伺います。

○議長（石川彰宏君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） ⑥の国に対策を求める必要があるのではないかとということにも絡んでくると思えますけど、市としましては、個人の財産であるために、不動産登記の重要性や必要性を理解して、登記をしていただくという方向で、対策をしていきたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

さきにも述べましたように、所有者不明の問題は、老朽化した空き家の危険家屋化や土地の放置による荒廃が進むなどの問題を有しております。

本市は、香美市空き家等の適正管理に関する条例のもと取り組んでいるところですが、本件が空き家対策にいかなる支障を与えているのか、また、地域の環境面に及ぼす影響について伺います。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えします。

土地と建物の所有者が別で、建物の所有者が香美市老朽住宅除却事業補助金を活用し

て取り壊す場合は、土地所有者の同意書が必要です。しかし、土地の所有者が特定できない場合、危険な状態の空き家をそのまま放置すれば倒壊等のおそれがあり、周辺に対する悪影響は大きいことから空き家の取り壊しを優先し、同意書の提出は柔軟に対応していきたいと考えておりますので、大きな支障はないと考えています。

また、環境面での影響は、取り壊すことで問題の解決につながると考えております。以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 老朽住宅除却事業補助金の部分からの場合で説明を受けてまして、一面的にわかったような気もしますが、土地の所有者が1人で居所不明とか多数の権利者がいてもなかなかわからない場合は、同意書がなくても取り壊しとかできるというふうな認識でいいのか、再度確認します。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 議員の述べられた認識でよろしいと思います。以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。⑥です。

この相続未登記等から発生する土地の所有者不明化の問題は、今後広がりを見せていくことは確実であります。

国は2015年4月から、所有者の所在の把握が難しい土地への対応、方策に関する検討会を開き、ガイドラインも取りまとめられ、省庁横断で踏み込んだ対策も行う方向である。しかしながら、抜本的解決策はまだ先のことであると考えます。2014年5月に成立した改正地方自治法にて、自治会などの保有する不動産登記については、相続人の一部が不明であっても、一定の手続にて所有権移転が図れる特例が盛り込まれました。所有者不明化問題の解決には、このような仕組みの適用範囲の拡大を初め、法的措置のあり方を幅広く検討すべきではないでしょうか。また、相続登記手続に係る個人の負担軽減を図る、あわせて公的主体による登記の代行も有効な手だてと考えます。

土地は我々の暮らしの基盤でありながら、不作為による社会的コストがかかるという負の連鎖がつきまっております。本市においても現状を看過することなく、国にも地方の状況を示しつつ、対策も求めていく必要があるかと考えます。見解をお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 死亡者の固定資産税については、議員のおっしゃるとおり相続登記がされていない土地及び家屋が多く、相続人把握のための調査が多くなってきております。

国に対策を求めよとのご質問でございますが、国の対策になるかどうかわかりません

が、個人の財産でありますので、先ほども申し上げましたように、不動産登記の重要性や必要性を理解してもらうための啓発を行っていただきたいと思います。

登記について補助をすとか、そういったことについては今のところ考えておりませんが、国のほうでそういう指針が示されたのであれば、それについては対処していきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） もちろん私、市に補助せえとかそういうことは申ししておりませんが、国がそういう対策をしないと、今のこの死亡者で何代か置くと、もう何十人、ひどい場合は100人とかね、そういう部分の調査をせんといかんという困難性が出てくるので、これは早急に、やはりそういうことにならないようにしなければならぬというふうに考えるところであります。

実際、課長が今後の課題というふうに言われましたけど、このことはやっぱり近未来的に起きる可能性、広がっていく可能性多いですので、ぜひそのことを認識されて、その都度事務を進めていただきたいと思いますと思いますが、その点について答弁を求めます。

○議長（石川彰宏君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 議員のおっしゃることはごもっともでございますので、毎年課税保留という形をとらせている案件等についても吟味いたしまして、将来的には対処していきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次の質問に移ります。就学援助の準要保護基準の引き上げについてであります。

就学援助については、この間、同僚議員から子どもの貧困の問題や本制度の果たす役割など、さまざまな角度から質問されております。私は議論を伺っていてどうしても納得のいかない、準要保護基準が生活保護基準の1.0のままであるという点に絞って、お尋ねしてまいりたいと思います。

この点について執行部の答弁の現在の到達点は、1.0の見直しについては、現在の基準でも援助者数は増加しております。1.0以上に設定すると、どのくらいの児童生徒が該当になるのか、個々の所得を調査できませんので、どのくらい援助費が増加するのか研究課題であります。給食費を全額援助し、1,200万円の軽減もしておりますし、国の交付金も基準単価を既に超えており市の持ち出しも増加するので、財政状況等を考慮し判断する。就学援助を必要とする子育て家庭に適切な支援が実施されるためにも、将来に向けて検討する必要があるとのことであります。

そこで、順次伺ってまいります。

①、憲法第26条、「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」、この点を保障することを目的とした制度が就学援助制度であり、そのことは、とりもなおさず各家庭の状況が同程度であれば、ひとしく行政のサービスを受けられて当然と言えるのではないのでしょうか。

一般的に準要保護世帯は、要保護世帯の1.4倍の収入がなければ、同じ程度の暮らしは送れないと言われております。アパート代や車両費、教育関連費用、給食費等、結局出費が多く、生活保護世帯にも及ばない生活を強いられている方々が多くおられます。そのような苦しい中でも子育てしている状況を見ると、行政としては必要とする方には手をさしのべるべきと考えます。

私は生活保護費の1.4倍の収入があって、やっと生活保護レベルの生活が可能と考えますが、この点についてまず見解をお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

準要保護対象世帯につきましては、要保護世帯と比較しますと税や公共料金などの免除制度等が少ないため、世帯構成人数や世帯の総所得額等によっては、生活保護世帯以下の生活状況になる場合があると認識しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

②です。公平、公正の市民目線に立ったサービスを行うことは当然と考えます。

生活レベルが同じであれば、その基準を的確に設け反映させるのが行政の役目と考えますが、この点についての見解をお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

全ての市民を対象に同じサービスを同等の条件で供給するということは、行政として重要なことであると考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ここまでは再質問なく順調に行っておりますので、これからよろしく申し上げます。

次に移ります。

③です。合併当初、平成18年、19年、20年と1.3の基準は、平成21年から1.0と引き下げられたところであります。

そこにはいかなる議論がなされたのか、一般財源化され交付税に算入されても、昨年の議論を用いますと、準要保護分として867万円が財源措置されているわけで、私は

制度の後退は市民の理解を得られものではなかったと考えるのです。

今回はせめて元の1.3に戻すべきとの質問をしているところではありますが、まずは前段に、1.3から1.0の引き下げに至った背景及び推移についてお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

就学援助制度の認定基準や給付内容につきましては、国レベルでの一律の基準は設けられておりませんので、就学援助制度の運用につきましては、自治体の裁量に委ねられている部分が大きくなっております。それによって、自治体間で差が大きくなっており、ということも見受けられるということでございます。

この背景につきまして、香美市の場合、ちょっともうかなり、平成20年度ということではっきりしたことはわかりませんが、引き下げの背景、その1.0から1.3の間と判定されて認定に至らなかったケースがごくわずかであったということも考えられますし、また先ほど議員がおっしゃられたように、三位一体改革の影響もあったのではないかとこのように捉えております。

あと就学援助を受けている子どもたち、生徒数等の推移でございますけれども、平成21年度に250人で13.4%であったものが、平成27年度、昨年度には300人を超えております。平成28年度は9月1日現在で315人で19.2%となっております。

児童生徒数が、平成21年度1,865人から平成28年度で1,641人と200人ほど減少している中で、援助を受けている児童生徒数は増加しておるとい状況になっております。

就学援助費の総額、費用につきましては、千四、五百万円から、平成27年度は給食費を全額としたため1,000万円ほど増加しまして、平成28年度は予算額で2,800万円程度を予算化しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） なかなか過去のことでありますので、わかりかねる部分もあるということ踏まえての答弁であったと思いますが。そこには1.3から1.2にしようとか、1.1でとどめようとかいうそういう議論もなかった、それも記憶にございますか。記憶には課長はないわね。ほかの人から聞き取りできてませんか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

担当者のほうから前任の者にも調査しましたけれども、ちょっとその点の議論については記憶にないということですので、現時点ではわかりかねます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、財源等については次の④でふれます。
次に移ります。④です。

準要保護世帯に対しての学校給食費の全額補助は前進と評価するところであります。しかし、基準が1.0であるがため、生活保護水準以下の苦しい生活を送りつつも、その負担軽減の対象とならない世帯もある点に矛盾も感じるところです。また、公平公正な行政運営の立場からどうかということです。

財政面では一般財源から持ち出しであっても、約半分は交付税措置されるわけで、本制度を充実させ、支援を待望する子育て家庭の期待に応えるべきであります。

1.0をそれ以上に設定すると援助費がどれくらい増加するか、研究課題と言っておられました。確かに、現状でも年々微増していております。それは所得が上がらなくて、ぎりぎりの生活を強いられているわけでありまして。先ほど来述べているように、準要保護世帯の基準を上げることで一定の人数が増加するのであれば、的を得た施策であり喜ぶべきものであります。逆に、基準が上がっても援助に頼らず、頑張る家庭もあるということも申し添えたいと思います。

以上を述べて、教育委員会として検討もされ、市長とも話し合われていると思いますが、基準の引き上げを強く求めますが、見解をお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

国の基準財政収入需要額への算入につきましては、児童生徒数の総人数に対して行われておるといふことですので、実際、児童生徒数総人数は減っておりますので、実際の需要額への算入は減ってきておるのではないかとこのように想像しております。

その傍ら、就学援助費のほうは増額ということで、市の持ち出しはふえておるのではないかとこのように思っております。

そういうこともありますけれども、1.0というのが県下では、市の中では宿毛市と香美市だけということもございます。

そういったこともございますので、財政状況等も考慮する必要がございますが、今後、前向きな検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 前向きな検討ということですが、後ろ向きでなかったよかったとは思いますが。以前の答弁では、将来に向けて検討ということよりは、答弁として前進したという認識でよろしいのか、お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 優先順位をより厳しくつけなければならない社会財政状況がございますけれども、基本的かつ重要な市民サービスをいかに確保し、必要に

応じて充実させていくことができるかということが重要なことであると思っております。
少子化対策ということもございますので、見直しは必要であろうかと考えております。
以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） この間、教育委員会としてどのような検討をされてきたのかという部分もありますけれども、実際そういう課長の答弁を受けて、これって期限的にいつまでに検討の結果を出すということは答弁できますか、していただきたいんですが。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 現時点でいつからとか、そういったことはちょっと明言できません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 結果が出て喜ぶことにしましょう。

それでは、次の質問に移ります。

市営住宅入居に当たっての連帯保証人の確保についてであります。

行財政改革推進特別委員会では、過去の市営住宅入居時の請書の不備や、連帯保証人の件については改善を図ってきたところであります。

連帯保証人については、課題は残しつつも審査は終了しております。

しかしながら、昨今、市営住宅の入居申し込み後、入居決定したにもかかわらず連帯保証人を構えることができず、入居を断念されたケースがあったと伺っております。

①に、この間そういうケースは何件あったのか、お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 山崎龍太郎議員の市営住宅入居に当たっての連帯保証人の確保についてというご質問にお答えいたします。

今までこのような事例はありませんでした。今年初めて入居者決定者の中に、請書の提出の際、連帯保証人を2名確保できず入居を断念したケースが1件ありました。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 2名確保できずと言われましたが、2名とも構えられなかったのか1名は確保できたのか、その点確認します。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 1名は確保できていました。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 条例第11条第3項において、「市長は、特別の事情が

あると認める者に対しては、請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。」という1項がございますが、この適用については検討されましたでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） この条例の第3項は、災害等緊急時に入る方と限定していると思います。とかDVということで、緊急に市営住宅に入りたいという方の対象と考えております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課のほうでそういう判断をして、今までも大体そういう運用ですわね。「市長は、特別の事情」ということに関しては。

わかりました。それでは②です。

連帯保証人など要らない世の中が望ましいところですが、現実はどうもいかない中、今後の対策としてサポート体制も要ると考えるところでは。相談の窓口は社会福祉協議会の生活相談センター香美等でも可能ですし、困難を打開するためのNPOも組織されているというふうに伺っております。

管財課としては、そのような状況の方に情報提供することは可能であると思いますが、いかがでしょうか。入居条件をクリアできるよう適切なアドバイスをするように求めますが、お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 先ほども山崎議員がお話ししたように、香美市市営住宅条例第11条には、2人の連帯保証人が連署することとなっております。

また、この申し込みの際にこの申込者に対し、連帯保証人の必要性及びまた入居の際に連帯保証人が構えられなかった場合、取り消しということをお知らせしておりますので、この1件の事例だけで新たな対応等は考えておりません。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 住居に困窮して申し込みをして、入居が決まったというときに、最初は2名予定、今回のケースやったら2名予定、連帯保証人を構えれると思ったけど1名にとどまったと。そういうときに、やっぱり、そのためにある部分、そういう困難者に対する相談する部署もありますわね。実際、その先ほど言った社会福祉協議会の中の生活相談センター香美とかいうところでは、そういう保証人をどうのこうのじゃないけれどもそういう相談に乗って、そういうNPOなんかも紹介するというふうなことも伺っております。

やっぱり、そこでそういうことに関して、やっぱり考えが至らない方に対して、情報提供ぐらいはしてあげるというのは道義的にどうかなと思いますが、その点についてお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 今の条例の中で、そのNPO法人を連帯保証人に認めるということは書かれておりませんので、そういうことはこちらのほうでは紹介できません。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） NPO法人が連帯保証人になるんじゃないんですわね、実際は。なるのは個人ですので、あくまでも。その部分について、まだ検討はされてもいないと思いますけれども、実際、私の調査した部分では、そういう事例で連帯保証人を構えて、入居に至ったケースもあるということです。実際、現実、課としては、そういう部分の対応は、今条例にないのでできないというふうに言われてますけれども、やはり今後検討、条例変更云々じゃないですよ、連帯保証人2名構えるというのは条例に付議されてますので、記載してますので。だから、もう1名はその人が構える努力をするようにしたら、今の条例での適用が可能というふうに思うんですが、そのところがちょっと見解を一致にしないんですが。その人が構えるときに、管財課として、その人に対してアドバイスめいたものを、今は現実としてはできないという認識なのか、再度お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 管財課としてもそういう情報は持っておりませんので、安易に話すことはできません。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 現実、そういう状況であるので対応はできないということです。この件について、これ以上の展開は難しいかもしれませんが、研究するぐらいの気持ちはございませんでしょうか。それを伺って、この件については終わりますが。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 今現在、連帯保証人については、現在いろいろな方向で問題が起きております。

例えば築28年たった中央1号、2号団地、築38年たった片地1、2号団地の建設当時から入られちゅう入居者の連帯保証人が亡くなっているというケースがありまして、現在、請書、誓約書の提出を再度お願いしゅうところなんです。その際に入居者の方から、なかなか高齢になったために、連帯保証人を新たに構えることは厳しいというようなお話も聞いておりますので、総合的に判断しまして、連帯保証人制度や契約期間制度等については、また今後考慮の余地がありはしないかと考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） その点については、行財政改革推進特別委員会のまた新

たなテーマとしてこないだの提言でも出しておりますので、それで審査することになると思いますので、そのことも踏まえて、課長は今後、連帯保証人については考えていくという答弁をもらいましたので、これでこの件については終わりたいと思います。

次の質問に移ります。

公用車の購入、車検、点検等についてであります。

平成27年度決算書では、車両台数174台と減少してきたとはいえ、多くの台数を保有しております。必然的に諸経費等もかかるわけで、購入、車検、点検、修理等は基本的に市内業者を利用し、地域内経済に貢献していると考えます。

そこで、幾つか伺ってまいります。

①に、過去3年間の車両関係にかかった費用をお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 過去3年間の車両関係の費用はというご質問にお答えします。

お手元の年度別公用車の購入・車検・点検・修繕費用内訳をごらんください。

消防本部を除いた公用車の購入につきましては、平成25年度、3台、399万675円、平成26年度、5台、563万2,200円、平成27年度、1台、129万5,803円、合計9台で1,091万8,678円です。

また、消防本部を除いた公用車の車検、点検、修繕費などの費用につきましては、平成25年度、920万5,943円、平成26年度、889万3,693円、平成27年度、1,022万1,704円、合計2,832万1,340円でございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 消防本部の管理する車両につきまして、お答えをいたします。

消防本部の管理する車両は、常備消防13台、非常備消防34台、合計47台となっております。

過去3年の車両関係費用のうち車検、点検、修理等に要した費用、これは自賠責保険、重量税、印紙代を除きます。平成25年度、常備消防119万5,209円、非常備消防150万5,124円、計270万333円となっております。平成26年度は、常備消防161万466円、非常備消防182万8,874円、計343万9,340円、平成27年度、常備消防169万6,399円、非常備消防158万612円、計327万7,011円となっております。

また、車両の購入に要した費用は、平成26年度に常備消防1台313万2,000円、非常備消防2台1,437万4,800円、計1,750万6,800円となっております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） まず、管財課のほうに聞きますけれども、台数はおわかりでしょうか。わからなかったら結構ですが。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 公用車の購入の台数ですか。平成25年3台。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 消防本部のほうは常備と非常備ということで、13台、34台ということで47台ということでは言ってもらいましたが、管財課のほうの台数は全てで何台なのかわかるでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 130台です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは質問続けますが、これは全て市内業者なのか、車検、保守点検の関係はそうなのか。そして、購入については入札なのか。この2点、お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 公用車の車検、点検、修繕にかかわっている業者は市内、市外合わせて20業者、市内だけに限定しますと13業者です。

それと、新規の車両の購入につきましては、全て入札、もし不落の場合は随契ということでやっております。

○議長（石川彰宏君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えいたします。

消防本部の管理する車両につきましては、基本的に車検、点検等につきましては香美市内の業者に委託をしております、7業者にお願いをしております。

車両の購入につきましては、同じく指名競争入札となっております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 質問の先取りされましたが、私はただ市内業者かと聞いたのですが、台数まで、次の質問の分まで答えてくれましたので、次に移ります。

②に、車検、点検等を依頼している業者数は、管財課では市内が13ということでしたね。ほんで、消防のほうでは基本的に市内業者に委託しているということでありましたが、実際、香美市内のこの車の点検等踏まえて、総事業所数はどれぐらいあるか、車関係、おわかりですか。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 私がいただいている資料によりますと、高知県自動車整備振興会香美地区会は、平成26年の名簿では23業者です。

○議長（石川彰宏君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えいたします。

済みません。ちょっと私のほうでは把握しておりません。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 23というのが整備に関係する業者ということで、管財課長のほうで答えてくれたんですが、実際それで管財課のほうでは13が市内業者、消防本部のほうでは7業者ということでは、まだまだ業界全体を網羅されてるという感じではないんですが、そのところの認識はいかがお持ちか、課長と消防長にお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） この23業者のうち、整備を希望する業者は20業者ということ聞いております。

また、済みません。もう一度お願いします。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 基本的に、このお金が地域へ回るわけですね。そういう部分では多くの業者にかかわってもらえたらというのが私どもの認識ですが、それについてはどのような見解をお持ちなのかということです。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 多くの業者の方にうちのほうから発注しても構わないということ。まあ発注自体は以前からお付き合いのある業者に順次発注しておりますので、この発注されてない業者というのは、また何か事情とかあったとか、市からの整備をしなくても構わんとか、いろいろあると思うんです。まだ1件1件その事情等を聞いてないので、ここではなかなかすぐにはようお答えできません。

○議長（石川彰宏君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えをいたします。

現在、基本的には車両を配置している区域、各町ごとに実績のある業者に委託をしております。

公平に分配することが望ましいとは思いますが、消防救急救助活動等、有事の際、安全にそして確実に使用できる状態を維持しなければならないため、確かな技術、設備を有する、そして信頼できる業者ということになろうかと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 最後、③です。

保守点検においては、経費削減や事務の効率化からいえば、一括して行う契約方法をとっている自治体等もあります。

本市は地域経済の波及や雇用の確保、先ほどの答弁から見受けられるように、それを図る上で、地元の零細な業者にも参入機会も与えることも念頭に置いてるようには考えますが、いかんせんなかなかそこまではいってないと。発注に対する基本的なスタンスはどうかということについて、お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えいたします。

原則としまして、各町に配置している公用車につきましては、各町内の業者に発注しております。

また、新規に購入した車両につきましては、購入先の業者に点検、車検を依頼しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えいたします。

先ほどの答弁と重複いたしますけれども、基本的には車両を配置している区域、各町ごとに、これまで実績のある業者をお願いをしております。

また、救急車両など走行距離が伸びる車両につきましては、初回につきましては購入した販売会社、ディーラー等に委託をする場合がございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 私の聞いたところによりますと、そういう整備の組合という業者から、何年か前にその要望みたいなもんも出てきたというようにも伺っております。やっぱり公平、公平というか皆さんに仕事が回るようなことを念頭に置いてやってくれないかと、そういうことが実際生かされているのか、まだそれはそのまま課題のまなのか、お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） まだ課題のままでございます。

○議長（石川彰宏君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 私のほうではそのような話は聞いたことはございません。

本日初めて聞きました。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課題のままであるということは、業界の部分の市に対する再度の要望とかそういうもんもしないと、それは要望出したきそのままということでは、仕事おこしには業界としてもつながっていかないと考えるところでありますし、実

際のところ、そういう部分で今回私質問を取り上げさせてもらったのは、やはり税金を投入して購入したり、それから、保守点検したりしている中で、やはり、そこに対してそういう意見がたまたまですが出てきたということは、ちょっと伺ってみたいなという感覚であります。そこに対してはやはり、業界自体の主体性も必要かというように感じたりしますけど。そういう要望があったときに管財課、また、消防本部としても真摯に受けとめてくれると思います。その点について最後確認をさせてください。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えします。

割り振り等の希望等がありましたら、できる限り対応したいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 消防本部としましては、先ほど答弁しましたとおり、やはり緊急車両でありますので一定の技術、設備、また休日・夜間等の対応であったりとか、そういうことが可能な業者の中で分配といいますか、やっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

昼食のため1時10分まで休憩いたします。

（午後 0時08分 休憩）

（午後 1時10分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

17番、依光美代子議員の質疑に対しまして、防災対策課長より答弁がございます。

防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 午前中に依光議員からご質問がありました、備蓄している乾燥野菜の中身について、お答えいたします。

中身につきましては、ヤーコン、大根、ニンジン、タマネギ、ブロッコリー、トマトの6種類となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 次に、5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、順次質問をまいります。

今回の質問事項は、1つ目に津久井やまゆり園の事件を受けて、2つ目に障害者施策を問う、そして3つ目に18歳選挙権についての3点であります。

それではまず、1つ目の質問事項です。

本年7月26日未明、神奈川県相模原市にある指定管理施設、津久井やまゆり園において、同園の元職員が就寝中の施設利用者を刃物で殺傷するという極めて凄惨な事件が起きました。私も障害者施設に勤めていた者としてともに過ごした日々を思い、同じ人間として、どうしてこんなことができるのかと、その狂気に戦慄をしています。

事件から1カ月以上が過ぎて、事件の背景にあるものを検証する報道も改めて行われているところです。

ある識者は、この事件について、必ずしも優生思想やナチズムというもので捉えられなくても、現代の経済効率性を重視する競争社会において、当然視される社会的価値意識からでも導かれ得るものではないかと言います。すなわち経済的生産力に寄与する人材が重視され、そうでない多種多様な人間性は、ときに否定をされるという危険性を内包していると。

そのような社会では、障害者だけでなく要介護高齢者やホームレス、被保護者なども牙が向けられるおそれがあります。

当該施設は、たとえ障害が重くても社会の中で当たり前に暮らすことを求めて、地域との交流を進め、偏見をなくす取り組みが行われていたと聞いております。こういった取り組みが事件を受けて、萎縮してしまうことを懸念をいたします。

そこで、お伺いをいたします。

この事件により、ありのままの自己が社会から排除される感じを持った人も多いと聞きます。不安になった当事者や家族、そして市民全体に、本市としてともに生きる社会を目指すメッセージを求めます。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 森田議員の津久井やまゆり園の事件を受けての質問にお答えする前に、まずは事件で被害にあわれました方々のご冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、まず①のご質問にお答えいたします。

香美市障害者計画の基本理念にあるように、本市は「障害のある人もない人も、一人ひとりの人格と個性を尊重し合う共生のまち・香美市の実現」を目指して障害者福祉を推進しております。一人一人が障害の有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指してまいります。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 一応メッセージを受けて、また勇気をもらった方もおると思っています。共生社会を目指してともに香美市進んでいきたいと、私もその協力をしていきたいと思っております。

②の質問です。

これまでの間に、障害者施設や関係者に不安や動揺は見られないのか。そして、市として何かフォローはしたのか、お尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

利用者そしてご家族、また施設の関係者の方々は、元施設職員の犯行という想像を絶する出来事に衝撃を受けたということはご推察できます。

市の対応といたしましては、市が委託している地域活動支援センター香美に対しまして、来訪者への声かけ、有事における警察等への迅速な通報体制を整えるように指示をいたしました。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 声かけや通報のお願いをしたということです。また事あるごとに、そういった声かけを引き続きお願いをしたいと思います。

それでは、2つ目の質問事項に移らせていただきたいと思います。

2つ目の質問事項です。障害者施策を問うということで、順に聞いていきたいと思えます。

まず、虐待についてです。

津久井やまゆり園の検証で、何度も取り上げられたナチスの優生思想とそのT4作戦は、いわば究極の虐待です。ただ、この思想はナチスドイツに限られたものではなく、他の国の近代史の中にも登場します。

日本においても戦後の1948年に優生保護法が施行され、この法は、1996年に母体保護法として改められるまで存在していました。その間には障害者の人権回復を求める運動があります。1960年代後半に提唱されたノーマライゼーションの理念は、その後70年代に大きく広がり、1981年の国際障害者年につながっていきます。ここでは、障害者の権利を単に理念にとどめるのではなく、社会に実現しようと決議をされました。

①の質問に入っていきます。

障害者に対する虐待は、明るみになるようになった近年だけでも多くの事件が起きています。その中でも、2004年に起きた福岡カリタスの家事件が1つの引き金になって、障害者虐待防止法が2012年に施行されました。この法により、虐待を受けたと思われる障害者を発見したら、速やかに通報することが求められています。

そこで、香美市を含めた高知県下の事例、対応状況、傾向をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） それでは、障害者施策について問うの①の質問について、お答えいたします。

平成27年度における香美市の障害者虐待の相談、通報については2件ありました。聞き取り調査を行ったところ、2件とも虐待の認定には至りませんでした。うち1件につきましては、グループホームの支援者から利用者に対して不適切な発言があったとして、運営する法人に対し、職員の資質向上について教育を行うよう依頼文を送りました。

続きまして県下の事例なんですけど、平成27年度の県の集計が出ておりませんので、平成26年度についてお答えいたします。

県内における養護者による障害者虐待の相談、通報は30件、虐待の事実が認められた件数が8件となっております。内訳としましては、身体的虐待が5件、心理的虐待が1件、放棄・放任が1件、経済的虐待が2件となっております。虐待を行った者は家族が多く、8件中6件です。対応としましては、虐待を行った者と虐待を受けた障害者の方を分離したケースが4件、養護者に対する助言・指導が3件、新たに障害者福祉サービスを利用し始めたケースが1件となっております。

また、平成26年度の県内における障害者福祉施設の従事者等による障害者虐待の相談・通報は7件、虐待の事実が認められた件数は1件となっております。

障害者虐待の公表につきましては県が行うものですので、事業者名や詳細については公表されるものではありません。報道を通じてご存じのように、香美市の障害福祉サービス利用者に対して、通所中の施設の職員から身体的虐待が過去にあった事実が認められ、虐待の認定を行いました。法人に対しては、文書で以後このような事態が発生しないように、職員の資質向上を図るように教育を行うよう求めました。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） それぞれ内訳を聞かせていただきました。

その中でも、身体的虐待が5件あったというようなこともありますが、全体的に香美市、そして高知県下でも、このケース・事例の数がそこまで多くはないということです。これが事実であるということはある程度喜ばしいことでもあります、実際その中身が重要であります。

実際にこの身体が非常に多いという傾向、そして、この中からは見えてきているわけではありませんが、家庭においても施設においても、知的障害を持たれている方に対する虐待というケースが多いという統計も出ております。

こういったことから、次の質問に移らせていただきたいと思います。

②です。家庭や施設といった社会から隔離された場所ほど、特に暴力などの虐待が起こりやすい場となっております。一方で、地域で暮らすといってもどこで住むか、誰と暮らすか、家事、金銭管理や生活リズム、働く場所はと一足飛びに課題は解決されません。ここでどうしようと迷路に迷い込まないためには、やはり一歩でも普通の暮らしを求め

て前へ進んでいくことだと思います。

北海道の伊達市はそんな先進地の1つです。最新の記事によりますと、人口約3万5,000人の町で600人の障害者が町で暮らしており、130の方が企業就労をしています。ある人はホテルで働き、ある人は精肉店で働いています。地域での就労に向けては、支援員が通勤のためのバスの乗り方から始まり、職場での課題や人間関係の構築のために寄り添ったといいます。単にお願いに回るのではなく、工場を見学させてもらい、その企業の悩みをともに解決する手はずと、障害者雇用促進法の補助金を運用するような準備を整えながら、1件ずつ就労につなげていったといいます。こういった努力をぜひ見習いたいと思います。

市の職員は今まで何を言われようが、何があろうが、ずーっと町で障害のある方たちと生活し続けてきた結果、すっかり溶け込むまでに至った。年数が解決してくれた部分がとても大きいと思いますと言っております。この時間はどの町にあるものとも言えません。

本市にも福祉施設があり、長らくともに歩んできた時間があります。今後も広く地域社会で支えていく取り組みが待たれます。現状の取り組みや今後の目標をお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えします。

市では香美市障害者計画の基本理念に沿って事業を行っております。また、香美市障害者自立支援協議会を年に2回開催しまして、障害者福祉計画の取り組み、現状についての確認を行っております。

今後は障害者福祉について、広報・啓発活動をさらに進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 確かに私が紹介した例などは、福祉施設の職員が中心になって進めていったという事例でもあります。市のほうがトップダウンでできるものではないということもわかっておりますが、こういった取り組み、決して香美市にとってマイナスにはなりません。ぜひとも、こういった施策が進むように協議会などを通じて、取り組みを進めていってほしいと思います。

それでは、そういった地域での暮らしがさらに進むように願ひまして、③の質問に移っていききたいと思います。

地域で暮らしていくに当たって、障害者就労支援事業所における工賃水準の向上は、地域生活を実現、充実させる上で重要な要素です。

工賃水準の引き上げという課題の解決において、追い風となることが期待されたのが

2012年の6月20日に成立をした、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律、いわゆる障害者優先調達推進法です。同法は2013年4月1日に施行されています。

そこで、これまでの連携、努力を振り返り、今後の発展へとつなげていきたいと考えます。本市のこれまでの実績をお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

ホームページに香美市障害者就労施設等からの調達方針を掲載しており、同方針で実績は会計年度終了後速やかに公表するとされておりますので、ホームページで公表しております。

数字を申し上げようかと思ってましたけど、森田議員の資料の中に香美市の平成27年度の実績が掲げられておりますので、この内訳について簡単に説明させていただきます。

まず、物品の調達ですが、施設名は省かせていただいて物品のみ、品物のみ言わせていただきますと、主なものはトイレットペーパー、そして、水道の浄水器になっております。また、役務の調達額につきましては、給食センターの白衣とか紅白幕の洗濯、そして、スタジアム等の清掃業務となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 私も質問の中でご紹介するのが抜かっておりましたが、資料をつけさせてもらっております。資料①と記したものの上のほうに香美市、そして私が調べられる範囲で調べた県下各市の同様のものを並べてあります。

1カ所、「黒潮調」と2段目に書いている「調」が間違っておりますので、「町」に訂正をお願いをいたします。

それで、この数字を比べてみますと、物品の調達額においては、他市に比べて非常に多い金額が調達額として上がっていると、これは非常に喜ばしいことやと思ったところです。役務の調達額に関しましてもかなり上位のほうであると、こういったことになっております。今までの努力、そして今までの連携、こういったものが進んできた結果であるというふうに評価をしたいと思えます。

今後この中身、中身も紹介がありましたけれども、これをさらに充実されていくような取り組みを求めたいわけですが、担当課長の見解をお願いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 今後とも各課に趣旨をご理解していただきまして、事業の推進が図れるように要請をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 各課に要請をしていただくということでご答弁をいただきました。ありがとうございます。

こういった取り組みが進んでいくことで、地域での暮らしもより充実をしていくということにつながっていくと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。④です。

介護保険優先原則により、障害者が65歳以上になると、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、基本的には介護保険サービスの利用が優先されます。

ただし、介護保険に相当するものがない障害福祉サービス固有のものについては、状況に応じて利用することができます。

一例を挙げますと、障害福祉サービス固有のものとして、就労系のサービスがあります。

また、資料を見ていただけたらと思います。資料の②です。

パワーポイントのほうでも示しておりますが（スクリーンを示しながら説明）、就労系サービスには、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業の3つがあります。

まず、就労移行支援事業とは、就労を希望する65歳未満の障害者が、一般企業への就職を目指して、2年間という区切られた期間の中で取り組むものです。介護保険云々に関係なく、65歳以上の利用はないと考えられます。

次に、就労継続支援A型です。A型は、雇用契約に基づく就労の機会を提供しております。利用期間の制限はありません。条件として、利用開始時65歳未満の者とされております。

最後に、就労継続支援B型です。年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者、就労の機会を通じ能力の向上や維持が期待される者に対して、雇用契約ではなく利用をしていただきます。こちらのほうも利用期間に制限はありません。

A型とB型の違いは、平均賃金を比べてもらうと違いがイメージしやすいかもしれません。お手元の資料のほうでは資料①の下のほうに、A型とB型の平均賃金、時間額、これを示しております。

こちらのパワーポイントのほうでは、図を示しております（スクリーンを示しながら説明）。

A型は（資料を示しながら説明）、平成25年度の資料ですが、平均賃金月額が時給換算で737円であり、同年度の最低賃金の全国平均が764円ですが、それとほぼ同程度ということになっております。そして、B型のほうです。B型のほうは（資料を示しながら説明）、同様の平均工賃が時給換算すると178円ということになっており、大変少ないということが見て取れます。また、注目すべきは上位と下位の間でも、平

均工賃に大きく差があるといったことも見て取れるところです。並べてみますと、お手元の資料のような形に比べられると思います。

この3つの事業を見ていきますと、B型が受け皿としてあり、A型、そして移行支援を利用して企業就労を目指していくものと思います。65歳を超えて移行支援事業には該当しなくなっても、A型やB型を継続することは可能と見て取れます。

そのほか、障害福祉サービスにおいて市町村が適当と認める支給量が、介護保険に移行後、確保することができないと認められた者については、必要なサービスを併用するということもできるという規定があります。

全国さまざまな事例があり、どのような対応がよいのか、相談支援の場においても多くの議論がなされていると思います。制度に本人を合わせるのではなく、本人に合わせた制度運用を望むところです。

本市の事例、対応状況をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

就労継続支援A型事業所の利用につきましては、利用開始が65歳未満の方を対象としております。特に就労支援ということですので、64歳以下の方の年齢層が対象でないかと考えております。

また、雇用計画を結ばない就労継続支援B型事業の事業所の利用におきましては、本人のご希望があれば、香美市においても支給決定をしております。

また、介護保険優先の原則は議員のおっしゃられたとおりご存じだと思いますが、介護保険にある居宅介護等のサービスについては、介護保険の利用を優先するものではありませんが、視覚障害者の方の移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行う同行援護などにつきましては介護保険制度にないですので、障害福祉サービス特有のサービスについては、福祉のほうで支給決定を行っております。

このように本市では、介護保険制度と障害福祉サービスの両方の制度を利用している方はいらっしゃいます。ちなみに、現時点では介護保険制度と障害福祉サービス併給の方は5名いらっしゃいます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 今お答えいただきました最後の分が、その5名の方は介護保険制度と障害福祉サービスを併用ということでしょうか。それとも、併用じゃなく単独で使っているということでしょうか。もう一度、済みません、お願いします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 5名の方は併用で使っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 併用もされておるし、あとその障害福祉サービスを継続して使いたいという方も今までも当然おったと思いますし、これからも出てくると思います。そういった方の希望が合理的であれば、かなっていくというような対応が今後もされていくものと思いますが、そこに対する見解をもう一度お願いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 相談支援専門員と協力しまして、制度の範囲で許す限り、障害者のためになるように努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 前向きな答弁もいただきましたので、ぜひともまた今後相談もしていただきながら、制度の運用が進んでいくようお願いをいたします。

私もそういった本人の状況というの、対人的な状況というようなものも非常にあると、障害の特性としてあるというようなことも聞いております。環境が変わることによって生活の質が落ちないようにということもあわせて、そういった事例もあるということをお伝えしておきたいと思います。

それでは、3つ目の質問事項に移っていききたいと思います。

18歳選挙権についてということであります。

本年の参議院選挙は、18歳選挙権の導入がされた初めての選挙でありました。若い世代の声が選挙に反映されにくいという指摘に対する応答ですが、先日の新聞報道でもありましたとおり、全国平均は18歳が51.28%、19歳が42.30%、18歳と19歳の平均が46.78%でありました。

事前の世論調査では、投票に「行く」もしくは「行くつもりだ」を合わせると56%であり、実際のところ10%ほどの投票へ行こうとしていた10代が、何らかの理由で行かなかったということになります。同じく事前の世論調査で、日本の将来について、「よくなる方向に進んでいる」が35%なのに対し、「悪くなる方向に進んでいる」という回答が64%に達しておりました。しかも、社会保障政策に最大の関心を示しております。これにもかかわらず、こういった結果であるということは、彼らの思いを酌む努力が足らなかったのではないかと考えます。ただこれは全体の投票率が右肩下がりであることから、若者に限った話ではありません。

本市は、全体の投票率は県下で中位よりやや下でありながら、18歳・19歳の投票率に限ると5番目、42.21%でありました。若者に希望が抱ける結果となっております。

そこで、まずお聞きをいたします。

本市の年齢別の投票率はどうであったのでしょうか、お答えください。

○議長（石川彰宏君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） お招きをいただきましたので、でき得る限りお答えをしていきたいと思ひます。

投票率のご質問ですが、投票率につきましては、18歳、19歳は一応調査指示がございましたので調査をしております。これは当然新聞紙上にも出ておりますのでご存じだと思いますが、先ほど言いましたとおり合計で42.41%と、全体投票率が50.66%ですから低いのですけれども、この18歳、19歳に関しては、さっきおっしゃったとおり、そこそこの数になっております。ただ、全国で最低の投票率であり、この18歳、19歳についても、最低の投票率である高知県ということになっておりますので、その原因は多々あると思ひます。また、調べないといけないと思ひます。

それと、年齢別の投票率についてのお問い合わせでございますが、新聞紙上にも一応年齢別の投票率がこないだ発表になっておりました。

実はこれはどこも抽出調査でございまして、全体の正確な調査ではございません。香美市も一応1区の投票所、この市役所ですが、1,200人ぐらいの有権者がいるところで一応やっております。

ですが、有権者数の調べの中身が少ないものですから、どれだけ正確なものになるかどうかはちょっとわかりません。例えばということではちょっとお答えをいたしますと、18歳、19歳がこの時点では56%ということになっておまして、それ以外のところで、これより投票率の高いところは実はほとんどなくて、65歳から69歳のところとか、70歳から74歳、それから、最後75歳から79歳、それから80歳以上と、この辺が18歳、19歳の投票率より高いということになってはいますが、こういう調べですので、ちょっと正確なお答えになるのかどうかはわかりません。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） お答えいただきまして、ありがとうございます。

私のほうでも調べましたが、正確に全てを記しているというものは見当たりませんでしたので、おおむねご回答いただいた内容を自分も知るところであります。

実際に、18歳、19歳に比べて20代の全体や30代の前半といったところは、一番投票率の低いところにもなっておるといふ傾向が出ております。

えてして、そして年齢の高い、シルバーの世代と言われるようなところが、高いという結果になっておるといふことを報道で目にしたところあります。

その中で18歳、19歳が、ある一定の42.41%という数字が出たのは、喜ばしいことであつたということを確認をしたいと思います。

それでは、②の質問に移っていききたいと思います。

今回の選挙で、2日間ではありましたが工科大を期日前投票所といたしました。実際

の投票数からすると効果は限定的であったように思いますが、啓発の効果などはあったのでしょうか。また、どのように評価をしているのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） お答えをいたします。

なかなか正確な評価というのは難しい面もございますが、工科大の期日前投票所については、2日間の設置で28名の方の利用がございました。そのほかにも住民票を移していないが投票にあらわれたと、来たという方もいらっしゃったようですので、一応まあ選挙に関心のある方がいらっしゃったということは間違いございません。

それ以外に、期日前の投票以外で投票するにはという問い合わせも選挙管理委員会のほうにありましたので、当然それぞれの投票所で投票された学生さんもいらっしゃるということでございます。

18歳選挙権の話が出たときに、香美市としてどういう取り組みが一番いいのかということでもいろいろ考えはございましたが、とりあえず期日前投票所の設置が一番効果があるのではないかと、学生の中に全部知れますので、一応投票、選挙がある、投票せなにかんという認識はできるだろうということで、それからポスター等もやったし、それから期日前投票所という表示もやりましたので、そういった意味では宣伝効果もあって、一定の効果はあったのではないかと考えてはおります。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） あわせて今回の工科大での期日前投票所ですが、今後の対応は、これを受けてというところでどういうふうになっていくのか、わかる範囲がありましたら、お聞かせをください。

○議長（石川彰宏君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 今後の対応と申しますか期日前投票所につきましては、継続的に続けていくというようなことを考えております。

それ以外に、期日前投票所をふやすとかいう案も出ております。直接その学生さんに関係あるということではございませんが、いろんな機会でも投票率アップのために有権者の利便を図るということは常に考えておりますので、そういったことを検討はしております。

それと、投票所、特に質問とは関係ございませんが、だんだん有権者が減ってきて、投票所の設営そのものが難しくなっているのも現実でございますので、そういった対応も、今後は考える必要があるのではないかなということは思っております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 今後いろんな検討もなされるということでもありますので、そういう検討もされて、投票率が上がっていくというようなことが実現しますように、また努力をしていただきたいと思います。

共通投票所の設置というようなことも今回可能になったという報道もありましたし、また市町村によっては、移動の投票所ということに取り組んだところもありました。

こういった情報は当然ご存じのことやと思います。また検討に上げていただけたらと思います。

それでは、③の質問に移っていききたいと思います。

政治や選挙への関心、理解はどれほどなのでしょう。近年の選挙ではさまざまな争点があり、しかしながら、それらを先延ばしして避けているようにも見えます。これでは選びようがないというのも一理あると言えることでしょう。

選挙に対するわかりづらさは大人も同様なのかもしれません。選挙のたびに政策別に支持政党を聞く、政策別アンケートを行っている島根の若者団体によると、投票所から出てくる大人たちにアンケートをとったところ、「こんなに細かいことを答えられない」、また「難しいなあ」等、答えに苦労している様子だったといます。大人は案外各政党の政策や政治の問題を調べ抜いて投票しているわけではないのかと、取り組んだ若者は答えています。大人も日々の仕事、暮らしに精いっぱい、政治のことなんか後回しという人が大半なのではと思います。

そうであるなら、若者を子ども扱いせず大人に成長させ、社会を担うように育てる、そんなシティズンシップ教育が必要だという意見があります。

その中身は、現代社会の授業の一環として商店街の活性化の活動をしたり、社会福祉協議会と一緒に、町の福祉の課題を見つけることをしたりといます。

本市にある山田高校なども山田まんの製品化やフードバンク、フードドライブと新聞では出ていたと思います。小学生に勉強を教える取り組みなど、既に多岐にわたる活動が、シティズンシップ教育につながっているなど感じるところです。

冒頭にも示したとおり、本市の18歳、19歳の投票率は高めでありました。この長所を生かし実際の声を聞くためにも、他市での取り組みのある高校生議会を開いてはどうかと考えます。見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 若者にかかわらず、政治への関心というのがなかなか薄れてきて、投票率もずんずん下がっておりますので、全体的な問題になるかと思いますが。1つお答えする前に、政治の関心はそのとおりなんです、若者の投票率の問題で言いますと、工科大の学生なんかの県外学生の問題がありまして、選挙制度の中身をやっぱり詳しくもう一度検討し直す必要があるんじゃないかというようなこと、新聞紙上もずっと言われておりましたが、基本的には住民票を移すというのが大前提で、

最高裁判例でそういうがあるので、県外学生は投票できないというようなことがよくあるわけですが。そういったことをまずどう取り組むのかと、選挙制度そのものの検討、もしくは住民票を移すいい仕組みとありますが、昔、利根議員が工科大学入学のときに、工科大学で住民票の受付をやったらどうかというような話もあったぐらいでして、そんなことも1つの方策ではないかなとは思っております。大前提の話をもっと進めていかないと、いかんかと思っております。

それから、政治への関心、高校生議会という話ですが、去年の議会で依光議員からもそのような質問がたしか出ていたと思っておりますけれども、山田高校につきましては、県の教育委員会の管轄でございますので、そこと連携をしてやっていく必要はあると思っておりますが、現在、山田高校、山田まんの話もございましたが、インターンシップだとか地域へ入る活動を大変積極的にやっております。ただ、地域へ入ってそのお手伝いしたり、作業をしたり、働いたりということもそのとおりでございますが、地域をどうしていくんだという課題についてやっぱり研究をするという、ある意味高度政治的な話もかかわることにもなろうと思っておりますが、そういった方向でもやっぱり少し、高校の教育の中身で動いていただければと思っております。

ご存じのとおりで1968年の高校生のいろいろ選挙運動の絡みで、政治活動をしてはいけないというのが今年なくなったわけでございますが、日本国内、どうもその政治的タブーをずっと引きずってございまして、その中身について、少し教育の中でも検討する必要があるのではないかとと思っております。

実際、学校の教育の中でこの政治的課題について、選挙について、単なる投票の仕方の問題の勉強ではない授業を積極的に取り組んでいる高校も多数出てございまして、その事例も発表されておりますので、そういったこともいろいろ調べながら、いい形で政治に対する信頼を回復すると同時に、政治の課題について検討すると、中立性の問題が教育基本法にありますので、その中身はきちっとする必要はありますけれども、そういったことを思っております。

選挙管理委員会として直接にどうこうということはなかなか難しい点がございまして、全体としての取り組みには協力していきたいと思っております。

それから、今回の選挙につきましては、山田高校で出前授業をやらしていただいておりますので、そういった取り組みも継続的に進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 非常に丁寧なお答えをいただきまして、ありがとうございます。

つまるところ、いろんな努力の中で高校生議会と、私は議会として提案をさせていただいたわけですが、そういったこともその中に、いろいろなものの中に含まれるという

ふうなことで解釈してよろしいでしょうか。はい。

そういったことがさらに進んで、政治の関心を高校生でこれだけ関心を持った方が、どういった考えを持っておったり、またその解決の研究という話も出ましたが、そういった方向、その直の声を聞いてみたいという気もしておりますので、またこういった取り組みが進むように、また協議の場を進めていただきたいということを願ひまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 森田雄介君の質問が終わりました。

次に、9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 9番、爲近です。通告に従ひまして一問一答方式で質問をいたします。

農業経営農家の高齢化が進む中で、農業振興に欠かせない新規就農者への支援のための各事業についての状況等をお聞きしたいと思います。

①としまして、青年就農給付金についてであります。

4年ほど前に制度ができ、当初は親の経営を引き継ぐことでよかったのですが、その後、親と違う品目に挑戦しなければならなくなりまして、厳しさを増しました。農家でない家庭やIターン等の若者にとっては、就農を目指していく中で2年間の研修期間、そして就農後の5年間、計7年間の支援が受けられます。農業を志し、そして、安定した経営にもっていくための心強い制度となっております。発足からの状況をお聞きしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 爲近議員の青年就農給付金について、お答えいたします。

この制度につきましては、平成24年度から制度化がされまして、先ほどご質問にありましたように、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的といたしまして、就農前2年以内の研修期間を給付対象とします準備型と、就農直後で経営が不安定な最大5年以内の所得を支援する経営開始型の2つの事業によって構成がされているところでございます。本市におきましても、平成24年度以降、準備型が1件、経営開始型が11件の申請をいただいております。新規就農者の定着を後押しする、大変有利でかつ有効な事業となっておりますところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 新規就農者のこの制度を利用している方がどんな品目に携わっているのか。そしてまた、この一、二年の状況はどんな感じなのかをお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 主としまして、地場で非常に有効であるニラであるとかネギ等の就農が大きい。で、またここ二、三年特に感じますところは、ご夫婦での就農というところが何組かおいでということ、非常に心強く思っておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 親と違う品目に挑戦しなければいけないということで、例えばネギの農家とその子どもがそのやっこねぎへ、ネギの農家がニラに挑戦する。そして、その逆みたいなケースはあるんでしょうか、お伺いたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） そのような形と別に、新たに、全然今まで農家でない方、ご夫婦でこちらに転入をされて農業を始められるというふうな取り組みをされる方がここ何件かありますので、そのような形が今主流になってきているIターンのような形、新たな移住というふうな形も含めて、このような形の支援というのは、非常にありがたい制度だと考えておるところでございます。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） そしたら、まあ少しではあるがニラ農家がやっこねぎをやると、そして、その逆もあるということでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） そうですね。いわゆるその1つの品種だけじゃなくってさまざまな品種に取り組みおると、皆さんやはり路地であったりとか、で路地で一定やられてから、今度はハウスのほうに移っていかれるという方が非常に多いような状況でございます。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 都会の方でその田舎に憧れて農業につくというようなケースも、また夫婦でもいるということで、香美市の産業振興にとってすごい心強い話ですので、この青年就農給付金制度が基本になる制度だと思いますので、今後とも推進のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

そしたら、②に移りたいと思ひます。

産地受入体制整備支援事業とはどういう内容の事業ですか、お聞ひいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答ひいたします。

産地受入体制整備支援事業につきましては、産地提案書というものを作成をいたしておりますJAや地域担い手協議会等が行う就農支援体制の構築と、その戦略に基づく活動を行う市町村への補助事業といたしまして、今年度から実施されております県単独事

業でございます。

産地提案書につきましては、産地や地域から、それぞれ必要とされている人材を募集する提案書であることから、現在、香美市ではユズ、ニラ、やっこねぎの産地提案書を関係機関と協議し、本年度分を作成中でございます。

今月ちょうど明日ですね、農政部会がございまして、そちらで最終的な提案書のチェックがされるところでございますけれども、今月末には県によりこれが承認されれば、下半期につきましては事業の展開が図れるものと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 本市におきましては、ネギやニラ、そしてユズや大葉、またシイタケなどの品目がありまして農家も頑張っておりますが、それぞれにおきまして高齢化が進み、新規就農者の確保が課題となっております。農協や行政などの関係機関が連携して、応援体制を強化することが重要と考えます。そして、この事業を導入していただいて、最初から継続して支援することによって、安心して農業に挑戦できる状況づくりが構築できるのではないかと考えています。

この事業の推進に向けて、ぜひ徐々に充実していってほしいと思いますが、関係機関としたら、どういう関係機関が連携していくのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） J Aとかが主体になっていくわけでございますけれども、県、香美市でしたら中央東農業振興センターのほうには、やはり指導員がおいでますし、そちらの方が現地へ入っていただきましていろんな指導をしていただくということで、当然、市町村というのはそれに加わるわけでございます。

全体的にその市の中に存在する機関、そういうところは当然連携をしながら、新しく就農される方を含めまして、そういうような支援体制を構築していくという形になると考えております。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） そのときに試験圃場つくったり手厚い指導をすることによって、素人の方でも農業がやれるんじゃないかというような安心感が湧いてくると思いますので、手厚いその事業があったらえいと思うんですけど、この金額的にはどれくらいの援助がもらえるのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） まだ提案書を作成している途中ですので、全体的な事業費等につきましては、まだこれからの策定になろうかということです。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 今、試験圃場と言いましたが、体験圃場とかね、しっかりし

たものをつくっていただくというか、連携してつくっていったらえいと思いますので、また事業の継続性も含めて、推進をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、親元就農応援事業とはどういう事業でしょうか、お聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） こちらにつきましては、親元就農を促進するために、認定農業者等がUターンされて就農される子弟さんを研修させる場合、その場合にその認定農業者に対して支援を行う事業でございます。

先ほどお話ししました産地提案書に定められました研修プログラムを実施することが条件という形になっておりまして、今後につきましては、要望に基づきまして事業の実施を検討していくところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） この事業は新しくできた事業と思いますが、その①の青年給付金がちょっと厳しい、親元就農に対して厳しさが出てきた中で、この事業が新しくできたことはすごい喜ばしいことと思っております。

この事業は何年間の支援が得られるのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） その辺も含めまして、計画は単年度ずつの計画になっていこうかと思ひますけれども、当然3カ年、5カ年というふうな形を見越して、そういうふうな全体的な計画を立てていかないと、すぐには、就農したからといってすぐにひとり立ちできるわけではございませんので、その辺の含めての提案書に、策定になっていくと考へております。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 非常に希望の持てる事業ですので、市単独でもぜひ考へていただきたい、長期化の支援と経営が安定するまでの、経営を充実する農家にとっての有望な事業となりますように、ぜひ要望いたします。

続きまして、④の兼業農家育成研修支援事業は高知県独自の事業なのでしょうか、またその内容をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

この事業につきましては、兼業農家育成支援事業ということで、中山間地域におけます担い手の確保ということを図るために、今回は提案書に基づきまして、育成、研修をしていくということで、一応県の事業というふうな形を今現在は予定されておるところでございます。

それで、先ほど同じように、この経営の計画書、いわゆるその産地の計画書によりま

して、親元の就農の応援というような形で、先ほどご質問の中にありましたように、親元で就農される場合ってというのが対象外というふうな国の事業のさび分けになってきましたので、そこを救うというふうな意味での、そういうふうな事業の組み立てになっておるといような形で、市町村としては捉えておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） この事業の内容とかこの表題を見たときに、夫はその林業についておられて、奥さんが農業に挑戦するというケース、またその1人で農業に挑戦する場合は、1年の半分を農業に携わって年間収入100万円を目指して、そしてあとの半分を林業でもよし、建設業や福祉関係などについて、1年間の収入を確保するというような形でもいいんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） こちらの事業につきましては、専業農家区分と兼業農家区分、先ほどご質問されたような形での研修区分がございますので、おのおの研修区分によりましてのさび分けというのは、可能となっておりますのでございます。

○議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） こういうことが可能でしたら、山陰地方で先行しておられる半農半Xの事業で、都会から田舎に憧れて来て農業につくと、そういう気持ちを応援するものが1つの手だてとなるような気がしますので、その辺もまた県等で連携しながら、こういう事業の推進を図れば、都会からの農業を志す後継者もふえるんじゃないかと期待しておりますので、また、その辺の常といいますか市としての提案も、ぜひ県なんかにもしていただきたいと思っております。よろしくお聞きいたします。

次の質問に移ります。

①から④までの各事業によりまして、新規就農者に対して総合的に支援をしていただきまして、農業後継者の確保育成につなげていってほしいと思います。

各事業は本市の負担も必要と思いますので、予算の確保を要望いたします。

また周知についても要望いたします。今後の計画をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

この①から④、ご質問にもありました事業につきましては、産地提案書というものがベースになってくるというふうな形ですが、このまず承認を得ていくということが第一でございます。

補助の枠でございますので、当然上限、制限がございますので、年度途中の申請があれば、補正予算のほうを要望していくというふうな形をとろうと、とるものと考えております。次年度以降に最初から予定されているものにつきましては、当初予算での要望

をしていきたいと考えておるところでございます。

ちなみに、平成28年度当初予算で、青年就農給付金の経営開始型に当市の予算としましては、2,325万円という予算を計上しておるところでございます。それとは別途に、香美市の就農研修支援事業といたしまして、現地でそのまま農家のところに研修に行ってもらおうというふうな、こういう研修事業というのを別途に構えておりまして、こちらのほうは534万円の予算を構えておるところでございます。

いずれにしても、今後ともこの予算というふうな確保につきましては、随時要望していくというのは当然でございますけれども、いわゆるこれ農業に特化したものでございまして、ほかの職種につきましては、これほどの手厚い事業っていうのはないんですね。で、昨年度から、林業につきましては、この青年就農給付金に見習って年間180万円という単独での事業ってやつを承認いただきまして、森林組合等の法人、事業所に対しての、そこで雇用される方で3年間というふうな形で事業化をしたわけでございますけれども、なかなかほかの事業、第2次産業、3次産業につきましては、こういう事業は全くなくなって、非常にまあそちらのほうから、こちらも何とかしてもらえないかっていう要望をたくさんいただいているところでございますけれども、やはりその農業につきましては、国の施策としまして、国土を守るというふうな大きな目標が、目的がございますので、このような形で農水省のほうの事業が組み立てられてるものと考えておるところでございます。

今後につきましても、JAの機関誌、また広報香美、またホームページへの掲載等によりまして、周知を図っていきたいと考えておるところでございます。

また、それに加えまして、農業改良普及委員を擁します県の東農業振興センターのほうのご協力をいただきながら、新たに就農される方へのご指導等をよろしく願いしていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

- 議長（石川彰宏君） 9番、爲近初男君。
- 9番（爲近初男君） 十分な予算の確立を要望しまして質問を終わります。ありがとうございました。

- 議長（石川彰宏君） 爲近初男君の質問が終わりました。

2時30分まで休憩いたします。

（午後 2時18分 休憩）

（午後 2時30分 再開）

- 議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、6番、濱田百合子君。

- 6番（濱田百合子君） 6番、濱田百合子です。通告に従いまして一問一答で質問

をいたします。

まず初めは、美良布・葦生野地区集落活動センター設置についてです。

集落活動センターは、今年6月現在で県下22市町村、30カ所まで広がっています。センターを核とした取り組み内容としましては、①集落活動サポート、②生活支援サービス、③安心・安全サポート、④健康づくり活動、⑤防災活動、⑥鳥獣被害対策、⑦移住・交流観光活動、⑧農林水産物の生産・販売、⑨特産品づくり販売、⑩エネルギー資源活用活動、⑪その他の活動とあります。本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標4の中に、小さな拠点の形成数3カ所という数値目標が掲げられていますから、今回はその第一弾だと思います。

総合戦略には、持続可能な地域づくりを目指していくため、若い世代を地域の活性化につながるボランティアや地域活動などに力を生かしてもらい、仕組みづくりを行い、新しい自治の取り組みにつながっていくきっかけづくりを行い、集落活動センター（小さな拠点等）の形成につなげていくと掲載されています。

この事業の主役は地域住民の方たちであり、十分な話し合いをした上で取り組みを進めていく必要があると思います。

そこで、今回計画されています美良布・葦生野地区集落活動センター事業について、順次質問をいたします。

まず①です。6月議会におきまして、市長から、美良布・葦生野地区において、県との連携による支援により、集落活動センター設立に向けた準備を進めております。設立されますと、香美市で初めての集落活動センターとなりますとの報告がございました。拠点を美良布・葦生野地区に決めた理由について伺います。

また、このセンターを設置する周辺地域の合意は得られていますでしょうか、伺います。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） 濱田百合子議員の質問にお答えいたします。

香美市では人口が年々減少しており、今後地域が衰退していく可能性があり、中山間地域の維持・存続のための取り組みとして、集落活動センターという中山間地域での集落の支え合いの仕組みや、地域ぐるみの取り巻きが必要と考えておりました。

第1号となるモデル地区としては、現在、地域の資源を生かした特産品（加工品）づくり販売や、野菜などの販売の集荷の仕組みづくりなどを行っており、今後経済活動が持続でき、自立を目指せる集落活動センターが可能なところといたしまして、美良布直販店を中心とした集落活動センターの設置ができないかと考えておりました。

そこで、市から集落活動センターについて、美良布直販店を運営している葦生の里に提案し協議を進め、香北町の中心部である美良布・葦生野地区での集落活動センターを設置する計画といたしました。また、ここを香北町全体の拠点施設として機能できるよ

うに整備を進めていきたいと考えております。発展をしていく中で、地域の中で福祉、防災、健康などでできることなどを話し合っていきたいと考えております。

次に、周辺地域の合意につきましては、対象7地区のうち6地区では承認をいただきましたが、残念ながら1地区で賛成が過半数に届かず承認はいただけておりませんが、当初から美良布・葦生野の全地区による集落活動センターの設立を目指しております。今後も説明会等の要望がありましたら、すぐに説明にお伺いいたしまして、ぜひとも承認をいただきたく努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 決めた理由につきましては、経済活動が自立して今後も行われる、生産活動もされているということで直販店、葦生の里ですね、あちらのほうがいいのではないかと、そういう提案をされたということをお聞きしましたが、その決めるときにその周辺の合意を、そこに私書いてますけども、これでは先ほど課長がおっしゃいましたのは、7地区が賛成で1地区が過半数の賛成は得られなかったというふうにおっしゃいましたが、私が地域の美良布・葦生野の地区の皆様からちょっと相談といたしますかお聞きをいたしました。向こうから言ってきたんですけれども「センター設置の説明を受けたけれど住民からの要望で持ち上がった話ではない。箱物ありきはどうか」という意見。そしてまた、「生産者の継続性の問題があるが後継者は育てていくだろうか、地場の食材でなければ直販に置くのは意味がないが」という意見。また「周辺の既存の建物の中への設置はできないだろうか」というような声を聞いています。

その美良布・葦生野地区に決めた理由に、もちろんそこに直販があるので、活性化ということは本当にそうだと思うんですけれども、その政策をここにしようかなと立案する過程から、住民がその直販の方にはおっしゃってということだとは思いますが、その地域住民の方が参加することが最初から必要ではないかと思うのですが。まず地域で話し合いを持ってもらって、それで後継者のこととか、いろいろ今後この地域を活性化するためにどんなものがあつたらえいろかねというような話し合いも含めて、課題を出し合って、そして、じゃあそれをそうするためにはどうしたらいいんだろうかと、これからやっていきたいことをやらなければならないことはどんなのがあるのかを、住民の中で十分議論して、そして、それに市がこう、あっ、こんな集落活動センター事業があつて、これは住民の思いを形にするための中山間の取り組みとして県も応援してるし、こんな制度がありますというようなことをそこで言っていくというような、そういう過程を踏んでいって成り立っていくものじゃないかなと思うんですが、そういうことについては、ある程度市としてはされたということなんじゃないでしょうか。そういう過程を踏んできたのかどうか、お伺いします。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

その過程ということですが、集落活動センターというものは地域住民から上がってくるということと、あと三原村とか芸西村のほうにしましたら、行政のほうから、こういうことをしませんかという形で提案をするような形もございます。

今回は市のほうから葦生の里のほうに提案をしたという形にはなっておりますので、住民の方にはご説明を後になったような経緯もございますが、今後ワークショップなどをしていきまして、地域住民が主体でございますので、皆様のご意見、また活動内容について、今後十分に議論していきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 地域づくり支援員の募集が今年の広報の4月号で掲載されていまして。雇用期間が6月1日から来年の3月31日までということで、ということは、6月の市長のその諸般の報告で聞いたときに、この地域づくり支援員が地域に入って住民との話をして、そしてその課題を掘り起こすための支援員が活躍をしていくと、そういうことに私も理解をしながらおったんですけども、その確認ですが、この方が6月初めからずっと地域回りをしているということでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） 地域づくり支援員のことについて、お答えいたします。

現在、6月1日から雇用いたしまして来年3月31日とはなっておりますが、また予算がつき次第、平成29年度からも引き続き、地域づくり支援員については雇用のほうはしていきたいとは考えております。

6月入って初めのうちは研修等がございまして、8月から地域づくり支援員が地域へ出向きまして1軒ずつ戸別訪問をしまして、地域の皆さんの困り事を聞いて地域の抱えるニーズや課題を把握するとともに、集落活動センターがどういうものかということの周知、啓発をしております。

また、集落活動センターに向けて、研修、いろいろ受講したり、さまざまな準備を行ったり、また今後はワークショップの開催の準備という形で、重要なポイントということで、地域づくり支援員の方は活躍していただいております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 住民への説明の経過のことで、6月の26日に地区住民向けに説明をされたということ、そして、7月3日のときに臨時総会を、美良布地区、葦生野地区、両方でしょうか、ちょっとその辺はつきりわからないんですけども、7月3日の一斉清掃が香北町あったんですが、そのときに開催したというのをお聞きいたしました。そのときのその賛否について、いろいろ意見が出されたとは思いますが、そのときの様子といいますか反応はいかがだったのでしょうか。

初めのお答えの中では、対象7地区の中で6地区は賛成、1地区は過半数に至らなかったというお答えをされましたけど、それがここの反応としての結果なんでしょうか、その辺お伺いします。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

まず6月の26日には、保健福祉センター香北で、この7地区対象に向けて説明会を行いました。そして、7月3日にそれぞれ臨時総会を7地区のうち5地区開催していただきまして、2地区については、また別の日ということにはなりましたが、その中で6地区は賛成ということで、そういう集落活動センターをつかって特産品づくりとか、いろんなことを今後やっていってほしいというご意見がありました。

あと残念な1地区のところにつきましては、説明をもう少し聞きたかった、内容がもうちょっとわからないというふうなこともありましたので、今後また機会がありましたら、順次説明にお伺いしたいとは思っております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） この1地区がまだ賛成か過半数でないということを課長おっしゃいましたけど、要望があったら出向いていくというふうな言い方をされたと思うんですが、やはりこれ自体が、住民の同意のもとに今後ずっとそこの地域の住民の人たちが主役でやらないかない事業だと思うので、過半数になってないということは、何らかの住民の中で心配、何かこう不信感みたいなものがあるのじゃないかなと思いますので、やはり要望がなくても区長さんとかと相談をして、皆さんが集まりやすい時間帯とかに出向いて行って、やはり事業の主役は地域住民なので、合意が得られるまで十分な話し合いの場をとるということで、順次進めていくということが一番必要だと思いますが、見解を求めます。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） 1地区につきましては、自治会長さんのほうにもちよっとご相談もさせていただいたんですけれども、まだちょっと時期が早いといえますか賛成を得られなかった経緯もありますので、もうちよっとしてからということにもお聞きしておりますので、また来年の自治会長さんにもちらっとお話はさせていただいておりますので、順次また機会があったらぜひとも行かせていただきたいと思いますと考えております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。

②です。既に営業しています葦生の里や健康センターセレネ、また保健福祉センター香北、アンパンマンミュージアムとのかかわりはどのようになるのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

協同組合蕪生の里は、集落活動センターの運営組織となる集落活動センター推進協議会の構成員としてかかわっていただくほか、拠点施設が美良布直販店となっていることから、集落活動センター事業の中核を担っていただくこととなります。

また、保健福祉センター香北につきましては、社会福祉協議会香北支所が運営組織となる集落活動センター推進協議会の構成員としてかかわっていただき、住民主体の教室や体験などについて、これまでの実績からアドバイスをいただくとともに、連携して事業を実施していきたいと考えております。

次に、健康センターセレネにつきましては、周辺施設ですので、健康づくりに関することなどについては、事業に協力していただけることとなっております。

また、アンパンマンミュージアムにつきましては、公益財団法人のため構成員というわけにはいけないということですが、周辺施設ですので、イベントなどさまざまなことには、また一緒にご協力していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） そうしましたら、例えばですけど、冒頭で私が①から⑩までのいろんな事業の項目を述べさせていただきましたが、例えば②の生活支援サービスという中で、買い物に行けないから食料を届けてもらいたいという要望があったときには、蕪生の里に相談ができたとか、それとかまた、③の安心・安全サポートの場合でしたら、地域に見守りの必要な方がいるから何とかできないかというような要望が来たときに、社会福祉協議会とか民生委員をつなぎながら、地域包括のサポート体制につなげていくとか。そして、また④の健康づくり活動なら、先ほど課長もおっしゃいましたようにこんなことをしたい、例えば体操をしたいとかいうような要望があったときに、その活動をする場所が保健福祉センター香北だったり、健康センターセレネというふうに、住民の要望実現のための手だてを中心で進めていながら、その周りにそういうための協力として蕪生の里、セレネなんかを構成団体として、一緒になって利用していくというような理解でよろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） そのとおりでございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） ③に移ります。

地域住民が主体となって、地域の課題やニーズに応じて地域ぐるみで取り組む仕組みづくりがセンター事業と思います。事務局体制と運営方法、また市とのかかわりはどのようなになるか伺います。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

まず、事務局は市が雇用しております地域づくり支援員を配置いたしまして、運営につきましては、集落活動センター推進協議会が運営主体となります。

まず、地域づくり支援員については、先ほどもお話をいたしました。地域の課題や日々の暮らしで困っていることを聞き、地域のニーズに応じた仕組みづくりについて取り組んでいきます。それについては、地域づくり支援員を6月から雇用しておりますので、8月から地域づくり支援員が地域へ出向いて戸別訪問をしております。また、皆様のご意見や困り事を聞いて、地域の抱えるニーズや課題を把握するとともに、集落活動センターの内容を説明しております。今後はワークショップを開催しながら、住民から出た意見を集落活動センターの活動に結びつけていきたいと考えております。

また、10月に集落活動センター推進協議会を設立する予定になっておりますので、今後は集落活動センター推進協議会が運営をしていきます。市は集落活動センターが順調に運営できますように、人的な支援だけではなく事業活動内容や経営計画など全面的な支援を継続して、行っていく予定となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 事務局に地域づくり支援員を配置されて事務局体制をとっていったら、協議会が立ち上がればその中心となって地域の課題なんかを協議会で諮ってもらおう。その核になるのは地域づくり支援員だということだと思っただけですけども。この地域づくり支援員は、設置が決まってから同じ支援員の方がもちろん続けて事務局として残られるのがベストだとは思っただけですけども、支援員の立場といいますか、非常勤という立場でしょうか、報酬はどこからこれが賄われるものなんですか。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

非常勤の特別職員になっておりまして、市がお金を支払っておりますが、特別交付税の対象となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 次、④に移ります。

菰生の里の生産者から売り場面積を広げてほしい、駐車場が狭く出入りが危ないなどの声を以前から聞いておりました。このような声が反映できるような事業にもなっていくのか伺います。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

直販所、レストランなど施設拡充により、売り場面積は拡充する予定です。

また、駐車場につきましてもそのような声を多く伺いますので、今後ワークショップ

などにおきまして、住民の意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） この売り場面積を広げることとか、駐車場が狭いというような意見も出ておりますが、出入りが危ないということが一番だと思うんですけども、その駐車場のそういった面の確保については、この集落活動センター事業の、県と市の事業だと思うんですが、予算の枠の中でできることなんでしょうか。それとも別の予算立てをしないと、この事業の中でやるということはできないと、その辺のことを伺います。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

県と市の事業のほうで、県の補助金のほうにつきましては、この立ち上げに対して設計とかあと施設整備、そして備品購入等いろいろと入っておりますので、その限られた範囲の中でできるかどうかは、また今後の検討課題ということで、まだその点は決まっておりますので。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 次、⑤に移ります。

ちょっと先ほどのお答えと重なるかもしれませんが、集落活動センター設置の予算と設置までの計画について伺います。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

まず、平成28年度の当初予算におきましては、仕組みづくり、ソフト面で大事な役目となります地域づくり支援員の報酬や活動費等を計上しております。地域づくり支援員を6月から雇用しております。先ほども述べましたが、地域へ出向いて住民の意見を聞いていただいております。

また、10月には集落活動センター推進協議会を設立する予定としておりまして、来年の3月ごろには、集落活動センターとして立ち上げる予定となっております。

施設整備、ハード面につきましては、今年度、基本設計に必要な経費を12月議会に補正予算として計上する予定でおりまして、承認をいただけましたら高知県の補助金を活用して、平成29年3月末までに基本設計を完了したいと考えております。平成29年度は、実施設計と増改築工事について当初予算へ計上する予定となっております。これもご承認をいただきましたら同じく高知県の補助金を活用いたしまして、平成30年3月末までに工事完了を計画しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） それでは、⑥に行きます。

地域住民や関係機関への説明は、今後どのようにしていく計画でしょうか。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

今後、集落活動センターの活用などにつきましては、ワークショップを実施していく予定となっておりますので、その際に現況報告などを説明していきたいと考えております。また、節目となるタイミングで住民の皆さんへの説明は必要と考えておりますので、説明会の実施や自治会長便での回覧などで、適宜実施をしたいと考えております。

また、関係機関であります韮生の里、香美市社会福祉協議会香北支所、また土佐香美農業協同組合香北支所、香美森林組合などには、現時点では個別に訪問して説明を行っておりますが、今後におきましては、10月以降に設立する集落活動センター推進協議会に入ってくださいようご承認をいただいておりますので、協議会の中で説明をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 課長の説明を聞きました。協議会を立ち上げて構成メンバーで今後、地域づくり支援員を中心としてまたやっていく構造だと思うんですけども、繰り返しになりますけれども、やはり地域の思いを形にするというところの中心は、美良布と韮生の地区の住民があくまでも主役なので、だからその人たちが、ああこんなセンターがあってよかったねと言えるようなやっぱりやり方をしていかなければならないので、その趣旨が十分生かせるような取り組みを今後ともしていただければと思います。それを求めましてこの質問を終わります。

続きまして、次の質問に移ります。

次に、ファミリーサポートセンター事業について質問をいたします。

本市は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、子ども・子育て支援事業計画を立てました。この計画は、子どもを取り巻く各種支援の包括的な整備に向けた内容となっております。平成27年度を初年度とし、平成31年度までを目標年度とする5カ年計画としています。この中の子育て支援の充実で取り組む事業として、ファミリーサポートセンター事業があり、平成30年度からの実施が計画されています。仕事の都合や病気などにより保育所や幼稚園の送迎ができない、放課後や児童クラブ後の迎えができないなどの状況に柔軟に対応するため、地域で支え合う子育て支援の仕組みです。

順次、質問をいたします。①です。

この事業を実施するに当たりニーズ調査は進んでいますでしょうか、お伺いします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問にありました香美市子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たって実施し

た、子ども・子育て支援事業におけるニーズ調査をもとに、事業の実施に向けて取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） そのニーズ調査をされているということで、それに基づいてファミリーサポートセンター事業を計画をされたということですが、そのときにニーズ調査の対象の児童、子育て中の保護者の世帯、どういうふうな形で調査をされたんでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

調査対象としましては、香美市内在住の就学前児童をお持ちの世帯、保護者、それと同じく小学生をお持ちの世帯、保護者となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） その中のニーズ調査結果の需要としては、どういうふうな結果でございましたでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） ニーズ調査というのが、先ほど申しました計画策定前にやっております。現在は、先ほどのお話にもありましたようにファミリーサポートセンターが幾つかできつつありますので、一定知ってる方もふえてきておりますが、当時はまだファミリーサポートセンターについての認識は余りない方が多かったですので、利用したいという方はまだ少なかったわけですが、一定の方があれば利用したいというようなこともございましたので。それから、その後そういった報道等もなされる中では、子育て支援センターの利用者とか市外からの電話での問い合わせ等もあっておりますので、一定のニーズはあるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） この調査をしたのが平成25年から平成26年なので、今から言うたらちょっと2年ぐらい前なので、確かにその間またニーズも違っているとは思いますが、そのときでも一定のニーズはあったということで理解をしましたが。平成22年度で少し前なんですけれども、平成22年度の国勢調査の香美市の状況を見ますと、女性の就業率についてこのように書かれておりました。

国においては、出産・育児等のために仕事を中断する女性が多いことを示すM字カーブが描かれています。高知県及び香美市ではほとんど見られません。また、30代以降の女性の就業率が国と比較しても高く、結婚や出産・育児等により離職する女性が少な

いことが伺えますということが書かれて、評価がありました。30歳代の就業率は約77%、40歳代・50歳代では約80%というふうに高くなっています。また、Iターンで香美市に来られた若い世代も何世帯かいらっしゃいまして、日ごろ子どもを見てもらえる親族や知人がいない方もいらっしゃいます。このような制度が昨今の事情を見ましてもやはり必要だとは思われますが、再度の見解をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

昨今の経済状況などからやはり共働きの家庭も多いと思いますし、シングルマザーの家庭もふえておると思います。そういった中で核家族化が進み、すぐに預けれるところがないというご家庭が多くなっていると考えております。そういった意味で、ファミリーサポートセンターも事業も必要になってこようかと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） ②に移ります。

今年の2月から佐川町では、国と県と町が3分の1ずつ負担を始めています。また、11月から香南市のほうでは、県が利用者50人未満の場合でも補助対象とする事業を立ち上げましたので、その制度を利用して県が3分の2で香南市が3分の1という負担で始める計画をしているとお聞きしました。どちらとも社会福祉協議会に事業委託をされているようです。本市が実施するとすれば、社会福祉協議会に委託するような形になるのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

現在、そのことも含めて検討中でございます。委託することになれば社会福祉協議会も委託先の候補になると考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） ③です。事業計画にも上っているということで、また前向きな見解もお持ちでございましたので、県の補助事業を活用しまして、早い時期に開始できるように本市も積極的に取り組んではいかがでしょうか、伺います。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 先ほども述べましたように、この事業につきましてはただいま検討中ではございますが、この事業の意義も感じておりますので、その県の新たな、高知県版のファミリーサポートセンター事業のほうの導入も視野に入れつつ、できるところは前倒しでやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） この質問は以上で終わります。

次の質問に移ります。

平和行政について、香美市に平和の日の制定をについて質問をいたします。

本市は非核平和都市宣言をしており、日本非核宣言自治体協議会に加入しています。そして、世界各国の都市で構成されています平和市長会議にも加盟しています。毎年5月には戦没者追悼式、8月にはヒロシマ・ナガサキ被爆ポスター展を実施しています。広報8月号は、毎年終戦記念特集として、戦争体験者や遺族の方にお話を伺い、その記事を掲載しています。今年は戦後71年、戦争体験者の平均年齢は80歳となっています。戦後生まれの世代は、戦争の惨禍が再び繰り返されないように戦争の歴史を学び、平和を希求する力を養っていかねばと考えます。本市の平和活動の進展を期待しまして質問をいたします。

①です。学校教育では平和教育を教育の一環として位置づけ、修学旅行では、小学校で被爆地広島、中学校では戦場になった沖縄の平和学習に行っています。旅行先では被爆者や戦争体験者から体験談を聞き、歴史の事実に沿った生の語りを聞くことができ、大変よい学習をされていると思います。地元でも戦争の語り部になれる方が年々少なくなっていると思いますが、ぜひ本市や近隣自治体などから学校に来ていただいて、年に1回でも話を聞く集いを行事に取り入れてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 年に1回、小中学校において戦争体験者等から話を聞く機会をとこの質問にお答えをいたします。

修学旅行で広島や沖縄に行く場合には、語り部の方から戦争体験のお話を聞く機会を持っております。大変貴重な機会です。けれども、おっしゃるように最近では語り部の方も高齢になってきて、直接、語り部の方にお話を聞くと、次の世代の方がだんだん入っておいでたりということも聞いております。

学校での平和学習では、2つの小学校が地元の方を招いたり、紙芝居をもとにしたお話を聞いたり、朝鮮半島からの引き上げ体験を聞いたりするなどの学習の機会を持っております。中学校では、戦争映画などの映像を通して平和を考える学習を行っているところではあります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 事前学習でそういったお話を聞かれて行ってるということ非常にいいことだと思います。修学旅行は小学校の場合は6年生、中学校は中学2年生だと思うんですが、やはり修学旅行に行く子どもたち、児童生徒だけでなく、日にちはずれててもいいと思うんですが、低学年、高学年それぞれ、やはり全校でそういったお

話を聞く機会、また低学年でしたら紙芝居や絵本の読み聞かせによる平和学習もあるかと思えますし、中学校で映画を見てるということでしたけれども、これも中学校の場合は、1年生から3年生まで全員で見てるかとは思いますが、そういった体験をやはり修学旅行に行く小学6年生まで待つ、中学2年生まで待つのではなくって、毎年そういった語りを聞いたりとか、平和学習の一環としてそういう映画を見るときかというようなことを在校生全員ができるような取り組みにしていけないものではないでしょうか、お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

おっしゃるとおりだと思います。

実は修学旅行で広島、それから沖縄に行く学校が今だんだん減ってきています。それは一方で防災と歴史学習ということで、関西方面とかそちらのほうに行く学校がふえてきまして、直接、広島・長崎へ行く学校が、以前は全校ぐらい行ってましたけれどぐっと減ってきて、小中合わせても4校とか3校とかということになってきつつあります。ですから、先ほどご提案いただいた学校でお話が聞ける機会をつくるということはまさしくそのとおりですので、今後また学校のほうとも話をしながら、ぜひそういう機会にしていきたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） ぜひ前向きにお願いしたいと思うところです。

次の②に行きます。

社会教育におきまして、原爆ポスター展を支所のほう、本庁のほうでも開催をしております。今年は鏡野中学校と大柵中学校の生徒の作文の掲示がありました。原稿用紙を拡大してわかりやすく掲示していただいているところもあり、大変うれしく思ったことです。児童生徒の平和ポスター、絵ですね、ポスターとか習字なんかも平和のことを思って児童が書く作品ですよね、それを今後もより多く掲示もしていただけたらいいと思うんですが、それに合わせて今後、平和展も兼ねて開催をして、折り鶴とか絵手紙等の作品も市民から募る形でそういう市民の作品も掲示して、そして、市民が展示にも参加できるような、市民参加型の平和行政を進めていくという形はできないものではないでしょうか、伺います。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

本年度は先ほどお話しいただきましたように、子どもたちの作文を展示させていただいたところです。折り鶴とか絵手紙等、市民参加型ということについて教育委員会の中でも話をしたことですけれども、絵手紙等の作品についてなど多くの方が書かれているものにつきましては、工夫すればできるかもしれません。方法も探してみたいねという

話をしたことです。

ただ、新たな企画となってきたときにはなかなか難しいところがありまして、今学校で取り組んでいることとか、それから絵手紙等のグループなんかに取り組んでいるときに、そこへ平和のテーマがこう乗せられるかどうかとかいう話し合いをしながら、そこから辺を可能にしていきたいと思っているところです。今のところそういうことです。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 例えば折り鶴なんかも大体8月に本庁と支所のほうで原爆ポスター展をやっていますので、その日はほかのよっぽどの選挙があつたりしたら期日が短くなつたりもしますけれども、大体重ならなかったらやるということになっていますので、やっぱりそれに合わせて小中学校のほうでも折り鶴を折るという。生徒会中心にでも構いませんけど折り鶴を折って、そのときには飾るといふか、そういうことも一人一人が参加できることではないかなというふうにも思うのですが、その辺の検討も工夫をすればできるかもしれないとおっしゃっていただきましたので、その1つとしてまた考えていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 改めて大きなことというのがなかなか難しく、やる方法を探してみないといけないということで、ちょっとすぐ今何かができるということではないのですけれども、何か方法として、ただちょっとするというよりは気持ちが平和に向いてないといけないので、そういう子どもたちの学習の流れだったり、それから、ほかの大人の方への呼びかけだったりということをしつかり工夫しながら、呼びかけをしないといけないと思っているところです。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） そうしましたら、③に移ります。

高知市は、核廃絶と世界の恒久平和を願う広島原爆記念日の8月6日を高知市平和の日と定めています。この日は登校日になっており、児童生徒が平和学習をしています。

京都府の綾部市なんですけど、毎年8月15日の終戦記念日に市内の小高い山の山頂に平和の鐘があるということで、そこで市民憲章を唱和し、平和の鐘の音色とともに世界の恒久平和の実現を祈っているそうです。この企画につきましては、毎年参加者を募って、今年は150人が少し小高い山に登って、そこで鐘を鳴らして市民憲章をみんなで唱和したというようなことを電話でお聞きいたしました。この平和の鐘については、毎日、朝7時半と夕方の6時に平和のメロディーを流されるそうです。このような自治体もございます。

本市も積極的にこういう平和行政については進めておりますので、ぜひ平和の日の制定について前向きに考えられないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、平和の日の制定をというご質問にお答えいたします。

香美市は、核兵器の廃絶と平和を願う全ての人々と相携えて行動することを決意し、平成18年5月25日、非核平和都市宣言を行い、日本非核宣言自治体協議会に加入しており、毎年8月には議員がおっしゃったように、市役所本庁舎1階ロビーと各支所でヒロシマ・ナガサキ被爆ポスター展を開催し、平和に関する取り組みを行っております。

ともすれば風化されがちになった戦争の悲惨さ、愚かさを誤りなく伝え、市民一人一人が平和を守ることの大切さを考えるよう働きかけることは、重要だと考えております。

ご提案の平和の日につきましては、検討する価値はあると思いますが、他の自治体の状況を調べてみますと、条例によって定める場合と議会の決議によって定める場合があります、機運の盛り上がり期待できる方法を検討してはと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 先ほど課長がおっしゃったように平和行政を推進していくということは、住民一人一人はもちろん自治体の役割でもあると思います。平和、平和と言っても何かアクションを起こさないことには、住民一人一人の思いになかなかつながっていかないというのがありますので、平和行政というのは粘り強く、特に8月はいろいろお祭り事もございますけれども、これを1つの柱として市としてもしていくという姿勢で、取り組んでほしいというふうに思っているところです。

今後、防災行政無線が配置されます。今、香北では各戸別受信機があって、物部、土佐山田というふうに、それからまた香北というふうに順番に配置がされる場所ですけれども、そうなりますと平和の日に、何か平和の鐘が受信機から流れてくるというようなことも期待をするんですけれども、そういうふうなことも含めまして今後の検討課題として、ほかの条例ではなくてほかの自治体のことも鑑みまして、前向きな検討をしていただけますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、再度の質問にお答えします。

平和の日もいつにするのかということをお考えますと、他の自治体では例えば空襲があった日を記念日にするとか、そういったことで一概に8月に定めるということではないというふうに、調べた結果そういうことが出ております。ご提案の高知市の場合は、8月の6日を高知市の平和の日と定めております。先ほど私が機運の盛り上がり期待できるという意味では、条例化というよりも多くの議員の皆様がおりますので、議会の場で決議をされて、住民にアピールしていくというの盛り上がりの1つだというふうに思っております。そのあたりについては、濱田議員は非常に平和行政についてはお詳しいところもありますので、その先頭に立ってやっていただければ、機運の盛り上がりも

期待できるというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 平和については私も引き続き頑張らせていただきます。前向きな検討も期待するところでございます。

そしたら、次の質問に移りたいと思います。

子どもの居場所づくりに取り組む団体への支援をについて質問をいたします。

地域にはひとり親家庭や共働き家庭で、夜遅くまで1人で過ごすなどといった課題を抱える子どもたちがふえています。高知県の潜在化する子どもの貧困を地域の力で支援につなぎ、安心して暮らすことのできる仕組みづくりが必要となってきたのではないのでしょうか。

お手元に資料を配付させてもらっています。上のほうに数字を書いておりますけれども資料1から資料3、これは今年の3月に高知県が策定しました高知家の子どもの貧困対策推進計画の紙面にあるデータです。

上の図1は、子どものいる世帯における核家族世帯が占める割合です。核家族世帯が全体の約8割を占めています。その割合は年々高まっています。

図2は、共働き世帯の割合です。6歳未満の子どもがいる世帯では、55.5%と半数を超えています。

図3は、ひとり親世帯率です。全国が1.63%であるのに本県は2.28%となっており、全国でも上位になっています。

図4は、ひとり親世帯の親の就労形態です。母子世帯の母親の正職員率は56.7%であり、父子家庭の87.5%を大きく下回っています。

その裏の資料が2になっていますが、そこの図5です。ひとり親世帯の親の年間就労収入です。200万円未満の割合が母子世帯では56.8%、父子家庭は28.6%であり、母子家庭は父子家庭に比べると非常に厳しい経済状況に置かれています。ひとり親世帯においては、収入の担い手が子育ての役割も担わなければならない、経済的にも精神的・肉体的にもその負担が過重になっていることが推測されます。多方面からの支援が必要となるのではないのでしょうか。

図6、図7は生活保護世帯数等の推移です。非保護世帯数に対する保護率、人口1,000人に対するものですが、平成26年度は28.1%となっており、全国平均16.7%の約1.7倍となっています。非保護世帯の子どもの数は、数字では2,548人となっておりますが、大体約2,500人ぐらいで推移をしております。平成20年度から6年間で約280人の増加になっています。全世帯の子どもの割合を見ますと、平成20年度が1.69%が平成26年度は2.11%に上昇しています。

その資料3のほうのページにつきましては、これは参考としてごらんいただいたらと

と思いますが、母子世帯の厳しい状況についてグラフと表で示しております。

このように子どもたちが経済的に厳しい環境のもとに置かれております。このことをお示ししまして、順次質問をいたします。

①です。本市のひとり親世帯率と母子世帯率をお尋ねいたします。

また、生活保護世帯の中で子どもの数と全世帯の子どもの数に占める割合及び就学援助率を伺います。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 濱田議員の質問にお答えいたします。

ひとり親世帯数は444世帯、3.4%、母子世帯数は383世帯、3.0%となっております。これは平成28年4月1日現在とさせていただきます。

生活保護世帯の子どもの数は18人で、全世帯1,641人に占める割合は1.1%となっております。

就学援助率につきましては、午前中の質問にも出ましたように19.20%となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 今年の4月1日時点でひとり親世帯が444人、ひとり親世帯3.4%の中で母子世帯の方が3%ということで、ほとんどがひとり親の場合は母子世帯であるというふうな状況がわかります。

そして、就学援助率については、以前私が質問いたしましたときに平成21年度が13.4%、そして平成26年度が16.5%で、今お聞きしました今年、平成28年度の9月1日時点、これが19.2%ということで非常に多く、割合的にはふえているということで、大変な状況にはなってるんじゃないかなと。そして、母子世帯がふえているということは、やはり頼れる人もなかなかいないし、子どもが1人で御飯を食べてるといような状況にも、非常に多くなってるんでないかなというふうな状況を危惧するところでございます。このような状況を見られまして、課長としてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 母子世帯の就労率の低さとか、低賃金による仕事のかげ持ち等で長時間労働が続いているということは把握しておりますが、その形態等につきましては、残念ながらちょっとつかんでおりません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） ここに数として生活保護世帯の子どもさん、そして就学援助世帯の子どもさんとかはデータとしては上ってくるんですが、地域社会の中では、な

かなか潜在的でわからないですよ。例えば親に経済的なゆとりがあっても子育てに消極的、そして、子育て困難な家庭もあると聞いております。社会が子どもたちの生きづらさにいかにして気づくか、そして何らかの形で支援していくことが必要な時期にもうなっているのではないのでしょうか。そのような認識はお持ちでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 議員がおっしゃるとおりだと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 次の②に移りますが、本市の補助金の中で、地域で困難を抱えている子どもたちへの支援に対する活動への補助制度はありますか。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

残念ながらございません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） ③に移ります。

月に1回か2回でも食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごすことのできる子どもの居場所が必要ではないでしょうか。見解をお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

事業を実施しています地域では、不登校とかひきこもりの解消ができたという事例もございますので、困っている子どもたちにとっては、環境改善を図る有効な手段だと考えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） ④に移ります。

高知市や南国市、また本市での取り組みが新聞に掲載されました。それは、地域の方が食事を無料または300円以下の低料金で提供し、子どもたちとボランティアや保護者などで一緒に食べたり、調理をしたりという子ども食堂の取り組みです。

資料4に、お手元のほうに福岡市のことを少し出しております。福岡市の子どもの食と居場所づくり支援事業、これは今年、福岡市が立ち上げたばかりですけれども、今年の8月10日にその事業の決定した団体の一覧です。さまざまな団体がありまして、子どもの数も支援団体によって開設日時も全然違います。それぞれのやり方でやっているわけですが、食事以外にも学習支援をしたり遊びの支援をしたり、いろいろな形があります。福岡市としては、これらにこの支援事業で何らかの金銭的な援助をされていると

いうことです。

高知県下におきましては、高知市は8月に高知1号店が万々商店街に「こども食堂こだかさカフェ」としてオープンをしました。今後、毎月第2日曜日に開催の予定と聞いています。南国市は、第1回「こども食堂・ごめんこどもクッキング」として7月にオープンをして、月1回、第3土曜日に開催をされる予定だそうです。土佐山田町では7月17日、8月28日に開催をしています。月に1回ボランティアの都合を調整しながら、土・日・祝日のいずれかに予定をされているそうです。子どもたちは、8月28日は12人ぐらいだったということをお聞きいたしました。安芸市のほうも毎月1回開催をされています。また先日、9月11日の紙面には、土佐清水市のあったかふれあいセンターでの「あったかキッズ食堂」の取り組みが掲載をされていました。

このような地域の自主的な地域活動に対してどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

自分たちの地域の子どもの守り、育てていく環境を進めていくことは、素晴らしいことだと思っております。特に生きていくためには、絶対的に必要な食を通してひとりぼっちから救い、人とつながるきっかけをつくるということは、子どもたちにとって意義のある活動だと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 次の⑤に移ります。

子どもの居場所づくりとして子ども食堂に取り組んでいる方にお聞きをいたしましたら、運営には食材費のほか光熱費もかかり、参加費だけで賄うのは難しく、寄附や運営者の負担で今のところ成り立っています。使える補助制度があればということでした。子どもさんの場合は参加費をいただいているところが多く、いただいても100円、大人の方は300円をいただいているところが、お聞きしましたら多かったです。こういうふうな状況では、寄附に頼っているところが今のところ現実ではないでしょうか。自主的な居場所の運営を自己資金のみで続けていくのには困難ではないかと思われまます。今後、本市としても子どもの居場所づくりを応援することが必要ではないでしょうか、見解を伺います。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

子ども食堂への金銭的支援につきましては、生活保護世帯の方もありますので、研究させていただきたいと思えます。ボランティアで継続していくのに困難を来すようであれば、当面の間ですが、国が立ち上げた子どもの未来応援基金、または社会福祉協議会内の共同募金会が行う事業助成への応募を検討してみてもはどうでしょうか。子どもの居

場所は子ども食堂等に限ったものではないと思いますので、国・県の施策に注意しながら、支援について検討したいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 確かに課長がおっしゃいましたように、子どもの居場所づくりイコール子どもの食堂ではないと思うがです。食を中心に置くことによって話が弾んだりとか、初めての人とも会話がスムーズにいったりとか、やっぱり食というのは、特に子どもたちの健全な成長・発達のためには欠かせないものですので、食がしっかりしてないとやはり集中力も養えませんか生活が不規則になる。そういった意味では、食ということを居場所づくりの中心に据えて活動するということは、非常に大事なことで私は思っております。なので子どもの居場所づくり、そういったことに対しての市としての補助制度は今ないというふうなお答えでございましたので、今後、やはり地域の人の力をかりるということは非常に大事なことでと思うんです。地域の人々が地域の子どもたちを守っていききたい、みんなで支えていこうということはみんな思っていると思うんです。それを形にしていくということが大事なことで、その形にするための支援を市としても応援する立場で、やはり何らかの支援制度を立ち上げるようなことも必要になるのではないかと思います。

高知市さんのほうでは、子ども食堂には限定してませんが、子育てサークル・集いの場支援事業補助制度とかいうのが、今年、当初予算でも上っておりました。使い勝手のいい制度で、そういったことを子ども食堂には限らなくても、やはり子どもたちを支援したいという人たちが有効に使えるようなそういう補助制度、香美市にも欲しいと思うのですけれども、その辺のこと前向きな検討をできないものでしょうか、再度伺います。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 金銭的支援につきましては、今後、研究・検討させていただきたいと思っております。特に貧困問題につきましては、親から子への連鎖を言われておりますので、長いスパンで見ていく必要があると思っております。この場合、やっぱり一番は支援者の人材確保、人材育成が大きな課題となると思われまますので、この一番の課題を検討していく必要があると考えておりますので、また議員さんのお知恵を貸させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） また地域のいろんな動きも見ながら、担当課としても検討していただきたいと思いますと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君の質問が終わりました。

次に、7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 7番、自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式にて質問をさせていただきます。

毎日のようにテレビや新聞で、自然災害の発生による悲惨な出来事が多く報道されております。

今年の4月11日、震度6の揺れと余震が連続して続く中、2日後の4月16日、震度7の地震が熊本県で発生をしました。2回の本震と思われるような大きな地震が発生した熊本県の地震後の様子は、忘れることなくまだしっかり記憶に残っていると思います。たくさんの被害を受けられた方々、そしてたくさんのとうとい命が地震により奪われました。亡くなられた方に心よりご冥福を申し上げます。

去る8月に、熊本県に同僚議員とともに視察に行きました。熊本県、南阿蘇村役場の方よりお話を聞かせていただき、また現地を歩き、地震の怖さを目の当たりに見て思い知らされました。

2011年3月11日、東日本大震災から、はや今年で5年の歳月が流れました。発生時刻は児童が授業中の午後2時46分でした。たくさんの未来のある子どもたちの命があつという間に津波に飲み込まれ行方不明になり、一瞬にしてあたりは海となり帰らぬ人となりました。石巻の大川小学校の子どもたち、先生方のことを考えると言葉になりません。

さて、香美市は津波は来ないと予測されております。しかし、地震の猛威ははかり知れません。今後必ず来るであろう南海トラフ地震の際に、子どもたちの命を守るためにふだんから心がけておきたい事柄等について、防災対策学習の強化が必要ではないでしょうか。

それでは1つ目、学校等での防災について質問をいたします。

自治会の防災対策は自主防災組織の活動を通じて災害時に備えているが、子どもたちの防災対策について、保育園・幼稚園・小中学校・児童クラブ等で防災に対する学習や啓発・訓練をどのように実施しているのでしょうか。

①、まず、保育園・幼稚園の現状についてお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 村田議員の質問にお答えします。

保育園につきましては児童福祉法や消防法に定めがあり、避難訓練及び消火訓練は毎月1回実施しています。また、消防署への通報訓練も年2回以上行っています。

また、幼稚園につきましても、火災や地震を想定した避難訓練や防災教育などを毎月行っています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 毎月、保育園・幼稚園のほうでも避難訓練をされているとお聞きしました。それ以外に具体的なところ等は例えばどういうふうに、どこに逃げるとかっていうふうなことは、保育園・幼稚園ではされてないでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 避難訓練ですが、まず保育中とか、それから午睡終了後とか、あと園児が個々に活動中とか、プールの水遊び中とか、いろんなパターンで避難訓練をしています。その都度また避難する場所なんかも変わってくるかと思いますが、室内ですとやっぱり園庭のほうに避難していくような形になってくると思います。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） わかりました。次の質問に移ります。

せんだってある小学校でお聞きしましたが、土曜日に防災学習として防災参観日を実施するとのことでした。保護者への子どもたちの引き渡し方、炊き出し等PTAも一緒になって行い、児童の縦割り班も活用したとのことでした。中にはゲーム感覚で学ぶようなこともするというふうなことでした。

そこで、お伺いをいたします。

②、小中学校での現状はどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 高知県から平成25年3月に示されました安全教育プログラムに基づきまして、全ての小中学校では、年5時間以上の防災学習や年3回以上の避難訓練を義務づけ、工夫を凝らした学習や訓練を行っています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） わかりました。その中で防災ヘルメットっていうのがあると思うんですが、この防災ヘルメットについては、全児童生徒に行き渡っておりますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 防災ヘルメットは全児童に配付されてます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） ある学校でお聞きしたんですが、防災ヘルメットがいいのか防災頭巾がいいのか、PTAの方とお話しをされたっていうふうなこともあるんですが、やはりヘルメットのほうが落下物とかそういった、転倒とかのときにはヘルメットのほうがいいかなとは思いますが、香長小学校なんかは毎年、防災頭巾を縫う学習をされておまして、その防災頭巾もすごくメリットがあると思います。両方整うことができ

るとなおいかなと思うんですが、その点についてお伺いします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） ヘルメットも折り畳みのヘルメットです。例えば舟入小学校ですと、全校児童の机の横に簡易防災のヘルメットを備えつけてまして、みずからの命を守る行動への意識づけを持たせるとかそういったこともさせています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 舟入小学校だけそういったところに取りつけをされているということですか。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 防災ヘルメットは全ての小中学校に配付してありますが、机の横に備えつけてるっていうのは、ちょうど舟入小学校のほうからそういった話とかそういう機会等ありましたので、ちょっと1例で挙げさせていただきました。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 学校等に行ったときには、後ろの荷物を置くところに置いたりしてるところもあるんですが、どこに何があるかっていうふうなことがすぐにわかれば大丈夫とは思いますが、その防災頭巾のほうも冬なんかでしたら寒さの防止にもなるし、あと汚れたものを拭くっていうふうなことにもなって、いろいろそれぞれメリットがあるのではないかなと思います。

それでは、③の質問をさせていただきます。

中には支援の必要な子どもたちもいると思いますが、現状をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 学校での支援の必要な子どもたちには、職員が寄り添って指導を行っています。また、休み時間なんかに行うような避難訓練もありまして、こういう際には支援の必要な子どもたちにも避難場所を教えて、避難ができるような訓練を行っています。避難ができない子どもがいないかどうかというのは、職員が確認に行ってます。

また保育園につきましては、加配の職員がついて対応をしています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） おっしゃられたように、症状によりきめ細やかな対応とか、不安になりがちな子どもたちの心的なケアなんかもしっかりされてるということで、ちょっと安心しました。

あと救助用のリアカーですとか、そういったものもあればいいかなとは思いますが、そういったところはどうでしょう。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 各学校の詳しい実情がわかりませんが、大栃中学校にはあるようです。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 片地小学校のほうでもちょっと検討をされているようですので、そういったものもあればまた救助のときに、より早く避難ができるかなというふうに思います。

次の質問をさせていただきます。

学校の耐震化も終わり、それ以外の場所での点検等も夏休み前に実施した学校もあると聞きましたが、そのことも含めまして、④、施設の構造上において特に心配をされるようなことはないのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 各小中学校の耐震につきましては問題はありません。

また、3年に一度点検を行い、心配される箇所は随時修繕を行っています。

ただ、教育支援センターがあります西庁舎につきましては、ここは耐震対応はできてません。

また、児童クラブにつきましては、くじら・めだか、たけのこ児童クラブは、施設の建築年度が古いことから、順次新設を計画している状況にあります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 耐震、構造上は心配がないというふうなことで、建物というのは年々老朽化してまいります。そして、災害により、またいろんなところが壊れてくることもありますので、3年に一度というのが適切かどうかというところは、ちょっとわかりませんが、また管理のほうは学校側のほうと連携をとりながら、チェックをしていていただきたいと思います。

それでは、⑤の質問をいたします。

学校・保育園の教職員・保育士に対する防災意識の向上策についてお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 小中学校は、高知県が実施しています防災教育研修会に各校代表者が参加し、学校の防災教育プログラムにつなげてます。また、先ほど述べましたが、安全教育プログラムは全ての教職員に配付し、防災意識の高まりにつなげています。

保育所職員につきましては、防災意識向上のために高知県などが実施します防災に関する研修に参加したり、香美市の保育所全職員を対象に年2回行っています総合研修の際に、防災教育の研修や救急救命の実習等を行っています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） さまざまな研修をされているということをお聞きいたしました。

ある学校では、先生とPTAの方が防災士の資格を修得されたということをお聞きしました。その学校は、また今年、先生が1名とあとPTAの方が3名受けるというふうなことを聞いております。そういった防災士の資格を取り、また子どもたちに指導すると内容が濃くなり効果的ではないかと思うんですが、そういったことについてはいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 先生がそういった防災士の資格を取られることは有効だとは思いますが。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 今後そういった学校がふえますように、またご指導のほどよろしく願いいたします。

⑥の質問をさせていただきます。

児童クラブの防災に対する現状はどうでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 各児童クラブにより防災の取り組みは異なっていますが、災害発生時の防災マニュアルの作成、防災学習や避難訓練、防災ヘルメットの設置などをそれぞれの児童クラブで実施しています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） それぞれの児童クラブにおいて実施をされてるということですが、ある児童クラブでのお話ですけれども、マニュアルを今作成中ですが、もともたないものがないというふうなことで、どういうふうにつくったらいいのかちょっと迷ってるし、行政のほうからの指導も受けたいということをお願いをしていますというふうなことでしたが、そのもともたないものと、あと詳しくその場所、場所によってそれぞれ違うと思いますので、そういった形でのご指導等はどうでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 確かに防災マニュアルを全部の児童クラブはつくってるところが少ない状況です。つくっていないところにつきましては、またそういった基本的な、見本みたいなものをまた提示して指導していきたいと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 暫時時間を延長します。

7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） その防災マニュアルをつくっているところは、何カ所でしょう。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 2児童クラブです。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 連携等もないので、そこはもうちょっとよくわからないというふうなことですけど。2つの児童クラブのほうで、もうはや早速つくっているということで安心しました。初めにお話しもございましたが、やはり老朽化してるところの児童クラブの新設を早急にしてほしいかなっていうふうに思いますので、そのところまたよろしく願いいたします。建物の不安等がありますと、やはり指導員のほうもいろんな面でこう不安になるというふうなこともお聞きしますので、よろしく願いいたします。

⑦の質問をいたします。

子どもたちに「自分の命は自分で守る」をしっかりと身につけさせることが必要です。子どもたちを安全を守るため今後の対策をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 先ほども言いましたが、今、全ての学校に人数分のヘルメットを備えています。また上履きもスリッパから靴への移行ができました。

また、先ほど述べました安全教育プログラムでは、安全教育を通じて身につけさせたい力を「自分の命を守り切る力」、「知識を備え正しく判断する力」、「地域社会に貢献する力」として位置づけております。これらを発達段階に応じた適切な内容、方法により指導を行っていくことで、安全に対する力と態度が培われていくと考えています。そして、防災の学習を学んだ子どもたちを通して、家庭の防災意識や地域の防災力を高めることにつながればと考えています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） いろいろと、上履きのほうまでしっかり手だてができているということで少し安心しました。

専門的な方呼んで学習をするというふうなことが余りされてないようですので、消防署のような専門的な知識のある講師の方呼んで、それで、また内容の濃い学習等もできると思いますので、そんなこともされてみてはいかがでしょうか。あと理科の時間なども使ったりとか、いろんな授業の中で防災の話をされるという学校もございました。常に意識を持っていくということは、本当に大事なことだと思います。

ただ、小学生、保育園・幼稚園、子どもさんは小さいんですけど、小学生にも低学年

から高学年までおりまして、具体的にこういうときはまずどうする、どこに逃げるといふふうなことを順番に順序立てて、先生の話をしっかり聞くっていうふうな習慣をつけることも、自分の命を守れるということにつながるとお思いますので、そういった具体的なことを中へ入れつつ避難訓練をされてるとおと思いますが、なおそういったところも確認のほうよろしくお願ひいたします。

各小学校、保育園・幼稚園全てにおいて、マニュアル化されたものがあるということですね、確認です。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 保育園も各保育所ごとにつくってますし、学校のほうでも同じようにあります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） では、（2）の質問です。

避難施設に指定されている学校は、各地域の自主防災組織との連携をとっているでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 各地域の自主防災組織との連携につきましては、児童や保護者にも呼びかけて、学校を活用した自主防災組織と防災訓練を行っている学校とか、地域を巻き込んだ防災キャンプを実施した学校、また地域ごとに実施しています自主防災組織の防災訓練への参加を呼びかけ、参加をしている学校などがあります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） それでは、自主防災組織との連携をとっているということでもよろしいですか。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 全ての学校が自主防災組織と連携をとった活動ができるといわけではないですが、先ほどお話ししましたような学校で、自主防災組織と連携をしているところもあります。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） わかりました。数等については、多分把握はできてないのではないかとおと思いますが、避難施設に指定されているということで、備蓄と毛布等ですが、そういったものは学校のほうに届いていますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 一応、本市でも全ての学校の体育館が避難所に指定されています。避難所の運営につきましては、基本的には市のほう、市の避難所対応班と学校

教育班が行って実施するようになります。

ただ、大規模災害等で市の職員とかで対応し切れない場合には、学校のほうで教職員の方なんかにも、事実上対応してもらおうようになってきます。学校が開設された避難所の運営とか、教職員に支援してもらおうような形にはなってくると思いますが、備蓄品、そういったものはまた市のほうから、まだそういった対応の班がありますので、そちらのほうから、その避難所へは運ばれていくことになると思います。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） わかりました。子どもは親が守るもの、その思いはとても大切なことですが、一方で東日本大震災を初めとする災害時に被災者である保護者からは、想像以上に子どもを親が守ることができないという声もあったようです。緊急時になりますと大人もパニック状態になることがあり、子どもを守ることができないこともあると思います。

さまざまな体験をさせることができる野外キャンプ、先ほど防災キャンプをされたというふうなことでしたが、そういった体験、そして防災体験学習施設、これはなかなか高知県のほうには余りないと思うんですけども、修学旅行とかでそういったところに寄るとかいうふうなこともできると思います。身近な消防署などの見学をさせていただくというふうなことで、日常的に防災を意識するきっかけをつくることがとても大切だと思います。先ほども教育次長のほうからもありましたが、子どもが学ぶことで保護者や地域の方も防災意識がとても高くなると思います。今後もかけがえのない命を守る学習を期待して、次の質問に移らせていただきます。

それでは、大きい2の質問、婚活推進事業についてです。

昔は結婚適齢期という言葉がある年齢になると聞こえてきて、身近な地域の方や親戚の方などが、あそこにいい子がいる、誰々さん宅にちょうどどの年のいい人がいるなどと、身近でお世話をしてくれる方がいらっしゃいました。

現在、全国的に未婚化、晩婚化が進行していて、50歳時点で一度も結婚をしてない未婚者の割合を示す生涯未婚率も年々上昇しているようです。今後も少子化が進むことが予測されることから、未婚者に対し結婚を促す取り組み、結婚をしたいなと思う意識を高める取り組みを充実させ、継続させることが重要だと思います。

県内にもいろいろ趣向を凝らした結婚イベントが実施され、結婚支援を行っているようです。近隣の市でも8月にも実施され、また10月30日にも婚活セミナーが開催されるようです。

少子化による人口の減少が深刻化されている中、若い世代から年齢層の高い世代まで、独身の男性と女性が増加しているように感じます。

そこで、婚活推進事業について質問をいたします。

①、香美市の平成25年度からの婚活推進事業の現状をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） 村田珠美議員のご質問にお答えいたします。

平成25年度から平成27年度までは、婚活推進事業としての具体的な取り組みはありませんでしたが、平成28年度から定住推進課に少子化対策担当の職員を1名配置いたしまして、本格的に婚活事業へ取り組みを始めました。また、平成28年6月から地域づくり支援員を雇用し、婚活担当として市内で行われる婚活イベントへの協力や、市主催の出会いイベントを計画しております。

また、高知県が運営する「高知で恋しよ！！応援サイト」の「高知の出会いと結婚応援団」に平成28年度から香美市が登録をいたしました。また職員1名は、カップルサポーターの研修を受けて資格を取り、地域づくり支援員もカップルサポーターの資格を取っております。

今年度は市内の2団体が婚活事業を開催し、香美市は協力という形で打ち合わせからイベント当日の運営に携わりました。

内容といたしましては、7月3日にほっと平山が主催で「婚活学校INお山のがっこう～ほっと平山で恋しよう～」を、また8月14日、日曜日には、奥物部湖湖水祭りの会場で土佐塩の道保存会が主催の「お山のディス婚ダンスツアー」を開催いたしました。それぞれ男女10人ずつの参加で、それぞれともに2組ずつのカップルが成立いたしまして、うち3組は地域づくり支援員がカップルサポーターとして、今もアフターフォローを行っております。

また⑦の質問のほうで詳しく説明をいたしますが、12月には香美市主催でキャンドルナイトのほうで婚活イベントを実施する計画をしております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） それでは、続きまして②の質問です。

先ほどお答えいただいたようなところもございますが、県や専門的な団体との連携はどうか。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

高知県少子対策課と、そこの少子対策課から委託を受けております一般社団法人高知県法人会連合会が設置運営しておりますこうち出会いサポートセンターとは、情報の共有やイベント実施の協力、カップルへのサポート体制の構築などで連携を図っております。随時メールや文書、電話などで最新情報をお互い共有しておりますので、イベント情報や研修などの情報は常に把握しております。

また、民間の結婚相談所にも出向きまして、民間が取り組む結婚相談やイベント実施のノウハウについても情報を提供してもらっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 続きまして質問をさせていただきます。③の質問です。

市内には事業者または事業所はございますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

市内には、婚活イベントを主体とする事業者及び事業所はありませんが、活動の一部として婚活イベントを開催する団体はあります。また、県の「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」に登録している香美市内の団体は、香美市のほかに4団体あります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） その4団体を教えていただけますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） 香美市のほかに、地域交流施設ほっと平山運営委員会、えびす街協同組合、土佐塩の道保存会香美支部、香美市商工会青年部が登録しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） それでは、次の質問をさせていただきます。

仲人さんをされていた方に伺ったのですが、高齢化によりいろいろと仲人の仕事ができなくなった。新しい人を育てようと思ったが、なかなか難しい現状である。行政が企画して実施してくれたらいいのについていうふうなことと、あと、また本気で結婚したい方が減ってきたように感じるなどいろいろなお話しをさせていただきました。

そこで、質問です。

④、婚活サポーターの養成講座など具体的に計画し、動くべきではないでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

婚活サポーター養成講座は県が主催する講座がありまして、毎年1回開催しております。県の事業でありますので、香美市が具体的な計画はできませんが、講座の開催についてホームページへ掲載するなど、市民への広報活動に努めております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 香美市として独自に計画をする、企画をするっていうふうなことは、今のところ考えてないというふうなことでしょうか、確認で。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） 今年から本格的に取り組み出したばかりですので、まずは県の養成講座のほうに市民の方に参加してもらうように広報、周知をしていきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） ホームページですが、私も開いてちょっと見たんですけども、香美市のほうとしては特に何もなくて自分がよう見つけなかったのかもしれませんが、さっきおっしゃってた県の事業のほうも、こういったパンフレット等でこのことだと思いますが（資料を示しながら説明）、この内容自体も結婚をするまでではなくて、もう先へ進んだような企画内容もあったりというふうなことで、まず出会いのほうで、こちらは香南市の事業なんですけれども（資料を示しながら説明）、こういった婚活セミナーとここに書いてある「あなたの出会いを応援します」といったことから始まったまず初歩的なことなんですけれども、こういった企画等もまたぜひ独自に研究をし、また計画を立てていただけたらいいかなというふうに思います。

それでは、⑤の質問です。

結婚祝い金や出産祝い金などの導入はいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

結婚祝い金や出産祝い金の導入は現在は考えておりません。ただし、高知県地域少子化対策重点推進補助金の結婚新生活支援事業を活用いたしまして、低所得者の結婚に伴う新生活に係る住居費、物件の敷金とか礼金、物件の購入費、また引っ越し費用の一部を補助する香美市結婚新生活支援事業費補助金というのを、今回の議会に補正予算で計上しております。これにより婚姻に伴う新生活に係る経済的な支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 言い方は違いますが、祝い金のほうにというふうな形にとれるかなとは思ったりしますが、やはり祝い金というふうなことで、以前、香北町のほうでは実施をされていたとお聞きしております。この祝い金が出るということで結婚をする方がふえるとか、そういったことがないとお考えだとは思いますが、この若い世代の方々の口コミはとてもインパクトがございまして、何々町はこういうものがあるよというふうなことで、結構、若い人同士そういう話をされるというふうなことを聞きます。その中に、何かこの町は大事にしてくれるというふうに感じるというふうなことを言います。出産祝い金などをいただくと、仕事ができないときにそういったのをいただくとすごくうれしいと。「うちの町にはこんな祝い金があるよ」というふうなことで、町のイメージがすごくよくなると思うのにねというふうな話を若い人がしてくれました。

そういったことも含めまして、ぜひまた低所得者に対する引っ越し等の支援等もすごく大事ですが、また別にそういった夢のあるような、楽しみが持てるような、イメージがアップできるような、そういった企画もぜひ今後検討していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） また今後検討していきたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） ⑥の質問です。

若い世代だけではなく年齢層の高い独身の方や、再婚を考えている方から出会いの場がないと聞きます。そのような方々の出会いの場があればよいと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

高知県少子化対策課が運営するインターネットサイト「高知で恋しよ！！応援サイト」では、婚活イベントや1対1の出会いをサポートするマッチングシステム、また、婚活サポーターの紹介など、出会いのきっかけを提供する情報をたくさん掲載しております。婚活イベントでは40歳から50歳代を対象したものもありますし、マッチングシステムは、20歳以上の独身者であればどなたでも登録できますので、このサイトをご活用いただければと思います。また、市としても県と連携して、このような情報の発信に取り組んでいきたいと考えております。

市としては、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランの基本目標でもありますように、少子化対策として、まずは若い世代の結婚、妊娠、出産の希望をかなえていきたいと考えており、そこに重点を置いたイベントなどを計画していきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） ホームページ等がなかなか開けない高い年齢層の方もいらっしゃると思いますので、市の広報とかそういったところでも、また検討していただけたらと思います。

それでは、⑦の質問をさせていただきます。

今後の婚活推進事業についての計画をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

11月19日、土曜日にえびす街協同組合が主催で、「出会いのハコ庭づくりinふらっと中町」の婚活イベントを開催する予定です。募集人員は男女各12名で、箱庭づくりやランチ、グループ対抗のゲームなどで交流を深める内容となっております。香美

市はイベントの調整や地域づくり支援員がカップルサポーターとして参加するなど、ふらっと中町と協力してイベント実施に向け取り組んでいきたいと考えております。

また12月23日祝日には、龍河洞クリスマスキャンドルナイトというイベントの中で、香美市主催の出会いイベントを開催する予定です。募集人員は男女10名で、キャンドルづくりや龍河洞への入洞などで交流を深めることを企画しております。

婚活推進事業は、今年度から本格的に始まったばかりですが、今後も県やこうち出会いサポートセンター、香美市観光協会、香美市商工会、JA土佐香美農業協同組合、NPO法人いなかみ、香美市青年団などと連携しながら、婚活に関する最新情報を市民に提供していくとともに、市主催の出会いイベントの開催や市内で行われるイベントの協力に取り組んでいきたいと考えております。また、出会いイベントだけではなく、婚活や結婚に関する講座の開催も検討しております。

また、10月28日、29日は香美バルもございます。

それと済みませんが、先ほどちょっと手前の①のところで、今まで香美市のほうでは主催がなかったんですが、この香美バルというのは、観光協会のほうが主催で平成26年、平成27年で今年も平成28年ということで、約200人の出会いの場を提供するようになっております。

香美市としましても、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランの基本目標でもあります「子どもを産み育てやすい環境をつくり、若い世代の結婚・妊娠・出産の希望をかなえる」ためにも他団体と連携した交流事業や出会いの場づくりを積極的に実施していきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） さまざまな企画等計画があり、またいろんな団体さんに全て頼ってるという部分がすごく見えてきます。一緒に計画を立てて今後されていくとは思いますが、やはり地域の方はそういったところになかなか出ていきにくいというふうな方もいらっしゃるので、今年からですが地域づくり支援員の雇用というふうなことで、地域で独身者がいる方に対する声かけ等を順次していただくことで、こんなイベントがあるっていうふうなことで、そちらのほうへ出かけてみたらどうでしょうかみたいな声かけをしてくれるというふうに思いますが、そういったことが本当に一番大事なことでないかなと思います。年齢の高いの子どもさん等を持っていらっしゃる方なんかは、本当もう先のことも不安だというふうなことも聞いたりしますので、ただホームページとかでお知らせするだけではなくて、やはりこういった方のお力をおかりするというふうなことは、すごく大切だなと思います。それで、数字はいいんですけども、年齢的に二十から50歳までの独身の男性と女性が何人ぐらい香美市にいるかというふうなことは、把握はされておりますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） ちよつと独身の男女の数字はちよつと把握はしておりません。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 把握はされてないというふうなことであります。また、わかりましたら教えていただけたら。

先ほどから、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランの話が出てまいります。この中の短期・中長期の行程表の中で、K P I ですが「出会いの場づくり年間2回」とあります。これは出会いの場づくりが年間2回ってというのは、達成目標等が記入されてもいいのではないかなというふうに思いますが、これからというふうなことはすごくよくわかるんですけども、情熱を持ってやっていただけたらと思いますが、この件についていかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

平成31年度K P I（成果目標）で出会いの場づくり年間2回となっておりますが、今年香美市主催では年間1回ということにはなっておりますが、今後また来年度に向けて頑張っていきたいと思っております。

また成果目標につきましても、今年につきまして、ほつと平山とかについては2組等にはなっておりますが、2組、3組、また目標をちよつと定めながら、頑張っていきたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） ぜひふやすように頑張ってください、来年の数値目標に向けていただきたいと思っております。

未婚率の上昇というのは、やはり少子化に大きくつながっていくと思っております。行政が積極的に婚活支援事業を企画してくださいますと、参加者も信頼感がありまた安心感が生まれると思っております。近隣の市などとまた連携をされて、この婚活支援事業を大変でしょうが頑張ってください、数値目標をすごく上げていただけるような取り組みを期待をいたしております。

最後に、本来ならば結婚については当事者同士の意思の問題だとは思いますが、現在はさまざまな視点から見ても、少子化対策と晩婚の方の増加ということにより、支援をしていく必要が大変多くなっていくと思っております。さらなる企画力で平成31年に向けて成果が報告できますように期待をいたしまして、また独身の男性・女性が、やっぱりこの香美市でよかつたって思えるようなまちづくりにしていただけるように、やはりそういったことで婚活事業に力を入れていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会します。

次の本会議は9月14日午前9時から開会します。

（午後 4時27分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 8 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 8 年 9 月 1 4 日 水曜日

平成28年第3回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成28年9月7日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月14日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	甲 藤 邦 廣	1 2 番	山 崎 晃 子
2 番	小 松 孝	1 3 番	山 崎 龍太郎
3 番	利 根 健 二	1 4 番	大 岸 眞 弓
4 番	山 崎 眞 幹	1 5 番	織 田 秀 幸
5 番	森 田 雄 介	1 6 番	比与森 光 俊
6 番	濱 田 百合子	1 7 番	依 光 美代子
7 番	村 田 珠 美	1 8 番	山 本 芳 男
8 番	小 松 紀 夫	1 9 番	島 岡 信 彦
9 番	爲 近 初 男	2 0 番	石 川 彰 宏
1 1 番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課収納担当参事	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福祉事務所長	西 本 恭 久
企画財政課長	山 中 俊 明	産業振興課長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由香理	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	岡 本 博 章	支 所 長	野 島 恵 一
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	舟 谷 益 夫
税務収納課長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	小 松 美 公	生涯学習振興課	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里

議会事務局書記 一圓 まどか

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成28年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成28年9月14日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 16番 比与森 光 俊
- ② 4番 山崎 眞 幹
- ③ 15番 織田 秀 幸
- ④ 19番 島岡 信 彦
- ⑤ 14番 大岸 眞 弓

会議録署名議員

1番、甲藤邦君、3番、利根健二君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○副議長（島岡信彦君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。20番、石川彰宏君は、通院のため遅刻という連絡がありました。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。通告に従い一般質問を行います。

初めに、図書館に関してで、読書通帳、書籍消毒機、雑誌スポンサー制度の3点について質問します。

過日の議員協議会では、新図書館に向けての説明を受けたところですが、その際、教育長は、文化を生み出す図書館、市民の声を反映させた図書館を目指すとの新図書館への熱い思いを語られました。ハード面、ソフト面ともに市民の期待に応えられる図書館になることを強く望み、質問させていただきます。

まず初めに①、昨年度と本年度4月から8月までの図書館来館者数、そして、本を借りた方の延べ人数、貸出図書の延べ冊数をお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） お手元にお配りしてある資料をごらんいただきたいと思います。ちょっと字が小さくて申しわけございません。

平成27年度の来館者数は3万9,062人、貸出延べ人数につきましては2万4,032人、貸出冊数につきましては7万1,226冊と、平成28年度、当年度ですが、4月から8月におきましては来館者数が1万6,661人、貸出延べ人数にしましては1万6,016人、貸出冊数につきましては3万1,373冊というふうになっております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 今さっと見て4月から8月、去年と比べて、ふえてるんですかね。まあ横ばいぐらいか。

次の質問に移ります。

今、全国の図書館で読書通帳の導入が着実に進んでいます。読書通帳のメリットとして、読書の履歴を見る形にし、もっと読みたいとの意欲を促進します。通帳に読んだ本が記帳されていくことが喜びにもなっているようです。利用登録者が増加し、図書館利用が活性化します。通帳は自治体ごとにオリジナルデザインにすることができ、通帳を

持つこと自体が人気のようです。県内では宿毛市や越知町で導入しているようですが、状況を聞きますと着実に貸出図書が増加しているとのことでした。

読書通帳機を導入している図書館の声を紹介しますと、大阪府八尾市では昨年8月に新規オープンした図書館において、市民の皆様にご読書をもっと楽しんでいただく読書通帳機を設置しました。貸し出しを行った後に読書通帳機をご利用していただくと、貸し出された本の題名、著者名などが読書通帳に記帳されます。借りた本が目に見えて記録されていくので子どもたちの読書意欲が増し、読書応援グッズとして活用していただけるとともに、履歴をたどることができる読書記録としてお使いいただいておりますと述べられています。

読書通帳機は高額であるため、宿毛市や越知町では職員の手づくり通帳を利用しているようですが、通帳そのものも人気のようです。

以上を述べまして、②として、読書通帳に対する認識をお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 読書通帳には3つの手法があります。

まず、銀行、ATMのように、専用機器に通帳を入れまして借りた本が印字される方法と、2つ目は、お薬手帳のように印刷されたシールを通帳に張りつける方法、3つ目としましては、議員さん先ほど言われました、利用者自身で通帳に書き込む方法の3通りがあります。

専用機を導入した図書館では、児童図書の貸出数が2倍にふえたというところがあると聞いております。読書活動の推進に効果は高いものと認識はしております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 効果が非常に高いという認識であることですので、次の質問に移ります。

③です。早期の読書通帳機の導入を望むところですが、遅くとも新図書館オープンに合わせて読書通帳機の設置を強く要望し、その見解をお伺いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 早期の導入に対する見解ですが、図書通帳は香美市の図書館に合った試みであると同時に、現在、他図書館においても普及傾向にあるため、実施に向けて検討をしております。

ただ、その専用機器は非常に高額であるということもありまして、まず、実施方法につきましては、県内で先進事例がありますので、図書通帳に利用者が書き込みする方法で導入を調査研究して、よりよい図書通帳の作成に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

機械は500万円か600万円か要るような話を聞きました。高額ですので、宿毛市でも越知町でも聞きますと、十分職員の手づくりで好評やという話を聞いてますし、課長述べられましたように、非常にその子どもの読書意欲を高揚させていくと貸出冊数も順調にふえているということですので、ぜひ検討していただきたいと思います。

2つ目の質問です。書籍消毒機について質問します。

書籍消毒機は本の下から風を当て、ページ間に挟まったほこり、髪の毛、ふけなどを除去し、本を開いた状態で紫外線を照射することによりページの中を殺菌、そして、消臭抗菌剤を循環させ、タバコやペットのにおいを除去するすばらしい機械であります。図書の利用が多くなればなるほど、その必要性が増していきます。図書館を利用される市民に対し、常に衛生的に問題のない本を手にとりいただくことは大切なことであり、責務ではないかと思うところです。

以上を述べまして、①、書籍消毒機に対しどのような認識をお持ちか、お尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 書籍消毒機は30秒から1分ほどの短時間で除菌やほこりの除去、消臭を行う衛生機械で、一度に4冊の本の除菌・消臭などを行うものから、コンパクトな卓上サイズまであります。また簡単な操作で手軽に利用でき、衛生面を気にされる小さいお子さんのお母さんの利用が多いと聞いております。

しかしながら、県内では2館の図書館において利用者が自由に使えるように設置しておりますが、使用者は少ないとの現状のようでございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 2館というのは南国市も入ってますかね。

（生涯学習振興課長、久保和昭君、自席にてうなずく）

○16番（比与森光俊君） 次の質問に移ります。

本に付着した汚れや雑菌、においが気になるといった利用者からの声を受け、各地の図書館で書籍消毒機を設置する動きが広がっています。公共の図書館では、将来的にその設置が早いか遅いかの違いではないかと感じているところでございます。書籍消毒機を設置している図書館の小さな子どもさんを持つ利用者からは、安心して本を読ませられると大好評のようです。

今春から導入しました東京新宿区の戸山図書館の館長は、「衛生面が気になるお客様のために導入しました。子どもから高齢者まで、幅広い層の皆様にご利用いただき、安心、きれい、早いと大変好評です。安全・安心を提供するだけでなく、本を大切に扱う上でも重要なサービスと認識しています」と述べられています。

高知県では先ほど課長、2館でというお話ですが、南国市でも昨年設置されました。

以上を述べまして、②、香美市立図書館への書籍消毒機の1日も早い導入、設置を望みますが、見解をお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） お答えします。

図書館の本は多数の利用者が手にしますので、本の汚れやにおいなど気にする利用者はいますが、図書館業務の中に本をなるべくよい状態で保管するという業務があることから、1冊1冊職員がチェックをしております。

また、年に1回の図書館の本を全て確認する所蔵点検も実施していますので、機械の導入につきましては、今後、当図書館での必要性を総合的に判断しまして、導入を検討したいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 毎年職員の方のチェックがあるということですが、それはにおい、それから除菌、殺菌等も含めて完全に行われているのでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 人の手で実施するもんで、機械で実施するほどできてはないというふうに考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 検討をされるということも言われましたので、ぜひ新図書館完成時に向けて導入を検討していただきたいと思いますが、その件について再度お尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 新図書館に向けてというご質問ですが、当面、現在の図書館は雨漏りもしておる古びた図書館でございますので、現在のところはこのままで、新図書館に向けて全体的に、総合的に検討させていただきますということでございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 図書館の3つ目、雑誌スポンサー制度について質問します。

この件につきましては、本年3月の定例会の一般質問におきまして同僚議員から質問がありましたので、制度の内容は周知されていると思います。

雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、図書資料の充実を図るための雑誌スポンサー制度です。

3月定例会の答弁で久保生涯学習振興課長は、「図書館にとって図書費の増加につながりますが、一方ではスポンサーの確保の問題、掲載効果が薄いためとりやめるなど課題もあることから、慎重に調査・研究していかなければならないと考えます」と答弁されました。私自身、この制度を導入すべきとの立場から、①の質問です。

本年3月の定例会以降、何らかの調査・研究は実施されたのでしょうか、その内容をお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 5月の27日に行われました図書館協議会におきまして協議をしました。専門の方もおいでになりますので協議をしております。

その内容につきましては、1つ目としまして、雑誌スポンサー制度を導入している図書館がふえている。しかし、運営を上手に行っているところもあるが、いかないところもありますと、スポンサーがつかなかったことによる図書購入の中止事例もあるということです。

2つ目といたしましては、図書利用者が多くなければ広告効果が得られないので、当館において該当するののかということでございます。

3点目といたしまして、雑誌に広告を入れるだけでなく、貸出票のレシートや館内掲示の広告スペースなどいろいろなスポンサー制度があるので、検討余地があるなどと、余り積極的な意見が少ない協議内容となっております。

なお、現在も引き続きまして、調査・研究中でございます。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 調査・研究中ということですので、②の質問に移ります。

3月の答弁にもありましたけど、雑誌スポンサー制度には、先ほど課長述べられましたように雑誌の年間購読代金を負担していただく方法とか、一定期間の広告掲載料をお支払いしていただくという方法がありますが、主に多く実施されているのが雑誌の年間購読代金を負担していただく、私もその方法がいいのではないかと思います。例えば現在ある雑誌、例えば10冊あれば、それにスポンサーをつけるということだけで十分ではないかというふうに思うところです。

それで、宿毛市の実施要項を取り寄せて見ましたけど、特に取り立ててめんどいところというか難しいところはありませぬので、ぜひ導入に向けて検討をされたらと言うふうに思いますけど、見解をお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 都市部の図書館であれば、スポンサー確保や掲示・掲載効果が薄いなどといった問題は起こらないと思いますが、当図書館におきましては、相当ハードルが高いと考えております。

なお、年度内には調査・研究の結果及び結論を出す予定としております。よろしくお願いたします。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 年度内に、調査・研究を続けるということですが、そのスポンサー制度のやり方と思うんです。

それこそ、きのう夜、商工会の役員会がございました。8人理事が集まって商業部で集まっただけですが、声をかければそのうちの4件はスポンサーになってくれると思うがです。

商工会を通じて、現在ある雑誌に対して年間の負担をお願いする、そして、カバーにそのスポンサーとしてやっていただければ、持ち出しがなく、お金がただ入る、その購入費が入ってくるというやり方でいけば、そんなにめんどろないしハードルも高くないと思いますけど、どの辺がハードル高いか再度お聞きいたします。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 現在、市のほうでも実施しておりますスポンサー制度はバナー広告であったり、それから、公的な封筒の印刷でございますから、そのことも含めまして、余りなかなかそういったことも見まして、なかなか当市ではハードルが高いんじゃないだろうかという観点から、ご答弁をさせていただきました。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） スポンサー確保についてのハードルというふうに受け取ったわけですが、その効果というのはこちらが定めることではなく、スポンサーのほうに効果は定めることで、こちらからその一方的にハードルを上げる必要はないというふうに思いますので、検討をよろしく願いして次の質問に移ります。

2項目め、地震被災対策について質問します。

去る8月16日から18日、8人の同僚議員とともに熊本地震の被災状況を直接肌で感じ自分の目で確認するため、現地視察に行っていました。

甚大な被害を受けました益城町では、役場の南を通ります県道の両側のそのほとんどの家屋が全壊または半壊の状況でした。4カ月が経過した今も、手のつけられない状況でございました。

また、阿蘇大橋が山崩れで崩壊しました南阿蘇村では、村役場で議会議長と議会事務局長から、当時の状況とその後の対応をお聞きしたところでございます。南阿蘇村では、本当に親切に受け入れをしていただき、改めて感謝をするところでございます。阿蘇大橋崩壊現場にも案内していただきましたが、その道中には山と積まれた瓦れき置き場もございました。

また提出していただいた資料から、南阿蘇村での被害は家屋2,300軒以上で、うち全壊と半壊は600軒以上と、村の全世帯の半数以上が被害に遭っております。役場の各課の熊本地震復旧・復興の現況と課題も資料として提出していただいたところでご

ございます。

道路・河川等の被害復旧や仮設住宅供給にかかわる建設課、災害瓦れき処分や家屋解体にかかわる環境対策課、被災者の健康支援対策にかかわる健康推進課、避難所にかかわる住民福祉課、被災農家支援の農政課、義援金を担当する会計課、罹災証明書発行や税の減免にかかわる総務課と税務課、これら全てについて本市担当課の対策に関しお聞きしたいところですが、自分が実際見て聞いて感じた、特に香美市の状況の部分について質問をさせていただきます。

過日、罹災証明書の件が新聞にもありましたけど、やらされているのかというそういう意識ではなく、本当にやろうという意識が大切ではないかというふうに感じたところでございます。

1つ目の質問です。香美市地域防災計画、平成27年3月改定の中から2点質問します。

①、第14節、廃棄物等の処理体制の整備では、「多量に発生する災害廃棄物、特にがれきの発生量を推定し、収集運搬体制の整備、処理・処分計画、処分先の確保等の体制を整理する。」そして、「大規模災害時に対応するための「災害廃棄物処理計画」を作成し、災害時に備える。」と記載されています。

そして、災害廃棄物の仮置き場の選定では、「災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、仮設置場の候補地をあらかじめ選定する。」と記載されています。

①の質問です。災害廃棄物処理計画は作成されているのでしょうか。そして、災害廃棄物の仮置き場の候補地は選定されているのか、お尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 比与森光俊議員のご質問にお答えいたします。

初めに、災害廃棄物処理計画について、現状を報告させていただきます。

高知県が作成しました市町村災害廃棄物処理計画のひな形に基づき、香美市災害廃棄物処理計画の策定に向け、南国市、香南市、香美市の3市と香南清掃組合で組織する環境行政連絡協議会において、昨年度から協議を重ねております。また、高知県環境対策課においても、必要に応じて会議の出席をお願いし、助言等をいただきながら進めております。

次に、仮置き場の候補地についてですが、防災対策課が進めております香美市応急期機能配置計画の中で、避難所、仮設住宅用地などとともに検討を進めております。

したがって、平成29年3月末に策定される香美市応急期機能配置計画の中で仮置き場の候補地が決まりまして、その候補地が平成30年3月末に策定する香美市災害廃棄物処理計画の仮置き場になります。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 計画をされてるということで、平成30年の3月までは

地震が起こらないという前提のもとで計画されているというふうに受け取って、次の質問に移ります。

②です。第25節、住宅の応急対策、応急仮設住宅の建設では、「公有地の中から諸条件を考慮し、応急仮設住宅の建設地候補地を事前に選定しておき、その中から建設地を選定する。」と記載されています。

南阿蘇村では8つの団地に約400戸の仮設住宅が、そして、西原村では300戸の仮設住宅が建設されています。

西原村では、昨年度、平成27年度に運動公園を建設するため、広い敷地を役場の近くの北西の位置に購入したところであり、本年度その運動公園建設に取り組む矢先の地震だったようです。購入していた用地が全て仮設住宅になっています。

一方、南阿蘇村には村が所有する広い敷地がなく、用地の確保に大変苦労されたとの話でございました。村が所有する用地は全体の2割程度で、あとは震災後に用地交渉を行い、そのため仮設住宅は8つの団地に分散し建設されています。

②の質問です。仮設住宅建設候補地の選定は現在どのような状況にあるのか、現状をお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 比与森議員のご質問にお答えします。

応急仮設住宅建設予定地の選定につきましては、現在、香美市応急期機能配置計画の中で、利用可能な公有地の調査・整理を行っております。今後は、公有地等から建設に適した土地について関係各課と協議・検討を行い、災害時に迅速な対応ができる整備計画書の策定に向けて取り組んでいる状況でございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 25節、着工及び供与の期間の中で、「災害の発生の日から20日以内に着工する。」とあります。

7月末に熊本益城町の職員と視察の受け入れを申請していただきたく電話でお話をした際、7月の末でしたので、8月からは四国から建設関係者、恐らく大工さんと思いますが、に入っただけとの話もされておりました。大変な状況であることを察知し、こちらから視察の受け入れを辞退するほどの、後で益城町を訪れてそういうことを感じたところです。

大工さんの不足なども考えられますので、用地の選定については1日も早い取り組み、また、それほど多くの候補地があるわけではないと思いますので、1日も早い候補地の選定が必要ではないかと思いますが、見解をお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

候補地につきましては、議員のおっしゃるとおり1日も早い候補地を選定したいと考

えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 地域防災計画に関しての質問を終わり、2つ目の質問です。

南阿蘇村での説明では、被災され車中泊をされている方や、1次避難所で生活をされている住民の方々に対し、その生活状況に応じ仮設住宅が完成するまでの期間、旅館やホテルなどの宿泊施設の空き部屋を2次避難所として提供されたようです。プライバシーも守られ、大変好評だったとお聞きしました。

香美市には賃貸住宅もたくさんあるわけですが、空き部屋があることは推測されます。賃貸住宅のオーナー、またホテル・旅館等、非常用の2次避難所として利用するなどの話を進めながら、2次避難所の設置も検討してはと思いますが、見解をお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

2次避難所とは、被災者の方が仮設住宅完成までの間に指定避難所等から移動して生活環境が整うまで、一時的に滞在する宿泊施設や公営住宅等のことを指しているものと認識しております。

報道や熊本県の発表によりますと、地震発生後、車中で避難生活を送られた被災者の方々の中には、エコノミークラス症候群を発症し、体調を崩された方や亡くなられた方もおられます。こうしたことから、被災者の方々が仮設住宅に移る前段階として、心身や体調を整えるために、2次避難所を活用することは大変重要であると考えております。

そこで、計画の策定につきましては、他の市町村の事例や先進事例を参考にしながら、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 初めにも質問の中で言いましたが、旅館やホテル、また、数多い賃貸住宅の空き部屋等を利用されるための話などは進めていくのも大切ではないかと思えますけど、見解をお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

被災者の方が避難生活を過ごすためには、議員ご指摘のとおり、市内の旅館やホテル等を活用することは大変有意義であると考えます。

現在、県内の市町村で旅館やホテルと協定を締結し、大規模災害時に備えている自治体もございますので、そうした事例を参考にしながら、協定の締結に向けて検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 3つ目の質問です。

熊本地震でも東北の震災同様、トイレの確保が大変だったというお話を聞きました。

私自身日ごろ単純に疑問に思っていることですが、次のような話を耳にしたことがあります。下水道本管が破損などのため機能しない状態になったとき、高層マンションでは上の階でトイレなど下水を流していると、1階・2階では上からの下水が噴き出してしまうとの話を聞いたことがございます。

災害が起こった際、香美市にそれほどの被害がなくトイレの使用が可能な場合に、高知市高須の浄化センターが被害に遭い機能が麻痺し稼働しなくなった場合や、南国市で下水本管が破損した場合、どのような状況が想定されるのでしょうか、そしてその対応をお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震及び津波によって施設等が被災した場合、汚水の流下機能が喪失することにより、トイレの使用が困難な状況が生じるとともに、水道や地下水に浸入し滞留することで、伝染病等のリスクが拡大し環境衛生上の危機を招き、高齢者を初め地域の皆さんの日々の生活に深刻な影響を及ぼすと考えております。

高知県では、減災対策として平成25年3月に浦戸湾東部流域下水道業務継続計画（下水道BCP）を策定し、大規模地震や津波により下水道施設が被災した場合に、人・もの・ライフライン等が不足する状況下で、速やかに下水道の機能を維持・回復することとしています。

また、巨大地震発生時の所期体制の迅速化、県内の相互支援と下水道の有すべき機能の確保を目的として、平成25年7月に高知県内の下水道施設を管理する市町村、高知県、下水道事業団、下水道管路管理業協会は、災害が発生した場合の相互支援に関する協定を締結しております。

ハード面につきましては、高須浄化センター耐震化工事は平成25年度より、浸水対策工事は平成26年度から実施をしており、平成30年度に全ての工事が完了することです。

次に香美市においてですが、平成23年10月に、県外民間業者と被災時における上下水道資機材の調達に関する協定を締結しております。また、平成27年3月に、香美市下水道事業継続計画（下水道BCP）と、下水道総合地震対策計画を策定し、ホームページに掲載をしております。

現在、下水道総合地震対策計画に基づき、平成27年度より特殊環境下水道美良布処理区及び公共下水道山田分区の管路について、耐震診断を実施中です。その結果に基づきまして、耐震化工事を平成31年度から実施する予定です。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 先ほど質問しましたように、そういった対策はよくわかります。香美市では下水が使用できる状態であっても、南国市でとか高須で稼働ができなくなった場合、香美市では普通の状態じゃないと思います。そのときどういう状況が想定されるか、再度お願いします。

○副議長（島岡信彦君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。県が管理する区間について、まず説明をさせていただきます。

県管理区間は香美市、南国市との境界から、高須の浄化センターにおいて管路延長が1万1,440メートルあります。この分については高知県が管理することになっております。したがって、香美市の管内の管路については、市が管理をするということになります。

それで、先ほどご説明いたしました下水道総合地震対策計画に基づきまして、主要管路の整備を進めていくように考えております。これは病院、避難所、学校等を想定した幹線をまず主体に整備をしていくと、復旧していくというふうに考えております。この計画に基づきまして、順次対応していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 単純に香美市で使えるのか使えないかだけお聞きします。

○副議長（島岡信彦君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 最悪を想定した場合は、県外からのし尿処理にお願いをするということになると思います。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 済みません。高知市では、その話は別にして、4つの小学校で下水の工事をしたときに旧の浄化槽を残して、避難対策用に使えるような状態で、浄化槽を残して準備しています。

もし香美市内の小学校または中学校でも、そういう浄化槽を取り壊していればもう仕方ないですけど、もし避難対策用にそういうものが使用可能であれば、復旧できるような状態で残しておくのも大切ではないかと思いますが、その件についてお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 比与森議員のおっしゃられたとおり、使える合併浄化槽等につきましては、極力それを活用するということは自分も考えております。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 4つ目の質問です。

南阿蘇村で説明を受けた際、次のような話をされました。

他の自治体ではありますが、被災された住民からの行政に対する苦情とその対応に悩み、自殺された職員がいたとのことでありました。説明されました議会事務局長の「行政が地震を起こしたのではないんですがね」との言葉がいまだに耳に残っています。大災害の場合、市民も行政職員も被害の大きさには違いがあっても、皆が被災者ではないかと思うところです。そうした状況の中で自殺者が出ることは、実に痛ましい事件だと言わざるを得ません。

この件をどのように受けとめるのか、見解をお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

過日の報道で、被災地の市職員が自殺されたということを知りました。原因につきましては言及されておきませんが、議員のおっしゃるように、住民の方々からの苦情やその対応に悩み自殺されたということであれば、同じ行政職員として大変痛ましい事件であります。

この事件を通じて、被災直後の住民の方々に安心感を与えるような対応ができるよう、職員の災害対応能力を向上させることは大変重要であると考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 職員の災害対応能力の向上を目指して取り組みを進めるということですが、市民の方々にも自助・共助・公助の意識を高めるなどの教育いうたからおかしい、講習とかいうのも大切ではないかと思うところです。

どのようなときにも行政に対し苦情を言って、懲らしめることで満足するというか、そういうことで優越感に浸る方は、震災でなくてもそういう方はおられると思います。

自主防災組織などにおいても、メンタル面の教育とか講習とかの取り組みを考える必要があると思いますが、見解をお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） まず、職員の対応としましては、これまで図上訓練や救急救命講習などの実践的な訓練を実施しており、今月末にも各避難所運営ゲーム研修を行う予定です。そうした訓練、研修を継続して実施するとともに、有意義な研修があれば職員が積極的に参加することで、災害対応能力を磨いていくことが重要であると考えております。

続きまして、自主防災組織でのHUG訓練等につきましては、自主防災組織連絡協議会の会長であります織田会長と相談しながら、進めてまいりたいと考えております。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 避難所運営ゲームをされているということですが、これは今懐かしいですけど、ちょうど東北の震災が起きた2011年ですか、このときの年の

9月か12月、その後の一般質問で、当時のまちづくり推進課長の今田副市長に、ぜひ取り入れて勉強すべきではないかという質問をしたことがございます。今こうして活用されているということですので、また自主防災組織でも、ぜひ取り入れてやっていただきたいと思います。

市長は、今定例会の初日の挨拶の中で、災害は忘れたころにやってくる。また、台風を前提としての話でしたが、備えを怠ってはなりませんと述べられました。熊本での自殺事件は教訓として、万全の対策を追求しなければならないと考えるところでございます。

最後に、この件について、市長の見解をお尋ねしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 比与森議員の地震被災対策に対してのお尋ねに対して、お答えをしたいと思います。

本当に職員の自殺という、あってはならない大変悲しい事件でありますけれども、地震によらず災害が起こりますと、長期化する場合にはどうしても心身ともにきつくなっていく、厳しくなっていくということは、これは職員もまた被災された方も全く同じだというふうに思います。そうした中で先が見えない状況、改善がされない状況の中で、むき出しの感情をぶつけてくるということはあることで、これまでの調査の中でも行政職員の経験として、被災地では3分の1の職員が被災の方から、あるいは住民の方から、大変厳しい言葉を投げつけられたというふうな報告もあっておるところでございます。

こうした中で今回のような事件が起こらないような、事案が起こらないような取り組みをしっかりとやっていかなければならないわけですが、行政の職員として考えた場合に、やっぱり職員同士の連帯あるいは励まし、理解というものがなければならぬんじゃないかなと、行政の一体感というものがつくられることが非常に大事なことで、それが機能することが大事なことでというふうに思っております。

そして2つ目には、今、防災課長のほうからも説明がありましたけれども、日ごろにおいて想定の中ではあっても、実践的な取り組みを緊張感を持ってやる、しっかりと判断をやって、対策本部だけじゃなくて行政全体がかかわっていくような、そういう想定の中での取り組みをやっていくことが必要だと思います。

そしてさらには、これも6月の議会の冒頭に挨拶で申し上げましたけれども、やはり現地にやっぱり学ぶということが大事だというふうに思います。そして、被災の支援、応援にも職員派遣を今後は積極的に行って、そういう中で、実際の中で、どのように動くべき、どのような課題があるのかということをやはり体感をして、これを香美市の対策の中に持ち込んでいくということが大事だというふうに思っています。そして、何よりも日ごろの業務の中において住民との関係を築いておく、築いていくというその行政姿勢、そういう姿勢の中で職員が動くということ、これが何よりも大事だというふうに

思います。しっかりと住民本位の行政をやっていくということを通すということ、ぜひ香美市の行政の中ではやってまいりたいと思います。

ただ、実際の中ではどうなるのかということでもありますけれども、さきの台風でも本部を立ち上げる必要があるのではないかと想定されると、防災対策課のほうは既に準備をする、あるいはそれを情報収集に当たっております。土曜、日曜と出勤をしてきて、徹夜で待機をして待っているというような状況があります。その指揮に当たる防災対策課長に対して、余り無理をすると、本当の本番で大変なことになると言いますが、やはり責任を感じる職員としては、どうしても無理をするということになっていきます。

災害が実際に起こると、そういう配慮というものも、声をかけるということも私たちがなかなかできないだろうと思います。そういう中でつぶれていく職員が起こってしまうと大変なことでありますので、非常の際の労務をどうするのかという研究も今後行っていきたい。どういうふうに休息をとらしていくのかということも、これはペーパーだけでなしに具体として、我々の内部でしっかりと構築をしてまいりたいと思います。

どうもありがとうございます。

- 副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。
- 16番（比与森光俊君） 以上で質問を終わります。
- 副議長（島岡信彦君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、4番、山崎眞幹君。

- 4番（山崎眞幹君） 4番、市民クラブの山崎眞幹でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従って順次お尋ねをしたいと思います。

まず最初に、やなせたかし記念館のあるまちづくりについてです。

補正予算にピースフルセレネに関連した予算が計上されまして、また、9月8日には高知新聞紙上にも「やなせさん作品 前面に 香美市の「セレネ」改装」という記事が掲載されるなど、やなせたかし記念館のあるまちづくりに向けた取り組みがいよいよ始まったと思われますので、以下順次お尋ねをしたいと思います。

まず、1番目の高知県観光活性化ファンドに関連し以下問うてございますけれども、この間いろいろ説明も受けておりましたけれども、なかなか自分の頭の中でうまく整理できずにいたんですが、その後の新聞報道等である程度少し整理できたかなと思いますので、それについてちょっと私の整理を少しお話をさせていただきますので、それで違つかどうか、どこかつけ足すところがあるかどうかを指摘していただけたらなというふうに思います。

まず、そもそもが高知県が産業振興計画の中で、観光の活性化ということでずっと長年取り組んでおりました。その中で、あすの日本を支える観光ビジョンという国が出したもののなかで、その観光ファンドの活性化というものが、1つの大きな例として取り上げられておりまして、そんなこともあって、県が平成27年10月26日に四国銀行、

そしてREVICですよね、それと一緒に、高知県観光活性化ファンドというものを設立をしました。それは物部川流域をパイロット地域として取り組みましようということで設立をして、物部川流域がパイロット地域として定められたということだと思います。その流域の状況を把握したり、その計画を一定立てるための協議会として、物部川DMO協議会というのが平成28年の6月30日に設立をされまして、関係者を集めてさまざまな協議をし、その中でピースフルセレネの件についても取り上げられ、そして9月の12日、ほんの最近ですけれども、新聞報道でありましたように観光ファンドであり、ファンドの100%出資の株式会社ものべみらいが設立をされて、そして協議内容で諮られたことについてそれをものべみらいが実行していく。そして、そのまあ第1号というか、ふるさと公社の株式をものべみらいがほぼ買い取るのでしょうか。そして、ふるさと公社を民営化して、従来からふるさと公社が管理していた施設も含めて、新しくピースフルセレネもふるさと公社に運営をさせるというふうな流れじゃないかなと、一定なんとなくまとまったんですけれどもそれでどうなのか、ちょっとお尋ねをまずしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えいたします。

おおむねそれで、はい。若干補足を加えさせていただきますと、昨年10月8日、四国銀行と地域経済活性化支援機構、いわゆるREVICによりまして、高知県全域の観光活性化を目的とした高知県観光活性化ファンドが、高知県が連携のもと設立をされております。以下「ファンド」と呼びますけれども。このファンドではまず、先ほどご質問にありましたように、パイロット地域といたしまして、物部川流域の観光活性化を面的に推進することを目的としまして、観光施設を有する団体、公共交通機関、学校法人、3市の観光協会、これに3市自治体が加わりまして、これにファンドの構成員であります地域活性化支援機構、四国銀行を加え、物部川DMO協議会が6月30日に設立をされております。これには協力会員といたしまして、公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団が加わっていただきまして、また、連携団体といたしまして、高知県が加わっておるところでございます。

DMO協議会につきましては、これはあくまで公益事業の協議機関でございます。また、このDMO協議会の実行機関といたしまして、9月12日、株式会社ものべみらいが設立をされたことは、新聞報道でご存じのとおりでございます。この株式会社ものべみらいから提案をされる公益事業を審議をする、いわゆる諮問機関としてDMO協議会が位置づけされているものというふうに解釈をしていただければ、理解がしやすいものと考えておるところでございます。

次に、この株式会社ものべみらいにつきましては、公益事業にとどまらず、収益事業も当然展開していく企業でございます。今回、予定をさせていただいております香北ふるさと公社の株式買い受けによる民営化、これによりまして現在のこの香北ふるさと公社

は、株式会社ものべみらいの傘下企業となると、いわゆる傘の下のほうの傘下でございます。また、現在、香北ふるさと公社が受託をされております指定管理業務、これにつきましても、この収益事業であるということで、そのまま引き継いでいかれるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ほぼ間違いなかったかなということだと思います。じゃあ、②に移ります。

高知県の活性化ファンドは、ご存じのように7年間の期間限定ということでして、一方で先ほど課長のほうからも説明ありました面的な、流域の公益についての一定の、そういう協議機関というか決定機関というか、DMO協議会、株式会社ものべみらいの機能的な役割というものは、ファンドの終了後も必要ではないかなというふうに思うんですが、このファンドが7年後、あと6年ぐらいですけど、終了した後のこの協議会、株式会社ものべみらいってというのはどんなふうになるのかなというふうなところについて、少しお尋ねをしてみたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

ファンド終了後、いわゆる6年後になりますけれども、物部川DMO協議会につきましては、その存続を含め、終了が近づいてきたときに協議がされるものと考えておるところでございます。

また、株式会社ものべみらいにつきましては、株式譲渡によりまして、新しい会社へ移行するということが予定をされております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ③です。ということはもうお答えいただいたみたいなものという気がいたしますけれども、質問をしておりますのでお答えをいただきたいと思うんですが。

ファンド終了後は、香北ふるさと公社が株式会社ものべみらいから受けた支援等についてはどのような扱いとなるか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

今回、予定されております株式譲渡によりまして、株式会社香北ふるさと公社は株式会社ものべみらいが出資する新しい会社の傘下になると先ほどお話ししましたが、ファンド終了後はこれを含めて、全てが将来この株式を買い受けをされる新たな会社へ移行するというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。

それでは、大きな2番です。議員協議会の中で一定説明を受けました高知県観光活性化ファンドのアンパンマンコンテンツですね、関連コンテンツを活用したピースフルセレネリニューアルにかかわる考え方に関連して、少しお尋ねをしたいと思います。

「地域活性化支援機構の高知県観光活性化ファンド、広域連携DMO「株式会社ものべみらい」への投資決定について、～日本初の取り組み！地域経営資源の統合を目指す「事業持株会社型DMO」モデルの構築～」という、この8月18日付のその地域経済活性化支援機構のニュースリリースでは、先ほど課長のほうからも説明ありましたとおり、この「物部川地域」をパイロット地域に設定し、関係各所と協議の上、観光を軸とした当地経済活性化の基本戦略を策定しました。その後、当基本戦略を受けて、本年6月30日に「物部川DMO協議会」の発足に至りました。」とこのように書かれています。

基本戦略のもとに協議会が発足し、事務局も担う株式会社ができたとという時系列で考えますと、今回この議員協議会では、観光活性化ファンドからの考え方として示されたものですけれども、一定、物部川DMO協議会においても協議がなされているという認識でいいかどうかをお尋ねをしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

この今回の香北ふるさと公社の株式の買い受けや、今後検討されている指定管理業務の受託につきましては、株式会社ものべみらいの収益事業でございます。DMO協議会は、先ほどのご質問で答弁させていただきましたように協議対象は公益事業であると位置づけでされておりまして、DMO協議会によるこの香北ふるさと公社の株式買い受けや、その後の受託業務等につきましては、協議は行われておりません。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。協議は行われていないということですね。

それでは、次の質問に移ります、②ですけれども。

やなせたかし記念館のあるまちづくりに関連しましては、第2次振興基本計画の骨格案にも書き込まれております、まちづくり委員会からの提言でありますとか、それは観光の振興に関連してですけれども、例えば、アンパンマンをもっと積極的に活用した観光メニューを開発するであるとか、土佐山田駅の愛称に「アンパンマン駅」を使用し、観光客の誘致増につなげるでありますとか、アンパンマンを生かしたまちづくりを推進する。また、ジャムおじさんのパン工場を開設し、パンづくりなどの体験ツアーに結びつけると、このような提言でありますとか、私自身も再三にわたり、実現するかしないかは別といたしまして、さまざまな提案等をさせていただいた経緯がありますけれども、これらの取り扱いについては、これが公益になるのか、収益ではない、公益になる、先

ほどの課長の答弁からいうと余り関係ないのかなという気も若干するわけですが、その点について質問をさせていただいておりますので、一旦お答えをいただきたいと思っております。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

この第2次振興計画の提言書等から、香北地区におきましては、その中でアンパンマンをもっと積極的に活用した観光メニューの開発であるとか、ジャムおじさんのパン工場を開設し、パンづくりなどの体験ツアーに結びつけるという提言が行われておるところでございますが、今回ファンドから出されました提案につきましては、この振興計画に関する提言書にも沿っておると、うちは考えておるところでございます。

アンパンマンミュージアムを中心としたエリアにおきまして、今までなし得てこなかったもの、いわゆる著作権であるとか、そういうことでハードルが高い、ハードルが高いって言って20年放ってきた、そういうふうなところを今回具体化をする形で、提言をいただいております。提言というか提案をいただいております。そういう認識で、今回ファンドからの提案を受け入れるという形を進めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） この内容自体は、ものべみらいの収益事業にかかわるものをやっておるけれども、その精神的な面については、しっかりと振興計画、これは骨格案に書き込まれているだけで、これがそのとおりになるかどうかは別として、この精神は生かされているということでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） この地域経済活性化支援機構におきましては、いわゆるその地域活性化のためにさまざまな問題、そこの部分を当然香美市のほうも協議に加わらせていただきまして、いろんなことを提案させていただく。この中には、当然この香美市振興計画に関する提言書も含まれており、それらを統括的に含めたものとして、REVICのほうからは、先日、議員協議会で提案、お示しをさせていただきました提案書、あれが提示をされたというふうにご覧いただければいいかと思っております。

十分に市のほうの意向もくんでいただいておりますというふうにご理解をいただければと思っております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 実は私自身もいろいろ提案させていただいてるんですけど、それはそれで別として、考えたほうがいいのかもわからないですね。また再度、機会があれば、そういうことも提案させていただきたいなという思いもあるんですけども、それ

は今回はさておきまして。

ということは、③になりますけれども、じゃあ、先ほどの課長の答弁でいうと、もうその振興計画については、十分踏まえているということだと思いますと、今ちょうど私たちも資料いただきまして、ちょうど第2次の振興計画について、今、議員協議会が持たれているわけですが、このアンパンマンミュージアムの周辺はもう振興計画の中で「さと」の交流拠点の1つとして位置づけられておりまして、その基本構想骨格案では、「さと」の交流拠点、香北支所、物部支所周辺について、「地域の交流、防災拠点となる香北・物部支所を中心に、周辺の施設を含めた中山間地域の生活と交流を支えるエリアとして充実を図ります。」とこう書かれまして、「香北支所及びアンパンマンミュージアム周辺は、ピースフルセレネ、健康センターセレネ、詩とメルヘン絵本館や大川上美良布神社、香北の自然公園、美良布商店街等を活かし、コミュニティ活動、文化、観光の交流拠点として充実を図ります。」とこのように書かれているわけですが、これはこの精神も当然生かされているというふうに理解していいということですよ。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） さまざまなそういうふうな地域の問題であるとか希望であるとか、そういうことも踏まえまして、最適なソリューションを提案をさせていただいてると考えております。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。④に移りたいと思います。それはそれで、やはりそのような姿勢であってほしいとずっと思い続けるわけで。

④ですが、物部川流域の観光マーケティングや観光まちづくりの戦略立案について、全体的な、面的な公益的なもの、先ほど課長の答弁でしたけども、それは物部川DMO協議会の役割とするとしても、本市の資源でありますとか施設については、本市での協議を先行させる、それは私の言ってる意味ではその振興計画であるとか、本市そのもののものですよ、そのことが重要だと考えます。

このことから、本市の観光全般について協議する委員会を立ち上げて、少なくともそういう支援をしていただける観光活性化ファンドの終了までの観光振興計画とまちづくり委員会とを巻き込んで早急に作成するなど、これを機会にみんなで築くまちづくりの一例として積極的な推進を望みますけれども、見解をお尋ねしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 委員会の設立ということでございますけれども、3月議会で議員提案によりまして産業振興条例が決まりまして、これの委員会ということの設置ということで、この中には観光振興も当然含めた委員会が定められておるところでございます。

せっかくまとめていただいたものでございますので、新たな委員会の設置は考えておりません。全てこの産業振興推進委員会の中で、さまざまな協議を進めていきたいと考

えておるところでございます。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） その新たな委員会の設置はなくても、その中で協議をするテーマであるという認識でおられるということは、そういう認識でいいですか。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 観光も含めた産業振興全般を協議していただくための委員会というふうにご理解いただければと思います。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。ではそのようにできたらいいかなというふうに思いますので、議員の皆さんもよろしくお願いします。

それでは次、2番目ですけれど。

○副議長（島岡信彦君） 30分まで休憩します。

（午前10時17分 休憩）

（午前10時29分 再開）

○副議長（島岡信彦君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 4番、山崎でございます。

そしたら、続きまして、次にふるさと納税をめぐりまして、幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず、①でございます。平成28年度も折り返し点となりまして、これまでの納税件数が1,661件、そして、納税総額が2,204万円であるとの報告がありましたけれども、これらの返礼品ですよね、返礼品の上位の5番目までをお伺いをしたいと思えます。

○副議長（島岡信彦君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えいたします。

返礼品1位は土佐和牛（黒毛）切り落としすき焼き用1キログラム、2位も同じく土佐和牛（黒毛）切り落としすき焼き用で500グラム、3位も土佐和牛（黒毛）モモ・バラすき焼き用600グラム、4位は万能包丁黒打舟行、5位も土佐和牛（黒毛）ローズすき焼き用の800グラムとなっております、上位5位の中に4品目が土佐和牛の黒毛すき焼き用となっております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 牛ばっかり。ちょっと済みません。事前に私がちょっとチェックしてなかったんでちょっと教えていただきたいんですけども、それぞれのこの返礼品が、幾らのふるさと納税でいただけるのかをちょっと教えてください。

○副議長（島岡信彦君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

まず、1位の土佐和牛（黒毛）切り落としすき焼き用1キログラムは1万円の寄附コースです。2位の土佐和牛（黒毛）切り落としすき焼き用500グラムは5,000円の寄附コース、3位の土佐和牛（黒毛）モモ・バラすき焼き用600グラムは1万円の寄附コース、4位の万能包丁黒打舟行は5,000円の寄附コース、5位の土佐和牛（黒毛）ロースすき焼き用800グラムは2万円の寄附コースとなっております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。

香美市の場合は、これ何かその返礼品の原価率という言い方はちょっと違うかもしれませんが、そういうのって何か決めてましたっけ。

○副議長（島岡信彦君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） 返礼品は寄附の40%から60%ということになっております。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 40%から60%ということで、これを見ると、多分和牛なんかの場合は限りなく60%に近いような気がするがですけど、それ個別には別に調べてない、その事業者さんにお任せしてるということですかね。

○副議長（島岡信彦君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） そのとおりでございます。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。それでは、②に移ります。

8月13日付の高知新聞の紙上に、県のふるさと納税ランキングというのが掲載をされておまして、その記事の中で、返礼品の開発に本腰を入れた四万十町と須崎市の例が紹介されておりました。

諸般の報告の中でも、この返礼品の充実はさせてというふうなこともあったと思えますけれども、返礼品の開発について、現状をお尋ねします。

○副議長（島岡信彦君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

現在、香美市は返礼品出店業者が少ないということから、出店業者の新規開拓に力を入れております。

まず、人気深夜番組で放送されました香美市のショウガ商店によるショウガ関連商品や蕪生米、また、ユズ関連商品、スイーツ類、また、地元産野菜の詰め合わせセットなどを取り扱っている香美市内の幾つかの事業所に、ふるさと納税業務を委託しております大阪の営業の方と一緒に、ふるさと納税の返礼品について説明に回りました。

その結果、6業者に返礼品納入業者として前向きに検討していただくことになりまして、3業者が既に新規に登録をしてくれております。あとの3業者につきましては、10月中旬までには登録をしてくれるということになっております。今後は、焼き菓子などのスイーツ類や地元産野菜の詰め合わせセット、また、ユズ関連商品などが返礼品になる予定になっております。

また、今年4月からは既に2事業者が登録をしておりますので、10月中旬には、今年の新規登録事業者が8事業者となる予定になっております。

- 副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。
- 4番（山崎眞幹君） 返礼品が少ないというお話があるわけですがけれども、ちなみに今幾つぐらいあるがですかね。
- 副議長（島岡信彦君） 定住推進課長、中山繁美君。
- 定住推進課長（中山繁美君） 現在は10事業者で48品目あります。
- 副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。
- 4番（山崎眞幹君） 48品目の中で、これ先ほど和牛の話がありましたけど、これグラム数とか部位によって、これ1つに数えてるんですかね。
- 副議長（島岡信彦君） 定住推進課長、中山繁美君。
- 定住推進課長（中山繁美君） それぞれ1つに数えております。
- 副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。
- 4番（山崎眞幹君） ということは、かなりやっぱり少ないということですよ、実は。

お隣の香南市も、あんまり額自体は少ないんですけど、これたまたま香南市に行ったときに、これふるさと返礼品のこんなカタログがあったりするわけですよ（資料を示しながら説明）。これ結構量がたくさん、この中でどれが人気なのかはわかりません。和牛はなかったような気がしますけど。

だから、その部分がやっぱり一番大事だと思うんで、努力もされているようなんで、なお一生懸命やっていただいたらと思います。

それでは、次の質問に移ります。

③の質問ですけれども、同じく高知新聞紙上なんですけど、9月2日付の高知新聞紙上に、「ふるさと納税を地域づくりにどう生かすかを考える「ふるさと納税中国・四国サミット」が29、30日、安芸郡奈半利町の町民会館で開かれる。」という記事が載っていました。

これは本市と、本市はふるさとチョイスじゃない、さとふるで、これふるさとチョイスが主催するサミットということなんですけど、参加をして先進の事例等を見聞きすれば、それなりの気づき等があつて、なかなかいいんじゃないかなというふうに思うんですけども。その後ちょっと自分でも調べてみると、何か驚くような結果がありまして、高知県内に34の自治体があるんですけど、その中で、さとふるを使ってるのは香美市だけ

なんですね。ほかは全部ふるさとチョイスでやっています。

で、大川村さんがふるさとチョイスもさとふるも、多分やってない唯一の自治体であって、だから、もしこれ参加しても、周りには何かみんなふるさとチョイスの人たちばかりで、さとふるから1人こう来ましたみたいな感じで、ちょっとどうかなと思うんですけれども、それは別にして、何かそういう事例も少し勉強というか、学ぶことも1つではないかなというふうに思います。

質問もしておりますので、ちょっとお答えを聞かせてください。

○副議長（島岡信彦君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

29、30日のふるさと納税中国・四国サミット、新聞にも出ておりまして、すぐに職員とも対応いたしまして、香美市からは担当職員2名が参加するようになっております。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） すばらしいです。ぜひ勉強してください。

僕調べたら、いや、そのポータルがどうのこうのという話じゃないですけれども、ふるさとチョイスさんは本当にいろいろこう手をすけてまして、先ほど紹介しましたように、高知県ではそれを使ってないのが香美市と大川村、そして、逆にそのさとふるじゃない、さとふるですか、わからんのがですけど、それを使ってる。今、香美市の委託してますポータルですね、さとふるを使ってる四国の自治体は、香美市と阿波市と高松市と今治市です、この4つしかない。これは何やろう、それがどうのこうのじゃないです。ないですけど、まあふるさとチョイスってすごいなというふうに思いました。ぜひ勉強して、香美市の自主財源をふやすようにやっていただければ、ありがたいなと思います。

それと、きょうの新聞ごらんになった方もいると思いますが、決算が出まして、奈半利町では自主財源が54%になったと、「ふるさと納税で押し上げ、自主財源54%」というこんな記事も出てました。

やはりその自主財源ね、地方交付税にカウントされない自主財源は、何とかそれに向けて、獲得に向けて頑張るということは、今の時代1つの大きな各自治体のテーマだと思いますので、頑張っていただければなということで④の質問に移ります。

話続きますけれども、納税額のアップと今後の地域産業の活性化や地域団体等の育成など、いろいろ展望すれば現在の委託条件、全てお任せして手数料12%。で、自分自身が質問、6月やったと思いますけどさせていただいたとき、奈半利町にちょっとお聞きしました。そのとき奈半利町は、役場の職員さんが中心となっていていろんな業務をこなして、手数料8%というふうなお話でした。

そして、ご存じのように奈半利町では、地場の産業の育成につながったり、それから、こないだちょっと別の記事では、宮崎県の焼酎の出荷量が全国1位になった、その大き

な要因は都城市の霧島ですね、霧島がふるさと納税でその焼酎を徹底的に売り込んで。そんなことがあって1位になってるというふうなこともあります。

いろんなところへ委託するのも結構だと思いますけれども、ひとつ市としてこれを、この産業をガンとこう、例えば酒で言ったら、地元の2つの蔵元の酒をもう徹底的にやるぞというふうな形で、多分都城市はそんなこともあってやってると思うんですけども、そういう姿勢も一端必要じゃないかなというふうに思ったりします。

ですから、現在の委託条件ですね、これも見直しも含めて、これで委託は1年ごとの更新というふうに読めますので、そういうことももしかしたら自主財源確保、地元の産業育成、そして、団体育成の視点から、まあ考えてみてはどうかなというふうに思いますのでお尋ねをします。

○副議長（島岡信彦君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

現在、委託している業者からは、返礼品の人気情報や新規開拓用に香美市内の業者をピックアップしたリストの情報提供などがあります。また先ほども述べましたが、委託先の営業担当が大阪から来まして、香美市担当職員と一緒に香美市内の事業所へ説明回りをして、納入業者の新規開拓、また委託先から直接、各事業所へ営業の電話をかけてくれるなど、積極的に営業活動を展開しております。

また、委託している業者は、ふるさと納税を推進し、地域活性化を促進するための総合サイトでありまして、全国展開をしているため知名度も高く、全国の魅力的な返礼品をたくさんインターネット上にアップしており、納税者の選択肢は広がるかと思っております。香美市の返礼品紹介をトップページに掲載してくれることもありまして、宣伝効果はかなりあると思われまます。

また、昨年12月からの委託で期間も短いため、今後の事業実績等を見ていきたいと考えておりまして、現在のところは委託事業者を変更する予定はありません。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 今、課長の言われたような支援は、ふるさとチョイスも全部やってます、実は。

で、そのさとふるさんが一生懸命なのは、さっきも少し紹介しましたが、四国4県で4つの自治体しかあそこにアップしてないんです。だから先ほど言われたことを否定するわけではありませんけれども、そういう意味で、さとふるさん一生懸命になってるのかなということもあります。

じゃあ逆に考えると、さとふるさんの働きかけによって、その香美市のものが、香美市のそのプレゼンスが上がるという可能性もありますので、今すぐにどうのこうのということではないですけども、ぜひ29、30日、勉強していただいて、市民の方の住民福祉というか幸せにつなげていただければなというふうに思いますので、ぜひ頑張ってください。

それでは、ふるさと納税に関する質問はこれで終了したいと思います。

次に、最後ですけれども、諸般の報告の中で、第1回の移住体験ツアーに関する報告がございましたので、これに関連して、少しお尋ねをしたいと思います。

移住・定住に関するこの課題は、全国どの自治体でも大都市を除けば本当にその対応の仕方、勝ち負けちゅうことではないと思いますけれども決まるというふうに思いますので、お尋ねをするものでございます。

まず①、子育て世帯6組の家族構成と子どもの年齢をお尋ねしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） 山崎眞幹議員の質問にお答えいたします。

本ツアーには母子での参加が多く、6組中5組が母親と子ども1名から2名で、残り1組は両親と子ども1名でした。

なお、子どもの年齢は4歳、5歳、6歳、7歳、8歳、10歳、16歳で、保育園児から高校生までの参加となっております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） それでは②です。

積極的にこの紹介をしましたというふうに言われております本市の子育て環境、そして支援体制の内容について、どのようなことを紹介されたのかを一旦お尋ねをしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

まず、大栃小学校、大宮小学校をそれぞれ訪問し、校長先生による学校の施設と取り組みの紹介、及び児童の保護者と意見交換などを実施しました。また、美良布保育園を訪問し、園長先生による園の施設と取り組みの紹介や、森林研修センター情報交流館を訪問し、自然体験ができる場所であることを紹介いたしました。そこでは、ピザ体験なども実施しております。

そのほか、香美市のことについて質問などがありまして、口頭や資料配付で対応しております。

次に、支援体制につきましては、香美市の定住促進に対する事業でありますNPO法人いなかみとの連携や移住相談、空き家バンクの紹介、移住支援情報の提供、お試し移住体験住宅、移住者との交流などを説明いたしました。

今後、ツアー参加者には本市の移住促進に関する情報を継続して提供しまして、住まいや仕事、学校情報など、移住希望者の意向に沿った支援を引き続き行っていきたいと考えております。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。

③に移ります。そして、移住検討の意向を示した4組ってということがございましたけれども、これ4組の方、どこへ移住したいというふうなことがもしあったら、どういう希望だったのかをお尋ねしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

皆さんにアンケートをとりまして、アンケート結果では移住先として具体的な町名は出てきてないのでわかりませんが、訪問先に対しての感想記述の中には、大宮小学校がとてもきれい、すてきな学校なので通わせたい。学校と保育園が広くてきれい。自然に恵まれている。人が温かく、スーパーなどでの買い物、野菜を主にですが、それも楽しかったなどという意見がありまして、またツアー中の会話でも、大宮小学校に対する評価は高かったように思われます。

なお、香北町のほうがおおむね好評だったように感じられました。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 大柝小と大宮小という割と自然が豊かなところを主に回られておりますので、それはある意味当然のアンケート結果かなというふうにも読めます。

わかりました。ちょっとまあこれ1回目ですけど、まあいいですよ、通告してないんでやめます。はい。

それでは、次、最後④の質問に移ります。

まさに、今その課長のほうから答弁があったことですがけれども、子どもたち、4、5、6、7、8、10、16歳という子どもが一緒に来てて、そして、小学校、保育園を見てなかなかよかったよということで、それはまあ当然だと思います。

④です。子育て環境や支援体制の中でも、その幼保と小学校の連携というのはこれは実に大切なことで、これはもう何年も前から課題となっていて、いろんな問題のある子どもがもしある場合にはそういう情報はちゃんと、例えば小学校に上がる時はそこへ伝えましょうとか、小学校から中学校へ伝えましょうとかそういうことは、教育振興基本計画の中でも随分議論される場合も多くありました。

ところが、ちょっと私自身がお聞きをした、もうちょっと本当に現実そういう、何だろう、絵に描いたもんじゃなくって、現場でこういうちょっと困ったことがあって何とかしてほしいというお話があったんで、それについての質問ですがけれども、本市の場合は幼保は選択制ですよ、どこへでもある意味行けると。ところが小学校は学区制ですので、学区外の幼保に通う子どもを持つ移住者が、進学の際に児童クラブの申し込みをしたら、締め切りに間に合わなくって、その年は預けることができなくて非常に困ったと。口ではいろんな支援体制を一生懸命やりますとか、いいところですよ、皆さん来てくださいというように募集をして、いざ来て、そういう、ある意味一番、その方にとってはということですがけれども大切なところがちゃんとできないということは、どうい

うことなんでしょうかっていうことです。

どういうことかという、例えばここ大宮小と大栃小ということですが、大宮小に1年生になったら通う子どもが、例えばなかよし保育園に行ってる、例えばあけぼの保育園に行ってるときに、大宮小の児童クラブに関する連絡というものが、大宮小へ行ったらこういうことがありますよということが知らされてないんじゃないかと、うまく言えてるのかな。というようなことがあって、非常に困ったということでございます。

学区外の幼保に通う子どもを持つ保護者に、進学予定のそれぞれの小学校に附随する児童クラブの情報は、どのように伝えられているのかということ、まず一旦お聞きをしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

各児童クラブでは、学区内の幼稚園・保育園には文書等による案内をしておりますが、ご質問にありましたとおり、学区外には案内ができていなかったということもございまして、今後は学区外の幼保に対しても案内等をするように、児童クラブに要請したところでございます。

なお、募集期間が過ぎた後でも2次募集などを行い、最大限の児童を受けようにはしております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） じゃあ、この件はもう対応していただいたということで、いいですね。

2次募集でも行けなかったと、そこに入れなかったということだったんで、まあ非常に、そういうことでは香美市看板倒れですよ。そういう対応を担当の方にお尋ねしたときに、今、課長の言われたようなお話ではなくって、それは児童クラブ、先ほど言われたように民間というかそれぞれがやっていると、それから、ある意味その個人情報みたいなものがあるのかもしれないけれども、学区外のことについてというふうな、手を挙げかけてるので、はい。さっきの質問について。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 補足といいますか、そういった幼稚園・保育園への案内もするというのも1つありますけれども、そういった移住された方、あるいは移住を希望される方への子育て環境に対する情報提供というのは、大事だと考えております。

移住定住交流センターへの情報提供とか、いなかみでの情報発信などについても、有効な手段になろうかと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君）　　こういうお話があって本当によかったと逆に思うんですよね。細かいことをこうやっぱり充実させていくことによって、全体的なその好感度が上がっていくんで。その方が言われてたのは、やっぱり、移住・定住、移住してくる方のほとんどは実は口コミで来る方が多くて、そういう方に、実は香美市こんなにひどいところやったっていうのはやっぱり、というのはどうかな、すごく印象悪いよねという話もありました。

そういうふう現場から上がってくる声に対して、迅速にさまざまな対応をさせていただいて、ますます香美市の好感度がアップすることを願ひまして、全ての質問を終了したいと思います。

○副議長（島岡信彦君）　　山崎眞幹君の質問が終わりました。

次に、15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君）　　15番、公明党の織田でございます。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式にてお伺いをさせていただきます。

今回は防災対策、そして、通学における自転車の保険、そういった2点について、お伺いをさせていただきます。

毎年9月の定例会には、私は防災のことについて、取り上げをずっとさせていただきますました。

阪神・淡路大震災からもう21年余りになりました。また、東日本大震災、この大きな津波の報道、そういったものは我々の脳裏にも現在も焼きついておるような状況でございます。その東日本大震災も5年が過ぎたわけでございます。

また昨今、熊本地震、これはもう5カ月がちょうど過ぎたところでございます、本市も以前はなかなか自主防災組織率、県下でも低いほうでありました。先ほど話しましたように、津波の影響がない本市でもありました。

そういったことで今回の熊本地震等を鑑みれば、耐震化の普及、そういったものもかなり市民から要望等あるような、そういう話も伺っておりますが。こうした災害に対し、報道等でも連日のように防災・災害の対策マニュアル、そういったものが日々されているような状況でございます、今回、同僚議員からも話がありましたように、熊本2泊3日で視察させていただきました。本当に報道等で見ると、それも1つの勉強の糧になるわけでございますが、実際、現地をやはり訪れて私も被災状況、そういったものをしっかりと目に焼きつかせたわけでございますが、その地域住民のやはり振る舞いとか、そういった表情等も何とか伺い知ることができたらと、そういう思いで被災地のほうも行かせていただきました。本当に大変勉強になったいうんか、そういう思いがしております。

それでは、質問のほうに移らせていただきますが、9月4日、県下一斉の訓練が行われたわけでございます。

翌日の報道では、ちょうど台風12号が接近しておりまして、訓練を予定しておりま

した22の市町村が中止となった。そして、8市町が行った。そういった報道等がありました。

我が防災会、町内会でも、この当日、避難所、避難訓練と県の出前講座、そういったものを取り上げてやる、そういう計画しておりましたが、ちょうど9時ごろには我が地域でも雨はかなり強く降っておりましたので、今回、避難訓練は中止といたしまして、防災学習会、そういったものにすぐに切りかえて勉強させていただきました。

二十五、六名の参加、ちょっとかなり少なかったわけなんですけど、中にはもう雨ガッパを着て四、五名の方が来ていた状況等もありました。ぬれて、勉強会等でまた風邪でもひかれたらいけない、そういった思いで中止にしたわけですが、この8の市町村が行った中で、香南市では県の消防防災ヘリ、津波避難タワーのその屋上から、救助者役の航空隊員をつり上げる訓練があったりとか、また、災害救助犬3匹が家屋の倒壊などで行方不明者を、これはにおいて捜す様子も披露された、このように紙面にありました。

本市の状況について、お聞きをします。

①として、さっきも述べましたように、雨天の中、本市においては72の自主防災組織2,477名が参加をして訓練に取り組みました。そういった報告がありましたので、取り組んだ内容、そういったものをまず最初にお聞きいたします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 織田議員のご質問にお答えします。

9月4日の県内一斉避難訓練では、雨の中多くの自主防災組織の方々が参加され、各地で実践的な訓練が行われました。

取り組み内容につきましては、炊き出し訓練や資機材点検を初めとして、倒壊家屋からの救出訓練や飲料水確保訓練、放水訓練など多岐にわたっており、各自主防災組織において、災害発生時に必要な技能を体得されたものと考えます。

香美市といたしましては、今後も引き続き各自主防災組織が実践的な訓練に取り組めるよう補助制度を継続するとともに、先進的な事例の紹介といった情報提供を行うなどして、サポート体制をより充実させてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 想定しておった内容であったかと思えます。

ポイントとして実践的な訓練の継続、大変大事な点ではないかと思えます。そしてまた、先進的な事例、そういったものも紹介もしていきますよと、そして、今後はまたサポート体制の充実、そういったものをしっかりと図っていくとの答弁でございましたので、もう次、聞くことはありませんので次の質問に移ります。

冒頭にも述べましたが8月16日、行政視察で熊本県の南阿蘇村、西原村、益城町の被災地現場に赴いたわけでございます。本当に無数の家屋の倒壊、また山腹の地滑りや崩壊など、目に焼きついたような状況でございました。

この熊本地震では死者50名、これは我々が行く三、四日ぐらい前に、ちょうど車とともに行方がわからなかったそういう人が発見されたということで、死者49名、行方不明1名であったわけなんです、死者が50名ということで、また関連死、そういった方が20名、負傷者が1,666名、家屋の全壊7,900棟、半壊が2万3,663棟であると。

この地震を教訓として地震対策、その根本は耐震性のやはり確保、そういったものが重要ではないか、改めてこの数字を見て示されておるんではないかと思えます。

②の質問でございます。

防災・減災に向けた取り組みとして、自助・共助があるわけですが、行政も住宅の耐震化の今、全力で力点を置き取り組んでいただいております。

そうした中、さらなるその加速化、そういったものを図るため、助成の積み増し、そういったものも必要ではないか。本来、被害軽減策として公助の果たす役割、そういったものは、当初私も何か災害があったときに、なかなか公の機関は、なかなか救出とか初動態勢、そういったものが厳しい。だから、自助・共助で地域でみんなが支え合う、守り合う、そういったことを常々訓練の中にも取り入れておるわけなんです。この被害軽減策、そういったものにやはり公助、これはつながっていくんではないかと思えますが、このことについての見解をお伺いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

住宅の耐震化につきましては、住民の皆様が地震の揺れから身を守り、命をつないでいくためには第一に取り組んでいただきたい対策であり、津波被害のない香美市としましては、地震対策の根幹として、家具転倒防止対策とともに強力で推進していく施策であると考えております。

しかしながら、市内における工事費用の平均は約150万円と高額になっており、現在の補助限度額92万5,000円をもってしても、自己負担が大きく、なかなか耐震化に踏み切れない住民の方々が多くおられることは重々承知しております。

そうした状況から、議員ご指摘のとおり、補助金の上乗せは耐震化のさらなる加速化を図る対応策と考えますので、今後、他市町村の動向や耐震関係者、住民の方のご意見を伺いながら、補助金の上乗せについては、慎重に検討を行いたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 補助金の上乗せ、それについて慎重に検討をしていただける、そういう答弁でございます。

答弁の中に工事費用、そういったものが150万円ほどでございますよと、仮に全額補助のようになれば、耐震化によってこの個人の家屋、財産価値、そういったものにもつながってきますので、応分の負担、そういったものは私は必要と思うところでありま

す。

耐震補強により瞬時の家屋の倒壊は免れるのであり、津波の影響のほとんどない本市にとり、防災・減災への本市にとって一丁目一番地、そういったものが耐震化の実施ではないかなど、そのように思うところでございます。

どうかそういうところで慎重に検討していく、そういう答弁でございますので、その点またしっかりと検討をしていただきたいと、そんなにも思っております。

それでは③、これは同僚議員とも重なるいうんかダブったような質問になりましたが、南阿蘇村では、議会事務局長と議会議長から被災状況や住民対応など詳しい説明をいただきました。本当に大変な状況の中で、この南阿蘇村のこういった対応は本当に感謝いうんか、そういう思いで、また被災状況の話も聞かせていただきました。そういった話の中で、あれと私自身思ったのは、やはり4月、新採職員が泣きながら住民の苦情、そういったものに対応していたということでございます。

本市は数々の災害対応にするマニュアル、そういったものはあるのかないのか、また、学習とか訓練、そういったものはどうされているのか、その点をちょっとお伺いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

先ほど比与森議員に答弁しました内容と重複した内容がありますことをご了承願います。

香美市では、災害発生時に職員がとるべき行動について示した、災害時職員初動マニュアルを策定し、全職員に冊子を配付して周知を図っているところです。

また、研修等につきましては、今月末にHUG（避難所運営ゲーム）を保育園・消防関係を除く全職員を対象に避難所に配置された場合、どのような判断・行動をとるべきかなどの実践的な研修を行います。

さらに、6月の課長会で市長から指示を受け、国内で大きな災害が発生した場合、災害現場や避難所でどのような行動をとればよいのか「現場を見て、聞いて、行動して」体得するべく、各部局の若手職員を中心に、被災地への応援に向かう職員のリストを作成しましたので、有事の際には被災地での体験を通じて、災害時の対応能力を磨いてもらう考えでございます。

今後はこうした研修や被災地への派遣等を通じ、職員の災害時の対応能力を高めるよう、継続して取り組む考えであります。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） しっかりと若手職員を中心にした応援体制、リストの作成、有事の際には被災地での体験を通じたスキル、そういったものも図っていくとの答弁でございます。

自然災害、そういったものの宿命として、これは私は6月の議会にも取り上げたわけなんですけど、我々議員もそうでありますが被災者、そういった住民に対してどこまで寄り添えることができるのか、そういったことも大きなポイントになってくるわけですが。自然災害の宿命、そういった言い方をすれば100%納得していただける、そういったものは不可能なわけでございます。さまざまな状況下で、いろんな現場現場で異なってくるわけございまして、限られた市の職員、そういったことも含め、また、先ほどの話の中でありました職員自体、職員も被害者でもあるわけでございます。

そういったことから、やはりしっかりと訓練、そういったものを若手職員に対してはまたお願いしたい、そのように思っております。

そしてまた、被災地へ派遣、そういったことも考えられるわけですが、せんだってのあの報道で、岩手県の豪雨災害の視察に訪れた際に、職員に負われて水たまりを渡った内閣府の政務官、おんぶ視察ということでマスコミ等からも揶揄された、そういう記事が載っておりました。

9月4日に我が自主防災会で開いた出前講座の担当講師の方が言うておりましたが、県下の医療チームが被災地に入りました。そして、仕事を終えたいうんかそのときに、担当の人に風呂に入りたい。そしたら、はい。わかりました。もうすぐに帰ってくださいと。高知県下の医療チームで、その後どうしたとか何人とか、そういうことは聞いてないわけなんですけど。

まあ衣食住、全てこちらで構えるいうんですかね、やはり被災地に入る場合は、市長も答弁で言うておりましたが緊張感、そういったものをしっかり持っていかんかったら、まあ当然ボランティアで行くわけなんですけど、相手方にこうしてください、ああしてください、そういうようなことはもう禁句である。そればあの思い、緊張感で臨む、そういったものが大事なのではないかと思います。

どうかそういうことでしっかりとまた職員のそういう訓練、そういったもんにも当たっていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

自転車、これは運転免許証がなくても誰でも公道を走れる便利な乗り物でございます。担当課長も自転車に乗ったりとか、また山登りをされたりとか、なかなかアウトドアいうんですかそんなのが好きではないかと、そんなように思っておりますが。

道路交通法では、原則として車道の左側を通行する軽車両であります。反射板の装着を含め安全装具を備えるとともに、交通ルールを遵守することが義務づけられております。また、自転車利用者は交通事故の被害者となるばかりでなく、交通ルールを無視した結果、加害者ともなるわけであります。

これは過日、中学生の保護者から自転車事故に関する相談を受けた経緯から質問をさせていただきます。

これは皆さんもご存じのように、今、自転車事故による賠償金額、そういったものが

数々ネット検索でもわかるわけなんです、一例を挙げたら、11歳の小学生が夕方の帰り道で散歩していた62歳の女性と正面衝突しました。転倒した女性は地面に頭を強打し、頭蓋骨骨折などのけがを負って、5年以上経過した現在も意識不明の寝たっきりの状態でありますということで、これは現在のちょっと状況はわからんわけですが、損害賠償金9,521万円という判決が出ております。

そして、もう一例挙げれば、夕方にもかかわらず、これは中学生の例です。ライトを点灯せずに走行中の14歳の男子中学生が、電柱を避けようとして、車道に出てきた75歳の女性と正面衝突、被害者の女性は転倒した際、頭部外傷を負って後遺症が残りましたという事例があります。この賠償金額が3,100万円となっております。

さまざま、たくさんの6,000万円とか5,000万円、そういったこのパターンが記載されております。

①として、この本市中学校3校の登下校について、過去3年間の事故件数等はどうか、まず、この1点目、お伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 織田議員のご質問にお答えいたします。

過去3年間で、学校が把握している事故件数は9件となっております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 大柘中でも自転車通学がおると、そのように聞いております。この内訳をちょっと教えてください、9件の事故の。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 内訳については、手元に数字を持っておりません。申しわけございません。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 3校で過去3年の事故件数、これを少ないと見るか、どういうふうに判断をされるかと思えます。

これは学校のほうにも何いうんか、報告をしないケース等もあるんじゃないかと思えます。

次の②に移らせていただきます。

中学生の多くは登下校時に自転車を利用しているわけですが、各学校で自転車通学者には基本的な交通ルール、反射板とかベルとかブレーキを含め、自転車の安全装具の点検指導に取り組んでいるとそのように思われますが、いつどのような形で取り組んでいるのか、その内容をお伺いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

全ての中学校では、毎学期ごとに自転車の前照灯、反射板、ブレーキ、あるいはベル、

タイヤなど、走行にかかわる重要な部品の点検やヘルメットの確認を行っております。
以上です。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 毎学期ごとに点検を行っているということですが、これは担当課長、どういう単位でやっておるとか、そこらの詳しい状況は把握をされておるんですかね。何クラスが一緒になってやるとか、1年生全員がやるとか、学校全体がやるとかいう、そのちょっと詳しい状況を教えてもらえますか。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 通学等に利用されておる自転車全部を確認しておるということです。全員の自転車ということです。

（15番、織田秀幸君、自席から「どういう形でやるのか、みんなが一斉に集まってやりよるか。」と発言する）

○教育振興課長（横山和彦君） それはクラスごとにやるという、同時には場所的にちょっと狭いですので、クラスごとということになります。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） それでは③、ヘルメットの着用によって、事故の際に頭部への衝撃が軽減される、そういったことから命が救われました、そういった事例もあるわけなんです、中学生の登下校や部活で自転車を利用する場合、この許可制、そういったものになっているのではないかと思います、このヘルメットの着用、これは義務づけているのか、その点についてもお伺いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

全ての学校でヘルメットの着用を義務づけております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ヘルメットを着用していないいうんか、そういう子ども、生徒がおる場合はどのような対処をされておるのか、その点お伺いします。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

自転車通学は基本的に許可制となっておりますので、守られていない場合は許可しないということになります。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 守られていない者には許可しないと、そしたら、指導しても言うこと聞かない生徒については、もう自転車通学はもういけませんよと、自転車利用はいけませんよ、そういった対応もされておるわけですか。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） はい。そういうことでございます。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） しっかりと対応をされているとの答弁でございますので、次の④に移ります。

登下校時に事故が起きておりますが、自宅から学校までの危険箇所、また安全施設・標識・表示等を確認する等、これ通学路マップ、そういったものが大変重要ではないかと思いますが、そういった取り組みはされておるのかどうか、その点お伺いします。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 各学校では生徒からの危険箇所の聞き取りをしたり、教員が通学路の点検を行ったりして生徒への啓発を行っておりますが、マップの作成には至っておりません。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） また、いろいろ自転車利用者の事故防止、そういった観点から、他県とかよその地域ではこういったものを取り上げてやっておったりする場合がございますので、本市もまたいろんなそういった訓練・指導、そういったときに、こういったこともまた含めて、また検討していただいたらとそんなに思います。その点よろしくお願いたします。

本日、私が聞いたかった質問は、この⑤でございます。

自転車にはこれ保険への加入義務はありません。先ほども述べましたが、保険に加入していない状態で高額な賠償命令を受けたとのことで、自己破産に陥ったりとかそういったケースもあります。

この自転車災害に対するこの保険制度というものは、自動車保険、傷害保険とか火災保険なども含めて、特約として両親または家族誰かがそういったものに入っておれば、家族の方であればこの保険の適用、そういったものができますという、そういう話でございました。

これは課長のところへも行ってありますが、TSマーク、トラフィックセーフティ、交通安全ということで、これは本市の自転車屋さん、土佐山田町で4軒、香北町で1軒、こういった、何いうんですかこの整備、専門の整備士がいるという、こういう自転車屋さんがあるそうです。

このTSマーク、こういったマークをつけておれば、事故の際保障ができる。それも課長の持つとる裏には、2,000万円から5,000万円になりましたよと、そして、土佐山田町のある自転車屋さんにもちょっと話を聞かせていただきましたが、いろんな保険対応の制度があるということは先ほど話をしましたが、全然そのそういったものに入っていない、そういった人にはぜひともこのTSマーク、これはそこの店で自転車買った

場合は初年度は無料とか、そして、これ1年単位で車でいえば車検みたいなもん、その認定された整備士さんがおる自転車屋さんで点検していただいて、その点検料が600円だそうです、ほかに修理とかそういうもんがなければ、600円でこのTSマークを張っていただく。そのマークにはどこそこの整備士がやりました、何年何月何日にやりましたいう、そういうワッペン、シールを張っていただいて、1年間有効であると。

自転車保険、特約等についても、大体2,000円前後ぐらいやないかと思いますが、ぜひとも皆さんその保険に加入されていない、そういう方については、こういったことも含めて制度利用、すなわち全利用者、そういったものが保険加入いうんですかね、そういったことにやはりかっちりと体制を整えていけるいう、そういう取り組みが必要ではないかとそのように思いますが、担当課の見解をお伺いいたします。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 現に自転車事故が多くなっていることから、保険の加入というのは本当に必然となってきたと思っております。

各学校では、新入生に対して県PTA連合会が推薦する自転車保険の案内を配付しております。今後とも保険加入の呼びかけを推進していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 保険加入の呼びかけ、それは現在もやっとなるわけですので、この強制ではない、だからこの私が相談受けた人は入ってなかったわけ、何も。そして私が言いたいことは、何らかの形でその自転車通学の許可、そういった時点で当然そのヘルメットの話も出ました。安全装具の点検、そういったものも当然ですが、この保険加入もやはりこの含めていただいたらと、確かにそれはもうお金が要ることになりますので、まあいろいろやりとりがあるんじゃないかと思いますが。この今、この自転車事故に対する賠償問題、大変大きな問題にもなってきております。そして、やはり私も県民交通安全の日なんかは、ちよくちよく旗を持ったりして立っておりますが、中学生が何列にも並列いうんか、そういう形で走ったり、時間が間に合わないいうんですか、そういう形でかなりスピード出して行ったりする場合があります。あけぼの街道筋の歩道には、自転車通行オーケーの標識が出ております、そこに行くわけですけれども。結構、高齢者もかなり散歩というか、そういった歩いていかれる方もたくさんおいでになりますし。またこれ強制という形をとるのではなしに、やはりいろいろ話の中で、ぜひとも保険には入っていないといけませんよというそういう意識、そういったものをやはり本人、そしてまた父兄にも持っていただけるように、しっかりとまたいろんな場で話をこの進めていただいたらと。現在も保険に入りなさいということは、学校では指示はしとる思うんです。でもそれができていない、そういった子ども、生徒もおるということで、しっかりといろんな場を通じて保険加入の促進、自転車利用者に対しては全員が何らかの保険、そういったものに加入しておりますよと、それぐらいの強い指導性、そういった

ものをお願いしたい思うんですが。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 通学に使う自転車、その他中学生、児童生徒が乗る自転車について、強制ができるかどうかも含めて、校長会等でもお話をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 教育長、いろんな場でこの自転車の保険加入、そういったものは必要ではないかと思うんですが、教育長の見解を交えて、その点についてお伺いします。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

保険の加入は必要だと思います。最近、法が変わってからは、学校のほうが以前よりはより強くそういう話をしているところです。ただ、どれぐらい入っているかという加入状況が私たちもまだわかっていませんので、なお強く呼びかけをしておくようにします。

○副議長（島岡信彦君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ぜひとも利用者全員が何らかの形で保険に加入しておりますよと言えるような、また体制をつくっていただきたい思います。

以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（島岡信彦君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

昼食のため1時まで休憩いたします。

（午前 11時41分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

議長を交代します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、19番、島岡信彦君。

○19番（島岡信彦君） 19番、島岡信彦、自由クラブであります。通告に従いまして一般質問をいたします。

人材育成についてであります。職員の人材育成について。

職員の方々はいろいろな立場の中で、市民のために真摯に業務をされていると思っています。地方分権が進む中で、複雑化、多様化する行政の各制度に適切に対応し、厳しい財政状況にあり、市民に質の高いサービスを提供していくため、より専門的な知識・技術を身につけ、これまで以上に職員一人一人が業務遂行能力を高めていく必要があります。また、価値観の多様化に伴い、職員の職業意識も変化し、自分らしさややりがい

を重要視する考え方もできてきています。職員の意欲や個性、能力を發揮しやすい組織づくり、職場環境をこれまで以上に整えていくことが人材育成につながっていくと考えますが、まず1点目は、研修、人事交流等を通じた取り組みを進めている中での成果と課題についてお伺いします。

次に、職員提案制度についてであります。これも一つの人材育成につながっていく制度であると考えますが、過去3年間についての状況についてはどうか。

また、職員提案制度について、人材育成につながる制度と考えますが、認識についてお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、島岡議員の人材育成についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の研修、人事交流等を通じた取り組みを進めているが、成果と課題について問うというご質問にお答えします。

職員の人材育成につきましては、香美市人材育成基本方針に基づき、「伸びる」「伸ばす」という2つの視点から育成に取り組み、自己実現、組織実現を目指すこととしております。現在、人材育成のために研修や人事評価、人事交流などさまざまな取り組みを進めており、特に研修については、庁内の職員研修や派遣研修、階層別研修など多岐にわたる研修を実施しているほか、昨年からは始めた若手職員を対象に6カ月間にわたって集中的に行う人間力向上研修を行っております。成果は目に見えにくいものであろうことが難しいものでございますが、職員のスキルや接遇の向上につながっており、苦情の件数は以前に比べ減ってきていると感じております。

課題につきましては、実務的な研修への参加がふえてきておりますが、参加する部署に偏りがあるということや、研修に参加することで目的を果たしたという感じが見受けられることなどが挙げられます。

職員提案制度についての過去3年間の状況につきましては1件でございます。

また、この制度について、人材育成につながる制度と考えるが認識についてというご質問では、職員提案制度では、広く職員の提案を求めることによって職員の建設的な提案を促進し、職員の創意と意欲の高揚に資するとともに、市民サービスの向上を図ることを目的にしております。

提案内容としましては、1つには、事務事業の能率が向上するもの、2つ目、市民サービスが向上するもの、3つ目、経費節減または収入増加が期待できるもの、4つ目、新しい施策または事業の発想に関するもの、5つ目、職員の能力の開発が期待できるもの、6つ目、その他公益上有益であるものとなっております。これら1つ以上を備えたものを職員の総意により提案するものであり、内容や目的、また抱いている課題や提案の効果など企画立案することから、基本方針に沿った制度で人材育成につながるものと考え

ております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 19番、島岡信彦君。

○19番（島岡信彦君） 2回目です。

その提案制度の1件の中身をお伺いしたいのと、その提案制度という制度は、やっぱり人材育成をしていく上で、1つのいい制度だと思います。そういった中で、やっぱり一番職場の環境であったり、そういう提案が出てくるような活用の仕方、そういう積極的に職員の方々がそういう提案をしていただくような方法とか、我々も議員研修の中で広域連合のこうち人づくり広域連合の中で職員がグループになって、あるテーマを発表する機会を見ることが出来ますよと、そういった中で庁内で若手とかそういう方々を個人ではなかなか提案しにくいことをグループでやるとか、そういう積極的にこの制度を活用することについてお伺いします。中身について。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 過去3年間で1件ですが、その1件は平成25年度に1件出てきておりまして、中身につきましては、市のPRをする方法についての提案でございます。

それと2つ目につきましては、この活用をどう職員間に周知をしていくかということでございますが、また職員にそういった制度を活用するような呼びかけをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 19番、島岡信彦君。

○19番（島岡信彦君） 質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 島岡信彦君の質問が終わりました。

次に、14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。一般質問最後の日程となりました。私は住民こそ主人公の立場で、一般質問を一問一答方式で行います。執行部の皆様にはどうぞよろしく願いをいたします。

質問に先立ちまして、通告の訂正をお願いいたします。

まず、1点目の質問のタイトルですが、部落差別の「解消に関する」というところを「解消の推進に関する」と「推進」を入れてください。

次に、2点目の質問の②の1行目ですが、「高校の受験や」とあるのを「学校の」と変えてください。

そして、4点目の子どもの健全発達のための質問ですが、その①資料は都市部の調査であるがのところの「都市部」を「全国的な」と訂正をお願いいたします。

それでは、順次質問を行ってまいります。

まず、部落差別の解消の推進に関する法律（案）についてです。

本法案は今年5月19日、衆議院に提出されました。国会の議事録によりますと、本法律案提出者は二階俊博氏ほか8名となっております。法案は翌20日に趣旨説明がなされ、25日には採決となっておりますが、法案提出の仕方や目的の定義規定、立法事実がないなどの内容をめぐる議論が高まり、継続審査となっております。

さて、同和対策事業特別措置法は、江戸時代の身分制度が解かれた明治4年の解放令から、実に99年後の昭和44年に公布されました。同法を根拠として国、地方合わせ約16兆円を投じて33年間の間、特別対策が行われました。そして、特別措置法の廃止、続く地域改善対策特別措置法も廃止をされまして、法の終結とともに、同和対策事業は一般施策へと順次移行してきたというのが、大筋の今日に至る経過です。

同和対策事業特別措置法制定に先立つ法執行前のことですが、昭和40年の同和対策審議会の答申は、「道路及び下水排水路は一般に未整備で、保健衛生や火災防止上危険などの点からも改善の余地が十分にある。また、路上の街灯設置状況や上水道設備の普及のおくれ、雇用、結婚などの差別的実態が指摘され、地域の環境改善と生活向上のための施策が必要」としておりました。今日、答申で指摘されましたような環境も改善が進んだということで、2002年の3月に終結を見たところです。

法の上で同和地区という概念が消失し14年がたちましたが、突如として今年の5月、国会に部落差別の解消の推進に関する法律案が提出されました。現在、継続審議となっておりますけれども、この法案の帰趨は、国民の基本的な人権にかかわる重要な問題であることを申し述べまして、質問を行います。

まず①です。2001年1月26日付で総務省大臣官房地域改善対策室が発表した「今後の同和行政について」の中で、同和特別対策を終了し、一般対策に移行する理由について、特別対策は本来時限的なものであることをまず述べております。

また、2002年3月、法が終結するときに総務省が発行しました同和行政史という本の中におきましても、同和特別対策を終了する理由を記述をされております。2001年のものと内容がほぼ同じですので、こちらのほうがより詳しいですので、これを紹介しますと、1、同和地区を取り巻く状況の変化については、同和関係者が同和関係者以外の者と結婚するケースは大幅に増加の傾向を示しており、差別意識も確実に解消されてきたことが伺えること。

2、特別対策は差別と貧困の悪循環を断ち切ることを目的として始められたものであるが、全国の同和地区を全て一律に低位なものとして見ていくことは、同和地区に対するマイナスのイメージを固定化することになりかねず、問題の解決に有効とは考えられない。

3、産業構造の変化と大規模な人口移動の状況下では、同和地区、同和関係者に限定した施策を継続することは、事実上困難であるとしております。

以上が特別対策の終了に当たっての政府見解であります。

また、お手元にお配りをしております資料の①、A3の表をごらんになってください。

これは総務省の出しております人権侵犯事件の統計資料であります。直近の平成27年度のものであります。

現在、政府の把握している人権侵犯事件は総数で2万2,312件、隣の旧受というのは過年度から引き続けているものと思われまして。それで、どのような処理をしたかも公務員等の職務執行上に伴う侵犯事件と下のほうに私人間の侵犯事件に分けて記載をされております。

公務員等の侵犯事件で最も多いのが、学校におけるいじめが総数6,576件のうち、3,978件と全体の60%を占めております。これも人権問題ということで触れておきたいと思っております。

そして、下段の私人間の人権侵犯は1万5,736件のうち労働権に関するものが最も多く、インターネット、夫から妻に対する暴力などが多数です。そして、差別待遇と大別されました中にあります、真ん中辺ですが、同和問題がアンダーラインを引いておりますけれども、126件となっております。この数字、件数がこの問題での今日的到達であり、さきに述べました同和特別対策終了の理由の裏づけの一つではないでしょうか。

そこでお伺いをいたします。市は同和問題の今日的到達点をどのように認識をしておられるでしょうか。

○議長（石川彰宏君） ふれあい交流センター所長、横谷勝正君。

○ふれあい交流センター所長（横谷勝正君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

今回の法案は現在も部落差別が存在しているとし、インターネットなどでの情報化が進む中で部落差別が新たな状況にあり、部落差別のない社会実現のために、国と地方公共団体との責務を定めているほか、相談体制の充実、教育と啓発、実態調査などを柱にしたものだと認識しております。

総務省より出されました今後の同和行政において、同和特別対策を終了し、一般対策に移行する理由が述べられていました。「特別対策は、本来時限的なもの。特別対策をなお続けていくことは、差別解消に必ずしも有効でない。人口移動が激しい状況の中で、同和地区・同和関係者に対象を限定した施策を続けることは実務上困難。」とありました。また、特別対策の終了の項目の終わりの行に、「平成14年度以降同和地区の施設ニーズに対しては、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めた上で、所要の一般対策を講じていくことによって対応。」と記されております。特別対策は財政上のことで、失効しても差別は依然なくならないので、適切な対応が必要であると考えます。

次に、先ほど見せていただきました資料ですが、この統計資料は、法務省が各法務局で直接受けた事件、人権擁護委員が受けた事件、インターネットで受け付けた事件、それらの集計を掲載してあると承知しております。同和問題に関する侵犯事件の件数は、全体からすると少ないですが、表の中段にありますプライベート関係の項目のインター

ネットの件数1,869件の中には、何件か同和問題も含まれているのではないかと推測します。

また、この資料は広範囲の人権侵犯事件を掲載しているわけですが、中段にあります人権課題の差別待遇で捉えた場合、総件数が838件で、うち障害者は288件で34%、同和問題は126件で15%となり、高い比率になります。高知県人権課発表の同和問題の人権侵犯の事例では、平成25年度が17件、平成26年度が21件と増加傾向にあります。

本市では、直近の香美市民の人権意識調査では、同和問題の存在について60%を超える市民が存在すると回答されております。同和問題の侵犯事件について差別を受けた人の中には、話したくない、知られたくない人も大勢いるのではという声も聞き及んでいます。現実には差別を受けている人がいる限り、差別を受ける人の立場に立って、人権課題を解決していかなければならないと考えているところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 現実には差別が存在するのでという、対策をしていかなければならないと所長は答えになりました。

終了する3つの理由について、条文といますか書いていることを述べられましたけれども、書いてある終了する理由、今日的到達点、これは所長、お認めになりますか。

○議長（石川彰宏君） ふれあい交流センター所長、横谷勝正君。

○ふれあい交流センター所長（横谷勝正君） 済みません。到達点といたしますと、一般対策になったということでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 今、所長がお述べになりました、そして私も紹介しました、同和特別対策を終了する3つの理由ですね、その理由については、そういう状況であるというふうに所長は捉えられますか。

○議長（石川彰宏君） ふれあい交流センター所長、横谷勝正君。

○ふれあい交流センター所長（横谷勝正君） そのとおりだと認識しております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それですと、到達点を踏まえた上で、この先その差別問題に対応していくというお立場かと思えます。

再質問をいたしますが、本年の6月議会におきまして、同僚議員がこの法案の質問を行いました際に、本市での差別事象の有無を問いました。しかし、執行部からの答弁はございませんでした。こういう社会状況がつくられてきたと私は前向きに考えてよいのではないかと思います。

確かに所長も述べられましたように、いつの時代にも差別とか偏見というものはあるものですけれども、それが特段に法的な対応をしなければいけないものかどうか。それ

からまた、そのような言動があったとしまして、周りの人たちがたしなめたり批判をしたりして、そういう言動が通用しなくなるという状況をつくり出していくことが、いわゆる同和問題を解決することにつながるのではないのでしょうか。

この点、再度見解を求めるものですが、なお、インターネットの差別的な書き込みなどにつきましては触れられましたけれども、これは自由法曹団によりますと、プロバイダ責任制限法などの既存の法律が対応が十分可能と、こういうふうなことでございます。このことも申し添えまして再質問をいたします。

○議長（石川彰宏君） ふれあい交流センター所長、横谷勝正君。

○ふれあい交流センター所長（横谷勝正君） 先ほどの香美市内での人権差別事象につきましてお答えいたします。

平成16年度から現在までのうちのほうで資料として保管してありますのは、差別落書きといたしまして4件ほどございました。差別発言といたしまして、2件の差別発言が実際起こっております。

済みません。もう一回お願いします。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 前回お答えになってないということで、何があったかという質問を私はしたわけではないんです。そういう差別とか偏見は事象としてあるかもしれないけれども、例えばそのような発言があったとしても、周りの人たちがたしなめたり批判したりして、通用しなくなる社会状況をつくり出していく、そういうことが本当に解決につながるのではないかということをお願いしました。

また落書き等については、名指しして誰が誰を差別するような落書きであれば別ですが、誰を特定して書いたかわからないような落書きですと、対応のしようがないですね。公の施設、公民館に前そういうことがありましたけど、それはもう何か法的に対処するとすれば、器物損壊か何かの扱いになると思うんですね。そういうことですので、そういう特別に法的に何か、特段にやっっていく同和問題につきましてというのは、もう終了したのではないかということをお願いしました。それへの見解をお聞きしたのです。

○議長（石川彰宏君） ふれあい交流センター所長、横谷勝正君。

○ふれあい交流センター所長（横谷勝正君） その差別事象につきまして、平成24年に起きましたトイレの問題につきましては犯人は挙がってきておりませんが、そういう差別事件はいまだに起こっておると考えております。そういう差別を受ける人がいるということは、人権課題を今後も解決していかなければならないと考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、②の質問に移ります。

その人権問題と言っておりますので、憲法が保障する基本的人権への認識をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） ふれあい交流センター所長、横谷勝正君。

○ふれあい交流センター所長（横谷勝正君） 憲法第11条では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と明記されております。基本的人権とは、人間らしい生活を送る権利、また人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利であり、誰にとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるものだと考えております。

憲法第14条では、「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と書かれており、同和問題はこの中の門地にかかわる問題と考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 今、憲法第11条と第14条を挙げていただきました。それでは、この憲法第11条、第14条を国民に保障するのは誰ですか。

○議長（石川彰宏君） ふれあい交流センター所長、横谷勝正君。

○ふれあい交流センター所長（横谷勝正君） 保障するのは国だと解釈しています。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 憲法のたてりからしますと、これを国民に保障するのは国家権力、国ですね。

それで次、再質問ですが、今、憲法第11条、第14条を述べられました。しかし、基本的人権に関する憲法の規定といたしますのは、第11条、第14条だけではありません。大きく言って平等権、自由権、社会権、参政権、請求権の5つに分類され、自由権に関する記述が大変多いわけです。これは中学校の教科書でこのように教えておりますが、憲法が国民に保障する基本的人権は、個人の尊重と平等権として3つの条文、自由権として15の条文、社会権で4つの条文、参政権で8つの条文、請求権で4つの条文があります。そして、それを国民に保障するのが、おっしゃったように国家権力や社会的強者であり、私人間ではありません。

しかし、部落差別の解消の推進に関する法律案で、問題にして対策しようとしているのは、私人間の差別事象に対してです。人権イコール差別という図式ができてしまっており、しかもそれを私人間の責任にしているところに、私は混同があるのではないかと思います。行政機関や特別職の私たちも、基本的人権についてしっかり理解を深めていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。この点、再度認識をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） ふれあい交流センター所長、横谷勝正君。

○ふれあい交流センター所長（横谷勝正君） 基本的人権は、人間らしい生活を送る権利だと認識しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） いや、人間らしい生活を送るだけではなくて、参政権とか、請求権とか、自由権もありますので、ぜひ条文を、憲法をひもといて全部読んでいただきたいと思います。それを申し上げまして、次の③の質問に移ります。

さきに述べました総務省が同和特別対策を終了に至った大まかな3点の理由は、現状に照らし合わせても所長もお認めになりました、衆目の一致するところではないかと思っています。

この法案が通れば、地方自治体は対策しなければなりませんけれども、法案は部落差別の解消を目指しつつ、部落差別とは何であるかの定義も示しておりません。そういう中でいろいろ対策を講じようとするすると矛盾が生じると思います。そして、市民の内心の自由にも入り込むおそれもあります。アンケートの中に知られたくないとか、言いたくないとかいう言葉があったのは、それだと思います。

法案の言うように、地方公共団体に相談機関を置き、部落差別がないか調査をすることになると、誰が誰を差別しているのか、また差別される側の人や地域を特定しなければなりません。しかし、今やその地域や人を特定するのは困難です。江戸時代の身分制度、解放令になるまで江戸時代の旧の身分制度でありますから、今やろうとすると、その地域に100年ぐらい住んでいる人じゃないと対象がないわけですね。ですから困難なんです。そして、その特定をすることがもう既に差別になりかねず問題です。市民を差別する側、される側に分け隔てるやり方は、まちづくりにとってもマイナス要因となるでしょう。

したがって、一般対策に移行した今日的到達点を十分に踏まえ、人権イコール差別という図式はリセットして、真の基本的人権の全条項が守られるように国には保障する責任があるわけですが、行政も市民もそういう社会への醸成に向けて前進していくべきではないでしょうか。この立場に立てますか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） ふれあい交流センター所長、横谷勝正君。

○ふれあい交流センター所長（横谷勝正君） ③の問いですか。お答えいたします。

同和対策事業は、昭和40年に同和対策審議会で、同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決する基本方針が答申され始めました。それを受けまして、昭和44年に同和対策事業特別措置法が制定されました。以来、同和対策事業は昭和57年から地域改善対策特別措置法と、また昭和62年から地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に係る法律、一般に言う「地対財特法」により、今日まで30年余りにわたって実施されてきました。これらの法律は時限立法であり、その都度延長に際し、事業内容の見直しがされてきました。

特に地対財特法の延長時の平成9年には、同和対策事業に一定の成果があったとして、56事業あった同和対策事業のうち教育、就業、産業など格差が存続し、事業の実施が必要とされた15事業のみに限定して、5年間に限り法的措置が講じられました。四半

世紀余りの間、特別対策として実施されてきた同和問題の解決のための41の事業につきましては、平成9年3月末をもって一般対策に移行されました。また、15事業につきましても、平成14年3月31日で地対財特法が執行することにより、一般対策事業に移行されています。

国連では、人権教育のための国連10年を機に、新たに人権教育のための世界計画が採択され、平成17年度から取り組まれています。

国では人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が成立して、国内行動計画が策定され、県では高知県人権尊重の社会づくり条例を制定し、平成26年3月に高知県人権施策基本方針第1次改定版が策定されました。

本市では、平成27年10月に、人権教育及び啓発推進に関する香美市行動計画第1次改定版を策定いたしました。行動計画では、人権教育、人権啓発の基本的な方向性を明らかにするとともに、市民に身近な人権課題として同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者、外国人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、災害と人権の10項目の人権課題を解決していくため、基本理念と具体的取り組みに従い、市民一人一人の人権が尊重され、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、憲法の精神を具現化するべく努力しているところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 今のご答弁を聞きますと、るる説明してきたことが十分に受けとめられていないように思いますけれども、協議の意味にその人権問題を押し込めるのではなく、それから、例えばこの法律が通ったとして相談機関を設けて調査したりするときに、くれぐれも誰が差別をしているかとかしていないかとか、そういうことだけで耳目が集まらないように、それから市民を分断することがないように、注意をしていただきたいということ申し上げまして、2点目の質問に移ります。

次に、障害者差別解消法についての質問を行います。

障害者差別解消法の正式な名称は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律ですが、同法が本年4月1日から施行されました。なお、資料③は、内閣府の啓発紙のコピーでありますけれども、これは発言通告とともに出しまして、執行部の方にちょっとあらかじめお目通しをしていただくためにつけたものです。ですので、こちらのほうの説明は余りありません。

そしてこの法律は、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながらともに生きる社会をつくることを目指して制定されたものです。ともに生きる社会づくりのために、役所や事業所に障害のある人に対して、正当な理由なく障害を理由として差別することを禁止しております。

まず①の質問です。

法の執行を受けまして、役所等で特に何か手だてをとったことがあるでしょうか。続

く質問ですが、法の第5条は、施設の構造とか設備の整備、それから関係職員に対する研修に努めなければならないとあります。施設の整備や関係職員への研修を行ったのかどうか。

それから、第14条は、「障害を理由とする差別に関する紛争の防止または解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図る」とあります。これの取り組みはどうでしょうか。

また、第17条、条文は読み上げませんが、通告しておりますのでお読みいただいているかと思います。障害者差別解消支援地域協議会を組織できるとあります。これらにつきまして、具体的な取り組み状況をお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 大岸議員の質問にお答えいたします。

まず啓発活動といたしまして、平成28年2月号の広報香美にこの記事を掲載するとともに、香美市のホームページにも概要を掲載しております。

また、第5条関係につきましては、新庁舎建設時に来客者に対しての配慮がなされているため整備等は行っておりませんが、4月から福祉事務所に車椅子を使用する職員が配置されましたので、コピー機等常に使う機械への動線の確保などの配慮はいたしております。また、課長会議及び庁内のインフォメーションで、障害者差別解消法の施行を伝えております。それと、職員に対する研修につきましては、平成27年度の人権研修といたしまして平成28年2月に障害者施設の職員を講師に招いて実施しております。

次、第14条関係では、福祉事務所及び障害者地域活動支援センター香美で相談を受ける体制はできております。

また、第17条に規定します障害者差別解消支援地域協議会は、国及び地方公共団体の機関で組織できるとされておりますが、構成する事務分野・業務から香美市障害者自立支援協議会でも十分対応できると考え、組織化の予定はございません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それぞれホームページに掲載をしていただきましたり、人権研修を行ったり、一般業務の中でもそういうこともやられているということですが、この第17条の条文につきましては、障害者差別解消支援地域協議会の件に関しましては、組織できるという努力義務規定となっておりますよね。それで既存のもので対応していくと。それで十分にこの法にある、やらなければならない相談対応はできていくと、協議ができていくということの認識でよろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

第17条では、先ほど申しましたように「国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの」と

されておりまして、香美市障害者自立支援協議会のメンバーが市内の施設及び身体障害者、それから社会福祉協議会、病院関係者、そして市の福祉事務所、健康介護支援課、それから、民生委員等21名で組織しておりますので、十分対応できると考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 十分にわかりました。この上でそういう協議会を、第17条のようなものをつくると、屋上屋のような形にあるいはなってしまうかもしれないということですね。

それでは、次の②の質問に移ります。

不当な差別的取扱いの内閣府の啓発紙によりますと、資料としてつけてありますが、その具体例の中には、学校の受験や入学を拒否するも入っております。本市にはそのような事例はないのでしょうか。また、法が定義づける障害者の中の精神障害の中には発達障害も含まれております。対象児童らは、保育所や教育現場におきまして十分な合理的配慮がなされておりますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

学校の受験や入学に関して拒否された事例は聞いておりません。逆に該当生徒の入学に当たって、新年度からの学校適応が円滑にできるように配慮された事例がございます。

それから、発達障害のある幼児、児童生徒につきましては、一人一人の状態に応じて支援のあり方を検討し、十分な成長につなげることができるように支援をしております。保育園や小中学校は、集団の中で学び社会性を伸ばす大事な場であるため、子どもたちが相互に成長できることを最も大事にしながら支援をしているところです。

最も大事にしながら支援して、特別な配慮例といたしましては、1つは幼児、児童生徒の状態によっては加配保育士、加配教員、特別支援教育支援員の配置による支援をしています。

2つ目として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、保育コーディネーター、中高連携コーディネーターの配置による、きめ細やかな取り組みをしております。

3つ目として、保育園から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校への丁寧な引き継ぎを行っています。

4つ目として、的確な支援を行うための教職員研修に力を入れております。これは一部ですけれども、このようなことを行っているところです。

全ての子どもたちが自己の能力を最大に発揮しながら幸せに生きることができるように、支援をしていきたいと考えて行っております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 大変丁寧に対応していただいているとの印象を受けました。

発達障害には、教育長もおっしゃったように、本当に個々に違います。それ一つ一つに対応をしなければならなくて本当に大変だと思うんですが、その障害児対応に熟練した人員の配置、マンパワーの確保というのは十分でしょうか。その点だけお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 十分かと言われますと、十分というところまではないかもしれない。ですけれども、これ待っていてもなかなか対応ができませんので、内から育成するというのを一番大事にしています。

さまざまな研修を行っていきまして、各学校の事例研だったり、校内研修だったり、全体ではティーチャーズトレーニングとか、それから、今年の8月の保幼小中の合同研修会は、ちょうどこの障害者差別解消法のこの学習会をしたり、それから、ADHDの当事者であるアーサさんという講師さんをお迎えをしまして、当事者の子どもの見え方だったり、感じ方だったり、行動だったり、それから、ほかの人との相談活動の中でいろんな事例を紹介してくださったりというような、ありとあらゆることを取り組みながら行っています。大学とかお医者さんが大変協力的でして、私たちの研修にみずから来てくださって、学校の授業だったり先生方の指導だったり、子ども、それから保護者にきめ細かなアドバイスをくださっているという、育成についてはとても力を入れてやっているところです。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の③の質問に移ります。資料の②をごらんください。

体が不自由な方のためのマークの一覧が載っております。この左のほう、上の端にあります車椅子のマークは至るところで見かけるのですが、これは国際シンボルマークとなっております、障害者のためのマークですね。そして、その下の視覚障害者を示すマークも国際マークとなっております。下の聴覚障害をあらわす耳のマークは、耳が、聴覚が不自由だということを聴覚障害者自身が示すマークが必要ということで考案をされたようです。その他、道路交通法によるものや、ほじょ犬マークなどがあります。

そして、この資料のマークの上にカードをかざした女性の写真が載っておりますが、この方は認定NPO法人東京都中途失聴・難聴者協会の方です。この方はふだんから耳マークのピンバッジをつけて「耳が不自由です」と書かれたマーク入りのカードを持っておられます。カードには「はっきり口元を見せて話して下さい」と、これは口元で何を言っているか読み取るためのものだと思うのですが、それから「筆記をして下さい」という要望も書かれているそうです。難聴者協会の会員さんがこのマークを張った診察券を出ただけで、担当の医師・看護師に伝わり、スムーズに診察を受けられたということです。すばらしい連携でうれしかったと話されていたということですが、私はこの

ような対応が役所や病院等でできましたら、障害のある方が外出をためらうこともなくなるのではないかと思います。質問に取り上げました。とりわけ外見ではわからない障害者のために有効ではないでしょうか。

そこでお聞きをいたします。このようなマークの普及・啓発、まずは役所や事業所の入り口に表示して、マークの存在と意味を知らせることで啓発してはどうでしょうか。また、本庁舎ではオストメイト対応も含む多目的トイレやヒアリンググループの対応もできます。庁舎が何と何に対応ができる備えがあるかも、入り口等に大きくわかりやすく表示をしてはどうかと思います。

これ再確認するために質問の前に1階のところを見てきたんですけれども、やはり耳のマークもマタニティマークも、なかなか一見してわかりません。よく注意して見ると、ああそうかというようなところなんです。ですので、大きくわかりやすく表示をしてはどうかと思います。そして、できれば希望する方に診察券等に張れるマークを身体障害者手帳とともに出してあげることにはできないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

マークについて確認しましたところ、利用に関しては各団体に利用申請をする必要がありますので、許可をとり、市の施設で利用を考えていきたいと思っております。

また、啓発活動の一環といたしまして、12月の障害者週間に合わせまして、広報香美に障害者に関するマークの掲載を計画しております。

それと、利用者に交付してはという質問ですが、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会の耳マークについては、既製のカードを1枚税別200円で販売しているそうです。ただ、金額的には手帳交付時に合わせて給付することは可能ですが、現在、ほかの障害のある方に対しましては、市販の障害者のマークを自費で買っている状況です。耳のマークのみを交付することは考えておりません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 耳のマークも普通に販売しているのかどうか、そのあたりはわかりますか。それと、公平性の観点から無料配布はできないとのことでした。

このマークの普及啓発とか周知とかいうのは、小さなことかもしれませんが、国や役所や事業所が一步でも前に進む取り組みをすることで、本市の思いやりを示すことができるのではないかと思います。それがまた、障害者や弱者を排除する風潮への戒めになるのではないのでしょうか。

さっきちょっと聞き漏らしましたがけれども、マークの1階の入り口への大きな表示は可能ですか。その点と、それから、公平性の観点から無料配布はできないということですが、12月にあります障害者週間に限定しまして、1週間だそうですけれども、外見

ではわからない身体障害者で希望する方に、無料で交付をしてあげるといのはどうでしょうか。啓発の意味も込めてですが、再度お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 大岸議員のご質問にお答えします。

庁舎は障害を持つ人々が利用できるように建築された施設です。庁舎には既に国際シンボルマークや標識がもう設置されております。ご指摘のようにさらに設置が必要となれば、設置基準に基づき、設置について検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 障害者週間につきましては、平成16年6月の障害者基本法の改正によりまして設定されましたが、現在は知らない方もいらっしゃると思いますので、障害者週間の啓発事業として、議員がおっしゃった事項については検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 管財課長にお聞きしますが、何か基準があるので、それが構わなければ構わないということですが、どういう基準でしょうか。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 済みません。詳しくは基準というののははっきりわかりませんが、内閣府のホームページを見ますと基準と書かれておりましたので、一度調べて検討したいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、④の質問に移ります。

妊婦さんがあったかパーキングを利用できる期間が延長されました。たしか生後1年まで、前は3カ月後ぐらいまでだったと思うのですが、生後1年まで利用できるようになったのですが、それも余り知られておりません。そこで母子手帳の発行時にこの制度の周知をしていただくように求めます、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 大岸議員の母子手帳発行時にあったかパーキングの制度の周知をということで。

こうちあったかパーキング制度は、公共施設や店舗など駐車場を適正に利用してもらうため、障害者、高齢者、妊婦や産婦など移動に配慮が必要な方に、県内共通の利用証を交付する県の事業です。有効期間は産前7カ月から産後1年間、現在、健康介護支援課では、母子手帳の提示により妊産婦さんの申請書の受付を行っています。母子手帳交付時など相談のあった場合には、事業の説明等を行ってきました。今後は広報やホームページに掲載するとともに、母子手帳交付のときに、全員に県が作成しているチラシを

配布して、制度の周知を図りたいと考えています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 以上で障害者差別解消法に係る質問は終わります。

次に、3点目の防災対策について、お聞きをいたします。

①です。議会の初日に市長より「物部川大規模氾濫に関する対策協議会」が立ち上がり、減災対策の基本方針がまとめられたとの報告がありました。今後のスケジュールにつきまして、市長の報告以上のものがありましたらお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

平成28年10月末ごろには、国土交通省から物部川の新しい浸水想定区域が公表される予定となっております。公表後には、浸水想定地域におきまして、国や県の協力をいただき、出水期までに地元説明会を開催して情報の共有を図り、防災・減災対策につなげたいと考えております。

また、平成29年度には、新想定区域を反映したハザードマップの更新及び防災行政無線の戸別受信機等の整備を行う計画となっております。なお、協議会は毎年6月ごろまでに開催し、取り組みの進捗状況等の確認を行い、必要に応じて取り組み方針の見直しを行うこととなります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） ご答弁をいただきました。

昨年の12月議会におきまして、永瀬ダムの堆砂問題を質問しました折に、その大氾濫に対応するための協議会をとということで提案をしたところ、早速このような協議会にこぎつけていただきましてありがとうございます。そして、この問題につきまして質問を行いました際に、災害時における行政や住民がとるべき行動を時系列に整理した防災行動計画である、タイムラインについてお聞きをいたしました。この物部川大規模氾濫に関する対策協議会におきまして、タイムラインの話が出ましたでしょうか、国土交通省と協議しながら進めていくということでしたが。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

タイムラインにつきましては既に策定済みでありまして、今後は地元説明会等で活用を図り、逃げおくれゼロを目指した防災・減災対策に取り組むと考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） タイムラインの地元説明会ですが、希望するところには随時来ていただけますか。それとも、何か順番を決めてとかいうふうな形ですか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

現在のところ、浸水想定区域に地元説明会を行いたいと思っています。
以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。②です。

同協議会におきまして、上流の永瀬ダム等の問題も協議をされているか、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

現在の取り組み方針には、物部川の大規模氾濫に関する項目に主眼を置いているため、永瀬ダム等の問題については盛り込まれておりません。しかし、永瀬ダムの問題も含め健全な山林の環境整備等を行い、物部川の清流を守ることは重要でありますので、今後、幹事会において防災・減災対策について協議・検討を行うことを確認しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 大規模氾濫に関する項目に主眼を置いている、永瀬ダムの件は山林の荒廃を含めてというご答弁をいただきましたが、物部川の災害対策を考えたときに、ダムの残渣問題を含め物部川の災害対策の中心は、やはり上流からの土石流ではないでしょうか。

そして、これも昨年の永瀬ダム堆砂問題に関する質問へのご答弁ですが、香美市上流域の諸問題である永瀬ダムの堆砂、山地の荒廃等について現状の説明を行い、共通認識を図っていくとのことでした。昨年の鬼怒川の氾濫、今年の東北・北海道での豪雨災害など、予想すらしていなかった自然災害で多くの犠牲者が出ました。これは、また香美市でもそういう豪雨災害が起きるかもしれません。そのための備えでありますけれども、備えがあれば逃げおくれゼロの状況はつくり出すことは可能だと思います。ダムの問題は折に触れ議題にしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

議員の述べられましたことにつきましては、まず幹事会に諮って協議会に上げたいと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 次に、③の質問に移ります。

地元紙に罹災証明書交付の発行体制が整っていない自治体があるとの記事が出ました。本市も整っていない自治体になっておりますけれども、熊本地震の教訓に学び、罹災証明書発行を含む万全の備えが必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 税務収納課長、秋月健樹君。

○税務収納課長（秋月健樹君） 大岸議員の罹災証明交付を含む万全の備えをの住家の罹災証明交付についてお答えいたします。

大規模災害が発生した場合、住家被害調査により、全壊、半壊、一部損壊など損害の程度を判定、罹災台帳を作成し、被災者の申請に応じ罹災証明を交付いたします。現在、発行手順や損害の程度の発行基準は定めていますが、判定の手順及び基準をわかりやすく示したマニュアル等が作成されていません。また、損壊状況を正確に判定できる職員がいないため、すぐに起こり得るかもしれない大規模地震等に備え、早急にマニュアルの作成及び研修等により判定できる職員の養成に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 家の状況を損壊がもう間近いというか、そういう危険があるのかとか、まだ大丈夫とかいうのは、本当に専門家の目が要ると思うんですね。職員さんをそういうふうに養成するというか、それには新たな人の配置というか、そういうのが要りますか。現在の職員さんの中で可能ですか。専門家の意見を仰ぐとか、養成研修を受けるとかいうふうなことでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 税務収納課長、秋月健樹君。

○税務収納課長（秋月健樹君） お答えいたします。

まだ具体的に考えておりませんが、とりあえずは現在の職員体制で判定等については勉強していきたい。もし研修等があればそれに参加して、判定ができる職員の養成に努めたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、体制を整えるための準備を進めていただきたいと思えます。

次に、4点目の質問に移ります。子どもの健全発達のためにということでお聞きをいたします。

子どもがすぐ疲れたという、5枚目の資料をごらんになりながら聞いていただいたらと思うのですが、午前中やる気がしない、首・肩のこり、鬱傾向など子どもの体のおかしさが、長年の傾向として指摘をされています。添付資料の5枚目は、子どもの様子について、「最近ふえている」という実感の回答率・ワースト10を表にしたものです。

子どものからだと心・連絡会議では、最近の子どもの心配な様子の把握、また、問題解決のために、ほぼ5年に一度保育や教育現場の先生、子育て中のお母さん、お父さんの実感を収集する実感調査を実施し続けております。日常的に子どもと接している方々の実感は何かを物語っており、病気や障害とは言えないものの、さりとて健康とも言えないという表に示された調査結果は、学校の健康診断やスポーツテストの結果だけではなかなか判断できないものだとしております。表を見ていただきますと、保育園、幼稚園

から高校まで「アレルギー」や「背中ぐにゃ」、どういう状態かちょっとわかりませんが、机にもたれたりするのでしょうか。それで「すぐ「疲れた」という」、これは保育園、幼稚園にも見られます。小学校になると「休み明けの体調不良」、中学校では「首、肩のこり」、「不登校」、そして、高校になると「うつ傾向」などが出現をしております。

①全国的な傾向であるとのことですが、本市の子どもたちの身体状況はどうでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 大岸議員の子どもへの健全発達のためにというご質問にお答えいたします。

本市では、提示いただきました実感調査と項目内容が合致した調査は実施していませんが、全国的な傾向として、小中学校で疲れやすい子ども、午前中から元気のない子どもなどふえており、本市でも例外ではないと思われまます。

また、保育所でもこの調査と同様に朝からごろごろする、保育中じっとしていない、アレルギーなどが多く見られます。アレルギーのある子どもは、近年保湿クリームを持参することもふえ、食物アレルギーは種類等複雑化の傾向にあります。また、便秘の子どもも多く、保育中におなかが痛いと訴える子どももふえている状況です。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 全国的な調査で、これ都会の子どもももちろん入っているんですが、自然環境に恵まれた本市でも全国と類似している似たような状況、保育園児が朝からごろごろするというのは、ちょっと私たちの時代では考えられないことなんですけれども。

教育長も教育現場に長くおられたわけですが、それから、子どもさんと接する機会が多いと思いますが、この調査をごらんになって本市の子どもを見たときに、やはり同じような所感を持たれますか。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

まずは貴重な資料をご提供いただき、本当にありがとうございました。この実感調査につきましては、先ほど細かいお話もしていただきましたように、どちらかというところびっくりしたというか、重なり過ぎてびっくりしたという印象です。香美市の場合もまさしくこのような状況だということでございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 次に、ご答弁を受けて②の質問に移っていきたく思います。

実感調査であられたこうした子どもたちの気になる傾向につきまして、自律神経の

様子を観察したり、そういうテストがあるわけですがけれども。それから、前頭葉の特徴を観察するテストを行って、子どもの体と心に何が起きているかを検証をしています。これらの検証について詳しくは述べませんが、どのテストの結果も、ああ、これでは子どもがすぐに疲れた、じっとしていない、夜眠れないなどの症状が子どもたちの自律神経ですとか前頭葉の様子から、こういう症状があるはずであるという感想を私は持ちました。

そして、その調査と検証の結果から、日本体育大学のこの執筆しております野井真吾教授は、生活態様の変化や生活リズムの乱れほか、親の状況ですね、格差と貧困の広がり、塾や習い事で子どもたちはとても忙しい毎日を送り、競争することを時には強いられ、失敗すれば自己責任を問われる場面もあると。子どもらはみずからの体の異変を通して、SOS発信だけでなく、社会の矛盾も同時に発信しているのではないかと指摘しております。

私は自分も共働きだった時期がありますので思うのですが、親の帰宅時間の遅さというか両親が長時間労働、こういうのも子どもの生活にとっても影響しますし、最近の状況としてスマートフォンを手放せない生活が、この先の調査結果でどういうふうにあらわれるだろうかと思ってちょっと心配になって、戦々恐々としているところです。

そこでお伺いをいたします。

教授は、じゃれつき遊びをしている幼稚園では、集中力が持続せずそわそわする、不活発型の子どもが少ないということに注目しました。また日中は外で遊び、夜は暗闇で過ごす野外の長期キャンプで、メラトニンが正常に働いたという結果から、子どもが子どもらしくわくわくどきどきするような毎日をつくり出す、そういう生活を保障することが必要ではないかと説いております。このことについての見解をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） この調査は1978年に始まりまして、今回で10回目の調査ということで、保育園や学校などの先生が、日ごろ子どもの体のおかしさについて抱いている実感を各項目ごとに、最近ふえているのかどうかを回答したもので、この調査に載っている事項が、子ども全体のどれくらいの割合になるかといったところまではわかりませんが、こういった事項が最近ふえてきているというようなことを気づかせてくれるような調査であります。このような子どもたちがあらかず体や心の変調は幾つもの原因が絡み合っていますが、その大もとの原因は3つあると言われております。

1つ目が運動や遊びの減少、2つ目が食生活・食習慣の悪化、3つ目が睡眠不足とメディアづけ、この調査ではスクリーンタイムの増加とあります。そして、それらの全ての背景にあるのが、便利さや効率化を追求した今日のライフスタイルにあり、子どもたちはこの身体活動、食生活、メディア、睡眠というライフスタイルの乱れによって、体力低下のみでなく体や心に数々の問題を抱えてしまっており、これらの問題の解決に当たっては、運動や遊びの実践と並行して、食事、睡眠といった生活習慣の確立が不可欠

だと考えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 今、教育次長がご答弁くださいました。そういう子どもの状態に気づかせてくれる調査だったというふうに受けとめていただきましたので、この質問を組み立てた意義があったかなと、ひとつ今思いました。

それで、やはり運動とか遊びの減少、そういう食生活もあり、ライフスタイルの中に組み込まれている子どもの姿があるわけですね。心にも変調が出ていますが、ある研究者がこの調査にもかかわって、今の子どもたちの心の状態が、まるで虐待を受け入れているのと同じような状況の自律神経であったりするという事も書いております。とても気がかりな状況だと思います。

それで、次の③の質問に移りますが。

私たち大人は、よかれと思って子どもにいろんなことを言ったりしたりさせます。少しぐらい嫌がっても将来の子どものためというふうに思っておりますけれども、子どもがこんな身体状況、心の状況で、今を一生懸命生きていることに思いを至らせる必要が今あるのではないかと思います。一度その子どもの心と体に耳を傾けるために、市内の保育所や学校で香美市でも実感調査を行い、各機関や家庭に今の状況を伝えてはどうでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） この実感調査はほぼ5年に一度、都道府県ごとに抽出された保育や教育現場の先生たちを対象に行っており、本市の状況もこの実感調査の結果と同じような状況であります。この調査結果にも、全国各地での子どもの体に関する議論に本調査の結果を大いに活用してくださることを期待したいと書かれているように、この調査結果を知らせていくことを考えています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 病気ではないですので、余り深刻というふうに捉えられないかもしれませんが、これ私、結構深刻な状況というふうに捉えます。何かプロジェクトチームをつくって対策をするぐらいの大変な状況じゃないかというふうに個人的には思っておりますけれども、次長があえて調査をしなくても都道府県ごとの結果も出ているし、今お答えいただきました香美市の子どももほぼこれに似ていると、似通った状況ということがありましたので、知らせていただけるということです。

学校とか保育園、家庭にこの調査結果を知らせて、子どもの心と体の変調について、こうなんだよと知らせることはとても大事なことはないかと思えます。その上で、例えば日中、今の解決策ですね、睡眠時間が足りないとかいう、それを解決するためにこういう子どもの状況を、例えば日中外遊びをする時間をふやすように心がける。これは

周りの大人がしてあげないとできません。それから、起床・就寝時間のリズムを整える。それから、じゃれつき遊びではないですけども、はじけて遊ぶ時間、心を解放する時間をつくる、日常的にですね。こういうことを意識的に取り入れるなどの工夫を保育所や学校でしたらどうでしょうか。

それから、大宮小学校で取り組まれておりました食育なども非常に意味のあることかとも思います。それも申し添えまして、こういう香美市内の保育所や学校でこういう時間をつくる、子どもの心と体をいたわる時間をつくる、この件に関してはいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） この実感調査は始まってから大体38年ぐらいになりますが、子どもの体のおかしさっていう、この部分は解決されるどころかどちらかというところと深刻化しており、この調査項目もずっとふえ続けているというような状態です。便利にもなったこのライフスタイルを、なかなかもとに戻すということはなかなか難しいところだと思います。また、学校だけとか家庭だけでの問題を解決しようとしてもなかなか難しいところで、子どもの育ちとか生活の問題点を関連づけて、生活全体で捉えていくと。そして、できるところから始めていくと、改善・実行していくということが大事だと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 済みません。教育次長のほうが、この実態調査が非常にしっかりしたものなので、これを活用するというところもあるのではないかとお答えをさせていただいたことにつきましては、再度調査をしていいのかどうかというのは、今後検討していきたいと思うんですが。

まず、ここのきょう配られた資料以外にも、この野井教授のほうでずっといろんなデータをとっているものの中に、例えばこのメラトニン濃度っていう話があったのですけれども、要はこう眠たくなるということで、そのメラトニン濃度が夜9時半と朝6時半が同程度の濃さという結果があります。つまり夜9時半と朝6時半が同じぐらい眠たいと。その結果から、この野井教授のほうは、「光・暗闇・外遊び」という、「早寝・早起き・朝ごはん」みたいに「光・暗闇・外遊び」と言っているわけですけど、光をいっぱい浴びないとだめですよと、光をいっぱい浴びてたくさん遊んで、暗いときに眠たくなるという、メラトニンが濃くなっていくということがあって、そういうふうな眠たくなるような状況をつくらないといけない。けれども、夜は暗闇、真っ暗い中でメラトニンを抑えてくるという、つまり朝、パキッと目が覚めるという、そういう状態にしないといけないのですというふうな調査をして、その結果分析で次の対策も出してくれている、そういう説明書もあるわけですね。

今まで高知県では、もう十数年前から早稲田大学の前橋教授が唱えてくださっている

「早寝・早起き・朝ごはん」、つまり生活リズムをしっかりしたものにしませうというところが、家庭へも投げかけやすいし、みんなで取り組みやすいということで、それで、基本的な生活習慣の確立ということを中心にやってきた、今もやっている経過があるのですけれども。子どもたちの体温も36℃より低くなってきたとか、小さい子どもは動き回る、大きい子どもはだるくてだるくてと言う。いろんな、夜眠れないとか首とか肩が痛いとか、子どもがSOSのメッセージを発してきているということは私たちも感じているのですが、調査をするとこういう結果だと、香美市でとっても多分同じような調査結果が出ると思うのですが。これが幅広くて体だけではなくて、大岸議員が言われたように、子どもたちが非常に守られているという、失敗しないように守られる、けがせんように守られているという状況はあるのですが、逆にすごく命令をされているというようなこともあって、子ども自身が考えて動くというときに、随分変なことになっているという心の状況もあると思います。ですから、この調査結果っていうのは、一面的に体だけで語れるようなものじゃなくて、社会の虐待と書いてありましたけれど、もう全てのことが子どもが生きていきにくい、成長しにくいような、そういう社会になっているという書き方がされていますので、そういう意味ではいろんなことをしていけないといけないと思っています。わくわくどきどきできる生活の保障というの也被われておまして、子どもたちが、例えば新学習指導要領なんかで探求的な学習と言われていきますけれど、そのあたりも子どもがみずから学習をつくり出していくという方向にしなければねって来ているわけですね。つまり、先生が型を教えるというだけじゃなくて、子どもがみずから楽しく学んでいく、そういうところもたくさんつくってあげないといけませんよという状況になって、いろんなことを言われているのですが、それが教職員だけではなくて、保育士さんだけではなくて、おうちの人にも、ああそうだ、じゃあ、これやろうとするのには、何かはっきりした、この「早寝・早起き・朝ごはん」はわかりやすかったのでもやりやすいと思うのですが、こんな感じに何かメッセージを伝えながら何かしないといけないということなので、その辺をいい資料等をいただきましたので、また研究を重ねて、できるだけ早くというか今もやっていることに重ねながら、もっといい方法を生み出していかないとはいけません。ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 教育長に私も意図するところのご答弁をいただきました。

頭から否定したらいかんのですが、ある校長先生をなさっていた方が現職当時に、「早寝・早起き・朝ごはん」って言われても、ご飯をまともに食べさせてもらえないで出てくる子どもが、学校の中に何人かいると。だから、呼びかけてもそういう状況の子どももいるからというようなこともあります。学校給食で生きているような子どももいるということも聞いております。ですので、そこへのそういう手だて、そういう厳しい環境の子どもへの物理的な手だてとともに、子どもの心と体をいたわる。具体的にやっ

ていくことを検討を重ねてというふうにおっしゃっていただきましたので、ぜひ今後進めていただきたいと思います。

それでは、5点目の質問に移ります。組み立て体操についてであります。

運動会での組み立て体操により、生徒や児童が負傷する事例が全国で相次いで問題となっています。組み立て体操というのは見ばえがよく、一体感に感動し、大きな拍手が湧くなど運動会の花形ですが、一方で事故やけがが発生し、安全対策を求める声が広がっております。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの調査によると、これは小学校におけるデータですが、事故発生の順位としましては、跳び箱、バスケットボールに次いで、組み立て体操と順位は3位ですが、しかし、その組み立て体操は負傷部位が頭部、頸部、腰部の割合が高く、受傷後の生活に大きな支障をもたらします。

組み立て体操にはタワーとかピラミッド、肩車、倒立などの種目があるそうですが、例えばもう今10段ピラミッドをやっている学校は恐らくないと思いますけれども、その10段ピラミッドで一番負荷のかかる下の生徒は、中学生で200キロの重さに耐えている計算になるのだそうです。下の子どもは四つんばいになって重みと痛みを耐え、上に乗る子どもは3段タワーでも高さ2メートル、10段だと7メートルの高さになり、失敗して崩れると、その高さから崩れ落ちることになります。また、肩車型のタワーでも下の生徒が上の生徒の足首を持ったまま後ろに倒れれば、上の子どもは後頭部を打つ危険性があります。教師を配置するという安全対策がとられているようですが、教師も崩壊するタワーを前に、崩れたときに瞬時になすすべがありません。逆に上から生徒が降ってきて、自分がけがをして入院した、救急車で担がれたという例も発生をしているようです。

①、いずれにしても死亡の事例も多数報告をされておりますし、大変リスクの高い競技であることには間違いなく、取り組む場合は徹底した安全指導が必要ですが、教育委員会におかれましては、学校に対しどのような指導を行っておりますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 大岸議員の組み立て体操についてご答弁します。

組み立て体操に関する質問紙調査を平成27年度から実施し、実態を把握しています。現在、中学校では組み立て体操を実施している学校はありませんが、小学校では7校中昨年度の実施校は5校でしたが、本年度は2校になります。実施校における安全対応は、次の4点を指導しています。

まず1点目は、1学期から倒立やブリッジなどにしっかり取り組ませ、基礎となる動きを十分に習得させること。2点目が、組体操の練習計画を作成し、児童の体力等の実態に応じて、毎年内容を検討すること。3点目が、ピラミッドは完成後崩さずに、最上段から順番における演技構成にすること。4点目が、練習も本番も、全てのピラミッドとタワーに教職員の補助をつけること。これらを各校遵守して取り組んでいます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 1学期から倒立の訓練などをするというのですが、内容も十分に検討しているということですが、練習中のけがなどは報告をされておられませんでしょうか。といいますのは、再質問に移るのですが、今申しました子どもの体と心の実感調査ですが、背中ぐにゃとか、眠れない、体がかたいという状況で学校へ来るわけですが、そういう子どもたち、なべてこういう身体状況の子どもたちがやるわけですね。こういうハードな組み立て体操はやはり危険があるのではないかと、すごく慎重にやらんといかんと思います。今、子どもの体と心の調査結果も見ていただきましたので、こういう子どもたちの身体状況であるということも踏まえて、学校現場でも十分な配慮が要ると思いますが、その点はいかがでしょう。

それから、練習中の事故などは報告をされていないかどうか、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

実は後の質問とも絡むのですが、一昨年事故があったようなこともありまして、この組み立て体操につきましても、早期からの計画を組んでということをお話のほうに話をしていくところです。それで、特に運動会が9月と早くなってきましたので、1学期からの取り組みをしていないと、体力を培っていくのに間に合わないということもあって、そのあたりはお話をしていきます。学校のほうは前もってこういう計画でということをお話のほうに話をしていくところです。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 取り組み状況についてお伺いをいたしました。

それでは、②の質問に移ります。

さっき教育長のおっしゃいました一昨年ですが、運動会で組み立て体操による事故の損害賠償に関する報告がありました、これは中学校だったのですが。小学校での組体操、今2校でやっているということでありましたけれども、そこにもやはり、時期がどうでしょうか、中学校と小学校とで中学校は9月、小学校も9月でしょうか。やはり組体操をやるのであれば、1学期から訓練を十分にとりうふうなことで指導を行っているのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 本年度、組体操を実施する小学校は、先ほど申しましたように2校あります。春運動会をする学校もありますが、組体操をするところは9月に行います。1校は、それぞれ3段のピラミッドとタワーを行います。もう1校は、3段のピラミッドだけあります。このピラミッドですが、2段目の子どもは1段目の子どもの背中に乗らずに、手を1段目の子どもの背中について、足は地面につけた形で行っています。また、1回目の答弁で答えましたような指導や、今年の3月25日付でスポ

一ツ庁から組体操による事故の防止について示されたように、安全面に十二分に注意をして行われるようになっていきます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 今年の運動会で小学校では3段のピラミッドとタワーというふうに、その3段でも危ない場合があるというふうに専門家が指摘をしておりますね。それで、小学校でどういうのを採用するかわかりませんが、事故につながる3段タワーと安全な3段タワーというのがちゃんと発表されております。ひょっとその辺は小学校がどちらを採用しているか、安全なほうの、今言われました3段タワーでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） ピラミッドは、1校は従前のピラミッドです。もう1校は、先ほど足を地面についたピラミッドです。タワーのほうは安全と安全でないというのがありますのか、ちょっとそこはわかりませんが。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 組み立て体操の指導の専門家の方によりますと、これはインターネットなんかでもこういうのが安全ですよというのを、ちゃんと映像をつくって流しているそうなんですけれども。高さを求めるのではなくて、高ければ花はあるわけですが、基本的な技、低い段数の技を丁寧に指導することが大事であるとしております。

ちょっと紹介しますと、例えば低い段数であっても事故がよく起きるため、そこでの安全指導を徹底をしておかなければいけないと。例えば土台になった子どもの腕の位置がどうか、床と90度であれば楽ですが、腕をやや前方につくと重さを感じます。子どもの身体状況、腕の力はどうでしょうね。こういう注意事項があります。また上に乗る子どもの乗り方、背中に立つと土台は痛みが強く、上の子どもは不安定です。しかし、土台の腕と足の延長線上に立つと安定します。こうした丁寧な安全指導が欠かせないとありますが、これは可能ですか。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） この組体操ですけど毎年ずっと行ってきておりますんで、大体多くの先生が当然補助の中にも入っている中で、割と組体操の指導を経験する中で、ノウハウとかそういったものは培っているかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） ぜひ有識者の指摘、角度から腕のつき方からありますので、そういうのも一度ごらんになって、なお学校に注意に促していただきたいと思います。

私はこういう質問に取り上げましたけれども、事故が余りにも多いという報告があり

ますので、議会からでも教育現場のほうに、外部から危ないからやめよとか、やり方を、こんな角度がどうか云々するというふうな、口出しをするのはよくないことですし好まないのですが、子どもがせっかくやっている教育活動の中で、けがをしたりするのは見過ごしてはいけないと思います。不作為とは言ってもリスクは最大限避けるべきでありまして、組み立て体操について、なお十分な教育委員会と教育現場との間で検証と研究が必要ではないでしょうか、再度お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育次長、小松美公君。

○教育次長（小松美公君） 組体操を実施するに当たっては、先生方は安全に細心の注意を払って取り組まなければならないところです。今回スポーツ庁の調査でありましたが、この中でも言われているように最後は各学校の判断というところで、確実に安全な状態でできなければ組体操の実施は中止することというふうな通知が来ていますので、この辺の安全にできるかというところを学校のほうで判断していただいて、見送るかどうかということになってくるかなと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えします。

教育にかかわってきた者としては、子どもたちは鍛えたら伸びるというのが大きくあって、ずっと計画的にきちっとしていけばすごい力を発揮するというのが、これはもうはっきりわかっています。ところが一方、さっきの実感の調査のように、今の子どもたちが、みんな鍛えたら伸びる状態かというところではないということがあって、この組体操につきましても、昔というか大分前のときには、これはすごいというのをしていたのですけれども、だんだんやっぱり規模が小さくなったり、することが子どもの体力に合わせたものになって随分中身が変わってきています。それでも子どもの力も確かめながら、先生たちがわかっている子どもの把握の中で計画的に精いっぱいのことをやって、子どもたちが満足して本当にやってよかったと、自分が伸びたと実感できることをしていきたいと思っています。そういう思いはあるのですが、やっぱりけがは多くなってきています。組体操だけじゃなくて綱引きであったり、走っていても足をこねるとかいうことも起こってきたりして、何をやっても心配な状況はあるのですけれども、練習を重ねながら精いっぱい子どもたちが元気に、本当にいい気持ちで終われる運動会にしていきたいと思うので、その辺はまた学校と話し合いながら、一緒にやっていきたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 確かに子どもたちの教育に当たる立場としましては、この組体操を通じて本当に子どもたちは力もつくし、やって成功したら一体感もあるし、子どもたちの顔が晴れやかになって、すごく成長するというのは本当に気持ちとしてはよくわかります。そうやって心と体というか鍛える。それから、みんなで力を合わせるこ

とに喜びを感じるとかいうふうな、たくさんの教育効果があるというのはわかることです。ただ、こんなふうに事故や死亡も含めて、事例がたくさん報告された中で、スポーツ庁からもそういう通達もあるということ。

ちょっと1点だけ申しておきたいのですけれども、大人の場合ですと労働安全衛生規則というのがありまして、仕事をするときには危険なところで「事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、間口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。」と大人にこういうふうに規制があるのに、子どもは2メートルどころから何メートルも上がる。そこに先生が横で囲んでいるだけとかいうふうなのは、やっぱりこれはちょっと、子どもにとっては場合によっては過酷。そのためにきちんと体の筋肉もつけて、倒立の練習もやってすることでしょうけれども。当然それは教育長もそういうふうにお考えと思いますけれども、なお、こういうことでけがをしたりしないように申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。本日はこれで散会します。

お諮りします。一般質問が全て終わりましたので、9月15日は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、9月15日は休会とすることに決定しました。

次の会議は9月16日午前9時から開会します。

（午後 2時46分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

平成 2 8 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 8 年 9 月 1 6 日 金曜日

平成28年第3回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成28年9月7日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月16日金曜日（会期第10日） 午前 9時02分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	山 本 芳 男
8番	小 松 紀 夫	19番	島 岡 信 彦
9番	爲 近 初 男	20番	石 川 彰 宏

欠席の議員

16番 比与森 光 俊

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課収納担当参事	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福祉事務所長	西 本 恭 久
企画財政課長	山 中 俊 明	産業振興課長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	岡 本 博 章	支 所 長	野 島 惠 一
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	舟 谷 益 夫
税 務 課 長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	小 松 美 公	生涯学習振興課長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局長書記 山本 絵里
議会事務局長書記 一圓 まどか

市長提出議案の題目

- 議案第 50号 平成27年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 51号 平成27年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 52号 平成27年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 53号 平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 54号 平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 55号 平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 56号 平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 57号 平成27年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58号 平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59号 平成27年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60号 平成27年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 61号 平成27年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 62号 平成28年度香美市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第 63号 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 64号 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 65号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 66号 平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 67号 香美市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 68号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

議案第 69号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 70号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 71号 高知縣市町村総合事務組合理約の変更について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成28年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第4号)

平成28年9月16日(金) 午前9時開議

- | | | | |
|-------|-----|-----|--|
| 日程第1 | 議案第 | 50号 | 平成27年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第2 | 議案第 | 51号 | 平成27年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第3 | 議案第 | 52号 | 平成27年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第 | 53号 | 平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 議案第 | 54号 | 平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 議案第 | 55号 | 平成27年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 議案第 | 56号 | 平成27年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | 議案第 | 57号 | 平成27年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第 | 58号 | 平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第 | 59号 | 平成27年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第 | 60号 | 平成27年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第 | 61号 | 平成27年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第 | 62号 | 平成28年度香美市一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第14 | 議案第 | 63号 | 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) |

- 日程第15 議案第 64号 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計
補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第 65号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補
正予算（第2号）
- 日程第17 議案第 66号 平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補
正予算（第1号）
- 日程第18 議案第 67号 香美市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第19 議案第 68号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第 69号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第 70号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第22 議案第 71号 高知縣市町村総合事務組合理約の変更について

会議録署名議員

1番、甲藤邦廣君、3番、利根健二君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時02分 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。16番、比与森光俊君は、病気のため欠席という連絡がありました。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

初日、9月7日の地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく報告における、報告第9号、平成27年度香美市健全化判断比率の報告について及び報告第10号、平成27年度香美市資金不足比率の報告についての質疑を受けることが抜かっておりました。私の思い違い、また勉強不足といえ、皆様方に不愉快な思いをおかけしたことを陳謝し、本日ここで質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

これより、報告第9号及び報告第10号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） お尋ねをいたします。報告第9号についてですが、全般にわたりますので報告9-4でも見ることができますけれども、順次お伺いをします。

この4つの健全化の指標の算式の全ての分母に標準財政規模というのがありますが、この標準財政規模とは何をあらわすものかということと。

その報告9-4ページの真ん中辺に標準財政規模の計算式がありますが、その中の臨時財政対策債発行可能額、これは平成27年の決算の発行された額、決算書にある臨時財政対策債の額、収入済み額といいますか、決済した額という捉まえ方でよろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

標準財政規模でございますが、これは4ページに算式がございまして、「標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額」ということになっておりまして、標準税収入額等というのは、地方税法で定めております法定普通税の標準的な収入見込み額に、各種譲与税がプラスされている分でございます。

そして、臨時財政対策債発行可能額でございますが、香美市の場合は発行可能額全額借り入れておりますので、平成27年度の決算額の臨時財政対策債の発行額がここの数字となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 関連でお伺いしますが、その標準財政規模の計算式の最初にあります標準税収入額というのは、どこで見るとわかりますでしょうか。決算書でわかりますでしょうか。それとも、標準税収入額ということで、決算カードの右上のほうによく自治体の規模によって類型がⅠとかⅡとかありますよね、そこで決まるのか。その下に、標準財政規模が50億円から200億円の市町村についてのこの計算というのも本文中に説明がありますが、標準税収入額というのはどこで見たらわかるのか、それは国が決めてくるものなのか。その辺の説明をお願いしたいのと、済みません。それを取りあえずお願いします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） この標準税収入額等ですが、これは前年度の実績に基づいて国が算定してきた数字になっておりまして、ここの数字がどこでわかるかといえますとちょっとこの報告には出ておりませんが、この合計額から普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額、これはここに載っておりますので、その部分をこの全体の金額から引いていただいたものが、標準税収入額等ということになっております。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はございませんか。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 数字自体はそれでわかりますが、国が実績に基づいてと言われましたけれども、それは前年度の決算を報告しますよね、総務省のほうに。それで判断をされるということでしょうかが1点と。

それともう最後ですが、この報告9-3ページにあります将来負担額のところの将来負担額が地方債現在高、退職手当負担見込額、そして公営企業、組合負担額云々とありますが、この退職手当負担見込額というのは、現在の職員さんがその将来的にやめたときの退職金を積算したらこうなりますよということなのか。

それと、当市の財政規模から見まして、この退職手当見込額というのは大きいのか少ないのかといいますか、言い方がおかしいかもしれませんが、そういう比較をすることもあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

標準税収入額でございますが、これは国のほうで前年度の実績をもとに、本年度の伸び率とかそういうものを勘案して出してきているものだと思っております。詳しい細かい計算式までは、ちょっと私のほうも存じておりません。

それと、将来負担比率の退職手当負担見込額ですが、これは職員全員が前年度末に自己都合により退職すると仮定して計算しておりますので、一人一人の退職金額を、自己都合で退職したときの合計額ということになります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、議案第50号、平成27年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第51号、平成27年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第52号、平成27年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第53号、平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第54号、平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第55号、平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第56号、平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第57号、平成27年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

- 議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
日程第 9、議案第 58 号、平成 27 年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
「進行」という声あり
- 議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
日程第 10、議案第 59 号、平成 27 年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
「進行」という声あり
- 議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
日程第 11、議案第 60 号、平成 27 年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
「進行」という声あり
- 議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
日程第 12、議案第 61 号、平成 27 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
「進行」という声あり
- 議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
日程第 13、議案第 62 号、平成 28 年度香美市一般会計補正予算（第 3 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
「進行」という声あり
- 議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
日程第 14、議案第 63 号、平成 28 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
「進行」という声あり
- 議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
日程第 15、議案第 64 号、平成 28 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
「進行」という声あり
- 議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
日程第 16、議案第 65 号、平成 28 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
「進行」という声あり
- 議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
日程第 17、議案第 66 号、平成 28 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第67号、香美市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第68号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第69号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第70号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第22、議案第71号、高知縣市町村総合事務組合規約の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第1、議案第50号から日程第22、議案第71号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は9月22日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、9月22日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会します。

次の会議は9月23日午前9時から開会します。

（午前 9時18分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 8 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 8 年 9 月 2 3 日 金曜日

平成28年第3回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成28年9月7日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月23日金曜日（会期第17日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	甲 藤 邦 廣	1 1 番	門 脇 二三夫
2 番	小 松 孝	1 2 番	山 崎 晃 子
3 番	利 根 健 二	1 3 番	山 崎 龍太郎
4 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	大 岸 眞 弓
5 番	森 田 雄 介	1 5 番	織 田 秀 幸
6 番	濱 田 百合子	1 7 番	依 光 美代子
7 番	村 田 珠 美	1 8 番	山 本 芳 男
8 番	小 松 紀 夫	1 9 番	島 岡 信 彦
9 番	爲 近 初 男	2 0 番	石 川 彰 宏

欠席の議員

1 6 番 比与森 光 俊

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税務収納課収納担当参事	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福祉事務所長	西 本 恭 久
企画財政課長	山 中 俊 明	産業振興課長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由香理	建設課長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課長	安 井 幸 一
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	岡 本 博 章	支 所 長	野 島 惠 一
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	舟 谷 益 夫
税務収納課長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教 育 次 長	小 松 美 公
教育振興課長	横 山 和 彦	生涯学習振興課長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里
議会事務局書記 一圓 まどか 議会事務局書記 中村 友紀

市長提出議案の題目

- 議案第 50号 平成27年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 51号 平成27年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 52号 平成27年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 53号 平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 54号 平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 55号 平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 56号 平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 57号 平成27年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58号 平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59号 平成27年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60号 平成27年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 61号 平成27年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 62号 平成28年度香美市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第 63号 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 64号 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 65号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 66号 平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 67号 香美市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 68号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

議案第 69号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 70号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 71号 高知縣市町村総合事務組合理約の変更について

議案第 72号 平成28年度香美市一般会計補正予算（第4号）

議員提出議案の題目

決議案第 1号 北朝鮮による核実験・弾道ミサイル発射に対する抗議決議案について

意見書案第 9号 タックスヘイブンを利用した税逃れへの対策を求める意見書の提出について

意見書案第10号 利用者の負担が増す介護保険制度改革をしないように求める意見書の提出について

意見書案第11号 雇用対策の改善を求める意見書の提出について

意見書案第12号 核先制不使用政策を支持し、被爆国の役割を果たすよう求める意見書の提出について

意見書案第13号 年金積立金の投機的運用を中止・撤回し、国民の年金受給権を保障するよう求める意見書の提出について

議事日程

平成28年第3回香美市議会定例会議事日程

（会期第17日目 日程第5号）

平成28年9月23日（金） 午前9時開議

日程第1 議案第 50号 平成27年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第2 議案第 51号 平成27年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 議案第 52号 平成27年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 議案第 53号 平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第 54号 平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 議案第 55号 平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について

日程第7 議案第 56号 平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第 57号 平成27年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について

日程第9 議案第 58号 平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

の認定について

- 日程第10 議案第 59号 平成27年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第 60号 平成27年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第 61号 平成27年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第 62号 平成28年度香美市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第 63号 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第 64号 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第 65号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第 66号 平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第 67号 香美市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第 68号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第 69号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第 70号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第 71号 高知縣市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第23 議案第 72号 平成28年度香美市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第24 決議案第 1号 北朝鮮による核実験・弾道ミサイル発射に対する抗議決議案について
- 日程第25 意見書案第 9号 タックスヘイブンを利用した税逃れへの対策を求める意見書の提出について
- 日程第26 意見書案第10号 利用者の負担が増す介護保険制度改革をしないように求める意見書の提出について
- 日程第27 意見書案第11号 雇用対策の改善を求める意見書の提出について
- 日程第28 意見書案第12号 核先制不使用政策を支持し、被爆国の役割を果たすよう求める意見書の提出について
- 日程第29 意見書案第13号 年金積立金の投機的運用を中止・撤回し、国民の年金受給権を保障するよう求める意見書の提出について

日程第30 閉会中の所管事務の調査について

平成28年第3回香美市議会定例会追加議事日程

(会期第17日目 日程第5号の追加第1)

平成28年9月23日(金) 午前9時開議

追加日程第1 議長の辞職について

平成28年第3回香美市議会定例会追加議事日程

(会期第17日目 日程第5号の追加第2)

平成28年9月23日(金) 午前9時開議

追加日程第2 議長の選挙について

平成28年第3回香美市議会定例会追加議事日程

(会期第17日目 日程第5号の追加第3)

平成28年9月23日(金) 午前9時開議

追加日程第3 副議長の辞職について

平成28年第3回香美市議会定例会追加議事日程

(会期第17日目 日程第5号の追加第4)

平成28年9月23日(金) 午前9時開議

追加日程第4 副議長の選挙について

平成28年第3回香美市議会定例会追加議事日程

(会期第17日目 日程第5号の追加第5)

平成28年9月23日(金) 午前9時開議

追加日程第5 議席の一部変更について

平成28年第3回香美市議会定例会追加議事日程

(会期第17日目 日程第5号の追加第6)

平成28年9月23日(金) 午前9時開議

追加日程第6 各常任委員会委員の選任について

平成28年第3回香美市議会定例会追加議事日程

(会期第17日目 日程第5号の追加第7)

平成28年9月23日(金) 午前9時開議

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

平成28年第3回香美市議会定例会追加議事日程

(会期第17日目 日程第5号の追加第8)

平成28年9月23日(金) 午前9時開議

追加日程第8 定住人口増加促進特別委員会委員の辞任について

平成28年第3回香美市議会定例会追加議事日程

(会期第17日目 日程第5号の追加第9)

平成28年9月23日(金) 午前9時開議

追加日程第9 定住人口増加促進特別委員会委員の選任について

平成28年第3回香美市議会定例会追加議事日程

(会期第17日目 日程第5号の追加第10)

平成28年9月23日(金) 午前9時開議

追加日程第10 香南香美老人ホーム組合議会議員の辞職について

平成28年第3回香美市議会定例会追加議事日程

(会期第17日目 日程第5号の追加第11)

平成28年9月23日(金) 午前9時開議

追加日程第11 香南香美老人ホーム組合議会議員の選挙について

平成28年第3回香美市議会定例会追加議事日程

(会期第17日目 日程第5号の追加第12)

平成28年9月23日(金) 午前9時開議

追加日程第12 香美市広報委員会の議会広報部会委員の辞任について

平成28年第3回香美市議会定例会追加議事日程

(会期第17日目 日程第5号の追加第13)

平成28年9月23日(金) 午前9時開議

追加日程第13 香美市広報委員会の議会広報部会委員の推選について

会議録署名議員

1番、甲藤邦廣君、3番、利根健二君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（石川彰宏君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告いたします。16番、比与森光俊君は、病気のため欠席という連絡がありました。

議事日程に入る前に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員会副委員長、山崎真幹君。

○議会運営委員会副委員長（山崎真幹君） おはようございます。4番、山崎真幹でございます。本日の会議の運営等につきまして議会運営委員会を開催いたしましたので、協議の結果をご報告をいたします。

まず、追加議案等については、議案1件、そして、緊急を要する案件として決議案1件、意見書案5件を追加議題とし、委員会付託を省略し、提案説明から採決まで行います。

続いて、12月定例会の会期日程及び会議の予定につきましては、協議の結果、別紙のとおり決定しましたので、予定表をお手元に配付しております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 議会運営委員会副委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、議案第50号、平成27年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第22、議案第71号、高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてまで、以上22件を一括議題とします。

これから、各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、大岸真弓君。

○総務常任委員会委員長（大岸真弓君） 皆さん、おはようございます。14番、大岸真弓です。ただいまから総務常任委員会の報告を行います。

去る9月16日に総務常任委員会を全委員の出席で行いました。今期定例会で総務常任委員会が付託を受けました案件は、議案第50号、第62号、第67号、第68号、第69号、第71号の6件となっております。

それでは、審査の経過と結果の報告をいたします。

まず、議案第50号、平成27年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題としました。本案は、審査に日数を要するため継続審査とすることに決定しました。

次に、議案第62号、平成28年度香美市一般会計補正予算（第3号）を議題としました。本議案は連合審査会で既に質疑を終了しており、直ちに討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第62号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第67号、香美市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。特段の質疑、討論はなく、採決の結果、議案第67号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第68号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。本案についても質疑、討論はなく、採決の結果、議案第68号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第69号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。本案について、税条例の改正内容の説明を求める質疑に対し、日本と台湾の民間の租税取り決めに規定された内容を実施できるようにするため、国内法の整備をする必要があります、本市の条例も改正するものであるとの説明。また、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律を、台湾との運輸業だけでなく全ての項目に当てはめ、題名を外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に合わせることになったとの説明がありました。相互主義とは、双方の国で双方の居住者が同様の権利が認められることであり、これにより台湾・日本間で二重課税の排除、配当、利子に対する総合課税10%を分離課税5%にして構わないことになるとの説明がありました。以上のような質疑があり、討論はなく、採決の結果、議案第69号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第71号、高知県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題としました。本案の質疑、討論はなく、採決の結果、議案第71号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） 17番、依光美代子でございます。ただいまから第3回定例会の教育厚生常任委員会の報告を行います。

この審査においては、9月20日に全員出席のもと（後に「1名欠席のもと」と訂正あり）審査を行いました。

第3回定例会に教育厚生常任委員会が付託をされた案件は、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第65号、議案第66号、議案第70号の以上8件であります。以下、審査の経過と結果を報告いたします。

最初に、閉会中の継続審査にすべきと決定した議案について報告をいたします。

議案第55号、平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について、議案第56号、平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について、議案第57号、平成27年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について、議案第58号、平成27年

度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号、平成27年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定についての以上5件は、引き続き慎重審査の必要を認め、閉会中の継続審査にすべきと決定しました。

次に、議案第65号、平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題とし審査に入りました。最初に、10ページの一般会計繰入金事務費分繰入金の減額についての問いには、当初マイナンバーに係る連携改修は各会計で計上するようにしていたが、一般会計で一括してやることとなり、二重計上になっている経費を入・出ともに同額を減額するものと答弁。次に、14ページの基金積立金については、この積立金は前期高齢者交付金の確定によるものです。この交付金の仕組みは複雑で、2年前の確定値により算出する概算分とその2年後に実際の確定値により算出する精算分の2つからなっており、それを国保や協会健保の各保険者の負担割で調整をするので、予想が付きにくい交付金です。平成28年度の当初予算時には予想がつかないので、前々年度の増減に余り影響のない年の確定値で計上をしておりました。今回、前期高齢者交付金2億759万5,000円が確定され、歳出以上に入ってきたので繰入金も不要となり、なお余剰があり、その分を基金へ積み立てとして計上するものです。次に、毎年このようになるのかについては、平成26年度の交付金は、平成24年度の医療費が約一億数千万円少なかったことで減されました。今回は2年前の精算の確定により膨らんでおりますが、来年度は若干減ると予想されます。次に、基金残高については、現在、基金はこの積立金を入れると約3億1,800万円です。しかし、平成27年度には地単カット分の繰り入れや基金の取り崩しなどがありました。平成28年度末には約一億七、八千万円ぐらいと予測をしております。次に、12ページの一般被保険者高額療養費の2,000万円の補正については、当初、各月の医療費の支払いを見込み年間を予想していたが、実際は各月の支払いが多目に推移しており、足りなくなることが予想されるので補正をするものです。最後に、重症化する人が多いということかについては、新たな人がどれぐらいふえたかを把握しておりませんが、1人当たりの医療費がふえてきたことが原因でありますと答弁でした。以上で審査を終え、討論もなく、採決の結果、議案第65号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第66号、平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）を議題とし審査に入りました。4ページの基金繰入金600万8,000円入れることで基金残高はどれぐらいになるのかについては、1億610万2,282円ですと答弁でした。次に、10ページの成年後見制度利用支援事業を必要とする人がふえていますか、また後見人はスムーズにおりますかとの問いに、成年後見制度を必要とする人が年々多くなっております。後見人は今のところおりますとの答弁でした。以上で審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第66号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第70号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし審査に入りました。本市において、この改正による対象者はいるのかとの質疑に対し、本市では対象者はいないのではないかと聞いておりますと答弁でした。以上で審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第70号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、織田秀幸君。

○産業建設常任委員会委員長（織田秀幸君） 15番、織田でございます。それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

今定例会に産業建設常任委員会が付託を受けた案件は、議案第51号、第52号、第53号、第54号、第60号、第61号、第63号、第64号の8件であります。

議案第51号、平成27年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号、平成27年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、そして、議案第53号、平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号、平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上4件は審査に日数を要するため閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

審査を行った4件について経過と結果を報告いたします。

まず初め、議案第60号、平成27年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定については、年度ごとに有収水量率の改善が図られているが要因と対応策はとの質疑に、上水道では配水量のデータ分析による漏水箇所の特定や業者及び住民の通報等で修繕を行っているとの答弁。また、漏水はないことが望ましいが、数値目標は定めているのかとの質疑に、数値目標は定めていないが、今後、漏水対策として老朽管の更新を図るとの答弁。さらに、給水原価の計算式にある長期前受金戻入額についての質疑では、平成26年度に制度改正が行われ、水道事業経営指標により平成27年度から戻入額が計算式に加味されているとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第60号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第61号、平成27年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定については、職員に関する事項で上水道事業と兼務とあるが、事務量の比率、また管理は委託しているのかとの質疑に、事務量の比率は9対1程度であり、点検管理は直営で行っているとの答弁。また、今後の工業用水の利活用についての方向性を検討されているのかとの質疑に、工業用水の利用を伴った企業誘致を県及び関係課と連携し進めていくとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第61号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第63号、平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

では、配付資料があり説明を受けた後、電磁流量計の耐用年数と更新に至った理由はこの質疑に、水道施設更新指針に基づき耐用年数は10年であるが、当該流量計は28年が経過していた。委託業者より報告を受け更新を行うものである。また、塩素量注入のメカニズムはこの質疑に、電磁流量計のデータをもとに、流量に適した塩素量を調整しているとの答弁。また、家庭用水道メーターの交換や点検マニュアルの対応はこの質疑に、家庭用のメーターは8年の耐用年数であるが、7年ごとに交換している。また、点検マニュアルの整備や点検なども不十分であったが、今後は計器類や管路についても計画的に更新するとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第63号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第64号、平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）では、これも配付資料があり、説明を受けた後、マンホールポンプ2基のオーバーホールかこの質疑に、今回は2基あるマンホールポンプ部品の交換である。補正予算額から1基が約200万円とのことか、また、全24基あるマンホールポンプは計画的に整備を図るのかこの質疑に、新規で全面更新する場合は1基が497万円、部品交換の場合は約319万円で、約178万円の経費削減になる。計画的な整備計画はないが、稼働状況を検証しながら対応する。当該マンホールポンプは6月に異常が発生し、部品交換が必要となったためであるとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第64号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。
休憩にします。

（午前 9時23分 休憩）

（午前 9時23分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

ここで教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君から訂正の発言を求めておられます。
教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） 17番、依光です。

先ほど私が「全員出席のもと」という報告をしましたが、「1名欠席のもと」審査を行いましたに訂正をさせてください。よろしくお願いします。

○議長（石川彰宏君） ただいま教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君から訂正したいとの申し出がありました。会議規則第65条の規定により、これを許可することにいたします。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号から議案第59号までを一括して採決しますが、議案第50号から議案第59号までについては、各常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長からの申し出のとおり継続審査とすることに異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号から議案第59号までの各案件は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これから、議案第60号、平成27年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第60号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第61号、平成27年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第61号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第62号、平成28年度香美市一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正

予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第66号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、香美市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第67号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第69号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第70号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、高知縣市町村総合事務組合理約の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第23、議案第72号、平成28年度香美市一般会計補正予算(第4号)から日程第29、意見書案第13号、年金積立金の投機的運用を中止・撤回し、国民の年金受給権を保障するよう求める意見書の提出については追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(石川彰宏君) 異議なしと認めます。よって、日程第23、議案第72号から日程第29、意見書案第13号までの案件は委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第23、議案第72号、平成28年度香美市一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長(山中俊明君) おはようございます。議案第72号、平成28年度香美市一般会計補正予算(第4号)について説明をいたします。

平成28年度平成28年度香美市一般会計補正予算(第4号)

平成28年度香美市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,007万円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ185億743万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成28年9月23日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、図書館及び美術館収蔵庫建設に係る技術等支援業務委託費等の追加のほか債務負担行為の補正を行うものです。

なお、第1表、歳入歳出予算補正、3ページから9ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書、11ページから13ページまでと、次に、款項目節の内訳、14ページから16ページにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略させていただきます。

次に、10ページの第2表、債務負担行為補正につきましては、1事業を追加し、48万円を増額しています。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 議案細部説明書のほうがわかりやすいと思いますので、こちらのほうでお聞きをしたいのですが。

歳出のところの総務管理費の説明の中で1行目、財産管理費の60万円の減額が、委託料で設計監理を職員で実施したため委託しなくて済むようになったという記述がございます。今回CM方式の説明もあったりして、設計監理とかできる専門職の方がいらっしやらないということで、そういう補正も上がってきておりますけれども、職員さんでできればそれが一番いいわけなんです。ほかにも職員さんが設計監理をできる場合があるかどうか、ほかの事業でも。幾らぐらいまでの工事なら委託しなくて済むのか、そんなことがわかりましたらお願いします。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 済みません。内容的なものによると思います。技術の職員を抱えておる課としましては、金額どうこうもやっぱり大きくなれば注意せないかん部分、それと時間の束縛が長くなるため、現行の課の中の仕事以外でやっぱりやるという形になってきますので、やはりなかなか対応できない部分があるかと思えます。やはり内容的なものによるし、それと束縛する時間によるものと。

ただ、担当課としましては、できる限りの応援体制は、今後もとっていかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 次に、同じ細部説明書のほうで、その下の教育費ですが、事務局費の517万円の追加ということで、小学校でCO₂の排出削減促進事業ということで補正が上っております。副読本等作成委託料ということで500万円の追加という説明があっておりますけれども、こういう事業というのは、国のほうからこういう取り組みをなささいということで来るのでしょうか。そして、今この時期、当初か何かにあるのかなというふうに思うのですが、この時期にこういう補正の追加ということと、それから500万円の追加、副読本を市内の小学生全員に配付をして、教材として使うということでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

この事業は、一般財団法人環境イノベーション情報機構というところが、環境省のほうから補助金を受けて市町村にやりませんかということでおろしてくる事業です。今回、3次募集ということで、1次、2次するときにはこちらのほうも手を挙げてなかったというか、その事業について知らない部分もございましたので、今回どうですかというお話がありましたので手を挙げたというところなんですけども、100%補助で歳入のほうで500万円、歳出のほうで若干の補助で対応できない部分もあろうかということで、17万円ほどは追加で上げさせていただいております。

今回、各小学校では、森林であるとか河川の環境教育、環境学習もされておりますけれども、今回もうちょっと大きな取り組みとしまして、エネルギーとかCO₂削減についても学んでいただきたいということで、この事業を導入して副読本的なものをつくって、全小学生に配付するといった形にしております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 具体的にどういうところに、一定こつこつCO₂削減するためにやっておりますよね。新たにどういうところに力を入れてやっていかれる、その事業内容をちょっとご説明をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

実は、この事業は5月ぐらいになってわかっていたのですが、年度当初の学校は新しい年度の計画を立てて出発をして、いろんなことが軌道に乗るまで大変忙しい時期です。今、3次募集でこれに取りかかろうと思ったのは、今の時期になってきますと、学校がどういう方向へ持っていこうかという道筋が非常によく見えて、環境教育についてはどの学校も取り組んでいますけれども、特にエネルギー教育については、今とても大事な問題ですけれども、そこに取り組んでいる学校が楠目小学校です。

ところが、楠目小学校はほかにもたくさんいろいろな事業をしております、中心になるのには少し負担がかかるということで、ちょうど香長小学校が環境教育にしっかりテーマを置いて取り組みを進めております、広い意味の環境教育からエネルギーへ視点を置いた教育へ、今だったらもう少し深めていくことができるというちょうどいい時期だったので、3次ですから2月ぐらいまでにいろいろな事業を終えないといけない、予算的な面ではということがあって、ちょっと急ぐのですけれどもこれを一番最初の取りかかりにして、とりあえずは香長小学校をモデルとして今年は進めますが、香美市全体で、各学校でエネルギーに関する教育を進めていきたいとずっとかねがね思っております、来年からは、この副読本をつくることによって、ほかの学校も一気にそういう授業が展開できるようにしていきたいと思っております。

学校の忙しさからいうと、この副読本にみんなが集まって、何回も考えて執筆をしてというのはとても無理ですので、このエネルギー教育を進めていくための香美市の副読本としては委託をかけたいと思っております。あちこちに副読本をつくってきたというそういう実績を持つてるところなんかもありますので、そういうところをお願いをしながら、学校もそれに一緒に入りながらつくっていききたいと思っております。学校が全面的に負担をかけながらという形を極力避けたいので、副読本は委託、実践は香長小学校が深めてくれるので、そして、楠目小学校ももうしているの、あとの学校も環境教育自体はしているの、そこをもうちょっと深めていきたいということです。この事業の目的はCOOL CHOICEの啓発ということが主な趣旨ですので、学校が取り組むことによって地域への影響は大きいものと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 依光です。

細部説明書の民生費、児童福祉総務費の中の今回の50万円の追加です。ここの説明によると「報償費で保育園問題調査委員会委員への謝金等の追加」ということで書かれています。6月にも同じように補正がありました。これは例の問題がまだ解決してないということでしょうか。それとも新たに問題が発生して、その問題を調査するべく状況ながでしょうか。

それと、今後どのような形でいくのかもあわせてお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

6月補正で1回上げさせていただきましたが、今同じ問題で調査が進んでおります。調査委員会のほうでは、あと3回、4回程度でできるのではないかというふうなお話もありますけれども、若干、謝金のほうで不足する事態が予測されますので、今回追加させていただきます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎です。

17ページですけれども、債務負担行為で地域づくり支援員活動用車リース代ということで出てますけれども、これは今度の集落活動センターで使う地域づくり支援員さんの分なのか、その点をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 定住推進課長、中山繁美君。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

この車のリースにつきましては、再リースということで、現在、物部のほうの地域づくり支援員がおりますが、そちらの使っております車がリースが切れるということで、その分の再リースということです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

まず15ページの、先ほど大岸議員が聞かれて井上課長が答えられた部分について、再度関連して伺いますが。

実際、まず1つには、旧逆川保育園のほうがマイナス110万円で西別館のほうプラス50万円ということで、マイナス60万円ということでありまして、ちょっと西別館のどういう形を目指してるのか、詳細がわからないという部分が1つあります。

それと、大岸議員が聞かれた中で、西別館が実際、設計管理がこちらのほうでできなかったかというレベルの点。

それと、井上課長は実際、簡水の配水池の図面なんかも書かれた実績もあろうかと思っておりますけど、応援すると今言うてましたわね。課をまたいでのどういう応援を実際考えられているのか。その課におればいいんですけど、実際、まあ水道なら水道でもし技術職がない場合に、どっかの支所なり別の課にその技術職が行ってる場合には、それを応援するとかいう仕組み立てができるのか、実際のところ。やはり技術職不足を解消するためにはそういう部分、それから検査の立ち会いなんかもありますわね。昔、舟谷支所長が何かあけぼのの検査の立ち会いしてましたわね、できたときの、そんな記憶もあるんですけど。実際、そういうところを見たときにさまざまな応援体制がどうなのかなと、そういう仕組みがあるのか。それとも、結局のところは、せっかく持っている技術を使わんままで終わらせるんじゃないかという部分も踏まえて、確かに日常業務を抱えてる中でのことですけれども、それについての見解を求めます。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 旧の逆川保育園の解体業務を職員がやったという理由を

ちょっと説明いたします。

まず、当初12月に発注の予定のときには、5月に設計業務を発注して、8月、9月に建物を壊す予定で、10月に新築工事にかかっていたと予定でございました。

しかし、逆川地区と協議すると、建設委員から8月には着工したいということのを伺いまして、それで行きますと当初のスケジュールではちょっと無理と。それで、たまたま健康介護支援課のほうに逆川保育園の平面図がありましたので、私が平成27年度末と4月に設計書を作成して発注したため、今回必要がなくなりました。

それと、西別館東棟の改修工事の件ですが、これは急遽こういう問題が起きましたのは、現在、香南市役所に入っている農業共済組合が、香南市役所の建てかえに関連しまして移転先を探しゆうという話をいただきました。職員9名で私有車9台、公用車8台のスペースを確保できる場所は農業振興センターしかありません。

ただし問題が2つありまして、1点目は、現在、広報が発送事業をしておりますので、それが移転できるかどうか。それと2点目は、市街化調整区域にある公共施設を賃貸できるかという問題です。1点目につきましては、総務課の担当者に西別館東棟の倉庫を提示したところ、広さ的には問題なく作業場所として改修すれば移転可能という返事をいただきました。また、2点目につきましては、先日、高知県都市計画課より公共的組織であれば利用可能ということの返事をいただきましたので、急遽、今回提案させていただいたんですが、管財課には改修業務を設計する職員もおりませんので、今回提案させていただいたということです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 技術の課として建設課としての回答、全体的な回答をさせていただきます。

各課からの技術支援依頼がありましたら、内容を吟味しできるかできないか、できない時期もやはりあるし、できることも、全て対応が無理な場合もありますが、できる限りの対応を現在もとっています。

また全ての立会へ、技術依頼のある担当課と協議し、立会、その他の協議もできる限りの対応を現在も行っています。今後もその対応、体制はとっていかねばならないと考えています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

別の件で、社会教育費のCM方式ということで、説明も受けた中で1点は聞いちゃかんといかんのは、やはりCMRとの関係性をどう構築していくかという部分は大切な点と思うんですわね。やはり1,500万円ということで本年度の分は含まれたというこ

とですが、今後のこともありますので。やっぱり、状況を見ながらということもあるようですが、一遍こういうふうになりますとなかなか、そしたら、次はどうするかというときに我々議会サイドも考えんといかん部分もあろうかと思えますけど。現実的にこれからのことですが、教育委員会も丸投げするわけじゃないんでしょうが、定期的にやっぱり話し合いなんかも持たれる計画なのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 以前説明しましたCM方式は、その部分だけでなく、総体的に設計から始めて入札、工事まで全てを、そこに図書館ができるまでのCMという支援方式であります。

ただ、初めてやることもありまして、年度年度で業務の遂行状況、成果等を検証しつつ、次年度の契約につなげていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

関連してですが、図書館だけじゃなくて美術館収蔵庫もあわさってるということで、ちょっと特殊な部分もあろうかと思えますが、やはりこちらサイドのコンセプトをはっきり伝えていくと、明確に、あやふややなくて。そここのところの考え方、視点はどのようにお持ちなのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 当然、建設の設計業者を今度プロポーザルで選定するわけです。その前段に私どもが望んでおるコンセプトと図書館の建設基本計画書をCM業者に提示しまして、次の建築設計のプロポーザルへつないでいくという、私どもの意見を全て建設の設計のほうへつなげていくという考えであります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第72号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

これから、日程第24、決議案第1号、北朝鮮による核実験・弾道ミサイル発射に対する抗議決議案についてを議題とします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。19番、島岡信彦君。

○19番（島岡信彦君） 決議案第1号、北朝鮮による核実験・弾道ミサイル発射に対する抗議決議案について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成28年9月23日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 島岡信彦、賛成者 同 小松紀夫、賛成者 同 爲近初男、賛成者 同 門脇二三夫、賛成者 同 濱田百合子、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 利根健二、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 比与森光俊、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 山崎晃子、賛成者 同 甲藤邦廣、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 織田秀幸、賛成者 同 小松 孝、賛成者 同 山本芳男、賛成者 同 石川彰宏、賛成者 同 森田雄介、賛成者 同 村田珠美

北朝鮮による核実験・弾道ミサイル発射に対する抗議決議（案）

去る9月9日、北朝鮮は核弾頭爆発実験を実施した旨発表しました。これは一連の国連安保理決議や日朝平壤宣言等に明確に違反し、断じて容認できません。

今般の核実験は、国際社会の声を無視して5回に及び強行されたものであり、国際的な核不拡散体制に対する、あからさまな挑戦で、唯一の被爆国として到底許せない暴挙です。

さらに今年になって、弾道ミサイルを、日本の排他的経済水域に連続して発射したことに加え、核実験を再度強行したことは、東アジア周辺諸国の緊張を高め、世界の平和と安定への重大な脅威であり、強く非難します。

香美市議会は、非核平和都市宣言を決議した市として、今般の核実験に厳重に抗議するとともに、国連安保理決議等をふまえ、国際社会が結束した外交努力により、平和的な解決を模索するよう求めます。

以上、決議します。

平成28年9月23日、高知県香美市議会

【決議案第1号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、決議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、決議案第1号は、原案のとおり

り可決されました。

日程第25、意見書案第9号、タックスヘイブンを利用した税逃れへの対策を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。

意見書案第9号、タックスヘイブンを利用した税逃れへの対策を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成28年9月23日提出、香美市議会議員 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 織田秀幸

案文を朗読して提案理由にかえさせていただきます。

タックスヘイブンを利用した税逃れへの対策を求める意見書（案）

「パナマ文書」を分析してきた国際調査報道ジャーナリスト連合（ICIJ）によって、21万社を超えるペーパーカンパニーに関する情報が公開され、多国籍企業や富裕層が課税を逃れるため利用しているタックスヘイブン（租税回避地）の実態の一部が明らかにされました。

タックスヘイブンに隠された世界の富は2010年時点で推定21兆～32兆ドルに達し、経済協力開発機構（OECD）は多国籍企業による税逃れだけで、税収が年1,000億ドルから2,400億ドル失われていると推計しています。

日本では、タックスヘイブンの英領ケイマン諸島に対する投資残高は2014年末で直接投資、証券投資を合わせて65兆6,583億円に達しています。そこには把握されているだけでも日本企業の子会社が531社もあり、そのうち99%がペーパーカンパニーです。ケイマン諸島に移した利益に課税できれば14.5兆円もの税収になります。

税金はそれぞれの企業や個人が所得や資産に応じて納めるもので、大企業や富裕層が海外などに資産や所得を持ち出し、税金を納めなければ財政は成り立ちません。

そのような中、OECDは税逃れを防ぐ取組みを行うよう各国に呼びかけるなど、国際的にも課税強化への方向は共有されてきております。

よって、政府におかれては、パナマ文書などを積極的に分析し抜け道の多いタックスヘイブン税制を抜本的に見直すとともに、国際的なルールづくりへのイニシアチブを発揮するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月23日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 高市早苗殿、財務大臣 麻生太郎殿、経済産業大臣 世耕弘成殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

よろしく願いをいたします。

【意見書案第9号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第26、意見書案第10号、利用者の負担が増す介護保険制度改革をしないように求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田百合子です。

意見書案第10号、利用者の負担が増す介護保険制度改革をしないように求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成28年9月23日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 濱田百合子、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 山崎晃子

利用者の負担が増す介護保険制度改革をしないように求める意見書（案）

案文を朗読し提案理由といたします。

平成27年6月、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太方針）が閣議決定されました。骨太方針では、社会保障分野の歳出を重点的に削減するため、次期介護保険制度改革に向けて、「軽度者に対する生活援助・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への意向を含め検討を行う」ことが盛り込まれています。財務省は、福祉用具貸与のほか訪問介護の生活援助、バリアフリー化の住宅改修を介護保険の給付から外して原則自己負担にすることを提唱しています。

要介護認定者数の過半数を占める軽度者（要介護1、2の人は約229万人）の中で、要介護全体の61.3%が訪問介護を利用しています。

要介護度が低い段階で専門家が介入して、生活援助をしていくことが、その方の介護度を悪化させないことであり自立支援に繋がります。日本介護福祉士会からは「生活援

助は専門性がなく、誰でもできるから保険から外していいというのは違う。生活援助を通じて高齢者を観察し、アセスメント（評価）している」との意見が上っています。

また、福祉用具貸与のサービスは、高齢者の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

仮に、福祉用具貸与や住宅改修の利用が原則として自己負担することになれば、手すり、歩行器、車椅子等の利用が減り、転倒、骨折などが発生しやすくなり、介護度の重症化を招くことになりかねません。このことは、自立生活をさまたげることになり、かえって保険給付の増大になるのではないのでしょうか。

よって利用者の負担が増す介護保険制度改革をしないように、以下の項目について強く要望します。

記

1. 要介護1、2の人が受ける訪問介護の「生活援助」を保険給付からはずさないこと。
2. 要介護2以下の人への「福祉用具貸与」「住宅改修」サービスを継続すること。
3. 介護保険利用料を現在の1割から2割に上げないこと。
4. 介護保険への国庫負担を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月23日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 高市早苗殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

ご審議よろしくお願いいたします。

【意見書案第10号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 起立少数であります。よって、意見書案第10号は、否決されました。

日程第27、意見書案第11号、雇用対策の改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。

意見書案第11号、雇用対策の改善を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成28年9月23日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 森田雄介、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 山崎晃子

雇用対策の改善を求める意見書（案）

安倍内閣は雇用対策を「一億総活躍プラン」の目玉の一つとしています。しかし、安倍首相は最低賃金1,000円の実現を2020年へと先送りしました。

また、去年の労働者派遣法の改定は正社員化ではなく「生涯派遣」に道を開く内容となっています。そして長時間労働是正のための政府案は①高度プロフェッショナル制度の新設、②企画業務型裁量労働制の対象拡大、③フレックスタイム制の見直し等により、労働者を残業代なしの長時間労働に追いやるもので是正とは全く逆の方向です。

これでは若者が安心して結婚、出産、子育てをすることができず、人口減少が加速し、地域経済はますます疲弊するだけです。

待遇改善と賃金の底上げが行なわれ、地元雇用の向上がなければ、経済の好循環も生まれません。

よって政府に置かれては以下に掲げる事項を実施し雇用対策を改善するよう強く求めます。

記

1. 労働者派遣法を1999年以前に戻すこと。
2. 最低賃金は、中小・小規模企業に対する助成と合わせて、すべての地域で早期に1,000円を実現し、1,500円を目指すこと。
3. 労働省告示（大臣告示1998年）で定められた残業時間である「月45時間」、「年360時間」の限度基準を法定化すること。
4. 退社から翌朝の出勤までに11時間以上の継続した休息時間を与えること。
5. 裁量労働制の適用に当たっては健康管理時間を厚生労働省令で定める範囲とすること。
6. 保育・介護人材の確保のため、全産業平均賃金との差を埋める待遇改善策を講じること。
7. 自治体における非正規公務員の待遇改善に向けた立法措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月23日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 高市早苗殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿、働き方改革担当・一億総活躍担当大臣 加藤勝信殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

ご審議よろしくお願いをいたします。

【意見書案第11号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 起立少数であります。よって、意見書案第11号は、否決されました。

日程第28、意見書案第12号、核先制不使用政策を支持し、被爆国の役割を果たすよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。

意見書案第12号、核先制不使用政策を支持し、被爆国の役割を果たすよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成28年9月23日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 門脇二三夫、賛成者 同 依光美代子

案文を朗読して提案理由といたします。

核先制不使用政策を支持し、被爆国の役割を果たすよう求める意見書（案）

米国のオバマ政権が検討している核兵器の先制不使用政策に対し、安倍首相が反対の意向を米側に伝えたと報道されました。これに対し、広島、長崎の被爆者や平和団体から「核兵器の非人道性とその禁止を率先して訴えるべき日本政府が先制使用政策の継続を求める許しがたい態度だ」との抗議の声が上がっています。また、韓国、インド、タイなどアジア太平洋地域の元閣僚や川口順子元外務大臣、広島県知事ら40名が連名で、オバマ米政権に先制不使用政策の採用を強く促し「太平洋地域の米国同盟国」の採用支持を求める声明を出しました。

今年8月にジュネーブで行われた「効果的な核軍縮政策を議論する国連核軍縮作業部会」では参加90か国の過半数が核兵器禁止条約の早期交渉開始を支持しています。そして、核兵器禁止条約の交渉開始に向けて国連での議論が10月に本格化することとなっています。こうした世界的な流れの中で核保有大国の米国が、核先制不使用政策の検討を表明したことは核廃絶への大きな一歩となるものです。この機運を後押しし、核兵

器の先制不使用を各国に呼びかけることが日本政府の役割であり、被爆者の願いに応える道ではないでしょうか。

よって政府におかれては核先制不使用政策を支持し、被爆国の役割を果たすよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月23日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、外務大臣 岸田文雄殿、防衛大臣 稲田朋美殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

なお、この意見書を作成しました私の思いを少し補足説明をさせていただきますと、5月に米国のオバマ大統領が戦後初めて広島を訪問しました。そして、折り鶴を折って、多分、オバマ大統領は原爆の、その被害の実相に触れて今回の核先制不使用政策を表明しようとしたものだと思います。この思いが世界に広がっていきましたら、特に核保有国に広がっていきましたら、加害国である米国の大統領を温かく受け入れた広島の被爆者の皆さんの思いが伝わっていくのではないかと、世界に広がっていくのではないかと、思っこの意見書をつくりました。同僚議員の皆さんのご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

【意見書案第12号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論がありますので、まず最初に、原案に反対の方の発言を求めます。討論はありませんか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。日本共産党を代表し、意見書案第12号、核先制不使用政策を支持し、被爆国の役割を果たすよう求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

安倍首相が、オバマ政権が検討する核兵器の先制不使用政策に対し、反対の意向を伝えたとの報道に愕然としました。オバマ政権が検討する核先制不使用政策には、北朝鮮などに対する核抑止力に影響が生じるとの理由で、米国の主要閣僚や韓国、ドイツなどの同盟国も懸念を表明したとのこと。

しかし、日本はさきの大戦で原子爆弾を投下され、甚大な被害を受けた当事国です。今も後遺症に苦しむ方々がおられます。被爆国の首相としてとるべき行動は、オバマ政権の核先制不使用政策を他国に先んじて支持し、みずからも核保有大国に先制不使用を呼びかけることではなかったでしょうか。

今年8月の長崎での平和祈念式典で田上市長は、「日本政府は、核兵器廃絶を訴えな

がらも、一方では核抑止力に依存する立場をとっています。この矛盾を超える方法として、非核三原則の法制化とともに「北東アジア非核兵器地帯」の創設を検討してください。唯一の戦争被爆国として、「英知」を行動に移すリーダーシップを発揮してください。」と呼びかけています。また、被爆者代表も核保有国に先制不使用宣言を働きかけるよう政府に求めました。

核抑止力への依存は軍事的緊張を高める危険な道です。戦争被爆国の首相として、オバマ大統領だけでなく他の核保有国の首脳にも、広島や長崎を訪れ被爆の実相に触れるよう呼びかけるとともに、核兵器禁止条約交渉の本格化する国際会議で、条約締結に向けて働きかけることを希望し、賛成討論とします。

○議長（石川彰宏君） ほかに討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 起立少数であります。よって、意見書案第12号は、否決されました。

日程第29、意見書案第13号、年金積立金の投機的運用を中止・撤回し、国民の年金受給権を保障するよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 意見書案第13号、年金積立金の投機的運用を中止・撤回し、国民の年金受給権を保障するよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成28年9月23日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 山崎晃子、賛成者 同 門脇二三夫、賛成者 同 山崎龍太郎

案文を朗読いたしまして提案理由にかえさせていただきます。

年金積立金の投機的運用を中止・撤回し、国民の年金受給権を保障するよう求める意見書（案）

国民年金や厚生年金の積立金を運用する、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は、2016年4月～6月期の運用結果が株価急落の影響などで5兆2,342億円の赤字であったと発表しました。7月29日に発表した15年度通期の損失額5兆3,098億円に匹敵する損失額となっており、年金受給者の方々を中心に衝撃と将来への不安が広がっています。

国民が納めた保険料である年金積立金は、老後の年金保障が目的であり、安定運用が大原則です。しかし安倍首相が、14年1月にスイスのダボス国際会議でGPIFについて「成長への投資に貢献する」と演説し、これを受けて、GPIFは14年10月に

比較的安全な国債への運用を60%から35%に引き下げる一方、株式の運用比率を24%から50%に倍増させました。大量の公的資金を株式市場に流し込む投機的運用は失敗し、巨額の損失を出しました。公的資金による株価つり上げは市場を大きく歪めるため「金融大国」の米国でさえ公的年金積立金で株を買うことはしていません。

首相は損失が出て「年金額が減ることはない」と言っていましたが、今年2月の衆議院予算委員会では「給付に耐える状況にない場合は給付で調整するしかない」と年金減額に言及しています。年金保険料をかけ続けても、受給がどうなるかわからないようでは、国民の間で年金制度への不信感と将来不安が増すばかりです。そして景気回復にも悪影響を及ぼすと考えます。

よって政府におかれては、年金積立金の投機的運用を中止・撤回し、積立金は計画的に取り崩して給付に活用するなど、国民の年金受給権を保障するよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月23日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 高市早苗殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第13号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 起立少数であります。よって、意見書案第13号は、否決されました。

日程第30、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の各委員長から会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり

り閉会中の継続調査とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前 10 時 31 分 休憩)

(午前 10 時 45 分 再開)

○副議長（島岡信彦君） 正場に復します。

議長を交代いたしました。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議長、石川彰宏君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 異議なしと認めます。したがって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第 1 とし、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程を配付します。

(追加日程第 1 を配付)

○副議長（島岡信彦君） 追加日程第 1、議長の辞職についてを議題とします。地方自治法第 117 条の規定により、石川彰宏君の退席を求めます。

(20 番、石川彰宏君 退場)

○副議長（島岡信彦君） 事務局に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（和田 隆君） 朗読します。

辞職願

香美市議会副議長 島岡信彦殿

平成 26 年 9 月 24 日の臨時議会におきまして、多くの皆様からご推挙を賜り議長に就任させていただきましたが、本日で申し合わせの 2 年が経過いたしますので、本日をもって議長職を辞任いたしますのでよろしくお願いをいたします。

平成 28 年 9 月 23 日、香美市議会議長 石川彰宏

以上です。

○副議長（島岡信彦君） お諮りします。石川彰宏君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 異議なしと認めます。したがって、石川彰宏君の議長の辞職を許可することに決定しました。

石川彰宏君の入場を許可します。

(20 番、石川彰宏君 入場)

○副議長（島岡信彦君） 先ほどの会議において、議長の辞職の件は許可されましたので告知いたします。

ここで、石川彰宏君のご挨拶がありますので、ご静聴をお願いします。

○20番（石川彰宏君） このたび議長辞職するに当たり、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

平成26年9月24日の臨時議会におきまして議員各位のご推挙をいただき、第6代議長に就任させていただいてから、きょうで丸2年経過いたしました。この2年間、私なりに努力をしてまいったつもりですが、何せ浅学非才の身でありますので、議会運営に当たりましては、副議長を初め議会運営委員会委員長ほか各議員にご協力を賜りました。また、議会事務局長を初め職員の方にはただならぬご迷惑をおかけし、ご協力いただきましたことに対し、衷心よりお礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

振り返れば短くも感じられる充実した2年間でありました。特に合併10周年という節目でもあり議会運営の苦労もありましたが、議長会の研修、イベントなどでの挨拶や市民とのふれあいなど、喜怒哀楽と過ごさせていただきました。議長という大役を全うできたのも議員の皆様、市長を初め職員の皆様、そして何よりも市民の皆様の温かいご支援、ご協力があったからであり、心から感謝申し上げます。今後も一議員として市政の発展に引き続き力を尽くしてまいることをお誓いして、まことに簡単であります但し退任のご挨拶といたします。皆様ありがとうございました。

（拍手）

○副議長（島岡信彦君） 2年間、議長の職責を果たされたことに対しまして心から感謝の意を表したいと思っております。どうもありがとうございました。

お諮りいたします。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程を配付します。

（追加日程第2を配付）

○副議長（島岡信彦君） 追加日程第2、議長の選挙についてを議題とします。

先ほどの会議において、議長の辞職を許可いたしましたので、直ちに議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票か指名推選のいずれの方法により行いますか。

「投票」という声あり

○副議長（島岡信彦君） ただいま投票の方法でという発言がありましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○副議長（島岡信彦君） ただいまの出席議員は18人であります。

次に、投・開票の立会人を指名します。立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、7番、村田珠美君、9番、爲近初男君を指名します。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○副議長（島岡信彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○副議長（島岡信彦君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

（投票箱点検）

○副議長（島岡信彦君） 異常なしと認めます。

これから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

ここで投票に関して注意を申し上げます。同姓の方がおられますので、氏名を確実にご記入してくださるようお願いいたします。

事務局長から同姓の場合の案分について説明いたします。

○議会事務局長（和田 隆君） 案分についてご説明いたします。

同姓の場合の票の案分については、公職選挙法第68条の2に規定されていますが、地方自治法ではこの規定を準用しておりませんので、議長選挙においては通常の選挙のような案分はできません。

この取り扱いの違いは、議長選挙の場合は立候補制をとらないため、名字のみ記載した票については、公職選挙法第68条第1項第8号の「何人を記載したかを確認し難いもの」として無効となりますので、ご注意をお願いいたします。

○副議長（島岡信彦君） ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人氏名を記載の上、事務局職員に点呼させますので、順次投票をお願いいたします。

○議会事務局長（和田 隆君） 1番、甲藤邦廣議員。2番、小松 孝議員。3番、利根健二議員。4番、山崎眞幹議員。5番、森田雄介議員。6番、濱田百合子議員。7番、村田珠美議員。8番、小松紀夫議員。9番、爲近初男議員。11番、門脇二三夫議員。12番、山崎晃子議員。13番、山崎龍太郎議員。14番、大岸眞弓議員。15番、織田秀幸議員。17番、依光美代子議員。18番、山本芳男議員。20番、石川彰宏議員。19番、島岡信彦議員。

（投票）

○副議長（島岡信彦君） 投票漏れはありませんか。

○副議長（島岡信彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続いて、開票を行います。

7 番、村田珠美君、9 番、爲近初男君、開票の立会をお願いいたします。

(開 票)

○副議長（島岡信彦君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 18 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、

有効投票 16 票

無効投票 2 票であります。

有効投票のうち、

小松紀夫君 16 票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 5 票（後に「4 票」と訂正あり）であります。

よって、小松紀夫君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長（島岡信彦君） ただいま議長に当選されました小松紀夫君が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選を告知します。

小松紀夫君からご挨拶がありますのでご静聴をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） ただいま議長にご推挙をいただきました小松紀夫でございます。

まずは、ご推挙いただきました議員各位に心から感謝を申し上げます。

私は少数会派に属する身であり、見てのと通りの若輩であるにもかかわらず、全会一致に近いご推挙に対しまして身が引き締まる思いでございます。

さて、私たち香美市議会は、平成 24 年に議会の最高規範でございます議会基本条例を制定いたしました。また、議員の行動規範でございます政治倫理条例も同時に制定をしたところでございます。私は、この 2 つの条例を遵守した議会運営、また議会活動、議員活動を推進してまいりたいと考えているところでございます。

また、二元代表制の一方の代表機関といたしまして、執行機関との緊張関係を常に保持するとともに、議会本来の機能を強化し、そして充実することによって市民の負託に応えたい、そのように考えておりますので、議員各位のご協力、また、今後とものご指導をよろしくお願い申し上げまして、簡単措辞でございますけれども当選のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍 手)

○副議長（島岡信彦君） 済みません。先ほど私、法定得票数は「5 票」と言いましたが、法定得票数は「4 票」でありますので、訂正させていただきます。

暫時休憩します。

(午前 11 時 05 分 休憩)

(午前 11 時 07 分 再開)

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

議長を交代します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、副議長、島岡信彦君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程を配付します。

(追加日程第3を配付)

○議長（小松紀夫君） 追加日程第3、副議長の辞職についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、島岡信彦君の退席を求めます。

(19番、島岡信彦君 退場)

○議長（小松紀夫君） 事務局に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（和田 隆君） 朗読します。

辞職願

香美市議会議長様

平成26年9月24日の臨時議会におきまして、副議長に就任させていただきました。本日で申し合わせの2年間が経過いたしますので、本日をもって副議長の職を辞職いたします。よろしくお願いいたします。

平成28年9月23日、香美市議会副議長 島岡信彦
以上です。

○議長（小松紀夫君） 朗読が終わりました。

お諮りします。島岡信彦君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、島岡信彦君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

島岡信彦君の入場を許可します。

(19番、島岡信彦君 入場)

○議長（小松紀夫君） 先ほどの会議において、副議長の辞職の件は許可されましたので告知いたします。

ここで、島岡信彦君のご挨拶がありますので、ご静聴をお願いします。

○19番（島岡信彦君） 本当に長いようで短い2年間でした。本当にいい経験といい勉強をさせていただきました。石川議長初め議員の皆様方に大変感謝しております。

本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長（小松紀夫君） 2年間、副議長の職責を果たされましたことに対しまして、心から感謝の意を表したいと思えます。どうもありがとうございました。

お諮りをいたします。副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに決定をしました。

追加日程を配付します。

(追加日程第4を配付)

○議長（小松紀夫君） 追加日程第4、副議長の選挙についてを議題とします。

先ほどの会議において副議長の辞職を許可いたしましたので、直ちに副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票か指名推選のいずれの方法で行いますか。

「投票」という声あり

○議長（小松紀夫君） ただいま投票の方法でという発言がございましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長（小松紀夫君） ただいまの出席議員は18人であります。

次に、議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番、村田珠美君、9番、爲近初男君を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長（小松紀夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○議長（小松紀夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○議長（小松紀夫君） 異常なしと認めます。

これから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

同姓の方がおられますので、氏名を確実にご記入してくださるようお願いをいたします。同姓の場合の案分につきましては、先ほどの議長選挙と同様でございますので説明は省略させていただきます。

投票用紙に被選挙人氏名を記載の上、事務局職員に点呼させますので、順次投票をお

願いたします。

○議会事務局長（和田 隆君） 1 番、甲藤邦廣議員。2 番、小松 孝議員。3 番、利根健二議員。4 番、山崎眞幹議員。5 番、森田雄介議員。6 番、濱田百合子議員。7 番、村田珠美議員。9 番、爲近初男議員。11 番、門脇二三夫議員。12 番、山崎晃子議員。13 番、山崎龍太郎議員。14 番、大岸眞弓議員。15 番、織田秀幸議員。17 番、依光美代子議員。18 番、山本芳男議員。19 番、島岡信彦議員。20 番、石川彰宏議員。8 番、小松紀夫議員。

（投票）

○議長（小松紀夫君） 投票漏れはございませんか。

○議長（小松紀夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続いて、開票を行います。

7 番、村田珠美君、9 番、爲近初男君の両君は開票の立会をお願いいたします。

（開票）

○議長（小松紀夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 18 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、

有効投票 18 票

無効投票 0 票でございます。

有効投票のうち、

山本芳男君 13 票

山崎龍太郎君 5 票

以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は 5 票であります。

よって、山本芳男君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（小松紀夫君） ただいま副議長に当選されました山本芳男君が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選を告知します。

山本芳男君からご挨拶がございますのでご静聴をお願いします。

○副議長（山本芳男君） 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは議員各位の皆様方のご支持を賜りまして、本市議会の副議長に就任をさせていただきました。この上ない光栄に存じます。また、同時に責任の重大さを痛感をいたしているところでございます。浅学非才な私であります。副議長といたしまして要職を十分に果たし得るかは一抹の危惧もございませんが、幸いにいたしまして私、合併当初の初代の副議長ということで務めさせていただきまして、再度の副議長ということ

でございます。その経験を生かしながら、また副議長といたしまして長年築いてきましたさまざまな人脈を使いながら、香美市の発展につなげてまいりたいとこのように考えている次第でございます。

また、副議長職というものは、地方自治法上、議長の補佐をする職でなく代理をする職ということを念頭に置きながら、議長の議事について、議会運営を公正かつ円満に運営できますように、誠心誠意努力してまいる所存でございます。今後とも皆様方のご支援、ご協力を賜りますように、措辞ではございますが就任のご挨拶とかえさせていただきます。本当にありがとうございます。

(拍手)

- 議長（小松紀夫君） 暫時休憩をいたします。
(午前 11 時 24 分 休憩)
(午前 11 時 35 分 再開)

- 議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第 5 として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

- 議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第 5 として直ちに議題とすることに決定をいたしました。
追加日程と議席表を配付します。

(追加日程第 5 を配付)

(議席表を配付)

- 議長（小松紀夫君） 追加日程第 5、議席の一部変更についてを議題とします。

先ほどの議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定によって議席の一部を変更したいと思います。その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

- 議会事務局長（和田 隆君） それでは、議席の一部変更について申し上げます。

議席番号 20 番に小松紀夫議員、議席番号 19 番に山本芳男議員、議席番号 18 番に石川彰宏議員、議席番号 8 番に島岡信彦議員でお願いします。

以上です。

- 議長（小松紀夫君） お諮りします。ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

- 議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに決定しました。

それでは、ただいま決定しました議席に、それぞれ着席をしていただきますようお願いいたします。

(議席の入れかえを行う)

○議長(小松紀夫君) お諮りします。追加日程第6、各常任委員会委員の選任について、追加日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(小松紀夫君) 異議なしと認めます。したがって、日程に追加し、追加日程第6、第7として直ちに議題とすることに決定をしました。

追加日程を配付します。

(追加日程第6を配付)

○議長(小松紀夫君) これから、追加日程第6、各常任委員会委員の選任についてを議題とします。

それでは、常任委員会の名簿を配付します。

(常任委員会委員の名簿を配付)

○議長(小松紀夫君) 各常任委員会委員の任期が、委員会条例第3条第1項の規定により9月23日、本日で満了となります。委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元にお配りをしました名簿のとおり、各常任委員会の委員を議長において指名をいたしますのでご了承願います。

【常任委員会委員の名簿 巻末に掲載】

○議長(小松紀夫君) ただいま決定をいたしました各常任委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

(午前11時41分 休憩)

(各常任委員会の委員長、副委員長を互選)

(午前11時51分 再開)

○議長(小松紀夫君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告いたします。休憩中に行われました委員会におきまして、各常任委員会の委員長と副委員長が選任をされました。

総務常任委員会委員長は大岸眞弓君。同じく副委員長は依光美代子君。

教育厚生常任委員会委員長は織田秀幸君。同じく副委員長は濱田百合子君。

産業建設常任委員会委員長は利根健二君。同じく副委員長は爲近初男君。

以上のように決定をされました。よろしくお願いをいたします。

これから、追加日程第7、議会運営委員会委員の選任についての日程を配付いたします。

(追加日程第7を配付)

○議長(小松紀夫君) これから、追加日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

それでは、議会運営委員会委員の名簿を配付します。

(議会運営委員会委員の名簿を配付)

○議長(小松紀夫君) 議会運営委員会委員の任期が、委員会条例第4条第3項の規定により9月23日、本日をもって満了となります。委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元にお配りをしました名簿のとおり、議長において指名いたしますのでご了承をお願いします。

【議会運営委員会委員の名簿巻末に掲載】

○議長(小松紀夫君) ただいま決定いたしました議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選のため、さらに昼食のため午後1時まで休憩といたします。

(午前11時54分 休憩)

(議会運営委員会の委員長、副委員長を互選)

(午後1時00分 再開)

○議長(小松紀夫君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告いたします。休憩中に行われました委員会におきまして、議会運営委員会の委員長と副委員長が選任されました。

議会運営委員会委員長は比与森光俊君。同じく副委員長は山崎眞幹君。

以上のように決定をされました。よろしく願いをいたします。

次に、特別委員会の委員の任期につきましては特定をしておりませず、次の改選日まで引き続いてお願いをしたいと思います。よろしく願いします。

暫時休憩といたします。

(午後1時01分 休憩)

(午後1時01分 再開)

○副議長(山本芳男君) 正場に復します。

議長を交代をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、議長及び副議長の選挙において小松紀夫君が議長に、私が副議長に当選をいたしましたので、ただいま定住人口増加促進特別委員会委員の小松紀夫君、そして、私のほうから、委員の辞職願が提出されました。

お諮りをいたします。定住人口増加促進特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長(山本芳男君) 異議なしと認めます。したがって、定住人口増加促進特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第8として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程を配付します。

(追加日程第8を配付)

○副議長(山本芳男君) 追加日程第8、定住人口増加促進特別委員会委員の辞任についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、小松紀夫君の退席を求めます。

(20番、小松紀夫君 退場)

○副議長(山本芳男君) お諮りをします。小松紀夫君の定住人口増加促進特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長(山本芳男君) 異議なしと認めます。したがって、小松紀夫君の定住人口増加推進特別委員会委員(後に「定住人口増加促進特別委員会委員」と訂正あり)の辞任を許可することに決定をしました。

小松紀夫君の入場を許可します。

(20番、小松紀夫君 入場)

○副議長(山本芳男君) 先ほどちょっと間違えましたので、「定住人口増加促進特別委員会」ということで訂正をさせていただきます。

先ほどの会議において、定住人口増加促進特別委員会委員の辞任が許可されましたので告知いたします。

暫時休憩をします。

(午後 1時05分 休憩)

(午後 1時06分 再開)

○議長(小松紀夫君) 正場に復します。

議長を交代します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、追加日程第8、定住人口増加促進特別委員会委員の辞任についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、山本芳男君の退席を求めます。

(19番、山本芳男君 退場)

○議長(小松紀夫君) お諮りします。山本芳男君の定住人口増加促進特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(小松紀夫君) 異議なしと認めます。したがって、山本芳男君の定住人口増加促進特別委員会委員の辞任を許可することに決定をしました。

山本芳男君の入場を許可します。

(19番、山本芳男君 入場)

○議長(小松紀夫君) 先ほどの会議において、定住人口増加促進特別委員会委員の辞任は許可をされましたので告知いたします。

お諮りします。追加日程第9、定住人口増加促進特別委員会委員の選任についてを日

程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程第9、定住人口増加促進特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程を配付します。

（追加日程第9を配付）

○議長（小松紀夫君） これから、追加日程第9、定住人口増加促進特別委員会委員の選任についてを議題とします。

先ほどの会議におきまして、定住人口増加促進特別委員会委員の辞任を許可いたしました。委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、定住人口増加促進特別委員会の委員を議長において指名いたしますのでご了承をお願いいたします。

私、小松紀夫と山本芳男君の後任に、石川彰宏君、島岡信彦君を指名しますのでよろしくお願いいたします。

山本芳男君は定住人口増加促進特別委員会の副委員長でございましたので、定住人口増加促進特別委員会において、副委員長の互選のために暫時休憩をいたします。

（午後 1時09分 休憩）

（定住人口増加促進特別委員会の副委員長を互選）

（午後 1時14分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告いたします。休憩中に行われました特別委員会におきまして、定住人口増加促進特別委員会の副委員長が選任されました。

定住人口増加促進特別委員会副委員長は利根健二君に決定されました。よろしく願いをいたします。

次に、一部事務組合の議会の議員の任期につきましては、それぞれ組合議会の規約で議会議員の任期または市の職務の在任期間とするとなっておりますので、次の改選日まで引き続いてお願いをしたいと思います。

ただいま、香南香美老人ホーム組合議会議員、依光美代子君、比与森光俊君から、委員の辞職願が提出されました。

お諮りします。香南香美老人ホーム組合議会議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題とすることにご異議はございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、香南香美老人ホーム組合議会議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題とする

ことに決定しました。

追加日程を配付します。

(追加日程第10を配付)

○議長(小松紀夫君) 追加日程第10、香南香美老人ホーム組合議会議員の辞職についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、依光美代子君、比与森光俊君の退席を求めます。

(16番、比与森光俊君、17番、依光美代子君 退場)

○議長(小松紀夫君) お諮りします。依光美代子君、比与森光俊君の香南香美老人ホーム組合議会議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(小松紀夫君) 異議なしと認めます。したがって、依光美代子君、比与森光俊君の香南香美老人ホーム組合議会議員の辞職を許可することに決定しました。

依光美代子君、比与森光俊君の入場を許可します。

(16番、比与森光俊君、17番、依光美代子君 入場)

○議長(小松紀夫君) 先ほどの会議において、香南香美老人ホーム組合議会議員の辞職の件は許可をされましたので告知いたします。

先ほど、香南香美老人ホーム組合議会議員の辞職の件は許可をされましたので、続いて、香南香美老人ホーム組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第11として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(小松紀夫君) 異議なしと認めます。したがって、香南香美老人ホーム組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第11として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程を配付します。

(追加日程第11を配付)

○議長(小松紀夫君) 追加日程第11、香南香美老人ホーム組合議会議員の選挙についてを議題とします。

香南香美老人ホーム組規約第5条第2項の規定では、組合の議員は、組合を組織する組合市の副市長、議会の議長、議会により選任された議会議員それぞれ2人をもって充てるとされておりますので、選挙される議員は、議長を除く2人でございます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(小松紀夫君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。こ

れにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

- 議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

香南香美老人ホーム組合議会議員は、甲藤邦廣君と織田秀幸君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました甲藤邦廣君と織田秀幸君を香南香美老人ホーム組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

- 議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました甲藤邦廣君と織田秀幸君が香南香美老人ホーム組合議会議員に当選されました。

ただいま、香南香美老人ホーム組合議会議員に当選されました甲藤邦廣君と織田秀幸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知します。

ただいま、香美市広報委員会の議会広報部会委員の爲近初男君から、委員の辞任願が提出をされました。

お諮りします。香美市広報委員会の議会広報部会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第12として、直ちに議題とすることにご異議はございませんか。

「異議なし」という声あり

- 議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、香美市広報委員会の議会広報部会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第12として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程を配付します。

（追加日程第12を配付）

- 議長（小松紀夫君） 追加日程第12、香美市広報委員会の議会広報部会委員の辞任についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、爲近初男君の退席を求めます。

（9番、爲近初男君 退場）

- 議長（小松紀夫君） お諮りします。爲近初男君の香美市広報委員会の議会広報部会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

- 議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、爲近初男君の香美市広報委員会の議会広報部会委員の辞任を許可することに決定しました。

爲近初男君の入場を許可します。

（9番、爲近初男君 入場）

- 議長（小松紀夫君） 先ほどの会議において、香美市広報委員会の議会広報部会委員の辞任は許可をされましたので告知いたします。

お諮りします。追加日程第13、香美市広報委員会の議会広報部会委員の推選につい

てを日程に追加したいと思っておりますけれども、これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、香美市広報委員会の議会広報部会委員の推選についてを日程に追加し、追加日程第13として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程を配付します。

（追加日程第13を配付）

○議長（小松紀夫君） これから、追加日程第13、香美市広報委員会の議会広報部会委員の推選についてを議題とします。

議会広報部会委員の推選につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

広報委員会の議会広報部会委員の名簿を配付します。

（広報委員会の議会広報部会委員の名簿を配付）

○議長（小松紀夫君） 先ほどの会議におきまして、議広報部会委員の辞任を許可いたしました爲近初男君の後任に森田雄介君を指名しますので、よろしくお願いをいたします。

また、その他の議会広報部会委員につきましては、継続して、先ほどお手元に配付いたしました名簿のとおり推選したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。香美市広報委員会の議会広報部会委員の推選については、お手元に配付をいたしました名簿のとおり推選することに決定しました。

【広報委員会の議会広報部会委員の名簿 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 議会広報部会の委員長、副委員長の互選につきましては、後日、委員会で互選していただきますようお願いをしておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上で今期定例会に付された事件は全て議了しました。

それでは、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

平成28年度もはや折り返しの時期、また、私たち議員の任期も折り返し地点。そういう中、開会をされました平成28年第3回定例会におきまして、執行部提案の議案は

慎重審議の上、継続となった一部決算議案を除き議了をされました。

また、一般質問におきましては、市政全般にわたり12名の議員から執行部の姿勢をただす質問や提言がございました。執行部におきましては議員の声を市民の声と捉え、今後の市政運営に生かしていただくよう望むところでございます。

さて、今年も残すところあと3カ月余りとなりましたが、本市に山積する課題は待たなしでございます。議員各位及び執行部におかれましては、日々、市民福祉の向上、また本市の発展のため、ご活躍をいただきますようご期待を申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶といたします。

次に、市長から発言を求められておりますのでこれを許可します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 平成28年第3回定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、ご提案申し上げました議案につきまして、石川議長の円滑なる議会運営のもと、それぞれ慎重なる審議、そして、適切なるご決定を賜りました。まずもって厚く御礼を申し上げ、ピースフルセレネの再生、新図書館の実現、鏡野中学校施設整備などの諸課題、懸案事項につきましては、一層スピード感を持って取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

また、一般質問では12名の議員の皆様から、行政各分野の課題についてご質問をいただきました。ご質問につきましては、建設的な視点からのご提言、ご指摘のものが多くあったと感じており、研究課題、宿題をいただいたと受けとめております。今後しっかり検討を行い、ご質問の趣旨を生かすよう誠実に努めてまいります。

本定例会中、台風16号が接近し、重大な被害が想定されたことから、20日に災害対策本部を設置いたしました。19日の避難準備に続き避難勧告を発し、危険を感じた多くの市民の方々には、速やかに避難をいただきました。幸いにして人的な被害等はありませんでした。

しかしながら、決して油断はなりません。今後とも常に大規模災害を想定した災害対策、防災・減災対策の見直し、取り組みを推進してまいりたいと存じます。

議会最終日の本日、ただいま重責を果たされてこられました石川議長、島岡副議長におかれましてはご退任なされました。香美市発展、行政充実のために数々のご高配・ご指導を賜ってまいりましたことに対しまして、深く感謝を申し上げ厚く御礼を申し上げます。あわせて常任委員会、議会運営委員会、各種委員会等につきまして、それぞれ委員の選任、委員長・副委員長の選任がなされました。ご就任されました小松紀夫新議長、山本芳男新副議長を初め、新たに任につかれました皆様方におかれましては、地方自治体にとりましてはまことに困難の多い時代でございますが、香美市発展のためにどうかよろしく願いを申し上げます。

9月も下旬となり、朝夕すっかり涼しくなり、大変過ごしやすい季節となりました。

これからは秋の行事もさまざま計画されており、議員の皆様におかれましては何かとお忙しいことと存じます。どうかくれぐれもお体に十分気をつけられ、地域活性化、住民福祉向上のために引き続きご尽力くださいますよう、よろしく願いをいたします。

本定例会における適切・的確なるご審議、ご決定に対しまして、改めてお礼を申し上げ、閉会に当たりましての私からの挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） ありがとうございました。

これをもちまして平成28年第3回香美市議会定例会を閉会いたします。

（午後 1時32分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

平成 2 8 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成28年第3回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	7日(水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明まで
第2日	8日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	9日(金)	休 会	〃
第4日	10日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	11日(日)	休 会	〃 〃
第6日	12日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	13日(火)	本会議	一般質問①（行財政改革推進特別委員会）
第8日	14日(水)	本会議	一般質問②（定住人口増加促進特別委員会）
第9日	15日(木)	本会議	一般質問③（会派代表者会議）
第10日	16日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託、連合審査会(議案第62号) 総務常任委員会の審査（議案50・62・67・68・69・71号）
第11日	17日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第12日	18日(日)	休 会	〃 〃
第13日	19日(月)	休 会	祝日、議案精査のため(敬老の日)
第14日	20日(火)	休 会	教育厚生常任委員会の審査(午前9時～) (議案第55・56・57・58・59・65・66・70号) 産業建設常任委員会の審査(午後1時～) (議案第51・52・53・54・60・61・63・64号)
第15日	21日(水)	休 会	議案審査整理のため
第16日	22日(木)	休 会	祝日、議案審査整理のため(秋分の日)
第17日	23日(金)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略し、提案説明から採決まで) 各常任委員会・議会運営委員会委員等の選任と組織改変

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第50号	平成27年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	総務常任委員会	継続	全員賛成
議案第51号	平成27年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続	全員賛成
議案第52号	平成27年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続	全員賛成
議案第53号	平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続	全員賛成
議案第54号	平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続	全員賛成
議案第55号	平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第56号	平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第57号	平成27年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第58号	平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第59号	平成27年度香美市香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第60号	平成27年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第61号	平成27年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第62号	平成28年度香美市一般会計補正予算（第3号）	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第63号	平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第64号	平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第65号	平成28年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第66号	平成28年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第67号	香美市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第68号	香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第69号	香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第70号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第71号	高知県市町村総合事務組合規約の変更について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

決議案第1号

北朝鮮による核実験・弾道ミサイル発射に対する抗議決議案について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成28年9月23日提出

香美市議会議長 石川彰宏 殿

提出者 香美市議会議員 島岡信彦

賛成者 香美市議会議員 小松紀夫 賛成者 香美市議会議員 山崎晃子

賛成者 〃 爲近初男 賛成者 〃 甲藤邦廣

賛成者 〃 門脇二三夫 賛成者 〃 山崎龍太郎

賛成者 〃 濱田百合子 賛成者 〃 織田秀幸

賛成者 〃 山崎眞幹 賛成者 〃 小松孝

賛成者 〃 利根健二 賛成者 〃 山本芳男

賛成者 〃 大岸眞弓 賛成者 〃 石川彰宏

賛成者 〃 比与森光俊 賛成者 〃 森田雄介

賛成者 〃 依光美代子 賛成者 〃 村田珠美

北朝鮮による核実験・弾道ミサイル発射に対する抗議決議（案）

去る9月9日、北朝鮮は核弾頭爆発実験を実施した旨発表しました。これは一連の国連安保理決議や日朝平壤宣言等に明確に違反し、断じて容認できません。

今般の核実験は、国際社会の声を無視して5回に及び強行されたものであり、国際的な核不拡散体制に対する、あからさまな挑戦で、唯一の被爆国として到底許せない暴挙です。

さらに今年になって、弾道ミサイルを、日本の排他的経済水域に連続して発射したことに加え、核実験を再度強行したことは、東アジア周辺諸国の緊張を高め、世界の平和と安定への重大な脅威であり、強く非難します。

香美市議会は、非核平和都市宣言を決議した市として、今般の核実験に厳重に抗議するとともに、国連安保理決議等をふまえ、国際社会が結束した外交努力により、平和的な解決を模索するよう求めます。

以上、決議します。

平成28年9月23日

高知県香美市議会

意見書案第9号

タックスヘイブンを利用した税逃れへの対策を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成28年9月23日提出

香美市議会議長 石川彰宏 殿

提出者 香美市議会議員 大岸真弓

賛成者 〃 依光美代子

賛成者 〃 織田秀幸

タックスヘイブンを利用した税逃れへの対策を求める意見書（案）

「パナマ文書」を分析してきた国際調査報道ジャーナリスト連合（ICIJ）によって、21万社を超えるペーパーカンパニーに関する情報が公開され、多国籍企業や富裕層が課税を逃れるため利用しているタックスヘイブン（租税回避地）の実態の一部が明らかにされました。

タックスヘイブンに隠された世界の富は2010年時点で推定21兆～32兆ドルに達し、経済協力開発機構（OECD）は多国籍企業による税逃れだけで、税収が年1,000億ドルから2,400億ドル失われていると推計しています。

日本では、タックスヘイブンの英領ケイマン諸島に対する投資残高は2014年末で直接投資、証券投資を合わせて65兆6,583億円に達しています。そこには把握されているだけでも日本企業の子会社が531社もあり、そのうち99%がペーパーカンパニーです。ケイマン諸島に移した利益に課税できれば14.5兆円もの税収になります。

税金はそれぞれの企業や個人が所得や資産に応じて納めるもので、大企業や富裕層が海外などに資産や所得を持ち出し、税金を納めなければ財政は成り立ちません。

そのような中、OECDは税逃れを防ぐ取組みを行うよう各国に呼びかけるなど、国際的にも課税強化への方向は共有されてきております。

よって、政府におかれては、パナマ文書などを積極的に分析し抜け道の多いタックスヘイブン税制を抜本的に見直すとともに、国際的なルールづくりへのイニシアチブを発揮するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月23日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
財務大臣	麻生太郎殿
経済産業大臣	世耕弘成殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

意見書案第10号

利用者の負担が増す介護保険制度改革をしないように求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成28年9月23日提出

香美市議会議長 石川彰宏 殿

提出者 香美市議会議員 濱田百合子

賛成者 〃 山崎龍太郎

賛成者 〃 山崎晃子

利用者の負担が増す介護保険制度改革をしないように求める意見書（案）

平成27年6月、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太方針）が閣議決定されました。骨太方針では、社会保障分野の歳出を重点的に削減するため、次期介護保険制度改革に向けて、「軽度者に対する生活援助・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への意向を含め検討を行う」ことが盛り込まれています。財務省は、福祉用具貸与のほか訪問介護の生活援助、バリアフリー化の住宅改修を介護保険の給付から外して原則自己負担にすることを提唱しています。

要介護認定者数の過半数を占める軽度者（要介護1、2の人は約229万人）の中で、要介護全体の61.3%が訪問介護を利用しています。

要介護度が低い段階で専門家が介入して、生活援助をしていくことが、その方の介護度を悪化させないことであり自立支援に繋がります。日本介護福祉士会からは「生活援助は専門性がなく、誰でもできるから保険から外していいというのは違う。生活援助を通じて高齢者を観察し、アセスメント（評価）している」との意見が上ってい

ます。

また、福祉用具貸与のサービスは、高齢者の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

仮に、福祉用具貸与や住宅改修の利用が原則として自己負担することになれば、手すり、歩行器、車椅子等の利用が減り、転倒、骨折などが発生しやすくなり、介護度の重症化を招くことになりかねません。このことは、自立生活をさまたげることになり、かえって保険給付の増大になるのではないのでしょうか。

よって利用者の負担が増す介護保険制度改革をしないように、以下の項目について強く要望します。

記

1. 要介護1、2の人が受ける訪問介護の「生活援助」を保険給付からはずさないこと。
2. 要介護2以下の人への「福祉用具貸与」「住宅改修」サービスを継続すること。
3. 介護保険利用料を現在の1割から2割に上げないこと。
4. 介護保険への国庫負担を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月23日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
総務大臣	高市早苗	殿
厚生労働大臣	塩崎恭久	殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

意見書案第 1 1 号

雇用対策の改善を求める意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 2 8 年 9 月 2 3 日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者 香美市議会議員 森 田 雄 介

賛成者 " 大 岸 眞 弓

賛成者 " 山 崎 晃 子

雇用対策の改善を求める意見書（案）

安倍内閣は雇用対策を「一億総活躍プラン」の目玉の一つとしています。しかし、安倍首相は最低賃金 1, 0 0 0 円の実現を 2 0 2 0 年へと先送りしました。

また、昨年の労働者派遣法の改定は正社員化ではなく「生涯派遣」に道を開く内容となっています。そして長時間労働是正のための政府案は①高度プロフェッショナル制度の新設、②企画業務型裁量労働制の対象拡大、③フレックスタイム制の見直し等により、労働者を残業代なしの長時間労働に追いやるもので是正とは全く逆の方向です。

これでは若者が安心して結婚、出産、子育てをすることができず、人口減少が加速し、地域経済はますます疲弊するだけです。

待遇改善と賃金の底上げが行なわれ、地元雇用の向上がなければ、経済の好循環も生まれません。

よって政府に置かれては以下に掲げる事項を実施し雇用対策を改善するよう強く求めます。

記

1. 労働者派遣法を1999年以前に戻すこと。
2. 最低賃金は、中小・小規模企業に対する助成と合わせて、すべての地域で早期に1,000円を実現し、1,500円を目指すこと。
3. 労働省告示（大臣告示1998年）で定められた残業時間である「月45時間」、「年360時間」の限度基準を法定化すること。
4. 退社から翌朝の出勤までに11時間以上の継続した休息時間を与えること。
5. 裁量労働制の適用に当たっては健康管理時間を厚生労働省令で定める範囲とすること。
6. 保育・介護人材の確保のため、全産業平均賃金との差を埋める待遇改善策を講じること。
7. 自治体における非正規公務員の待遇改善に向けた立法措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月23日

衆議院議長 大島理森 殿
参議院議長 伊達忠一 殿
内閣総理大臣 安倍晋三 殿
総務大臣 高市早苗 殿
厚生労働大臣 塩崎恭久 殿
働き方改革担当・一億総活躍担当大臣 加藤勝信 殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

意見書案第 1 2 号

核先制不使用政策を支持し、被爆国の役割を果たすよう求める意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 2 8 年 9 月 2 3 日提出

香美市議会議長 石 川 彰 宏 殿

提出者 香美市議会議員 大 岸 眞 弓

賛成者 " 門 脇 二三夫

賛成者 " 依 光 美代子

核先制不使用政策を支持し、被爆国の役割を果たすよう求める意見書（案）

米国のオバマ政権が検討している核兵器の先制不使用政策に対し、安倍首相が反対の意向を米側に伝えたと報道されました。これに対し、広島、長崎の被爆者や平和団体から「核兵器の非人道性とその禁止を率先して訴えるべき日本政府が先制使用政策の継続を求める許しがたい態度だ」との抗議の声が上がっています。また、韓国、インド、タイなどアジア太平洋地域の元閣僚や川口順子元外務大臣、広島県知事ら 4 0 名が連名で、オバマ米政権に先制不使用政策の採用を強く促し「太平洋地域の米国同盟国」の採用支持を求める声明を出しました。

今年 8 月にジュネーブで行われた「効果的な核軍縮政策を議論する国連核軍縮作業部会」では参加 9 0 か国の過半数が核兵器禁止条約の早期交渉開始を支持しています。そして、核兵器禁止条約の交渉開始に向けて国連での議論が 1 0 月に本格化することとなっています。こうした世界的な流れの中で核保有大国の米国が、核先制不使用政策の検討を表明したことは核廃絶への大きな一歩となるものです。この機運を後押し

し、核兵器の先制不使用を各国に呼びかけることが日本政府の役割であり、被爆者の願いに応える道ではないでしょうか。

よって政府におかれては核先制不使用政策を支持し、被爆国の役割を果たすよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月23日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
外務大臣	岸田文雄	殿
防衛大臣	稻田朋美	殿

高知県香美市議会議長 石川 彰 宏

意見書案第13号

年金積立金の投機的運用を中止・撤回し、国民の年金受給権を保障するよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成28年9月23日提出

香美市議会議長 石川彰宏 殿

提出者	香美市議会議員	山崎晃子
賛成者	〃	門脇二三夫
賛成者	〃	山崎龍太郎

年金積立金の投機的運用を中止・撤回し、国民の年金受給権を保障するよう求める意見書（案）

国民年金や厚生年金の積立金を運用する、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は、2016年4月～6月期の運用結果が株価急落の影響などで5兆2,342億円の赤字であったと発表しました。7月29日に発表した15年度通期の損失額5兆3,098億円に匹敵する損失額となっており、年金受給者の方々を中心に衝撃と将来への不安が広がっています。

国民が納めた保険料である年金積立金は、老後の年金保障が目的であり、安定運用が大原則です。しかし安倍首相が、14年1月にスイスのダボス国際会議でGPIFについて「成長への投資に貢献する」と演説し、これを受けて、GPIFは14年10月に比較的安全な国債への運用を60%から35%に引き下げる一方、株式の運用比率を24%から50%に倍増させました。大量の公的資金を株式市場に流し込む投

機動的運用は失敗し、巨額の損失を出しました。公的資金による株価つり上げは市場を大きく歪めるため「金融大国」の米国でさえ公的年金積立金で株を買うことはしていません。

首相は損失が出ても「年金額が減ることはない」と言っていましたが、今年2月の衆議院予算委員会では「給付に耐える状況にない場合は給付で調整するしかない」と年金減額に言及しています。年金保険料をかけ続けても、受給がどうなるかわからないようでは、国民の間で年金制度への不信感と将来不安が増すばかりです。そして景気回復にも悪影響を及ぼすと考えます。

よって政府におかれては、年金積立金の投機的運用を中止・撤回し、積立金は計画的に取り崩して給付に活用するなど、国民の年金受給権を保障するよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月23日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

常任委員会委員の名簿

【 総務常任委員会 7人 】

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
4	山 崎 眞 幹	1 6	比与森 光 俊
8	島 岡 信 彦	1 7	依 光 美代子
1 1	門 脇 二三夫	1 9	山 本 芳 男
1 4	大 岸 眞 弓		

【 教育厚生常任委員会 6人 】

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
1	甲 藤 邦 廣	7	村 田 珠 美
5	森 田 雄 介	1 5	織 田 秀 幸
6	濱 田 百合子	1 8	石 川 彰 宏

【 産業建設常任委員会 6人 】

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
2	小 松 孝	1 2	山 崎 晃 子
3	利 根 健 二	1 3	山 崎 龍太郎
9	爲 近 初 男	2 0	小 松 紀 夫

議会運営委員会委員の名簿

【 議会運営委員会 8人 】

議席番号	議員名	議席番号	議員名
1	甲藤邦廣	13	山崎龍太郎
3	利根健二	14	大岸眞弓
4	山崎眞幹	16	比与森光俊
8	島岡信彦	17	依光美代子

広報委員会の議会広報部会委員の名簿

【 議会広報部会委員 : 6人 】

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
3	利 根 健 二	7	村 田 珠 美
4	山 崎 眞 幹	1 4	大 岸 眞 弓
5	森 田 雄 介	1 5	織 田 秀 幸

平成28年9月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第50号	平成27年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	継続	28. 9. 23
議案第51号	平成27年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	28. 9. 23
議案第52号	平成27年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	28. 9. 23
議案第53号	平成27年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	28. 9. 23
議案第54号	平成27年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	28. 9. 23
議案第55号	平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	継続	28. 9. 23
議案第56号	平成27年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	継続	28. 9. 23
議案第57号	平成27年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	継続	28. 9. 23
議案第58号	平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	28. 9. 23
議案第59号	平成27年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	28. 9. 23
議案第60号	平成27年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について	原案認定	28. 9. 23
議案第61号	平成27年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	28. 9. 23
議案第62号	平成28年度香美市一般会計補正予算（第3号）	原案可決	28. 9. 23
議案第63号	平成28年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	28. 9. 23
議案第64号	平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	28. 9. 23
議案第65号	平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	原案可決	28. 9. 23
議案第66号	平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）	原案可決	28. 9. 23
議案第67号	香美市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 9. 23

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年月日
議案 第 68 号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 9. 23
議案 第 69 号	香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 9. 23
議案 第 70 号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 9. 23
議案 第 71 号	高知縣市町村総合事務組合理約の変更について	原案可決	28. 9. 23
議案 第 72 号	平成 2 8 年度香美市一般会計補正予算 (第 4 号)	原案可決	28. 9. 23
決議案 第 1 号	北朝鮮による核実験・弾道ミサイル発射に対する抗議決議案につ いて	原案可決	28. 9. 23
意見書案 第 9 号	タックス・ヘイブンを利用した税逃れへの対策を求める意見書の 提出について	原案可決	28. 9. 23
意見書案 第 10 号	利用者の負担が増す介護保険制度改革をしないように求める意見 書の提出について	原案否決	28. 9. 23
意見書案 第 11 号	雇用対策の改善を求める意見書の提出について	原案否決	28. 9. 23
意見書案 第 12 号	核先制不使用政策を支持し、被爆国の役割を果たすよう求める意 見書の提出について	原案否決	28. 9. 23
意見書案 第 13 号	年金積立金の投機的運用を中止・撤回し、国民の年金受給権を保 障するよう求める意見書の提出について	原案否決	28. 9. 23